

平成28年第1回

# 香美市議会定例会会議録

平成28年 3月 2日 開 会  
平成28年 3月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 8 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 8 年 3 月 2 日 水曜日

平成28年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成28年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月2日水曜日（会期第1日） 午前 9時05分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
11番	門 脇 二三夫	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

3番 利 根 健 二

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里  
議会事務局書記 横田 恵子

## 市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成28年度香美市一般会計予算
- 議案第 2号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8号 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 11号 平成28年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12号 平成28年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 13号 平成27年度香美市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 14号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 15号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 16号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 17号 香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19号 香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20号 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 24号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 32号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 34号 香美市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 35号 開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 36号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 37号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 39号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 40号 市道の路線の認定について
- 議案第 41号 市道の路線の廃止について
- 議案第 42号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 43号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について
- 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 同意第 2号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

- 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 10号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 11号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 12号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 13号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 14号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 15号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 16号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 17号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 18号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 19号 農業委員会委員の任命について
- 同意第 20号 農業委員会委員の任命について

#### 議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2号 香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

#### 議事日程

平成28年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成28年3月2日(水) 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
  - 1. 議長の報告
  - 2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
  - 3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
  - 4. 市長の報告
    - (1) 行政の報告及び提案理由の説明
- 日程第4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第 1号 平成28年度香美市一般会計予算
- 日程第6 議案第 2号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第 3号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第 4号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計

予算

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第9  | 議案第 | 5号  | 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                          |
| 日程第10 | 議案第 | 6号  | 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                      |
| 日程第11 | 議案第 | 7号  | 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                      |
| 日程第12 | 議案第 | 8号  | 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                  |
| 日程第13 | 議案第 | 9号  | 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                           |
| 日程第14 | 議案第 | 10号 | 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算                     |
| 日程第15 | 議案第 | 11号 | 平成28年度香美市水道事業会計予算                                |
| 日程第16 | 議案第 | 12号 | 平成28年度香美市工業用水道事業会計予算                             |
| 日程第17 | 議案第 | 13号 | 平成27年度香美市一般会計補正予算（第7号）                           |
| 日程第18 | 議案第 | 14号 | 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第19 | 議案第 | 15号 | 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）               |
| 日程第20 | 議案第 | 16号 | 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第21 | 議案第 | 17号 | 香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第22 | 議案第 | 18号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第23 | 議案第 | 19号 | 香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第24 | 議案第 | 20号 | 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第25 | 議案第 | 21号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第26 | 議案第 | 22号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第 | 23号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第28 | 議案第 | 24号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第29 | 議案第 | 25号 | 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                    |

日程第30	議案第	26号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	27号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	28号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	29号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	30号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第	31号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第36	議案第	32号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第37	議案第	33号	香美市行政不服審査会条例の制定について
日程第38	議案第	34号	香美市職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第39	議案第	35号	開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第40	議案第	36号	市有財産の無償貸付けについて
日程第41	議案第	37号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第42	議案第	38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第43	議案第	39号	香美市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第44	議案第	40号	市道の路線の認定について
日程第45	議案第	41号	市道の路線の廃止について
日程第46	議案第	42号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第47	議案第	43号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について
日程第48	同意第	1号	教育委員会委員の任命について
日程第49	同意第	2号	農業委員会委員の任命について
日程第50	同意第	3号	農業委員会委員の任命について
日程第51	同意第	4号	農業委員会委員の任命について



日程第52	同意第	5号	農業委員会委員の任命について
日程第53	同意第	6号	農業委員会委員の任命について
日程第54	同意第	7号	農業委員会委員の任命について
日程第55	同意第	8号	農業委員会委員の任命について
日程第56	同意第	9号	農業委員会委員の任命について
日程第57	同意第	10号	農業委員会委員の任命について
日程第58	同意第	11号	農業委員会委員の任命について
日程第59	同意第	12号	農業委員会委員の任命について
日程第60	同意第	13号	農業委員会委員の任命について
日程第61	同意第	14号	農業委員会委員の任命について
日程第62	同意第	15号	農業委員会委員の任命について
日程第63	同意第	16号	農業委員会委員の任命について
日程第64	同意第	17号	農業委員会委員の任命について
日程第65	同意第	18号	農業委員会委員の任命について
日程第66	同意第	19号	農業委員会委員の任命について
日程第67	同意第	20号	農業委員会委員の任命について
日程第68	発議第	1号	香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第69	発議第	2号	香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
日程第70	請願第	1号	香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと

#### 会議録署名議員

15番、織田秀幸君、16番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時05分 開会 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから平成28年第1回香美市議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。3番、利根健二君は、病気のため欠席という連絡がありました。

まず、平成28年第1回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

風はまだまだ冷たいものの、日差しは一日一日とぬくもりを感じてきました。古くから寒さ暑さも彼岸までとも申しますし、三寒四温を繰り返し春はやってきます。春はもうそこまでやってきております。

東日本大震災から3月11日で5年の歳月がたちますが、まだまだ復興が進んでおらず、住民は大変な思いで生活を強いられると思うと、一日でも早い復興を願うものです。3月11日は議会開会中ではありますが、震災時刻の2時46分には黙禱をささげますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、3月5日には合併10周年記念式典が開催されますので、皆様方のご参加をよろしくをお願いいたします。

議員各位、執行部には、年度末を控えて公務多忙な中を本議会定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の議会定例会に市長から提出されている議案は43件、承認1件、同意1号から20号まで、議員提出につきましては、発議2件、請願1件、意見書案6件が予定されております。議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて15番、織田秀幸君、16番、比与森光俊君の両君を指名します。両君にはよろしくをお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、2月26日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成28年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2

月26日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から3月18日までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することとなりました。

会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、平成27年第4回議会定例会の継続審査事件であった請願第1号は、開会日に審査報告から採決まで行います。また、議案第13号、第23号及び第29号、同意第1号から第20号までの人事案件20件につきましては、本日、委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定いたしました。

会期2日目の3日から会期6日目の7日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期7日目の8日から会期9日目の10日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の11日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き議案第1号につきまして連合審査会を行います。連合審査会后、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の12日、会期12日目の13日は、休日及び議案精査のため休会とします。

会期13日目の14日は、午前9時から教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の15日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の16日、会期16日目の17日は、議案審査整理のため休会といたします。

会期17日目の最終日18日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略をして本会議で採決まで行います。なお、この日は高知工科大学の卒業式の関係で、本会議の開議は13時30分からといたします。また、追加案件として、議員提案の発議、意見書案が予定されています。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の3日木曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容ではありますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。発議第1号及び決議第2号につきましては、会期初日の本会議で審議・採決まで行うこととなりました。また、発議第3号及び発議第4号につきましては、最終日に追加案件として提案することとなりました。

意見書案第1号から第6号までについても書式等が整っておりますので、会派代表者

会議において意見書に対する調整を行い、最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月18日までの17日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

平成27年第4回議会定例会において決定いたしました、小・中学校にエアコン設置補助制度の新設を求める意見書ほか5件の意見書は、高知県知事及び高知県教育長、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9番、爲近初男です。

12月議会以降、1月8日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。審査事項は、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況についてなど5項目です。審査の経過及び結果について報告をいたします。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況については、平成27年度、現年度調定額164万4,211円に対して12月末現在58万7,138円を収納し、収納率35.71%となっている。また、平成27年度滞納繰越調定額3億5,451万3,436円に対し、住宅改修が340万7,837円、新築が983万3,444円、宅地が363万6,077円で、合計1,687万7,358円となっている。今年度は滞納繰越分約2,000万円の収納が期待できると報告がありました。質疑では、収納率が向上しているが内容はに対して、住宅改修で約200万円が一括完済された。また、

新築と宅地で合計約420万円の収納ができたと答弁がありました。次に、新築資金の貸付業務の進展のない困難案件8件について報告がありました。質疑では、県の償還推進助成事業を受けるには競売した後と思う。住宅改修資金については、抵当権設定がない場合は補助は受けられない認識でよいのかに対し、この資金については、抵当権以外の要件を満たせば補助を受けている案件があるので、対象外ではないと答弁。本委員会として、困難案件については以前指針は示した。現時点における行政としての対応はに対して、まず委員会の意見を聞きたいと答弁がありました。委員会として勉強会を行い、提言を行うこととしました。去る2月5日、勉強会を実施いたしました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、現年度調定額7,458万4,800円に対して12月末で4,940万514円を収納、滞納調定額511万6,476円に対して12月末で160万1,077円収納。滞納の連帯保証人に催告し、完納になり大きく滞納額が減少した。3カ月以上の滞納者が17名になり、未納額の約83%が住宅退去に至った債権であると説明がありました。質疑において、前回提案した連帯保証人への対応は評価する。今後においても現年分の徴収率を落とさないように、また滞納分は粘り強く対応することを申し添えた。空き室の状況では、25室あり随時募集10室、退去による修繕中が10室、明け渡し請求については、現在収納課と協議して明け渡し請求したのが2件あると説明。質疑において、現時点で自主納付をされる方向で推移するといいが、滞納された場合、訴訟を起こす予定はあるのかの質問に、現状では明け渡し請求をして納付されているので訴訟を起こす予定はない。訴訟は最終手段として、それまで粘り強く交渉していくと答弁。空き室の募集状況に対し、6室は居住の期間が長かったので修繕が長引き、2月に間に合わなく5月募集になる予定と説明。それに対して、早く修繕を実施して次の入居者を募集できるよう急ぐべきだと申し入れをしました。

3点目、指定管理者の状況について（物部支所分）では、協定書を提出してもらい説明を受けました。べふ峡休憩所は昭和29年に3坪のもみじ茶屋を建設し、べふ峡保勝会が結成された。昭和48年にプレハブ休憩所を新築、昭和54年にもみじ茶屋を新設、平成15年度にべふ峡もみじ茶屋を旧物部村により改築されたと説明。指定管理については、指定管理の公募を平成16年度に行い、べふ峡保勝会のみ応募により決定された。平成26年度以降は公募によらない方法で指定管理者として選定していると報告がありました。農林漁業体験実習館は、昭和61年度に事業費1億130万円で建設された。指定管理は公募により、べふ峡保勝会が平成18年から10年間、指定管理者となっている。平成27年3月定例会において、公募によらないで指定管理者を指定できるように条例改正し、12月定例会において平成28年以降の指定管理者を指定することについて議決された。指定管理者の公募の選定については、当該施設は地域密着型施設であり、地域住民による主体的な管理が施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できること、そして、これまでの管理状況が良好なことなど総合的に判断し、公募によ

らず選定していると説明。質疑において、体験実習館の指定管理料の根拠に対し、平成22年にべふ峡保勝会と香美市の協議により算定されたと答弁。管理のための賃金はに対して、1月から9月が1日5,000円、10月から12月までが5,500円で算定していると答弁。べふ峡休憩所の収支状況は示されているのかに対し、黒字で推移していると答弁がありました。

4点目として、指定管理の状況について（香北支所分）では、公会堂、コミュニティセンター、集会所の施設6施設があり、平成13年度から20年度にかけて建設された。これらは地域の集会所として改築・新築の要望が上がっていたもので、国の介護予防拠点整備事業や県の元気のでる市町村総合補助金、また過疎債、辺地債を利用した。指定管理については、6施設とも集会所の要件もあり、公募によらない方法で指定管理を行っている。協定書の内容はほぼ同じであると説明。質疑において、利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、指定管理者が料金を定めるものとなっている中で、地域外の人が利用するとき利用料が高いところがあると聞くが、どう決められているのかに対して、各施設より利用料の金額設定申請があり承認している。ある施設の承認通知では、基本的に使用料1日1万円の設定になっていると答弁。これらの施設は将来、地域に返すべきものかに対して、国・県の補助を受けているものや起債を償還中のものもあるが、承認がいただければ移管も可能ではないかと思うと答弁がありました。

5点目、市有財産の管理・活用状況等については、公有財産管理システムにおいて建物は209件である。現在使われていない建物6件の説明を受けた。土地はどこにどのようなものがあるか。また、使用されていないどのような土地があるかは、今後の調査後になるとの説明を受けました。質疑では、公共施設等総合管理計画を平成28年度末までの作成は大変と思うが、現状の把握の中で遊休地の利用、転用等をどう捉えていくのかに対し、全施設の現状の把握分析ができた時点で、庁議等で施設全体の管理に関する基本方針を決定していただき、その後、議会と市民に情報を共有したいと考えていると答弁。一定期間を切ってやらなければ行革の観点からもどうかと思うがに対し、現時点で期間を切って維持管理計画を立てることは難しい。管財課が公共施設の情報を管理・集約する部署であっても、維持管理については全庁的な取り組み体制の構築、情報の共有が必要であると答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、定住人口増加促進

特別委員会の報告をいたします。

定住人口増加促進特別委員会におきましては、昨年12月21日と本年2月15日に特別委員会を開催いたしました。それぞれの審査の経過と結果について報告をさせていただきます。

まず、12月21日の委員会では、農業者のニーズ調査について、移住希望者・定住者の農業に対するニーズ調査について、香美市移住定住交流センター業務の進捗状況についてを議題とし、審査を行いました。

農業者のニーズ調査については、農地法における下限面積の設定基準、別段面積の設定基準、また空き家つき農地については、遊休農地であることを条件に1筆ごとの指定とし、農地の所有権や利用権などの権利を取得する際の下限面積を1アールとした島根県雲南市の例等の説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

移住希望者・定住者の農業に対するニーズ調査については、まちづくり推進課の窓口や都市部で行われた移住相談会、また香美市移住体験ツアーの際のアンケート調査から見た農業に対するニーズについて説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

香美市移住定住交流センター業務の進捗状況については、年間10組の移住を実現するという目標達成に向けて立てられた、「1. モデル地区をつくる、2. 歩留まりを高める、3. WEB情報発信の徹底、4. アフターフォロー、5. 「ものづくり」の場づくり」という5つの方針に沿って、それぞれの現状と見通しにつき説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

結果、これらの議題に関してはなお引き続き調査研究することとし、審査を終了しました。

次に、2月15日の委員会では、市街化調整区域内の規制緩和に向けた開発許可権限委譲について、「NPO法人いなかみ」との情報交換について、本市の農地法下限面積に関する意見の取りまとめについてを議題とし、審査を行いました。

市街化調整区域内の規制緩和に向けた開発許可権限委譲については、委員会発足当時より審査を進めており、執行部からは線引きは維持しつつも、連担等も含め規制緩和による定住政策を進めていくという方向性が示されておりますが、南国市にはイオンが進出する計画があり、大規模な開発が行われるということを知ることからも、規制緩和に関する高知県開発審査会の動向等、何か新しい情報等があればということを中心に担当課より説明を受けた後、質疑、意見交換等を行いました。

結果、担当レベルでは若干程度の話は聞いているが、県からも南国市からもこういう形でこうなるとの話は聞いていないことから、従来と大きく変わっていないことが確認されるとともに、今後についても引き続き注視していくこととしました。

次に、「NPO法人いなかみ」との情報交換については、前回以降の経過、進捗状況、課題、また、いなかみの主催する第3回目の移住体験ツアー「農とナニカのはじめ方」についても説明を受け、質疑、意見交換等を行いました。

NPO法人いなかみとの意見交換については、移住定住希望者のよりよい移住定住に向けた取り組みを進めていく視点からも、今後も定期的に行っていくこととしました。

最後に、本市の農地法下限面積に関する意見の取りまとめについては、審査、意見交換も相当程度深まったことから、次回の委員会で提言に向けて取りまとめを行うこととしました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第67、同意第20号、農業委員会委員の任命についてまで、以上64件を一括議題とします。

行政の報告及び、ただいま議題となりました議案の提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さんおはようございます。本日、平成28年第1回香美市議会定例会議を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところをご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨日は雪が降りまして大変寒かったのですが、子どもたちが「真っ白、真っ白」と喜んでいる姿を見まして、改めて雪の白さに新鮮なものを感じたところでございます。郊外で花を楽しめる季節は確実に近づいておりますが、昨日3月1日、香美市は市制施行・合併10周年という節目の年を迎えました。5日には合併10周年の記念式典を挙行することといたしておりまして、また、本年は記念の行事も多数予定をいたしておるところでございまして、議員の皆様にはぜひともご出席等、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

香美市は幾多の困難を乗り越え「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う進化する自然共生文化都市・香美市」を、市の将来の都市像として掲げて誕生いたしました。その実現のために、議会はもとより行政、そして市民の皆さんも力を合わせて今日まで頑張ってまいりました。節目のときを迎え、香美市の今に真摯に向き合うとともに、改めて将来都市像への決意を固め前進したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

お手元の資料では7ページになります。

さて、日本の経済について政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策などより成長戦略を柱に経済財政政策を推進するとともに、原油価格の下落もありまして、緩やかな回復基調にあるとしています。また、昨年12月の「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、交易条件が緩やかに改善する中で堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれると、実質GDP成長率を1.7%と予測をしております。



一方、地方財政については、平成28年度は前年度に引き続き通常収支分と東日本大震災分を区分して整理し、通常収支分については、地方創生事業等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように、地方交付税等の一般財源総額で前年度を1,000億円増し、重点課題対応分の創設等がなされています。

こうした国の経済動向や地方財政措置とともに、地方交付税がいよいよ合併算定替から一本算定へと移行することから、平成28年度財政運営については一層厳しい環境となっています。しかしながら、本市の将来像を実現するために、また安心・安全、そして活力ある香美市を実現するために、限られた財源の中ではありますが、国や県の補助事業等を最大、有効に活用して、住宅耐震化促進事業、防災行政無線デジタルシステム整備等の防災対策関連事業、宝町テニスコート改修等の社会体育施設整備、物部支所庁舎建設、小中学校の教育施設環境の整備、学力向上対策等の教育充実の事業、地域に根差した産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策、消費者行政の充実、関係機関とのさらなる連携強化などを重点政策事業として取り組んでまいります。

それでは、諸般の報告並びに今議会に提案しました議案について説明をさせていただきます。

初めに、防災対策課でございます。

1、高知県自主防災組織知事表彰の受賞について、宮ノ口防災会に「高知県自主防災組織知事表彰」の受賞が決定しました。宮ノ口防災会は、平成18年の設立以降さまざまな工夫を凝らした活動を行っており、地域の防災力向上に大きく尽力されている功績が認められました。表彰式は今月の18日に行われ、本市では昨年の小島防災会の受賞に引き続き、2年連続の受賞となります。

2、ヘリポートの整備について、物部町大栃及び別府に建設中のヘリポートは今月中に完成します。今回の整備により、設置数は5カ所になります。

3、防災行政無線デジタルシステムの整備について、防災行政無線デジタルシステム整備は、香北町白川の山林に新設予定の中継局において、国庫補助事業を活用した間伐整備事業が行われていた事実が判明しました。この補助事業を活用した山林は、林業以外の目的に転用する場合は、林野庁に対して転用面積に相当する補助金を返還するか、または免除を求める協議を行う必要が生じ、免除の承認日までに不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めないことから繰越事業としました。

4、地域集会所の耐震化について、地域集会所の耐震診断は完了し、耐震改修設計は年度内に完了します。なお、耐震改修工事は年度内に8カ所の工事が完了する見込みですが、残りの35カ所は国・県への補助申請等の手続に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めないことから繰越事業としました。

産業振興課でございます。

1、鳥獣対策事業について、2月10日時点で有害鳥獣捕獲数は鹿1,393頭、イノシシ350頭、猿61頭等となっております。現在猟期中であり、一層の捕獲を期待

するところでございます。

2、農政について、現在、JA土佐香美に業務委託している地域農業再生協議会の転作事務は、平成28年度から産業振興課の直営業務となります。なお、手続等は今までどおりです。

3、林政について、本年度開始した木材住宅支援事業は、2月15日現在の申請は5件であり、補助金合計は550万円です。その他3件の問い合わせをいただいております。本年度の補助件数は8件を予定しています。事業初年度から一定の効果も見られることから、より一層の周知に努めていきます。また、木材住宅支援事業委員会から、来年度以降の事業展開について、3カ年の事業計画を5カ年に延長し、新築のみの補助対象に増改築も加えるなどの内容の提言書をいただいております。財源措置を含めた検討をしています。

4、商工観光について、ピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園の指定管理について現在の状況を報告します。物部川流域の観光活性化を含め、高知県支援のもとに昨年秋に設立された四国銀行・REVICによる高知県観光活性化ファンドから、株式会社香北ふるさと公社の株式取得による民営化が提案され、現在ファンド側で経営・財務等の調査を行っています。調査終盤に入っており、3月中には一定の方向性が示される予定です。この結果を踏まえた上で、今後の方向性もお示しできるものと考えています。

建設課。

1、災害復旧事業について、昨年度から繰り越した公共災害44件のうち、40件は1月末までに完了し、残り4件は年度内完了に向け現在施工中です。また、本年度の豪雨及び台風により54件災害が発生し、国の査定も全て終了しました。現在25件は既に契約を完了し、残り29件は入札不調等もあり、事業繰越も視野に入れ完成を目指しています。

2、土木事業について、交付金関係道路整備について、年度内完成に向け現在施工中で、一部特殊工法等もあり事業繰越も視野に入れ、県及び関係機関との協議を行っています。がけくずれ住家防災対策事業について、本年度3件の事業採択を受け、そのうち2件は完了し、残り1件は年度内完了に向け現在施工中です。

3、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線について、繰越分も含めた用地等交渉を行い、あわせてJRとの踏切拡幅設計を完了しました。あけぼの街道からの進入部について、現在施工中の下水道工事が終わり次第、道路工事に取りかけられるよう準備をしています。また、秦山公園スタジアム南の老朽した、あずまやについて改修を行いました。

4、地籍調査について、本年度計画地区である物部町大栃・柳瀬・押谷の各一部、香北町有瀬・谷相・東山の各一部、土佐山田町西又の一部において、初年度事業が3月末に完了となります。

5、県営工事について、国道195号は、起点部である楠目工区の用地取得及び修正

設計を現在行っています。また、大柵橋架替工事では、下部工工事の一環として旧橋台補強を行いました。県道等の他路線についても地域及び支所等との連絡を密にして、事業のスムーズな進捗を県とともに進めています。

#### 教育振興課。

1、子ども祭りについて、子ども会議で決定した子ども主体のお祭り「香美市KYO子ども祭り」が、12月27日に日曜日と同時開催で行われました。香美市内の全小中学校・山田高等学校・山田養護学校の児童生徒が、日ごろの学習発表や舞台発表、地域の特産物などの販売をして楽しく交流することができました。

2、香美市の歌について、香美市内の全小中学校・山田高校の児童生徒が考えた歌詞に、堀内 佳さんが作曲した、香美市の歌「Happy to be born in Kami」が完成し、1月末に子ども会議実行委員へ報告されました。3月5日の合併10周年記念式典で小・中・高校生が歌う予定です。

3、姉妹都市交流事業について、姉妹都市との友好交流関係の発展を図るため、1月14日から17日まで、積丹町の児童12名と十河教育長ほか職員3名が香美市を訪れました。香美市では染物体験や龍河洞探検、大宮小学校との交流を行い、思い出に残る貴重な体験ができました。今後もこのつながりを続けてまいります。

#### 生涯学習振興課。

1、体育文化奨励賞について、2月11日に第4回香美市体育文化奨励賞表彰式典を行い、体育分野の国体・全国大会や四国大会において、すぐれた功績のあった4名と2団体を表彰しました。受賞者及び受賞団体については、表に掲げておりますのでご参照ください。

#### 上下水道課。

1、香北・物部地区簡易水道及び飲料水供給施設管理委託業務について、2月19日に、香北及び物部管内における簡易水道施設と飲料水供給施設の維持管理について、クボタ環境サービス株式会社大阪支社と委託契約を締結しました。委託期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間で、拠点となる事務所は香北町内に開設します。次に、管理体制は平常時の施設管理に4名、休日夜間の対応に1名を配置します。なお、このたびの業務委託において、香北町内より1名が正規社員として雇用されました。これを契機として、水道事業における地元雇用の確保と人材の育成が図られるよう努めてまいります。

#### 消防課。

1、平成27年の火災件数、救急及び救助出動件数等について、昨年は火災件数9件、損害額1,230万3,000円、救急出動件数1,588件、救助出動件数19件となっており、平成26年と比較すると火災件数は14件の減、損害額は968万1,000円の減、救急出動件数は22件の増、救助出動件数は1件の減となっています。

2、消防団の活動について、平成27年11月22日に物部方面隊、12月6日に土

佐山田方面隊及び香北方面隊が冬季訓練を実施し、香北方面隊は訓練の後、民生委員とともに独居高齢者宅を訪問し防火点検を行いました。12月26日から30日まで全分団による年末警戒を実施し、各分団はそれぞれの管轄区域を巡回して火災予防を呼びかけました。平成28年1月3日の成人式で、消防団員の定数確保のため消防団員数名が出席し、消防団員募集のパンフレットの配布と消防団員入団促進を呼びかけました。

3、消防出初式について、1月10日、香北グラウンドで消防団員ら約300名が参加し、平成28年香美市消防出初式を開催しました。式においては消防団員の表彰に続き、服装及び機械器具点検、分列行進等を行いました。

4、山岳装備品について、冬季の山岳救助に対応するために山岳装備品を配備、訓練を実施しました。

次に、提案をしました議案について説明をさせていただきます。

平成28年度の一般会計予算の規模でございますが、平成28年度の歳入・歳出予算総額は176億5,600万円で、前年度176億9,900万円と比べて4,300万円、0.2%の減となっています。歳入では、市税で固定資産税家屋が前年度比6.3%の増、軽自動車税が前年度比17.9%増等により、総額で24億6,066万8,000円、利子割交付金は前年度比17.9%の増、株式等譲渡所得割交付金は前年度比46.7%の増、自動車取得税交付金は前年度比39.2%の増となっています。また、普通交付税は62億8,000万円を計上しています。繰入金については、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金7億3,040万8,000円を計上し、施設等整備基金の繰り入れや庁舎建設基金繰入など、基金繰入金の総額が8億9,826万5,000円となっています。市債については、交付税の振替財源としての臨時財政対策債が4億6,352万8,000円となっており、支所建設事業、都市計画整備事業、体育施設整備事業に伴う合併特例債4億9,310万円、消防防災施設整備事業に係る緊急防災・減災事業債4億9,670万円、道路新設改良事業や林道整備事業に伴う過疎対策事業債2億1,380万円、過疎対策事業債1億8,160万円等により、総額で19億1,592万8,000円となっています。歳出では、性質別に大別すると義務的経費が78億7,018万8,000円、投資的経費が25億5,191万8,000円、その他の経費72億3,389万4,000円となっています。また、総予算に占める割合は義務的経費が44.7%、投資的経費が14.4%、その他の経費が40.9%となっています。

以上、平成28年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

まず、承認第1号は、専決処分事項の承認を求めるものであり、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第1号は、平成28年度香美市一般会計予算です。

議案第2号は、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第 3 号は、平成 28 年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第 4 号は、平成 28 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第 5 号は、平成 28 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第 6 号は、平成 28 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第 7 号は、平成 28 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第 8 号は、平成 28 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第 9 号は、平成 28 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第 10 号は、平成 28 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算です。

議案第 11 号は、平成 28 年度香美市水道事業会計予算です。

議案第 12 号は、平成 28 年度香美市工業用水道事業会計予算です。

議案第 13 号は、平成 27 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）であり、本案は、普通交付税の追加、物部支所庁舎建設事業費の減額、国の補正予算に対応する地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業の追加等のほか、繰越明許費、債務負担行為（後に「債務負担行為」を削除と訂正あり）及び地方債の補正を行うものです。

議案第 14 号は、平成 27 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 15 号は、平成 27 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）です。

議案第 16 号は、平成 27 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 17 号は、香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 18 号は、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 19 号は、香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 20 号は、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 21 号は、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 22 号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 23 号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 24 号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 25 号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 26 号は、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 27 号は、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 28 号は、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 29 号は、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 30 号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 31 号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定です。

議案第 32 号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定です。

議案第 33 号は、香美市行政不服審査会条例の制定です。

議案第 34 号は、香美市職員の退職管理に関する条例の制定です。

議案第 35 号は、開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定です。

議案第 36 号は、市有財産の無償貸付けです。

議案第 37 号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定です。

議案第 38 号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定です。

議案第 39 号は、香美市過疎地域自立促進計画の策定です。

議案第 40 号は、市道の路線の認定です。

議案第 41 号は、市道の路線の廃止です。

議案第 42 号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更です。

議案第 43 号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分です。

同意第 1 号は、教育委員会委員の任命です。

同意第 2 号から同意第 20 号は、農業委員会委員の任命です。

以上、平成 28 年度香美市一般会計予算など、承認 1 件、議案 43 件、同意 20 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書をご参照くださいますようお願いをいたします。

報告の中に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

議案第 13 号でございますが、そのうち私が「債務負担行為」このように申し上げたようでございますけれども、この部分につきましてはございませんので、削除させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

(午前 10 時 08 分 休憩)

(議案撤回申出書を配付)

(午前 10 時 10 分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長より議案撤回の申出書が提出されています。

まず、本件について、執行部から提出理由について説明を求めます。市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長(高橋由美君) 先ほど提案をさせていただきました議案第25号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての今議会への提出撤回の理由を申し上げます。まことに申しわけございません。

国民健康保険税は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う地方税法の改正によって改正すべきところを、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴って改正する国民健康保険料と誤り今回改正するように提出していたため、撤回をさせていただくものです。あわせて、お手元の新旧対照表の廃棄もお願いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長(石川彰宏君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 13番。

急な撤回でございますけど、ちょっと先ほど説明された意味合いをもう少しかみ砕いて言ってくれないと、施行令云々からここにありませんのでね実際のところ、どういう流れになるのか再度の説明を求めます。

○議長(石川彰宏君) 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長(高橋由美君) まことに申しわけございません。ここに書いてある改正というのは間違いないところでございますが、うちが国保税につきましては、国保税をとっているところと国民健康保険税の立場をとっているところがございます。香美市におきましては国民健康保険税という税のほうをとっておりますので、この国保法の改正によります施行令も地方税法の改正と同一の改正をもって、初めて国民健康保険税条例の改正というものを提出させていただくことになりまして、今回「料」と同等の動きをとっておりますので撤回をさせていただくものです。

○議長(石川彰宏君) 13番、山崎龍太郎君。

○13番(山崎龍太郎君) 関連。地方税法との云々ということは今言われたんですが、この条例自体は間違いはない的なことを今言われましたので、これは再度の提案が今後の議会で諮られるということですのでよろしいのか確認します。

- 議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。
- 市民保険課長（高橋由美君） 一応、税法が通過をいたしましたときに、もう一度報告になるのか議案提案になるのか、4月1日施行ですのでご説明をさせていただくこととなります。
- 議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 13番。  
税法改正の流れがちょっといつになるのかわからんですが、最終日に間に合えば提案されるということの認識なのか、議会後になれば承認案件ということになっていくのか、それを確認させてください。
- 議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。
- 市民保険課長（高橋由美君） 現在の予定では3月31日に法が施行されるということのようですので、流れとしては報告という流れになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。  
16番、比与森光俊君。
- 16番（比与森光俊君） 撤回はわかりましたけど、これ議案第25号を取り下げるとなると、その議案第26号から以下は号が繰り上がってくるのか、それとも上がるのか、ちょっとそこを。
- 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） 撤回ですので、この議案第25号は欠番となる予定です。  
以上です。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。  
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
お諮りします。議案第25号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件を許可することにご異議ありませんか。  
「異議なし」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。  
お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第13号、第23号及び第29号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。  
「異議なし」という声あり
- 議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
暫時休憩します。  
(午前10時17分 休憩)  
(午前10時25分 再開)
- 議長（石川彰宏君） 正場に復します。



休憩前に引き続き会議を行います。

日程第17、議案第13号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 議案第13号、平成27年度香美市一般会計補正予算（第7号）について、説明をいたします。

平成27年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億8,101万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億2,605万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月2日提出、香美市長 法光院晶一

今回の平成27年度香美市一般会計補正予算（第7号）は、普通交付税、国の補正予算に対応する追加、物部支所庁舎建設事業費の減額など、また、繰越明許費、地方債について補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、それと歳入歳出補正予算事項別明細書、13ページから15ページまで、次に、款項目節の内訳、16ページから35ページにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

続きまして、10、11ページ第2表、繰越明許費につきまして説明いたします。繰越事業は23事業、総額10億6,129万5,000円となっております。なお、それぞれの繰越理由につきましては、細部説明書別紙繰越理由にてお示しをしておりますのでご参照ください。

次に、12ページ第3表、地方債補正につきましても、細部説明書にて概要をお示ししているとおり8事業について変更し、限度額を21億5,559万8,000円としました。

市債の内訳資料につきましては、細部説明書別紙資料にお示しをしております。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じです。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

17ページで1点お尋ねします。

国庫補助金の中の7節、地方創生加速化交付金、市長の施政方針の中でも言われたところもありますけれども、222万1,000円ということで国庫補助金として入ってくるわけですが、実際のところ額的にえらい少ないなあという分、先ほど1,000億円というふうな話もございました。あわせまして、コンペ方式でやっていくということで総合戦略に位置づけられた事業の中の分野でやるということ、その割には額が少ないというふうに私ども感じとったところですが、内容とこの加速化交付金の申請状況等についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） ご質問にお答えします。

今回提案させていただきましたこの事業につきましては、県のほうでまんなか高知広域観光加速化プロジェクトというのを高知県として取り組むことになっておりまして、その中の事業として2つの事業を出しております。その合計金額が222万1,000円ということになっております。それで、この加速化交付金につきましては、平成26年度の補正予算でありました先行型交付金の追加分というのが平成27年度にありましたが、その追加分につきましては先駆性を有するものでなければならないというようなことで、本市からは1件事業を提案させていただいたんですけれども、今回も総額1,000億円で補助率が100%ということになっておりますが、先駆性ということが今回も問われておりまして、他の自治体の手本となるような事業でなければならないというようなことで、自立性とか官民協働、地域間連携、政策間連携、それから事業推進主体の形成とか、大変多くのハードルがございまして、それをクリアして短い期間で取りまとめて、本市から独自の事業をなかなか出せなかったというようなことで、今回はこの高知県が取りまとめてやる事業の中で、この加速化交付金を使った事業をやっていくということになっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 所管課としては大変な事務と思います、短期間でやるということも踏まえて。ただ、やはりせつかくの予算であるき、一般財源総額でこういうふうに1,000億円積み増しされた中でなかなか使えないという部分では、それはハードル高いというがは当然であるかもしれませんが、ちなみにその1件申し込んだけ

どだめやったという事業、それお構いなかったら市のほうでですね、1件先ほど提案したけれどもだめやったというふうに言われたと思いますけど、申し込みしなかったのか、再度お願いします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

済みません。先ほどの答弁で提出したけれどもだめだったというようなことは言っていないと思うんですが、今回一応この交付金について、各部署にこういう事業がありますので事業提案してくださいというようなことはしておりますが、先ほど説明したような高いハードルがございまして、また短い期間でもございましたのでそういう提案はなかったということで、この広域的に取り組む事業の2件になったということでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

総合戦略もいち早く立ち上げてはやってる市長の姿勢からいって、やはりそういう部分に、やっぱりなかなか先駆性といったときに難しいかもしれませんが、今後やっぱり各課に流したときに上がってくるような、余裕もない中の仕事かもしれませんがもそういうことを心がけるべきじゃないかと。なかなか他市町村の見本になるとか手本になるというが難しいかもしれんけど、その中で県の部分に今回は乗ったといたら語弊あるかもしれませんが、それに参画したというレベルかもしれませんが、こういう提案は県のほうは、ほかにはもうなかったかということをお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

済みません。他の市町村がどういう事業提案してるかということまでは把握しておりません。また県のほうとして提案してるのは、このまんなか高知広域観光加速化プロジェクトというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そのプロジェクトはわかったんですけども、それが一体何なのかがよくわからないんですが。これ先ほど市長のほうの施政方針の中でちょっと触れられてたREVICってありますよね、それと何か関係あるがですかね。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

REVICとは関係なく高知市・南国市・香南市・香美市、この4市によります中央広域の観光の中で、今年20世紀を超す大型客船、それが高知新港のほうに寄港していただくということで、6時間圏内で全て観光が終わるといふような時間的な制約の中で、この中央広域の観光としてインバウンド観光の1つとしての取り組みをしたいというふ

うな形で県も一緒になりましてまとめたと、その分が今回のこの加速化の申請につながっているということでございます。龍河洞とか、アンパンマンとかを含めまして西島園芸団地、うちのほうとしてはこの物部川流域としてそういうふうな主たる観光地を含めたものとして、6時間圏内で新港に帰ることができるというふうなインバウンドな観光、いわゆる外国から来られる観光客を相手にした観光、それを組み立てていくというふうな形での提案となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。

同じ17ページの8節に地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金というので715万円あるんですけど、この分は全てマイナンバー関連の予算として国からおりてきているものなのかということと、これにプラスして10ページでは繰越明許費になってるんですけども、これが7,251万1,000円ありまして、その差額は出のほうにもあるんですけども、本市で負担をするということになるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、濱田議員のご質問にお答えします。

まず、この補助金がマイナンバー関連の補助金かというご質問ですが、関連としてはありますが直接的な補助金ではございません。あくまで各自治体の情報セキュリティの強化に対する補助金ということでありまして。それと、この事業は国の補正予算に対応した形で繰り越してやっていくという形になります。元来情報セキュリティというのは各自治体で整備をするというところでありまして、今回こういったセキュリティ強化につきましては国のほうからも求められている関係もありまして、この補助金がついております。ただ残りの費用については、単費で対応するという形になります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 12ページの地方債補正のところでお伺いしたいのですが、その児童福祉施設整備事業債2,950万円上げられておりまして、その細部説明書のほうを見ますと、これに関しましては「入札不調による大栃小学校及び楠目小学校児童クラブの新築事業」というふうに説明がございまして。楠目小学校のほうは定員増による新築の必要性が出てきたということでしょうか、それをお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

楠目小学校の児童クラブにつきましては、計画をしてはしましたが、時期を見直して平成29年度から行いたいと思っております。実際、定員は若干オーバーしています。

- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） 定員オーバーということは現在70名の定員ですかね、2つ施設が必要になったということですか。今どれぐらいですか。
- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。  
人数はちょっと控えてないんですけど、とりあえず今1室あるんですけど、もう一つ建築したいということで検討しています。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） そしたら、現在校庭にあります児童クラブの隣にというふうなところですか。校庭内でないといけないということですが、同じような規模のものが建ちますか。
- 議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。
- 教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。  
そうですね。まだ計画段階ですので規模等はまだはっきりしていませんが、平成29年度からという予定としております。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（石川彰宏君） これで歳入の質疑を終わります。  
次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。  
5番、森田雄介君。
- 5番（森田雄介君） 31ページでお聞きをいたします。  
9款、消防費の3目、消防施設費、15節、工事請負費の耐震性貯水槽整備で減額1,352万6,000円ということです。これ細部説明書の129ページには、「平成28年度へ組み直したことによる耐震性貯水槽整備の減額」ということになっておりますが、どういった経緯で、どこの場所がどういった理由で繰り越しになったのか、それをお聞かせください。
- 議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。
- 消防長（寺田 潔君） 森田議員の質問にお答えをいたします。  
この耐震性貯水槽は市民グラウンドの駐車場に設置予定でありまして、100トンの耐震性貯水槽でございます。耐震性貯水槽につきましては、国庫補助事業としてこれまでやっております申請をしておりましたけれども、国庫補助事業として採択をされなかったため次年度に繰り延べたものでございます。  
以上でございます。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。  
17番、依光美代子君。
- 17番（依光美代子君） 24ページの総務費の5目、財産管理費、11節の需用費の中の修繕費、細部説明書を見ると公用車の修繕ということで書かれてますが、金額

が大きいので何台か、どのような修繕をするのかと。

もう1点が、次のページへおまして25ページの16目の地方創生費の負担金、補助及び交付金の中で、広域連携事業負担金いうのを先ほど佐々木課長が説明されたことかなと思います。違っておればご説明をお願いいたします。

その下に物部川流域フェスタ事業補助金とあります。これ広域でこの3市がどのような事業をするのかの説明をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えいたします。

この修繕費は車検点検時に発生する車の修繕費でございます。全部です。車検とか6カ月点検のときに発生する車の修繕費になります。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

地方創生費の広域連携事業負担金でございますが、これは高知市・南国市・香南市・香美市で行うもので全部で4つの事業に分かれておまして、1点目として誘致活動事業、これはパンフレットの作成とか配置、旅行エージェントに対するプロモーション。それから、2点目として観光展・物産展を開催するということになってまして、関西圏で観光物産展を共同開催するというものでございます。3点目にプロモーションツール作成事業ということで、外国人観光客誘致をプロモーションツールを作成するということになっております。4点目として観光商品の充実事業ということで、外国人観光客や教育旅行誘致に関する先進地視察研究。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 物部川流域フェスタ事業補助金についてお答えいたします。

30万円の分でございますけれども、平成27年9月27日に南国市・香南市・香美市の観光協会及び商工会等が重立った発案といたしまして、物部川流域で食のフェスティバルをやりたいということで、香南市にあります天然色劇場でこのフェスティバルを開催しました。そのときの事業の補助金として各市へ割り振りが来たものでございます。平成27年度につきましては、急な立ち上げでございまして補正というふうな対応になってきたわけでございますけれども、平成28年度、来年度からは物部川地域アクションプランのほうに位置づけをされまして実施予定でございますので、6月補正等でこの補助金の部分は補正で計画をされるということになっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 先ほどの地方創生費の広域連携事業負担金関連ですけど、こ

れは事務局というのほどこが持って、香美市からはどういう部署の方がここに行ってるんですか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

広域連携事業につきましては、現在も中央広域で4市が一緒になって取り組んでおりますので、事務局はこれは恐らく高知市ということになると思います。

（4番、山崎眞幹君、自席から「香美市からは」と発言する）

○企画財政課長（山中俊明君） 部署でございますが、香美市のほうは産業振興課のほうになります。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 細部説明書の130、131ページ、繰越理由がそれぞれ出てますが、その中で入札不調によりというのが6件あります。入札不調はそれぞれの事業によって違うのか、また入札が不調であったかをどのように把握しているか、ちょっとご説明をお願いします。特に大柝小学校児童クラブなんかも早4月から困るわけですので、不調の原因をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

大柝小学校児童クラブにつきましては10月に入札を実施しました。で、年内の労務者の手配調整が困難ということもあり、繰り越しということになりました。あとの部分ですが、入札不調、不落ということで、小学校の建築のほうは3回、設備4回、小中学校の改修工事の入札したんですけど、全部不落ということで内容は聞いておりません。

（16番、比与森光俊君、自席から「原因はわからん」と発言する）

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） この中で農地農業用施設災害復旧事業と現年発生一般単独災害（農業用施設）についてお答えいたします。

両方とも入札不調ということで辞退となりました。で、施工時期につきましてはもう間もなく春が始まりますので、水をはるというふうな形ですので、農地等につきましては災害復旧事業ができませんので、一定期間を置いた後に発注をしていくというような形になると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 大柝地区排水路改良事業につきましては、やはり昨年豪雨災害等があり、ちょっと一部そちらのほうに優先したため、いざ入札する時期になりますと工期が十分にとれない、そのために繰り越しということをお計画しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番です。

32ページで伺います。10款、教育費の2目、事務局費の7節の賃金と、あと8節の報償費に関連するんですけども、スクールカウンセラーのことなんですけれどもスクールカウンセラーは多分3人平成27年度は来てると思うんですけども、その細部説明書のほうではスクールカウンセラーの「相談会の回数を追加することによるスクールカウンセラー謝金6万円の追加」ということになってますけれども、このスクールカウンセラーの3人分の賃金については、これは県から委託金として入ってると思うんですけども、それでなおかつ足りないといいますか相談件数も多いということで、この謝金という形で、市からはこの報償費という形でそれにプラスして、今回6万円の補正があるんですけども出てるということで理解していいんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの多分勘違いじゃないかなと思うんですが。この補正分ですが、スクールカウンセラーの分の補正につきましては相談されてる件数が多いと、今現在、西庁舎のほうのふれんどる一むのほうで、スクールカウンセラーさんが来て相談を受けてます。その分が日数が多くなるのが予想されるために組んだわけです。

それで、スクールソーシャルワーカーにつきましては3名いまして、賃金でお支払いしています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、スクールソーシャルワーカー、その方の県からの委託金としては、7節の賃金のふれんどる一む支援事業の中に含まれてるんでしょうか、確認です。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 賃金としては含まれてますが、今回のこの減額につきましては、特別支援員の申し込みがなかったということで減額しております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

先ほど大栃小学校児童クラブ、もんべえですよ、それが繰り越しになったということなんですけれども、いつごろ完成してどういうふうになるのか。子どもさんへの影響とかそういうことをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。



大柘小学校のもんべえ児童クラブですが、現在ほんとうに入札不落ということで繰り越しになりました。早々に新年度に向けて入札の準備をしたいと思ってます。完成が大体秋ごろ10月、期間もありますので10月前後かな、ちょっと時期的にはわかりませんが、10月、11月ごろには完成を予定してあります。今現在、受け入れてる児童クラブにつきましては、小学校のほうに1教室貸していただくようお願いしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 27ページの5目、放課後児童対策費の15節の工事請負費ですが、細部説明書によると児童クラブ建設工事の追加ということでこれは大宮小のほうの追加ということでしょうか。どのようなことでこの追加が発生したのか説明をお願いします。

そして、34ページの7目、やなせたかし記念館費の賃借料が管財課がまとめて支払うため不用となったということで、減額することでゼロとなっておりますが、これ平成28年度に初めてこういうような形で計上したと思うのですが、そのことが今回こうして変わった理由というか、説明をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 大柘小学校児童クラブの建設工事については、平成28年度に労務単価が上がると予想されてまして、大柘小学校児童クラブの造成工事の設計監理について造成する必要がなくなったために組み替えということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） やなせたかし記念館費の賃借料の件ですが、これはアンパンマンロードのロードサインの土地の借り上げ料です。これを一括して管財課のほうで支払いをするということに変えましたので、今回減額したということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 一括して、説明ではそう書いてるけど、前年度までそうでなかったですね。で、平成27年度にあえてこう賃借料と掲げてましたけど、それは当初はどういう思いでそう変更したというのをお願いいたします。

それと、児童クラブの工事の追加よくわかります。ちょっとこういう理由でっていうことをぜひ書いてもらいたいと、そしたら質問しなくていいので。減額や増額は数字で見たらわかるけど、その内容がなぜ減額なのか追加なのかということ、ぜひ皆さんにお願いをしたいです。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） アンパンマンロードの件ですが、お恥ずかしい話ですが、当初予算を勘違いしたということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 次回から詳しい内容を書きたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番。

32ページでお伺いをいたします。1項、消防費の19節、負担金、補助及び交付金で、住宅等耐震化促進事業補助金として減額補正1億5,750万3,000円という結構大きな額が減額となっております。細部説明書129ページのほうにも実績見込みによる減額というふうにも書かれております。そもそもの耐震化の申し込み状況等がどれほどあって、そして、実際に少なくなっているのかというあたりがわかればお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

減額の理由としましては、地域集会所耐震化において耐震設計と改修工事件数をそれぞれ60件と見込んで計上していましたが、43件に減少しました。また、1件当たりの耐震設計費及び工事費の補助金は、延べ床面積を100平米で予算計上していましたが、床面積の平均は約70平米で、予算額以下であったことなどの要因により減額の補正を行っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番。

関連です。見込みよりかは少なくなったということではありますが、予算的には当初4億円程度あって結構使われてはおるわけですが、実際少なくなっても使わなかったと。今後この件数程度になる場合に、1件当たりの補助を大きくするとかっていうようなことは考えられないのか、まずそこをちょっとお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 1件当たりの補助は1平米当たり4万8,700円で、それに対して床面積を掛けたものを限度額としておりますので、それ以上の追加につきましては自治会の負担になるということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わり

ます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第27、議案第23号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、本案について、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議案第23号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年3月2日提出、香美市長 法光院晶一

香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正文につきましては省略をいたしたいと思えます。

また、提案理由につきましては、細部説明書のほうに詳しく書いてありますのでご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第33、議案第29号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、本案について、執行部から提案理由の補足説明を求めます。上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） それでは、議案第29号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書 29-1 ページをお願いします。

議案第 29 号、香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 3 月 2 日提出、香美市長 法光院晶一

香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年香美市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「第 10 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 20 条を第 21 条とする。

第 19 条の見出し中「非常勤職員」を「臨時及び非常勤職員」に改め、同条中「企業職員の職員以外の者については、職員」を「臨時職員及び非常勤職員の給与については、常勤の職員」に改め、同条を第 20 条とし、第 16 条から第 18 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（給与の基準）

第 16 条 職員の給与の基準は、香美市一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年香美市条例第 54 号）を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定める。

附則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

なお、お手元に資料として新旧対照表をお配りしておりますのでご参照ください。

以上で提案説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） 5 番です。森田です。

この第 16 条で「企業の特異性及び実態を考慮して」というふうに書かれておりますが、その特異性をどう判断して加味するのか、そういったことの説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。

○上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。

企業職員というのはあくまで会社の社員と同等というふうに考えております。一般行政職員と違って料金をいただき会社経営をしてやっていくという上では、やはりそういった面も考慮していく必要が出てくるのではないかとこのように考えてます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） では関連して。この書き方で自分が思ったのは、特殊であるから手当的なものかなと思ったんですけども、そうではなくて本俸だというような、経営の赤字にならない範囲でというようなことが考慮されるという理解でよろしいでし

ようか。

- 議長（石川彰宏君） 上下水道課長、安井幸一君。
- 上下水道課長（安井幸一君） 企業職員でありながら香美市の一般職員というたてりでありますので、森田議員のおっしゃるとおりそのとおりでございます。
- 議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（石川彰宏君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから、議案第29号を採決します。
- 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

- 議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。
- お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、同意第1号から同意第20号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
- まず、日程第48、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。
- まず、執行部からの提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） 同意第1号、教育委員会委員の任命について
- 下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町朴ノ木290番地

氏 名 西 美 紀

生年月日 昭和41年3月21日

平成28年3月2日提出、香美市長 法光院晶一

なお、参考資料としまして本人の経歴がありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上です。

- 議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。
- お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意案第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、日程第49、同意第2号、農業委員会委員の任命についてから日程第67号、同意第20号、農業委員会委員の任命についてまで、以上19件を一括議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、同意第2号から同意第20号まで一括で提案をさせていただきます。

同意第2号、農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布1541番地

氏 名 小 松 和 啓

生年月日 昭和27年9月16日

同意第3号

住 所 香美市土佐山田町町田222ノ1番地

氏 名 村 田 正 博

生年月日 昭和29年5月24日

同意第4号

住 所 香美市土佐山田町1683番地2

氏 名 原 心 一

生年月日 昭和22年1月30日

同意第5号

住 所 香美市香北町有瀬590番地

氏 名 門 脇 節 夫

生年月日 昭和22年7月12日

同意第6号

住 所 香美市物部町小浜307番地1

氏 名 小 松 源 一

生年月日 昭和36年2月24日

同意第7号

住 所 香美市土佐山田町山田1656番地

氏 名 西 村 広 幸

生年月日 昭和32年7月29日

同意第8号

住 所 香美市香北町西川乙2347番地

氏 名 宗 石 和 彦

生年月日 昭和22年2月21日

同意第9号

住 所 香美市土佐山田町佐野967番地

氏 名 水 田 義 郎

生年月日 昭和20年8月4日

同意第10号

住 所 香美市香北町清爪10番地1

氏 名 森 安 正

生年月日 昭和19年7月10日

同意第11号

住 所 香美市土佐山田町植727番地1

氏 名 堤 昭 雄

生年月日 昭和32年12月20日

同意第12号

住 所 香美市土佐山田町宮ノ口697番地7

氏 名 大 岸 高 晴

生年月日 昭和37年2月24日

同意第13号

住 所 香美市物部町大栃2359番地

氏 名 山 崎 彰

生年月日 昭和35年1月19日

同意第14号

住 所 香美市土佐山田町新改215番地3

氏 名 三 木 克 司

生年月日 昭和34年10月20日

同意第15号

住 所 香美市土佐山田町神通寺317番地

氏 名 岡 田 修 一

生年月日 昭和34年10月23日

同意第16号

住 所 香美市香北町日ノ御子367番地2

氏 名 三 谷 富 重

生年月日 昭和31年7月25日

同意第17号

住 所 香美市物部町五王堂614番地

氏 名 横 山 実 男

生年月日 昭和30年2月5日

同意第18号

住 所 香美市土佐山田町西本町3丁目1番32号

氏 名 上 島 陽 子

生年月日 昭和46年11月3日

同意第19号

住 所 香美市土佐山田町1033番地1

氏 名 西 岡 久

生年月日 昭和23年8月5日

同意第20号

住 所 香美市物部町柳瀬1351番地

氏 名 公 文 久 郎

生年月日 昭和17年10月6日

平成28年3月2日提出、香美市長 法光院晶一

別添に、参考資料としてそれぞれの経歴がありますのでごらんください。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、同意第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第3号を採決いたします。



本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第11号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第12号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第13号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第14号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第15号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、同意第16号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第17号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第18号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第19号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、同意第20号は、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、発議第1号及び発議第2号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから日程第68、発議第1号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第1号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月2日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 小松紀夫

香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条－第19条」を「第18条－第2

0条」に、「第20条・第21条」を「第21条・第22条」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第8章中第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第7章中第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(政務活動費)

第14条 会派及び議員は、政務活動費を活用し、市政に関する調査研究その他の活動に努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

香美市議会政務活動費の交付に関するの条例の制定に伴い、条項を追加するものです。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 起立多数であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第69、発議第2号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第2号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月2日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同

小松紀夫

提案理由ですが、政務活動費につきましては議会改革取り組みの中で、その性質や導入の有無に関し2年近く調査研究を進めるとともに議論を重ねてまいりました。また、昨年5月と11月に開催しました議会報告会では、市民の方々にお願いしアンケート調査も実施し、市民の声を真摯に受けとめたところでございます。

議会として議会の活性化を図るため審議能力の強化が求められる現在、地方議会の調査活動基盤の充実を図る観点から今回の発議を提出させていただくこととなりました。前文を読ませていただきます。

地方分権の推進により、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、地方議会が担う役割がますます重要なものとなっている。

議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるためにも、幅広く調査研究を行い、自らの審議能力を強化することが必要である。また、市民への説明責任、市民との意見交換の重要性も高まっている。

このことから、会派の調査研究活動基盤の充実を図ることで、議員個人の資質向上や、議会の機能強化を推進することを目指して、この条例を制定する。

以上でございます。

政務活動費を充てることができる経費の範囲につきましては、第10条で会派での使用をその範囲とし、あくまでも補助金であり第2の報酬との批判に当たらないよう厳しく定めたところでございます。そして、当然のこととして年度末には残金を全額お返しいたします。また、今回の条例制定に伴いまして、香美市議会政務活動費の交付に関する規則、そして、香美市政務活動費運用基準を定めることとしています。

最後に附則ですが、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。

提案理由もお聞きしたところですが、第6条に政務活動費、月額1万円ということですが、この1万円とした根拠をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） この1万円につきましては、県内の政務活動費が導入されている自治体また全国的な自治体を見、香美市の財政状況も考えたときに、協議の結果1万円とさせていただきました。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

先ほど議会報告会の中でも説明を行ったということですが、これで市民に対して十分な説明責任を果たして理解が得られたという認識でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 議会報告会は2度ですので100%とは言えませんが、また議会報告会に来られる方もそれぞれ地域で参加も多いわけではないですが、議会の活動に興味のある方が参加され、その中で政務活動費についての説明等もさせていただく中でアンケートをとりましたので、特に議会としてこのアンケート調査に対する不足という意見はございませんでした。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたらお聞きいたします。

先ほど認識をお聞きしたわけですが、100%ではないということも提案者の方言われましたが、そしたらなぜこの導入を急ぐのか、その理由をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 先ほども述べましたように、決して急いだという感覚はございません。議会改革を進める中で政務活動費についても、2年間その性格とか取り扱い等の基準また市民からは透明性を持っての導入という声もいただきました。そういう中で今回2年間の議論を重ねた上での提出ですので、特に急いで早急に今回提出したということはないと思っております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。

私は発議第2号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

政務活動費については、地方自治法第100条に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」と明記されています。私はこの制度そのものに異論を申し上げるものではないということをまず申し上げ、反対討論に入らせていただきます。

議員の議会以外での活動は、地域の見回りや対話、報告、相談などのように市民と直接かかわる活動と、先進地視察や専門的学習会、研修会などのように、知識や資質の向上等を目的とする調査研究活動などがあります。このうち議会として、いわゆる公務と

して実施される先進地視察や研修に際しての費用は公費から拠出されますが、その他の活動については、参加費、交通費、書籍購入費など個人の出費を伴います。政務活動費は、これらの活動に対して一定の要件を満たせば請求できるものと認識しています。

そこで、まず1点目の反対理由です。議会としての活動以外の場合で個々人のスキルアップ等を図ることが目的の活動に関しては、それぞれの議員の判断で決定される自主的な活動であるものと考えます。よって、公務以外の活動に発生した費用は、個々の議員報酬の中から捻出するのが妥当であると考えます。この考えは私自身が学校や民間会社などで働いてきて、職務命令以外に自分自身のスキルアップを図るための勉強や研究などに関しては、全て自己負担であったという経験からの考え方です。民間とは違い議会は特別ということなのかもしれませんが、そこに議員特権というものを感じてしまいます。

そして、2点目の反対理由は、政務活動費導入に関し、市民に理解していただくための努力が絶対的に不足しているという点です。香美市議会では今まで政務活動費が導入されていませんでしたが、それを新たに導入しようとする場合には特に慎重な姿勢で臨まなければならないと、市民の理解を得る努力を重ねなければならないものと考えます。2011年の9月議会では、議会改革特別委員会の審議結果が示されています。その中で市民の意識として第2の報酬との認識ではないかとのことで、政務調査費の導入を執行部に要望するのは時期尚早という結論に至ったと報告されました。あのときの報告から4年6カ月が経過しましたが、この間に市民の理解を得るために、議会として最大限の努力を講じてきたとは言えるでしょうか。私はそうは思いません。議会としての行動は昨年の議会報告会でアンケート用紙を回し、2月の広報でパブリックコメントを求めた程度であり、このほかには特段の活動は行われていません。また、議会報告会でのアンケートの結果を見ましても、必要であるが101名であったのに対し、必要ないが34名、わからないが73名で、必要ないとわからないの合計は107名となり、必要であると答えた方を上回っています。このような状況の中での提出には、余りにも拙速過ぎないかという疑念を持つところ です。

そして、導入しようとしている政務活動費の額は1人当たり月額1万円ということですが、19名の議員の合計では年間228万円にもなります。これは本市の福祉タクシーの昨年度実績241万円に迫るほどの大きな金額です。私はもしこの228万円を福祉タクシーに充てて、助成額を倍増させることができたらと考えさせられてしまいます。

消費税増税などの影響もあり、今市民の生活は非常に厳しい状況下にあります。こんなときこそ生活に直結する施策の充実などを最優先に考えてほしいと考えるのは、私だけではないと思います。このような点についても、市民にきちんと説明をした上で理解を得るべきであると考えます。

最後に、もっともっと慎重に、もっと丁寧に、今後1年でも2年でも時間をかけて、市民に理解していただくための努力を重ねてほしいと願います。慎重の上にも慎重を期

して、それからでも決して遅くはないということを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、自由クラブの小松紀夫でございます。

発議第2号、香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について賛成の立場で申し述べます。

私たち香美市議会は、平成22年より議会が活性化をすればおのずと執行部も活性化する、そのことが香美市の発展、そして香美市民の福祉の向上に必ずつながっていくとの信念を持って議会改革に邁進をしてまいりました。その中で議会の活性化のために党派性の導入、そして、一問一答方式並びに反問権の導入、議案審議のための細部説明書の導入、そして、議会の最高規範でございます議会基本条例の制定、さらに議員政治倫理条例も制定をいたしました。また、市民の皆様が開かれた議会でなければならないとの思いから、インターネットでのライブ中継並びに録画配信、そして議会だよりの充実、また年間24カ所での議会報告会も実施をしてまいりました。

ただ、さまざまな新たな仕組みや試みを導入し、議会改革度ランキングでも上位に位置するようにはなりましたが、それを運用する私たち議員の個人個人が、果たして改革の速度についていけているのだろうか、新たな仕組みや試みを十分に活用ができていけるのだろうか、そういう思いがございます。言いかえれば、私たち議員個々があらゆる機会を捉えて資質を向上させなければ絵に描いた餅となり、議会改革をなし遂げることはできないと考えるところでございます。その思いの中で議会改革を提唱いたしました平成22年から、継続的に審議をしてまいりました政務活動費を導入することによりまして、議員個々の資質の向上や議会の機能強化を推進していきたいそう考えるところでございます。

政務活動費の制度の趣旨といたしましては、地方分権一括法によりまして地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大をしていく中で、地方議会が担う役割というものはますます重要になっている、そういうことから議会の審議能力を強化をするため、議員の調査研究費等の助成を制度化をし、その使途の透明性を確保するというものでございます。

地方自治法では、議員の調査研究その他の活動について定義づけはされておられませんけれども、衆・参両院の総務委員会での審議から、議員の調査研究その他の活動というのは、まず政策形成にかかわる調査、企画、立案を行うこと。そして、政策形成に必要な情報収集、意向調査、意見交換などの活動を行うこと。また、政策形成に関する調査研究の推進に資するため、議案調査、事務調査などの活動を行うこと。最後に、政策形成にかかわる要請、陳情などの活動を行うことと考えられております。

ただ、皆様もご存じのとおりでございますが、兵庫県議が政務活動費を不正に使用いたしました信じられないような事件がございましたことから、議員の第2の報酬ではな



いのかとの批判があることも承知をしております。そこで、本市議会におきましては、政務活動費を制度化するに当たりまして、会派の調査研究その他の活動の充実を図ることによって、議員個々の資質向上を推進するとの考え方によりまして、あくまでも会派に対して交付するものとし、決して議員個人に交付をするものではございません。会派の所属議員数に月額1万円を乗じた額というのは、単に会派に対する交付額を決定する際の算定基準とするものでございます。

また、本市議会における政務活動費を充てることのできる範囲につきましては、その範囲をでき得る限り縮小いたしました。拡大解釈ができるような項目、例えば資料購入費であるとか、会議費、人件費などにつきましては、一切採用しないことにいたしました。恐らく全国の地方議会の中でも極めて限定された範囲での政務活動費であると、そのように思っているところでございます。

最後に、これまで政務活動費の趣旨について申し上げましたが、政務活動費を議員報酬や議員定数と同列にして議論をするということは、これは全くの筋違いな話であると私は考えております。また今回、この議会の思いを酌み取っていただき、平成28年度当初予算に政務活動費交付金を計上していただいた市長に敬意を表しますとともに、決して無駄なお金としない、そういう決意を表明をいたしまして賛成の討論といたします。会派を越えた皆様方のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） ほかに討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立多数であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成27年第4回議会定例会で継続審査に付してありました日程第70、請願第1号、香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくことを議題とします。

これから、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 17番、依光美代子、教育厚生常任委員会の報告を行います。

昨年12月11日の第4回定例会において教育厚生常任委員会に付託され、継続審査となっていた案件は請願第1号であります。この件について今年1月26日に審査を行いました。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

請願第1号、香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくことを議題とし審査に入りました。

最初に、紹介議員の大岸眞弓議員より、請願の紹介議員に至った経緯や理由及び小児科の必要性や緊急性について説明を受けました。

最初に、紹介議員に至った経緯については、昨年8月21日に子育て支援ネットワークろばみみで、「子育てと就労に関する意識調査の結果について」を聞く会に声がかかり、女性議員が誘い合い参加をしました。その場には市職員も参加をしておりました。講演の後、お母さん方と話し合いの中で、子育てに関する悩みや要望などたくさんの声が上がリ、その中で一番切実な声として本市に小児科がどうしても必要であり、移住定住の促進にもつながるので、ぜひとも執行部につなげたいと考え、請願書の紹介議員となりました。

前回の委員会で小児科医として来る人がいないのではないかと心配していた件については、最近の県の医師不足や医療体制の改善に向けての動向や知事の議会答弁などの資料をもとに、この対策に県が施策を打ってきたことによりやっと改善の兆しが見え始めたことを示し、香美市に小児科誘致の可能性は十分あると述べられ、また請願の緊急性については、病児・病後児保育の実施にはどうしても小児科が必要である。現在、乳幼児健診についても、小児科医がいないため南国市にお願いしている状況で、市も大変苦慮している状況でございます。そういう状況だからこそ本市への小児科誘致は必要であり、お母さん方の長年の念願であると説明を受け質疑に入りましたが、紹介議員への質疑はなく終了しました。

次に、参考人、子育て支援ネットワークろばみみの桑名千穂子理事に子育て支援ネットワークろばみみの活動内容と請願の趣旨について説明を受けました。

最初に、子育て支援ネットワークろばみみの発足の経緯から説明があり、この会はこのまちで子育てするには、母親同士のつながりや子育てするための環境整備や仕組みが必要と考え、2009年に発足したボランティアによる運営団体であります。その活動は常に母親目線で、このまちにあったらいいな、できたらいいなといろいろなことを企画しており、子育て広場たんぽぽ、きっず・あーとぷろじえくと、ろばみみファーム、子育て情報誌の発行などが主な事業であります。その中でもプラザ八王子の和室では子育て広場たんぽぽを週2回開催し、毎回平均10組の親子の参加があり、子どもを遊ばせながら母親同士のおしゃべりや友達づくりや情報交換、子育ての悩みなどを相談する場所として、子育て中のママにはなくてはならないママたちの居場所となっております。桑名理事は、この子育て広場たんぽぽにボランティアスタッフとしてかかわり5年になります。その間の変化について説明があり、5年間たっても変わらないのは子育てをする上での悩みでした。たんぽぽに来るママたちから、香美市で子育てするのにもっとこうだったらいいのに、こうなればよいのにというたくさんの声を聞いてきました。

香美市は人口約2万7,000人、県内で6番目の人口規模であり、面積は538平方メートルと県内3番目の広さです。市内には特急が停車するJR駅があり、法務局、

ハローワークや美術館、工科大など他の自治体にはない公共施設や機関が多くあります。そのような市に小児科がないのは不思議です。大人の内科があるのに、子どもの内科である小児科がない、そんなところで子育てをしたいと思うのでしょうか。若い子育て世代に移住や定住をしてほしいと言えるのでしょうか。子育て世代のお母さん方からの一番要望が多かったのは、香美市に小児科が欲しいという声です。その声を私のところでとどめておくのではなく行政に届け、香美市に小児科がないことを香美市全体の問題として真剣に考えてもらいたいと請願に至りましたと説明を受け、質疑に入りました。

最初に、アレルギーの子どもがふえていると聞くが実感としてどうかについては、アレルギーの子どもはふえており、その対応は小さいときにアレルギーにしっかりと対応することが大事であり、専門医がおればより安心であるという答弁でした。次に、香美市に来たいという20代、40代の医者は、香美市の出生率や子どもの数を知った上での希望かについては、そこまでは聞いておりませんということでした。

以上で質疑を終了し、続いて執行部より、前回12月14日の継続審査後の小児科誘致にかかわる取り組みについて、以前相談していた医療機関や医師会、保健所、南国市のお世話になっている医療機関や新たな病院開設予定者などへの相談など、その後の経過と本市の現状の出生率、合計特殊出生率、年少人口数や病院数について、さらに詳しく説明を受け、質疑に入りました。

最初に、できることがあれば協力をしてもと言ってくれる方や開業してもいいという先生方と懇談や申し合わせなどはしたのかについては、できることがあれば協力してもと言ってくれる先生とは、平日は勤務で忙しく電話のみで話をした。懇談や申し合わせはしていないと答弁でした。次に、南国市や香南市でも夜間・休日は県の救急医療情報センターを利用しているのか、地元ではしていないということかについては、診療日以外の夜間・休日は、高知県救急医療情報センターなどで対応していると思われると答弁でした。

以上で質疑を終え、委員からは、説明を聞き子育て世代の切実な声である小児科の誘致には厳しい状況もあるが、急がず落ちついて進めることで可能性がある。また、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本項目に、子どもを産み育てやすい環境をつくることや人口ビジョンにも数値目標を掲げ、女性が子どもを産み育てやすい環境整備を香美市の最重要課題としており、その実現のためにも小児科の誘致は必要である。また、関係機関からはどこも急がず落ちついてという意見でしたので、このままにせず小児科誘致の声を上げていくことが大事である。移住定住にも効果があり、子育て世代が2人目、3人目を産もうと希望にも向かう。そして、次へつなげていくためにもたゆまぬ対応が大切であると考え。最後に、定住人口増加促進特別委員会からの小児科誘致の提言後、行政の動きは何も進んでいなかったが、今回の請願書の提出により行政が動くことで一歩進み、できるだけ協力したいという医師の声もあり、実現の可能性が残っているので実現に向け進めてほしいというような委員からの意見がありました。

以上のように小児科の誘致は可能性があるので、急がず落ちついて一歩でも二歩でも実現に向け進めるべきとの意見がありました。

審査の結果、討論もなく、採決の結果、賛成多数をもって請願第1号は、採択すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号、香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくことを採決いたします。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、請願第1号は、原案のとおり採択されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月8日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午後0時07分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 8 年 3 月 8 日 火曜日

平成28年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月8日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成28年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成28年3月8日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 11番 門 脇 二三夫
- ② 12番 山 崎 晃 子
- ③ 15番 織 田 秀 幸
- ④ 6番 濱 田 百合子
- ⑤ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑥ 18番 山 本 芳 男
- ⑦ 3番 利 根 健 二
- ⑧ 7番 村 田 珠 美
- ⑨ 1番 甲 藤 邦 廣
- ⑩ 5番 森 田 雄 介
- ⑪ 17番 依 光 美代子
- ⑫ 16番 比与森 光 俊
- ⑬ 9番 爲 近 初 男
- ⑭ 4番 山 崎 眞 幹
- ⑮ 14番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

15番、織田秀幸君、16番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。お聞きするのは3点ございますが、総括方式で行います。

歴史や自然を生かした観光をということで、元正天皇の養老2年（718年）、徳島県から高知県に入る新道が開かれています。その新道は南海道であり、都から地方へ、地方から都へ人が往来する道でありました。元正天皇は、国家が栄えよく治めるためには人々が富まなくてはならないと考え、産業を奨励をしています。そのためには、水田だけでなく畑も大切に、稲と麦をともに植えるよう勧めています。天皇が即位した年号は靈龜でしたが、靈龜3年11月に年号を養老と改めています。これは美濃国当耆郡に行幸し、多度山の泉で手や顔を洗ったところ肌が滑らかになり、痛いところを洗ったところ痛みがなくなって、これをめでたいしるしだとして年号を改めたと言われています。

先ほど申しましたが、南海道は、徳島県上勝町から旧木沢村を經由し物部町別府に入り、国道195号の対岸を西に進み別役へ、別役から勘定山へ上っています。勘定山から尾根を西に大磯の平へ、大磯の平から上葦生側の南池に、南池から笹中上、笹土居番、神池、楮佐古、香北町猪野々と物部川沿いに沿って下流へ続いているのであります。また、勘定山から直接上葦生側へ下ると久保の沼井ですし、岡ノ内西谷から大磯の平への道もあって、岡ノ内の60代の方々は、岡ノ内の小学校の遠足は南池に行ったとのことでもあります。昨年10月24日に大柝小学校の遠足で白髪山に登りましたが、南西には勘定山、大磯の平が、北東には三嶺が一望できるのであります。白髪山山頂までは、下部にある駐車場から40分から1時間と比較的登りやすい山であり、ハイキング気分で行くことができると考えています。

また、香美市内には多くの巨樹、古木があります。全てを調べているわけではありませんが、国道、県道、市道などから近い場所にも見られます。別府有宮神社の杉とヒノキ、大柝のムク、神池大日寺の杉、星神社の杉、清爪杉原神社の杉、吉野上久保神社（後に「北久保神社」と訂正あり）の杉などがありますが、これは本市の宝であります。こうした歴史や自然を利用した観光産業を確立してはと考えているところですが、所信をお聞かせください。

次に、地域野菜や果実の品種探索をということですが、現在栽培されている野菜や果実の品種は、収量や品質の均一化を図るため一代雑種が多くなっています。最近、旬の野菜という言葉が聞かれるようになってきましたが、日本経済新聞によりますと、女子



栄養大学の辻村教授は次のように述べられています。カロテンについては、トマトは7月が12月の約2倍、ブロッコリーは3月が8月の約4倍。ビタミンCでは、ホウレンソウは12月が最も少なかった9月の五、六倍、ブロッコリーは2月が8月の約2倍、ジャガイモは7月が4月の約5倍。分析を通じてわかったのは、時期によって、野菜は外見は同じでも本来それぞれの旬があり、一般的に旬は3カ月ほどにすぎない。例外はあるものの、旬以外の季節には旬の時期の数分の1の栄養価しか持たないとしています。

私は農業団体で育ちましたので施設栽培されていることを否定するものではありませんし、野菜の持つ効用については承知をしているところであります。今、スローフード、スローライフが言われていますが、これはイタリアから発生した運動で、ファストフード、いわゆるハンバーガーやフライドチキンなど、簡便で画一された食事を見直そうというものであります。そして、その内容は、地域の食材を利用し、食材本来の味と地域の調理方法で食事をし、ゆとりを持って過ごそうというものであることはご承知のことと思います。

昭和中期、私の子どもころのキュウリは自家採種していたために、地域の気象条件に順化していたのか独特の味と香りがしたのであります。この香りは耐菌・耐虫性を持っていますが、植物が種の絶滅を防ぐためのものであり、人間の免疫力を高める効果もあります。しかし、現在では生食用の品種にかわり、漬物や煮炊きのできない品種となっています。また、祖谷から伝わったと言われているジャガイモは紅白の芋が混在、味はよく煮崩れしませんが、男爵やデジマに比べ収量が7割と少なく、栽培する方は激減をしています。

全国的に特徴のある地域野菜が見直されています。その最たるものが京野菜、加賀野菜、大阪泉南の水ナスなどでありまして、本県では弘岡カブ、入河内大根が栽培をされています。

この質問をさせていただいたのは、旧物部村でも質問をし、その後ミニトマトなど数品目が絶滅したためでありまして、所信についてお聞かせをください。

3点目です。

災害に強い環境づくりをということで、2006年に国土交通省が発表した水資源白書によりますと、年間降水量は1,000年前（後に「100年前」と訂正あり）に比べ減少し、年による変動幅は2倍となったとしています。また、気象庁統計によりますと、1時間の降水量50ミリの発生回数は、1976年からの10年間は16.6回、1986年からの10年間は17.7回、1996年から2005年までの10年間は21.8回と発生回数は確実に増加をしています。私は最近の異常気象には関心を持っていましたが、物部川上流だけでなく全国的に災害を受けやすい雨の降り方となっています。永瀬ダムに流入する水は20年前に比べると毎秒1トン減少していますし、森林を含めた試算では2.5トン減少しています。これは上流域にある山林の手入れが十分できていないことや、ニホンジカの食害などから林床が裸地化し、保水力が低下をした

ことが原因であります。こうした山林は降雨によって表土が流出し、山腹崩壊の原因となっています。永瀬ダムに流入する土砂の量も年々増加をしていますし、降雨の変化から上流域の山林の手入れが必要と考えておりますが、所信をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 1点目の質問の下から2行目の「吉野北久保神社」と書いてあるのを「上久保神社」と言いましたが、それはえいですか。それと、3番目の質問の年間降水量は「1000年前」と、これには「100年前」になっていますが。

（11番、門脇二三夫君、自席から「100年前」と発言する）

○議長（石川彰宏君） それを、答えを言ってください。

○11番（門脇二三夫君） 議長の言われたのは、吉野の神社でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 「上久保神社」と、「北久保神社」と書いていますが、これには「北久保神社」。

○11番（門脇二三夫君） 「北久保神社」で間違いありません。

○議長（石川彰宏君） それと、3点目の質問の年間降水量は「1,000年前」、  
「100年前」と書いていますが。

○11番（門脇二三夫君） 「100年前」です。

○議長（石川彰宏君） わかりました。

産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 門脇議員の総括でのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の歴史や自然を生かした観光をとということでございます。

山岳観光や巨木に触れる観光等は、本市にとって非常に魅力のあるものと考えております。かねてより、一般社団法人香美市観光協会でこのような山岳観光等につきましては検討されてきておるところでございます。観光協会も事務所の新たな設置や、また、それに伴う雇用等から異なる展開、新たな展開が期待をされておるところから、例えば（仮称）「パワースポット“奥物部の巨人たち”とふれあう旅」とかいうふうな名前で、体験型の観光ツールとして商品化をされていけばおもしろいなと考えております。議会でこのようなご提案をいただいたということを観光協会のほうにつないでいきたいと考えておるところでございます。

2点目、地域の野菜・果実の探索をとということでございます。

京都府の京野菜、石川県の加賀野菜、大阪府のなにわ野菜、また、奈良県の大和野菜などは、おのこの地域で認定条件が定められて、保存伝承がなされている野菜でございます。これらに共通する目的はここにしかないものをここで食べると、広く売ることとは矛盾するということでございますけれども、高い付加価値によるブランド化、これが一つの手法と考えるところでございます。

先月、高知県のほうで主催して開催していただきました伝統作物栽培に係る会議というふうな会議が行われております。そこでも土佐の伝統野菜といたしまして、牧野野菜

を中心とした取り組みが紹介をされておりますけれども、やはり生産量の確保と栽培技術の確立が非常に課題と、これからの課題であるとされておりました。生き残ってブランド化されていくために全てに共通することは、その野菜が本当においしいのかどうかということになってきます。それによって自然淘汰をされていくというふうな形でございます。ただ、市のほうには農業の専門職がいないため、探索等は非常に困難でございますけれども、県の農業振興センターには農業改良普及員という専門家がおいでますので、情報共有を図っていきたくて考えておるところでございます。

3点目に、災害に強い環境づくりをとということでございます。

門脇議員のご質問では、山林の手入れということを主とされたご質問と理解をさせていただきます。

何度か議会でも答弁をさせていただいておりますけれども、昭和39年、1964年の木材の輸入全面自由化以降、国産材価格が急落、これによりまして山林では枝打ちや間伐等の必要な手入れが全くされなくなっていることはご承知のとおりでございます。高知県でも同様の状況がずっと続いておったわけでございますけれども、ここ数年前から、高知おおとよ製材の開業や木質バイオ発電施設の稼働等によりまして、やっと山林に対して一筋の光が差し始めてきたのかなと感じておるところでございます。

当市におきましては、鳥獣害を含めました林業対策につきましては、平成23年度の当初予算で3億5,300万円余りであったものが平成24年度には3億5,900万円、そして、平成25年度は4億1,000万円、平成26年度4億4,900万円、平成27年度は5億1,700万円、今回提案させていただいております平成28年度の当初予算では5億5,200万円と、平成23年度比で平成28年度予算は156%といった伸びとなっております。といいますのは、やはり山林の維持管理を含めまして、枝打ち、間伐等の森林整備に大きな力を注いでいくという予算編成になっておるところでございます。長く手入れされなかった森林におきまして、先ほどお話ししましたように枝打ちや間伐、そして、皆伐、また、再造林といいます50年、100年にわたる長いサイクルの森づくりがやっと始まったものと感じておるところでございます。

今後これらを地道に継続していくことが、長い目で見ますと災害に強い森林をつくっていくものと確信をしておるところでございます。既に行動は開始をされているものと認識をしておるところです。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

地域の野菜・果実の探索をとということでございますが、以前は黒いぼの地這いキュウリを自家採種をして栽培をしていました。けんど、その当時から言いますと全部の食感が生食用のキュウリになってしまいまして、煮炊きができない、漬物ができないという

品種になってきています。特に少ないものですが、例えばエビとキュウリと合うとよく言われますよね。ところが今のキュウリでは、エビと一緒に煮るとどろどろみたいな感じになってしまうがです。昔の黒いぼの地這いの系統のものはやっぱり欲しいなあというふうに思っています。現在、私もキュウリの種子とジャガイモの紅白のものは確保しています。ただ言いたかったのは、これは旧物部村時代のときに同じような質問をさせてもらいましたけれどもミニトマト、これも完全になくなりました。やっぱり今のうちに、我々のほうも協力をしますので何とか市を通して、市にやれというのじゃなしに、県のほうへ働きかけるとかいうようなことができないかなというふうに思っています。

あと、課長も言われたように歴史を生かした観光、あるいは巨樹、巨木がありますので、そういったものを含めてやっぱりやるべきじゃないかなという、もうその時期にきているんじゃないかなという気がしていますので。

とにかく2点目だけ、ちょっと野菜の品種のことだけちょっとお答えをいただきたい。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけども、今回2回目のご質問で種の保存ということで、門協議員のほうが持たれているという種でございますけれども、ぜひそういうふうな形のものをお構いなく範囲で提供していただいて、県のほうにつないでいきたいと。県のほうではそういうふうな形での種につきまして、いろんなさまざまな実験をしながら、栽培をしたりとかいろんな形をしておられますので、そのような形でつないでいきたいと思っておりますので、ぜひ産業振興課のほうまでご連絡をいただければと思います。

また、歴史のほうの観光ツールでございますけれども、香美市ではもうご存じのように塩の道、これが歴史の道としての観光ツールでございますが、それと別に今回ご質問にあったような部分につきまして、山岳をめぐるルートでございますので、そのような山岳観光等を含めまして、どのような形になっていくのかという具体的な部分につきましてはまだわかりませんが、ご提案があったということをお観光協会のほうにつないでいきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（門脇二三夫君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、災害時の支援者名簿と福祉避難所に関して、緊急用ヘリポートに関し

て、有害鳥獣の駆除に関しての3項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、災害時の支援者名簿と福祉避難所に関してお伺いいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では甚大な被害があり、今でも多くの方々が避難生活を余儀なくされています。被災地全体で亡くなられた方のうち、65歳以上の高齢者が約6割に上ったと聞きました。また、被災住民の死亡率の約2倍に相当する方は、障害のある方であったと聞いています。国はこうした東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時にみずから避難することが困難な高齢の方や障害がある方などのように、特に配慮を要する方々への適切な避難支援策の見直しに着手しました。平成25年6月には災害対策基本法の改正が行われ、避難行動をする際に特に支援を必要とされる方を避難行動要支援者として、その名簿の作成が市町村に義務づけられました。このことに関して私が2年前に質問をしたとき、当時の担当課長から、今まで作成している要援護者台帳は国の基準に合っていない。改定された災害時要援護者の避難支援ガイドラインにより、県が示す内容や手順をもとに新たに作成し直す。また、個別避難支援計画は、手挙げ方式と同意方式という併用で進めたいという趣旨の答弁をいただいております。

その点をもとに、次のことにお伺いいたします。

国の基準に沿った避難行動要支援者名簿作成に関して2月29日の地元新聞では、人手不足や個人情報保護等の理由から、全国的に取り組みが進んでいないとの報道がありましたが、本市の取り組みはどのようになっているのでしょうか、進捗状況をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 山崎議員は、今、「くらしと福祉を守る会」ではないですが、会派結成届が出てきていませんので無所属ですが、今。

○12番（山崎晃子君） 無所属ですけど、別にこれを述べることは構わないということでお聞きしたんですけれども。

○議長（石川彰宏君） ちょっとそれは、今までの何がありますので訂正していただきたいですが。

○12番（山崎晃子君） ああ、そうですか。今まで会派がないときでもこれは述べさせていただいておりますが、議長がそういうことであれば、ここは発言を削除させていただきます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） おはようございます。

山崎晃子議員の1番目の質問、災害時の支援者名簿と福祉避難所に関しての①のご質問にお答えいたします。

平成27年3月改定の香美市地域防災計画にも、災害時における避難誘導及びその他支援を有効に行うために、要配慮者を把握するとされておりますので、避難行動要支援者名簿は作成済みです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 名簿は作成済みということをお聞きいたしましたので、②の質問に移ります。

②ですけれども、本市の避難行動要支援者は何名になるのでしょうか。また、名簿への登録に同意が得られた方は何名になっているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

高齢者、障害者、妊婦、乳幼児などの要配慮者といわれる方が約5,900名いらっしゃいまして、そのうちの災害時に自力で避難することが困難だと思われる身体障害者手帳1、2級の所有者、療育手帳A1、A2の所有者、精神障害者手帳1級の所有者、また、要介護3以上、75歳以上の独居等の方で、特に支援を必要とされる方を避難行動要支援者と呼びまして、その方が809名いらっしゃいます。うち外部への情報提供に同意をしていただいた方が509名、同意されない方が68名、未記入の回答が22名、そして、回答していただいていない方が210名となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 回答をしていただけていない方というのは210名いらっしゃるということですが、この方々に対しては何かその後、再度の対応をされたのかどうかをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

今までに3回この文章を送りまして回答をいただくように促しておりますが、いまだに210名の方が回答していただいております。ただし、市のほうで避難行動要支援者とみなしておりますので、今後引き続き回答をいただくように促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 大切な命を守っていくということになりますので、ぜひそういう取り組みに同意をいただいてということになろうかと思っておりますけれども、809名が登録をされたということですが、この方々の状況というのは、身体状況なども変わってくるかと思うんですけれども、そうした更新なんかはどのような仕組みでどういうようにしていくというお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

本年度、災害時要配慮者避難支援システムを構築しておりまして、システムが稼働いたしましたら年齢等の自動更新もできますので、随時それを確認しながら名簿を更新し

ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） システムが入ったら随時確認ということですが、その確認方法についてはどういった形で、今まで同じように名簿というか、お手紙を出してということとされるのか。あるいはその地域の方々、民生委員さんとか、そういう方に協力をしてということとされていくんでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） システムでの更新は年齢等になりますので、そこで市のほうで把握できる部分については、福祉事務所のほうで更新をしていきたいと考えておりますが、その他につきましては地元の方、民生委員さん等に当然ご協力していただくことになると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、③の質問に移ります。

名簿への登録に同意が得られた方については、万が一の災害に備え平常時から地域の自主防災組織などの支援者に提供され、一人一人の個別計画を作成することになっております。そのために本市では同意書と調査票に記入していただくことを実施したようですが、同意書と調査票を提出された方から、「書いて提出したがその後何も言ってこない。どうなっているのだろうか」との声をお聞きしました。関係市民への通知はどのように行われるのでしょうか。あわせて今後の計画についてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 先ほど申しましたように回答に時間を要しておりますが、全員の方からの回答はいただいておりますが、来年度につきましては回答を整理して、同意をいただいた方については避難支援等関係者であります自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等に情報提供を行うことを予定しております。

名簿をもとに作成される個別計画につきましては、地域で協力して取り組んでいただきたいと考えております。一人一人必要とされる支援が違っていることから、ご本人やご家族、また、避難支援等関係者が具体的に話し合いをしていただき、作成していただくようお願いしたいと思います。

また、日ごろからの見守り活動に活用していただき、また地域で避難訓練を実施される場合には、個別計画に基づく避難行動要支援者の避難訓練もあわせて実施していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 個別避難計画は地域の方が主体となってということになりますけれども、なかなか一人一人の計画を立てるのは地域で大変苦労されるんじゃないかとも思うんですけれども。特に地域の避難支援者の方がやはり高齢化されていたりして、避難支援者がいないというような問題も出てくるんじゃないかと思えますけれども、市も積極的にこの計画を立てるに当たって支援をしていただきたいと思いますけれども、市のほうとしての支援体制はどのようになっていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） お答えいたします。

個別計画につきましては、実情に詳しい地域の方に作成していただくこととしておりますが、市につきましては、地域に対しまして話し合いのできる場の提供、そして、個別計画の策定に関する説明会の実施、相談などの対応、地域で話し合いが活発に行われるためのサポートをするようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、来年から実施されるということですので、それがスムーズに個別計画が作成できることを求めます。

それでは、次の質問に移ります。④です。

要支援者の避難後の受け入れ先となる福祉避難所についてお伺いいたします。

本市の福祉避難所の指定状況と受け入れ体制などについて詳しくお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 本市の福祉避難所につきましては、市単独で高齢者関係の施設などとの指定及び協定については結んでおりません。ただし、南国市、香南市、香美市、大豊町と知的・発達障害者の広域福祉避難所として、香美市内で4施設、南国市で2施設の障害者施設等と協定を結んでおりまして、収容可能人数は支援者を含めて310名とされておりましたが、これにつきましては現在見直しの途中です。

また、福祉避難所に備蓄される物資、機材につきましては、食料、飲料水、毛布、簡易トイレなどの一般的なもののほかに介護用品、要配慮者に適した食料、洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティションや車椅子などがあるために、4市町で機能充実のための物資、機材の購入を進めています。

また、施設と4市町及び中央東福祉保健所で、年に数回設置運営協議会を開催し、年1回は各施設持ち回りで福祉避難所開設運営訓練を、要支援者はもとより地域の住民を交えて実施しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 現在、福祉避難所として指定をされているところは障害者施設ということでお聞きをしたところですが、今後、身体障害者の施設とか高齢



者の施設とか、そういったところとの協定を結ぶということは考えておられないのでしょうか。といいますのも、私の場合を例にして言いますと、私の両親は歩行困難などの身体的障害に加え、認知症が進行している状況です。仮にこの両親を避難させることになった場合、通常の一般的な避難所ではほかの方々に、いろいろな面で周りの方に迷惑をおかけするのではないかと危惧するところです。このような不安を抱いている方はほかにもたくさんおいでるものと思いますが、身体者障害者施設や高齢者施設とも協定を結び、福祉避難所として指定することも必要ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、西本恭久君。

○福祉事務所長（西本恭久君） 山崎議員がおっしゃいますとおり、福祉避難所の整備状況は高齢者、身体障害者に対する施設が入っておりませんので不十分と考えております。福祉避難所として指定されるのは、施設自体の安全性、耐震とか耐火が確保されるとともに、手すりやスロープなどのバリアフリー化が図られて、要配慮者の安全が確保された施設となっております。県内の他の自治体では、所有する保育所を指定したり、あるいは管内の老人保健施設と協定を結ぶなどしておりますので、本市も福祉避難所としての取り組みを今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、今後検討していただけるということでしたので、福祉避難所についての質問は終わります。

それでは、次の質問に移ります。

緊急用ヘリポートに関してお伺いいたします。

現在、物部町内には五王堂、神池、岡ノ内の3地区に緊急用ヘリポートが整備され、災害や病気、けが等で危険な状態に陥られた方々の生命を助けるために運用され、多大な力を発揮していただいております。また、現在、工事が行われている大栃と別府地区の緊急用ヘリポートへの整備も進み、来月から運用される予定と聞いています。これで物部町内の緊急用ヘリポートは5カ所となります。

物部町は山が深く、奥に入るほど急峻な地形になっています。それに加え、少子高齢化の影響で移動手段に困難を来している方々が多くおいでます。そのような山間地域の住民の生命を守っていくために、市は積極的に緊急用ヘリポートを整備しています。緊急用ヘリポートの整備については、地域の方々からは喜びの声が多く寄せられています。また、近い将来必ず起こると言われている大地震などの災害時には、大きな活躍をしてくれるだろうと期待する声も聞いています。実際に救急搬送された方の関係者やご近所の方などからも、消防の皆さんや救急ヘリの方々が懸命に対応していただいたことに対し、とても感謝しているという声も聞きました。私自身も山間地で暮らし、病弱な高齢者を抱えている者の一人として、市の積極的な取り組みに深く感謝し、とても心強く思

っています。まず、このことを申し上げ、質問に入らせていただきます。

物部町は面積が広く、急峻な山々に囲まれています。中には自宅まで車が入らないところにお住まいの方もたくさんおられるわけですが、現在整備されている5カ所以外に、今後物部町内で整備する計画があるのでしょうか。もし計画されているようでしたらお聞かせください。あわせて市内全域での整備計画もお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） それでは、山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

物部町内へのヘリポート整備につきましては、平成27年度末には5カ所が完成し、重要地点への整備は図れたと考えておりますが、この5カ所により物部町内への整備事業が完了したとは考えておりません。今後整備を必要とするような適地がございましたら、消防防災航空隊と現地調査等を実施し、検討を行う考えであります。

また、今後の整備計画については、平成28年度は当初予算計上のおりでありまして、土佐山田町北滝本地区及び香北町中谷地区にヘリポートの整備を計画しております。平成29年度以降については設置場所は確定しておりませんので、今後、消防防災航空隊と必要であろうと思われる地域の現地調査を行い、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、適地があれば今後も積極的に整備されるということをお聞きいたしまして、大変安心をしました。

それでは、次の質問に移ります。②です。

物部町では喜びの声、期待の声、感謝の声が多くありましたが、疑問の声も2点ありました。その点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、大栃地区のヘリポートについての疑問の声です。これは大栃地区にお住まいの複数の方からの疑問です。柳沢グラウンドの横にヘリポートを建設したが、あの場所は大雨のときに水没したことがある。どうしてあそこにヘリポートをつくったのか。もし水没したときはどうするのかと疑問を投げかけられました。私の認識不足により正確なお答えをすることができませんでした。水没などの場合、どのような運用になるのかをお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

ご指摘のとおり、大栃ヘリポートを設置した場所は、永瀬ダムの雨量調整等によっては水没します。整備に当たっては永瀬ダム管理事務所に過去の水没状況を確認し、また、消防防災航空隊と周辺地域の調査を重ねた結果、適地であるとの結論に至った経緯がございます。なお、ヘリポートが水没するほどの気象状況では、ヘリコプターの運航がで

きる状況ではないと想定します。仮に当該ヘリポートが水没し、ヘリの要請が必要な状況下である場合は、過去に着陸実績のある柳沢グラウンドの活用を図る考えでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） わかりました。

それでは、③の質問です。緊急用ヘリで搬送された場合についての疑問の声の2点目です。

これも複数の方からの疑問ですが、緊急用ヘリで搬送された場合、後から費用の請求があると聞いたが本当かと聞かれました。私はこれについても知識がなく、正確に答えることができませんでした。ヘリを利用した場合には何らかの費用が発生するものなのかをお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

消防防災ヘリ及びドクターヘリで搬送された場合の費用につきましては、関係機関に確認したところ、ご負担いただくのは医療費のみとなっており、搬送費用を請求することはないとの回答をいただきました。したがって、ヘリコプターの搬送費用は発生しません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 課長からご丁寧な答弁をいただき、よく理解することができました。このようなちょっとわからないというような疑問、これは命を守るということになりますので、こうした疑問をお持ちの方は多くいらっしゃるかもしれません。小さな疑問でも利用者にとってはとても大切なことです。このような内容を広報などでお伝えすることはできないものでしょうか。例えば、Q&A方式などを活用して、高齢の方々にも理解しやすい方法も考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

市民の方にはわかりやすい表現等でホームページ及び広報に掲載し、お知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、最後の質問に移ります。

有害鳥獣捕獲に関してお伺いいたします。

本市は、その面積のほとんどが広大で急峻な山々であり、どこの地域に行っても鹿やイノシシ、猿などの被害に悩まされています。特に物部町では、基幹産業であるユズに

も被害が及ぶなど大変深刻な状況になっています。山間地で暮らしている方々は少しでも食費の足しになればと野菜づくりに精を出している方が多くおいでますが、鹿やイノシシ、猿などに食い荒らされてしまう状況から、「もうつくってのことはない」という声も聞かれ、実際に耕作を放棄される方もおいでます。私は各地でこのような切実な状況を見聞きしています。特に、昨年は猿による被害に関して多くの声をお聞きしました。本県は有害鳥獣捕獲について、狩猟者による捕獲に頼ってきたところだと思いますが、近年、狩猟者の高齢化によって今後の捕獲計画にも影響が出る状況だとお聞きしました。そこで、お伺いいたします。

まず、本市の狩猟者の現状をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎晃子議員の狩猟者の現状についてお答えいたします。

現在の銃猟の捕獲従事者は116名、わな猟の捕獲従事者が32名の合計148名でございます。中に両方の免許を持たれている方がおいでまして、両方での捕獲従事者38名が含まれておるところでございます。平均年齢は65歳となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 平均年齢65歳ということで、今後若い人が少ないかと思うんですけども、今後の状況を考えたということで②の質問に移っていきます。

狩猟免許取得に当たっての補助に関し、これまでの申請件数と免許の取得状況をお聞かせください。あわせて今後の課題等があればお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、狩猟免許の取得に当たってですが、事前講習会に対しまして、阿佐地域、那賀町と県をまたぎまして協議会がありますが、そちらの阿佐地域のほうから補助金といたしまして、事前講習会に1人当たり7,000円の定額補助がございます。これに加えて、香美市では銃猟の免許取得の補助金といたしまして、1人当たり7万円を上限といたしまして取得費用の3分の2を補助しております。

過去3年間の申請件数をお答えいたしますが、平成25年度、事前講習会のわな猟に19名、同じく事前講習会の銃猟に2名、うち銃猟の免許補助を申請された方が1名おいでました。平成26年度は、事前講習会のわな猟で13名、銃猟で2名、うち銃の免許補助の申請をされた方はゼロ名となっております。平成27年度、今年度でございますが、事前講習会のわな猟に23名、銃猟はゼロ名でございますが、うち銃の免許補助のほうに5名の方が申請をされております。本年度のわな猟免許23名につきましては、市として集落によるわなの猟というふうな形で、そういう取り組みをしていただいている集落の方々がわなの補助員であったところが、わなの免許を取ってみたいという

ことで、そういうふうな申請をいただいておりますところでございます。この中には、市職員によります香美市の鳥獣対策実施隊で3名の職員が含まれております。徐々にではありますけれども、平均年齢が下がってきている現状でございます。平成27年度、今年度5名取られた銃猟免許取得者の方々でございますけれども、平均年齢が35歳、かなり若い年代の方が取得をされてきておるところでございます。

今後の課題といたしましては、このような若年層の方による免許の取得を一層加速化をしていくことが必要と考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 徐々にふえてきているということですが、実際この免許を取得した方々というのは、わなにしても、銃のほうはどうしてもちょっと少なくなろうかと思っておりますけれども、この方々は猟に出てということで皆さん活躍をされているということで、そういう認識でよろしいでしょうか、状況をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどお話ししましたように、集落の活動によりますわな猟というのは、例えば一番最初に香北町の清爪地区で、地区によるわな猟ということで皆さんにご協力いただきまして、地域全体を守るということで一番奥地、山地につきましては銃による捕獲、そして、人家から200メートルぐらいのところに来ますとわなによる捕獲、そして、それを突破してきたものに対しまして防護柵であるとか、電気柵であるとか、そういうふうな3段階というふうな形で、簡単に言いますとご理解いただければいいかと思っております。今までは個々の方々にわなをかけられたりとかしていましたが、今回、清爪地区、また吉野地区等におきまして、集落によりますわな猟ということで集落全体を見渡して、そのうちやはりけもの道等を猟師の方に見ていただいてそこにわなをかける。わなをかけるというのはそのままではいけませんので、後々の維持管理等も必要になりますので、それに集落の方が輪番制で当たるとかいうふうな形で携わっていただいて、集落として有害鳥獣から被害を防止していただくというふうな形になっておりまして、今年度免許を取っていただきました23名の方につきましては、当然そういうふうなわな猟に携わっていただいております。

市職員の3名でございますけれども、うちの産業振興課の職員でございますが、ひかり石にあります市のわな等の維持管理。それと、今回、猿の捕獲おりということで、押谷と新たに別府のほうで設置をいたしましたけれども、そちらの餌やりであるとか維持管理であるとか、そういうふうなところに市職員も携わっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） その集落で取り組むというのは大変いいんじゃないかと、そういう集落ごとに取り組んでいけたらいいんじゃないかというふうに思いますけれど

も、銃のほうに関してはなかなか希望者も少ないということで、今年は多かったということですが、実際に銃を扱うというのは大変難しいことだとは思いますが、  
そこで③の質問に移っていきますが。

環境省は平成24年度から若い狩猟者の確保を主な目的に、狩猟の魅力や社会的役割を広く知ってもらう狩猟フォーラムを全国各地で開催しています。平成25年度には高知市でも開催され、その後も県の主催で継続して開催されていると聞いています。

また、本市においても、2月6日、物部町で狩猟フォーラムが開催されました。本市の狩猟フォーラムへの参加状況と出された意見や今後の課題、県との連携についてなど、今後の計画等を含めて見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、国から始まったこの狩猟フォーラムでございますけれども、国から県のほうの主催となってまいりまして、このたび本年2月6日市の主催によりまして、奥物部ふれあいプラザのほうで第1回の香美市狩猟フォーラムを開催することになりました。来場していただいた方が80名、来場者の方から出されたご意見といたしましては、フォーラムでの講演会が非常に参考になったということで、この内容を実践して防護柵の設置をしていきたいというようなご意見がたくさんございました。

また、今後の講演会について、どのような講演会がよろしいでしょうかというアンケートもとったんですけれども、その中ではやはり鹿による森林への影響であるとか、イノシシの被害対策等のご要望が多くあったものでございます。

そのほかにベテランの猟師の方々との懇談会というのを設けまして、ベテラン猟師さんを3グループに分けていただきまして、その方々と懇談会をしていただきました。これは自由参加であったわけでございますけれども、たくさんの方がこの懇談会に参加していただきまして、その中からは狩猟者になってみたいといわれるご意見を数人の方からいただいております、今後このような方が免許取得とかいうふうな形でつながっていくものと考えておるところでございます。

高知県とは、うちが鳥獣被害が始まった自治体であるというふうなこともございまして、常に連携、連絡をとっておるところでございます。今後もこれを継続していくとともに、市といたしましても、今回第1回を開催いたしました狩猟フォーラムでございますが、2回、3回というふうな形で開催ができればいいかなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 市のほうで初めてこのフォーラムを開催したということで、私もちょっとフォーラムのほうに参加させてもらったんですが、ベテラン猟師さんとの懇談会、これはわなへの参加者は大変多かったかと思うんですけれども、銃のほうの参

加というのは大変少なかったわけですが、猟師さんにお聞きいたしますと、銃のほうは鳥とか鹿とかイノシシとか、獲物によって狩猟の方法とかそういうのも違ってくるということで、実際、免許を取得された方でもなかなかずっと実際に現場に出てということは、難しいというようなお話を聞いたところです。

それで、そのことをお聞きしましたので、④にちょっと提案というかお聞きをしたいわけです。④の質問に移ります。

環境省によりますと、全国の狩猟免許所持者はかつて50万人を超えていましたが、平成23年度は19万8,000人と半分以下にまで減少していると聞きました。しかもハンターの大半が60歳以上で、体力的に鹿を追い切れなくなっているとも聞きました。本県だけでなく他県でも、ハンターの後継者不足と高齢化問題は深刻な状況と聞きました。

こうした状況を改善するために、長野県ではハンター養成学校を実施しているとのことです。このハンター養成学校には毎年応募者が殺到し、有害鳥獣捕獲の担い手が徐々にふえていくと聞きました。受講者はイノシシやニホンジカなどの生態を学び、銃の取り扱い、鳥獣を追い込むせこ役となる狩猟体験、イノシシやニホンジカの解体わなの架設実習などを学ぶそうです。受講者からは、ハンターの現場の話を知ることができてよかった。狩猟は安易にやれるものではないなど、狩猟やハンターへの認識を改めたという声などが寄せられているとのことです。また最近では、女性のハンターもふえてきているそうです。

本市の場合、有害鳥獣は今後ますますふえていく可能性があります。これを食い止めるためには若い方の力が必要になると思います。今後、若い方々に狩猟やハンターに対する認識を深めていただくために先進地事例などを参考にしながら、本市にはどのようなことが必要でどのようなことができるか等を検討し、積極的に取り組まなければいけない時期にきているのではないかと考えるところですが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回のこの狩猟フォーラムにつきましては、これに続くものと、つながっていくものと考えておるところでございますが。

高知県では狩猟グループによります猟友会というのがございまして、香美市にも猟友会という中に幾つかの狩猟のグループの方がおいでます。新たに免許を取られた方は必ずこの狩猟グループのどこかに所属をしていただきまして、そして、グループの中で技術の伝承を現地へ行きながら、学んでいただいているというところがございます。そういう学校というふうな形も長野県ではやっておられるようなんですが、やはり各県によりまして状況が全て異なっております。その中で、やはりそういうふうな狩猟のグループに入られて、山の地形であるとか、どこ向けに犬を放てばどこ向けに鹿がおりてくるのか、どの辺に猿が生態しているのか、そういうふうなところはやはり現実的に山に入っておられる猟師さんのほうが最も詳しいところがございますので、その方たちのグル

ープの中に入り、その技術を伝承していくというのが、現在の香美市にとって最も適しておるものと考えておりました、そのような形で進めておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） このハンター養成学校、これは長野県で取り組んでいるということで、愛媛県のほうも新人ハンターの養成講座というのを県がしているということもお聞きをいたしております。県全体としてそういう取り組みができればいいかと思うんですけども、本市は本市の方法でということですが、新人ハンター養成講座とかみたいなそういった養成学校のようなこうしたことも、狩猟者が不足している、高齢化になっているということは県のほうもそういう問題は認識をしているかと思っておりますので、ぜひ本市もすごく積極的に、先ほど言われたように取り組んできたところがありますので、いい取り組みを本市として発信をしていくということで、県とも連携をして今後取り組んでいただければなというふうに思いますが、最後に課長の見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 香美市での独自の取り組みといたしましては、先ほどの免許の補助というふうな形と別個に、新たに免許取得された方の射撃訓練というやつをクレ射撃場で行っております。これは阿佐地域からの補助金によりますものでございますけれども、新たな狩猟者の方に集まっていただきまして、ベテランの猟師さんのほうからこういうふう撃てばいいとか、こういうふう構えればいいとか、現実的にその銃を用いてクレ射撃で玉を撃っていただくと、そういうことによりまして訓練を重ねながら、なおかつ先ほどお話ししましたように山のほうへ、現地でそのグループの中に入っていただき、実地の訓練を積んでいただき猟師さんになっていただくというふうな、うちのほうは現実的に即技術が、伝承ができるような対応を現在とっておりますので、ここをこれからも継続していくことによって、狩猟者の方の裾野を広げていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

10時20分まで休憩いたします。

（午前10時09分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

15番、織田秀幸君。



○15番（織田秀幸君） 15番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式でお伺いをいたします。

昨年12月に1億総活躍社会ということで取り上げさせていただきました、早い話が女性の社会進出、そういったものに対して地域社会、また、行政を含めてどのように出産、子育て、そういった・・・。

（傍聴席より「よく聞こえないんですけど」という声あり）

○議長（石川彰宏君） もうちょっとマイクを近づけてください。

○15番（織田秀幸君） ごめんなさい。女性の総活躍社会、それを取り上げさせていただきました、子育て等に関して女性がしっかりと社会進出できるような、そういう受け皿づくりが大事であると、そういったことを質問させていただいた経緯がございます。また、NHKの「あさが来た」という番組では、古川さんの原案による女性の進出というんですか、そういったものをテーマに取り上げた連続テレビ小説のテレビ放映もあります、そういう流れから大きく国また県、市町村もそうした子育てに関する環境の改善、そういったことを含めて取り組みが加速化しておると、そういうような流れがございます。そういった観点から、今回私は放課後児童クラブについて取り上げさせていただきました。

児童クラブは放課後や学校休業日に保護者の就労等により、家庭において適切な保育を受けられない児童を対象として、適正な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るために開設されています。多くの子どもが学校よりも長い時間を児童クラブで過ごすようになりつつある今、そのあり方や安全対策を考えることは地域づくりそのもの考えることになると、そのように思っております。個人の問題だと切り離すのは簡単ですが、しかし、これから未来を担う子どもたち、また、現在の社会をつくっている親たち、そういった人を公的機関が支えていく、そのことは大変重要である、そのように思っております。

子どもが小学校に入学すると、放課後の預け先が見つからず、母親が仕事をやめざるを得なくなる小1の壁と呼ばれる問題があります。放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などを背景に、高まるニーズに対し受け皿の不備が指摘されている。子ども・子育て支援法が制定され、児童福祉法が改正されました。それにより、昨年度より法律の施行が開始されました。本市として、新制度のもとどのような取り組みを行っていくのか、そのことを申し上げて①の質問に移ります。

①として、放課後児童クラブの全施設、その現状と新年度の登録者数、これをお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 織田議員の放課後児童クラブの全施設の現状と、新年度の登録者数を問うということで回答いたします。

現在、児童クラブは、7小学校区に8児童クラブがあり、楠目小学校区のうぐいす児

童クラブと、今年度に完成しました大宮小学校児童クラブの2施設が児童クラブ専用施設であります。ほかの児童クラブは集会所等を利用してます。

登録者数ですが、順番に行きます。香長小学校は45名で、くじら児童クラブ、これは山田小学校になります65名、めだか児童クラブ、これも山田小学校です55名、たけのこ児童クラブ、これは舟入小学校になります54名、うぐいす児童クラブ、これは楠目小学校になりますが70名、かたじ児童クラブが30名、大宮小学校児童クラブ52名、もんべえクラブ29名となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 専用が大宮小学校児童クラブ、そして、楠目小学校のうぐいす児童クラブであると。あとは集会所とか、保育園の跡とかそういう形ですが。これは今回、法改正によって小学校6年生までが対象、そういう形になっておると思いますが、昨年度の数字と比べてみたら、今年度は減っておるようなそういう感もあるわけなんです。随時これはまた受け付け等によってふえたりとか、人数の変更、そういったものはあるんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

児童クラブは、基本的には保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が対象となっているのがあります。確かに徐々にふえることもあります。今多分この申請で、先ほど言った登録者数ですが、実際は利用者数は何割か減ってきます。

以上です。

（15番、織田秀幸君、自席より「何が減る」と発言する）

○教育振興課長（前田哲夫君） 利用者数のほうは若干減ってきますので、先ほど言った数字よりかは減ってきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 中途から入りたいとかいう、そういうようなことはほとんどないという、そういう認識で構わんわけですか。

これ今の数字を聞いた時点で、うぐいす児童クラブが一番多くなっておると思います。くじらとかめだか児童クラブの山田小関係は、以前よりちょっと、若干数字的には減っているのではないかと思います。楠目小学校区の専用施設のうぐいす児童クラブですが、これが70名と一番大きな数字になっております。全体の状況がつかめましたので、次に移らせていただきます。

②ですが、本市の条例設置基準には、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上のスペースが要りますよと。また、施設の支援単位を構成する児童数、これはおおむね40人以下でありますよと。そして、利用者に対し、子どもたちですが、保健衛生、

危害防止に十分な配慮を設けるとか、そういうさまざまな条例にも文言が書かれています。そういったことを受けて、この②の専用施設でない児童クラブ、8児童クラブのうち6つが専用施設でないわけなんです、この対応、また、40人を超しておる児童クラブの対応、その点をちょっとどのようにお考えか聞かせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

今年度中に放課後児童クラブ施設整備助成費補助金等を活用して、大栃小学校区のもんべえクラブの専用施設建設を計画しておりましたが、入札の不調によりまして繰り越しとなり、来年度中の建設を予定することになりました。ほかの児童クラブにつきましても、利用者数及び学校からの距離等の状況を考慮して、学校敷地内への建設の検討をすることになっています。

また、児童数の多い児童クラブにつきましても、新制度では児童クラブにおいて、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」との規定が設けられています。本市でも40人程度を基本としていますが、各児童クラブの利用人数につきましても、学校の児童数の違いにより大きく異なっています。利用児童数の多い児童クラブにおいては、放課後児童支援員及び補助員等を増員して対応することになっています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 6つの専用施設でないところは、小学校の敷地内のそういうところをまた検討するという、そういう答弁であったように思いますが。なかなか山田小なんかはちょっと厳しいいうんですが、そういう状況もあるんでないかと思いますが。また、子どもの登録者数、そして、実際に利用者数というたら若干違ってくるわけなんです、これは雨降りの日なんかにはだんご状態みたいな感じで大変厳しい状況であると。これは先ほども言いましたが、健康衛生面とかそういったことも考えたら、早急にまたエリア拡大、そういったものも検討していかなければならないかと思えます。これはまた後で触れさせていただきますが、こういう子育てに関して所管の担当課、そういったものの力量、そういうものが私は大きく左右してくるんじゃないかと思えますので、前田課長しっかりと、また取り組みのほうもやっていただきたいと、そんなに思っております。

それでは、③に移らせていただきます。

本市では、県下でも少ないであろう指定管理者制度を導入しておるわけなんです。指定管理者制度は、子育てにかかわる事業分野でありながら、事業の安定性を欠き、児童と接する指導員の継続性までも揺るがせるという、そういう可能性もあるわけなんです。現在の運営方式、今やっておるような状態、その点で③の質問に移りたいと思えます。

指導員の処遇改善とか資質の向上、地位の確立、そういったものは図られるんでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

指導員（放課後児童支援員）の処遇につきましては、それぞれの児童クラブ運営委員会で行うことになっています。

資質向上につきましては、県において放課後児童支援員認定資格研修が今年度より実施されることになりましたので、数年以内に全ての指導員が参加することを予定しています。今でも、各児童クラブの指導員は自主的に研修や外部視察にも参加していましたが、教育委員会としても、放課後児童クラブ等の研修等などの情報が入り次第、児童クラブ運営委員会に情報提供を行い、資質向上のための参加を勧める助言を行っています。

指導員の地位については、指定管理者である各児童クラブの運営委員会の保護者の方々が、それぞれの児童クラブの施設の規模や児童の受け入れ数、時間などの実情により、指定管理者の判断に任せています。

また、児童クラブ運営委員会や指導員との面接を計画をし、指導員の資質向上のため助言を行い、指導員の向上をさせていきたいと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ちょっとわかりにくかったわけですが、処遇改善についてちょっともう一回答弁を。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 処遇につきましては、指導員の地位ということもあると思います。各児童クラブは社会保険を入れているところもあります。ただそれは実情によって違いますので、全児童クラブが社会保険を使っているのではありません。ただし、労務士さんが入って給与計算とか、それから、所得税の計算とかいうのはやっております。ただ、その分がまだ全クラブには統一されていません。ただ、それはもう各児童クラブにおいて、指定管理者の方が判断し行っています。その分について教育委員会としては助言をしていくと、面談によって統一というのなかなか難しいんですが、そういった形で助言をしていくということにしております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 要するに、指定管理者制度では、実施主体である行政が踏み込めないというそういう点もあるんですわ。後でも関連するわけなんですけど8つの放課後児童クラブ、全然統一性とかそういったものもないような、そういう話もお伺いしております。これはもう冒頭に話をしたように、今後この5年間、平成32年度を視野に入れた対応というんですか、これ私は高知県下の中でも香美市はそういう面では進んでおるとか、そういうような話は一向に聞いておりません。逆を言うたら、そういう面

ではかなりおくられているのではないかと。子どもの支援策に対して、これは指定管理ということで行政が事業者におんぶにだっこという、そういうような思いが私自身はするわけなんです。きついことを言うようですけど、もともと口が悪い男ですけど、そういうような質問になると思いますが。指導員の地位、生活のための給与面とか、そういったものを明確にした労働条件とか、しっかりと行政にも示していく、普通の民間の指定管理者制度、行政改革によって本来は直営がやらないかん、そういった事業を指定管理に任せるのとこれはまた大きく違う、そういった認識も持っていただきたいとそんなに思います。

そして、資質の向上、研修制度の確立、これもまた国の補助、そういったものがあってやっていけると。そういう補助金の額面も上がってきておるいう、そういったことも聞き知っております。それで、やはり地位の確立と言ったら、公的資格制度とかいうそういうようなあれもありますけど、この指定管理ではなかなかそういうようなことにはならんわけなんです。保険があつたりなかつたりとか、この8つの児童クラブはなかなか統一性、そういったものが見えてこないいうんですか。

そういったことを申し述べ、この④、本市の8児童クラブは、条例で定める運営基準に照らしての状況は守られているか、そういったことをお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

児童クラブにつきまして、児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない者に対して、放課後等に適切な居場所を与えて、遊び等を通じて健全な育成を行うことと定められています。運営内容につきましては、指定管理者である各児童クラブの運営委員会の保護者の方々が、それぞれの児童クラブの実情により工夫をして運営をしており、事業計画書及び月々の事業報告書により報告を受けています。また、保護者及び指導員よりの相談等により日々の状況を確認しています。8児童クラブは、利用数も施設の状況も異なっておりますが、利用時間の延長等を行い利用者の利便性の向上を図るとともに、保護者及び地域の方々の協力により運営を行っている状況であります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 当然、保護者会、地域の協力、応援をいただきながら運営されておることは重々承知をしております。

これは同じような質問なのかと思いますが、これは保護者会、そういった人も年々いうかそういう形で変わっていくわけです。そして、何より本市の児童クラブ自体のそういった統一性、そういったものがやはり不明瞭、不明確な状況のために、指導員の人なんかもこれ何年先までとか、そういったことも含めて、やはりそういうような懸念をお持ちではないかと、そのようにも思っております。ここで私が言いたいのは、事業主体の所管がしっかりと行動計画をやはり策定、教えるいうんですか、そういったことも含

めて、統一性もしっかりと図っていただきたいとそんなに思っておりますが、その点に対するちょっと考えを聞かせてください。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

確かに、各児童クラブにおきまして、行動計画とか日常的な計画、年間を通した計画とか、将来に向けた計画というのはやはり必要かと思えます。それに向けて、やはり毎年保護者が変わっていくということも実情であります。ですから、その分を教育委員会として毎月の報告の中で指導していくとか、指示していくという形で行っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 時間が押しておりますので。

⑤、総括的な質問になると思いますが、実施主体として今後のあり方、どのような取り組みを考えているのか。これは明確なわかりやすいちょっと答弁を求めたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

先ほどからも言っていましたが、運営そのものにつきましては、それぞれの運営委員会が学校、地域等の特色を生かして取り組むこととなっておりますが、本市としましても、保護者や学校及び地域の方々の協力のもとに、児童の健全育成のための遊び及び生活の場としての機能を、向上させていきたいと考えています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今までとめっそうを変わらんいう、そういう答弁に聞こえたわけなんです。現状、これは私がこの中でやはり指定管理者制度、そういったものには検討を加えなければならないという、そういう思いがしてなりません。指定管理も非公募、公募式、そして、これは議会の議決が要るわけなんです、指定管理は。そういう中でこの条例には、「適当であると認める団体を選定し」という、選ぶというこの条例の文言を見たら公募式、そういったものを取り入れているようにも思いますが、実際はそういう形をとっているんですか。そこをちょっと聞かせてください、公募式。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） もう一度済みません。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは指定管理者を選定する場合がありますが、そのときに最も適当であると認める団体、それを選定する。そして、「議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。」、そういう文言があります。そういう選定する時点で公募をやっておるのかやっていないのか、そこをちょっと聞かせてください。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） これは公募はしていないと思います。以前からやられていた保護者会が継続という形で続けていると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ当然、地域の皆さん、住民の声等も聞かんといかんわけなんです。公募方式とか、そして、社協、そういったしっかりとした団体等にも呼びかけをしますとか。これ従来どおりの非公募方式ですと行く、これはなかなか今後厳しいものが私はあるのではないかなと思います。どうかそういうことで、これは児童クラブに対して私のはしりの質問、そういう形で今後またいろんな地域の児童クラブの状況等をお聞きした上で、また再度質問をさせていただきます。これも大きく法制度が変わったということで、しっかりと事業主体、所管の担当課も善処していけるように、保護者の方から喜んでいただけるような、いろんな問題もあつたということも私もお聞きしております。そういったこともないような形で、やはり行政がしっかりと指導していく、そういう対応をお願いしたい思います。

それでは、2点目に移らせていただきます。

現在、南国市、土佐市で高齢化が進む中、中山間地など通常の救急車が通れない狭い道にも、進入可能な軽の救急車が活躍をしております。国の基準では、救急車には隊員3名以上と傷病者2名以上を収容など条件があるわけですが、本来、乗車定員4人の軽自動車には適用できませんでした。しかし、2011年4月に離島地域の要望を受けた消防庁が、狭い道路を通行して救急業務を行う場合の基準を緩和したために、軽の救急車が運用できるようになりました。

まず初めに、車両の予算的な観点からお伺いをいたします。

①、通常の高規格救急車の価格、また、軽の救急車整備済みの価格の試算をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 織田議員の軽の救急車の試算についてお答えをいたします。

少し古いですが、平成21年度に整備しました高規格救急車の場合、積載資機材も含め約3,290万円となっております。軽救急車の整備に要する費用は、仕様により異なりますが、500万円から700万円程度になるものと思われれます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 思ったよりこの高規格救急車、3,290万円ほどということで高額であります。これが現在、香美市には3台おるわけで、予備が1台とそういうにも伺っておりますが、次の項目に移ります。

南国市の消防本部では、2012年9月に県内初の軽の救急車を中山間地に近い北部

出張所に配備いたしました。道路幅が狭くて通常の救急車が進入できず、傷病者の家からストレッチャー、車つきの担架で長い距離を人力搬送しなければならないと想定される場所など、軽の出動が有効だと思われる約180件を事前にリストアップして、職員が常にそういう対応をしておるそうです。

②ですが、広範な本市で高規格救急車では困難と思える、狭隘な道路や地域、そういったものの把握はどのようにされておるのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 高規格救急車では困難と思える狭隘な道路や地域の把握はできているかのご質問にお答えをいたします。

高規格救急車の進入が困難な地区につきましては、現地調査や過去の救急活動事例等について、隊員間で情報共有を図ることで把握できております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 状況把握、大事な観点ですので、そういった取り組みをされておるのは非常にわかります。

地番で、以前同僚の議員からも土佐山田町何番地、土佐山田町何番地という形で、なかなかこのことかわからんというそういうような思いもあります。やはりこれは救急隊なんかは、専門の立場からそういった把握も明確にされていると思いますが、その点はどうですか。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

確かに、土佐山田町何番地という地区が多くて、実際の字であるとか、主な目標物等を確認しなければなかなかわからない地区もありますが、指令台を整備したことによりまして、固定電話であればほぼピンポイントで番地を表示できるというようにはなっております。ただ、携帯電話の場合は、受信したアンテナの数等により当然その範囲が変わってきますので、あくまで加入電話の場合はピンポイントで検索ができるというような状況で、やはり目標物、また周囲の状況などを聞き取りをしながら、絞っていくという形をとらざるを得ないというような状況になっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） なかなか専門的な立場であっても苦慮する点もあるように伺いますが。固定電話の番号がわかったら、GPS等なんかでもそういう機能があるわけですが、これはまさに1分1秒を争ういうんか、そういう事態の場面もあるんじゃないかと思えます。どうかそういうことで、南国市では出動が高規格救急車では難しい、そういったことも常にしっかりと事前にリストアップしておるということでございますので、またそのような対応もひとつしっかりとお願いをしたいと思います。



次ですが、同本部によると、昨年1年間の救急車の出動件数、これは南国市なんです  
が、522件で、そのうち軽の救急車が出動したケースは18件あったそうでござい  
ます。中山間地は道幅が狭い上に坂も多いので、ストレッチャーによる人力搬送は、体  
力的な負担や時間的なロスが大きいわけでありまして。狭い道でも家の近くまで入って  
いける軽の救急車は、確実にプラスアルファのメリットがあります。大型の高規格救急車  
では目的の場所まで進入できず、消防隊員の手によって患者を運ぶケースがあると思わ  
れます。軽の救急車は、高規格救急車と比較すると幅で約40センチ、全長で約2メー  
トル小さい。すなわち、現場到着や患者に接触するまでの時間を短縮できるという最大  
のメリットがあるわけですが、③、質問です。

この数年で、現場到着や患者に接触するまでに苦労した等、時間を要したようなそう  
いった事案、案件はどの程度あったのかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） ③の患者搬送までに時間を要した事案はあるのかとのご質  
問にお答えをいたします。

指令場所直近まで高規格救急車が進入できず時間を要した事案につきましては、正確  
な記録をとっておりませんので、職員からの聞き取り調査の結果でございますけれども、  
平成25年から平成27年までの3年間で11件の事案がありました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 3年で11件ですか。それ以外は皆この高規格救急車で対  
応できたということですね。この11件というのは、3町から見たらどういうあれです  
か。土佐山田町か香北町か物部町のほうか、そこの点、わかったらちょっと教えてくだ  
さい。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 11件の地区別についてお答えをいたします。

物部町が6件、香北町が3件、土佐山田町が2件となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。

この軽は4輪駆動の軽自動車改造したもので、狭いスペースに酸素ボンベ、人工呼  
吸器など積載が義務づけられている応急処置に必要な機材をフル装備できるように工夫  
をされています。通常より短いタイプの車載ストレッチャーを車内にすっぽりと収容す  
る装置も独自に考案しています。しかし、軽自動車ゆえの制限があり、乗車定員4人、  
隊員3人と患者さん1人ということで、従来型であれば付き添いの方が同乗できますが、  
それができないという欠点があるわけでございます。しかし、家のそばまで行けること  
で、助からなかった命が救えるのではないかという大きな利点と、これ夜間、また雨天

時等の災害対応の際にも時間短縮が可能である。そのような状況を考慮して、南国市とか土佐市では配備となったものであります。現在、久礼田の北部出張所に配備されているようですが、初出動した白木谷の民家は、かつてなら隊員が300メートルの坂道を走らなければならなかった場所であったようですが、スムーズに対応できたという、急傾斜地をストレッチャーで搬送するには、時間を要するのみならず負傷者の容体を悪化させるという、そういったおそれもあるわけでありまして。悪化させないためにもぎりぎりの近くまで車両で進入し、ストレッチャーで搬送距離を少しでも短縮しなければならない。

以上の点から④、安心・安全なまちづくりやさらなる救命率の向上を図る上で、きめ細やかな消防行政、また、サービスに取り組むことで、より一層住民の信頼を得られるのではないかと認識しておりますが。先ほどの数字からも香北町とか物部町が多いように思いましたが、香北分署に配備、また検討ができないかお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 軽救急車を香北分署に配備、検討はできないかのご質問にお答えをいたします。

本市でも高規格救急車が民家直近まで進入できず、ストレッチャーで相当の距離を搬送しなければならない地区も何カ所もあり、軽救急車があれば迅速に搬送できる場合も当然考えられますが、該当事案が少ないこと、高規格救急車よりさらに小型の現有車両で場合によっては対応できること、配備及び維持管理に要する経費、運用面での課題等もあり、現在のところ配備については考えておりません。

なお、今後、狭隘地区への出動事例について記録をするとともに、県及び他消防本部の動向についても注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 香美市消防本部、土佐清水市消防本部、これ搬送する病院が遠く、軽自動車の長距離移動は厳しいという、ネットでそういうコメントを寄せていただいております。土佐清水市と香美市、搬送する距離が遠いけん、これは軽ではちょっと厳しいんですよという、そういうコメントをしております。これは土佐市では常に親子方式で、あらかじめこの地域で対応しなければならないといったときには、もう軽と一緒に出ていくような、そういう対応をとっておるそうです。そして、重篤な場合はそのままもう病院に向いて走ると。患者さんの状況を見て、すぐにまた近くの高規格救急車に乗せかえて、そうやって土佐市ではやっておるそうです。消防長もその点は知っておると思いますが、そういう対応の仕方もあるということで、ひとつ考えていただきたらと思います。

これはせんだっての県議会での質問の中で、高知県下としても軽の救急車の普及をとということで、これは公明党の池脇議員が取り上げた何点かのうちの1つなんですけど、

「野々村危機管理部長 県内では、南国市と土佐市で導入されており、2013年から15年に」これは3年間ですが、「南国市で53件、土佐市で45件の出動実績があった。搬送時間短縮のメリットは非常に大きく、」ここからが大事な点なんです。「中山間の南海トラフ地震対策にも有効であり、」今後のそういった対策にも有効であり、危機管理部長は、「消防本部や市町村の意見も聞いて一緒に検討を進めたい。」とそのような答弁。消防長はこれを目にしたかどうかちょっと定かでないわけなんですけど、地震の対策、そういったものも有効である、それは消防長も認識できますよねこれ。そういう観点からしてもまた県に働きかけて、中山間を擁する香美市、そこにも何とかできんのでしょうかという、そういうような話し合いは県のほうに持って行ったらどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 軽救急車の普及等に関して、県との検討、連携というご質問だと思います。

この県議会でも危機管理部長がお答えをしておるとおり、今後、消防本部や市町村の意見も聞いて検討を進めたいということでございますので、近いうちにはそういった話も出てくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひとも香北分署、そこに私は軽の救急自動車が似合うのではないかとそのように思っておりますので、どうかしっかりと前向きにまた取り組んでいただきたいと、そのことを申し添えまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

まず最初に、高齢者施策の福祉事業について、質問をいたします。

高齢者福祉計画は、全ての高齢者を対象とした福祉サービスの提供や健康づくり、生きがいづくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、福祉事業全般に関する施策を計画の対象としています。また、介護保険事業計画は、厚生労働大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定されています。

そして、本市の第1次香美市振興計画後期基本計画の中に掲げられています基本理念「みんなが元気に暮らせるまちづくり」、基本目標「やすらぎを守る」を目指し、本市が実施すべき高齢社会対策を定めた個別計画に位置づけられています。これに基づき質問をいたします。

①です。

この計画書（資料を示しながら説明）、配付されておりますけれども、この計画書の62ページから64ページには、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した在宅生活を送れるように7つの事業が実施されています。

内容は、老人福祉助成事業として、日常生活用具給付等事業、福祉タクシー料金助成事業、住宅改造支援事業の3項目、また、老人福祉委託事業として、緊急通報装置の貸与、生活管理指導員派遣事業、在宅高齢者配食（給食）サービス事業、生活福祉センターこづみ居住支援事業の4項目となっています。各事業の平成26年度、平成27年度は見込みになると思いますが、利用者数について伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の質問で、高齢者施策の福祉事業について、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送れるよう7つの事業が実施されている。各事業の平成26年度、27年度の利用者数はどの質問にお答えいたします。

香美市は高齢者施策の福祉事業として7つの事業を実施しております。

まず1つ目は、日常生活用具給付事業です。電磁調理器、火災警報器、自動消火器の3種類を給付しております。平成26年度は、電磁調理器が1件、火災警報器ゼロ件、自動消火器2件。平成27年度は、電磁調理器1件、火災警報器ゼロ件、自動消火器2件となっております。

2つ目は、緊急通報装置の貸与です。緊急時にボタンを押すとバルセンターへつながり、そこから救急車を要請するシステムです。利用者数は、平成26年度は40人、平成27年度は37人となっております。

3つ目は、福祉タクシー料金助成事業です。社会参加及び生活支援等、外出に対しタクシーを利用した場合、料金の助成があります。利用件数は、平成26年度は2,215件、平成27年度は2,452件です。福祉タクシーについては年々利用者が増加しております。

4つ目は、住宅改造支援事業です。住まいを安全かつ利便性にすぐれたものに改修、改築し、本人や介護者の負担を軽減することを目的としております。利用者数は、平成26年度は4人、平成27年度は現在1人となっております。

5つ目は、生活管理指導員派遣事業です。社会適応が困難な在宅高齢者に対してホームヘルパーを派遣し、健全な生活を送れるよう支援する事業です。介護保険の認定を受けていない人のみとなっております。利用者数は平成26年度は2人、平成27年度も同じく2人となっております。なお、生活管理指導員数は、平成26年度は11人、平成27年度は7人です。

6つ目は、在宅高齢者配食（給食）サービス事業です。調理が困難な方へ栄養バランスのとれた食事を自宅へ定期的に届ける事業で、安否確認を目的としております。利用者数は、平成26年度が18人、平成27年度も同じく18人となっております。

7つ目は、生活福祉センターこづみ居住支援事業です。家庭や住宅の事情などで、自宅では生活できない高齢者に対して住宅を提供することを目的としております。利用者数は、平成26年度は7人、平成27年度は9人となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それぞれ7事業の利用者をお聞きいたしましたけれども、減っているところもあり、また、利用者がふえているところもあったような状況をお聞きしました。この計画の中の31ページに、平成25年度の日常生活圏域ニーズ調査がございますが、在宅での生活を続けるために必要と思うサービスについては、緊急通報装置の設置が最も多くなっています。そして次に、土佐山田や香北地域では配食サービス、そして、物部地域では福祉タクシー補助が次に高くなっているという状況が書かれておりました。先ほどの利用者数をお聞きしましたら、福祉タクシー補助については利用件数がふえているということでしたが、7つの事業を含めまして、担当課としての利用者の状況を見て、このニーズに合っているか、また減少傾向にあるところもありますが、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 濱田議員の利用者状況とかについて、お答えをいたします。

高齢者のほうは増加しておりますので、福祉タクシーにつきましては、やはり需要が高くなっておるとおわれています。

また、緊急通報装置につきましては、携帯電話の普及によりまして携帯電話を持っている方は対象外となっておりますので、減少傾向になっておるとおいます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、②のほうに移ります。

平成26年度の施策の成果説明書によりますと、「今後も高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、周知・支援が必要である。」と課題が書かれております。利用者減少の事業もありますけれど、原因は事業の周知が不十分なことや対象者や対象世帯などの条件が限られていることにもあるのではないのでしょうか、その辺の見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

利用者の少ない原因としまして、まず、日常生活用具給付事業から説明させていただきます。

火災警報器につきましては、取り付け工事が自己負担となっております、取り付け工事のお金が四、五万円かかる、高額なため今まで利用が余りありません。また、平成

21年度には全ての住宅へ住宅用火災警報器の設置が義務づけられておりまして、香美市から全世帯へ1個給付されており、そのため需要も低くなっております。

自動消火器、電磁調理器の申請は、認知症によりまして鍋を焦がしたりしたことがある方への設置がほとんどです。また認知症が進行しますと、火が怖くなりまして調理器を扱わなくなります。また、電磁調理器の使い方がわからなくなるため設置の必要性がなくなっており、利用者が少なくなっておると思われます。

緊急通報装置の貸与につきましては、先ほど述べましたが携帯電話を持っている方は対象外となりますので、近年の携帯電話の普及によりまして利用者が減少しております。また、現在設置している方も入院や施設の入所によりまして、取り外しがふえているため減少しております。

住宅改造支援事業につきましては、平成23年度に対象者を要支援以上の方から要介護2以上の方へ変更したため利用者数が減少しておりましたが、平成26年度に要綱を改正しまして、要支援1以上の方も対象といたしましたので利用者が増加しました。平成27年度は申請予定でしたが、施設への入所が決まった方などがおりまして、途中で申請を取りやめた方もおり減少しております。また、平成28年度からは要綱を改正する予定となっております、要介護認定されていない一般の高齢者も対象となりますので、利用者の増加が見込まれます。

生活管理指導員派遣事業は、介護保険対象外の方で、基本生活習慣が欠如している方や対人関係が成立しないなどの社会適応が困難な高齢者に対して、ホームヘルパーを派遣して家事援助を支援するサービスですので、もともとホームヘルプサービスが必要な方は、介護保険の対象者で介護保険のサービスを受けているので、利用が少ない状況にあります。また、このサービスを利用していても、虚弱や認知症となって介護保険の対象となり、介護保険給付サービスを受けられるため対象外になる場合もあります。

在宅高齢者配食（給食）サービス事業ですが、土佐山田地区は配食サービスを行っている業者が多数ありまして、また、安価な業者を選択する方が多いと思われれます。そのため少なくなっているような状況ではないかと思われれます。

また、福祉タクシー料金助成事業は、先ほども述べましたが平成26年度からは要綱を改正しまして、香美市内の医療機関の通院だけではなく買い物や社会参加等において利用できることとなっております、利用者が増加しております。

7つの事業について、対象者と対象世帯についてはそれぞれ要綱により細かく決まっておりますが、対象年齢は配食サービスと福祉タクシー料金助成が70歳以上の高齢者となっており、ほかの5つのサービスについては、65歳以上の高齢者が対象となっております。

この高齢者福祉サービスの利用者減少が、それぞれ一概に周知が不十分ということだけが原因ではないとは考えられますが、高齢者にとって大変重要な福祉サービスとなっておりますので、今後におきましては広く市民に周知して、必要な方がサービスを受け

られるように普及、啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） おのおのの事業につきまして状況をお聞きいたしました。やはり時代の流れで携帯電話を親に持たすという子どもさんも、親の安否が気がかりです。そういう意味では携帯の普及に伴って緊急通報システム、ニーズはあったけれどもちょっと減少傾向にあるというような、これは利用者負担がありませんので有効に活用すればいいと思う事業でありますので、今後も続けてやっていく予定ということで、引き続き予算も計上していただきたいと思いますところでは。

それでは、次の質問に移ります。③です。大事な制度ですので、周知も含めてということをお課長もおっしゃられていましたけれども、③のほうでお尋ねいたします。

制度が変わるたびに広報「香美」で周知もしているということはわかっておりますけれども、広報に目をさらっと通しただけではなかなか頭に入っていないというような地域からの声を聞いております。事業内容をわかりやすく説明した、その福祉事業などに特化したそのサービスだけのチラシ、広報誌などをつくって、関係機関などに配置をするというのはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

一番利用者の多い福祉タクシー料金助成事業に関しましては、今年の2月から各支所、ふれあい交流センター、中央公民館、プラザ八王子、保健福祉センター香北、奥物部ふれあいプラザ、こづみ等へチラシを配布しております。また、4月から新規申し込みとなります福祉タクシー料金助成事業につきましては、広報3月号に掲載をしております。

今後におきましては、濱田議員がおっしゃいましたように、高齢者福祉サービスをわかりやすく説明した一覧表のチラシを作成したいと考えておきまして、関係機関に配布し、また住民の皆様へ周知できますよう、普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 先ほどご答弁がありましたけれども、福祉タクシー料金助成事業、香北支所にもこういったもの（資料を示しながら説明）がありまして、このカラーで印刷をされていますのでぱっと目にはつきました。ほかの事業はあるかなと思いましたが、ほかの項目についてはなかったもので、確かに福祉タクシー料金助成事業、利用者が非常にふえているので、こういった呼びかけは非常に効果があると思ったことです。でも、せっかくですので65歳以上の方、皆さんが受けられる制度をより多くの方にとお思ってこれを質問しましたけれども、配置をしていくという方向でお聞きしましたので、この関係機関はどういったところの配置を考えていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

それぞれ各支所、また、ふれあい交流センター、中央公民館、プラザ八王子、保健福祉センター香北、また、奥物部ふれあいプラザ、こづみなどへは同じようにこのチラシは配布するには計画をしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の④に移ります。

民生委員、老人クラブ、ケアマネジャー、婦人会などの方々への周知はどのようにしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

民生委員に対しましては、昨年6月には物部地区の民生委員定例会におきまして、この高齢者福祉サービスについて説明を行いました。ケアマネジャーへの周知につきましては、香美市包括支援センターのほうから随時情報提供はしておりますので、サービス内容は周知をしております。老人クラブや婦人会への周知は現在行っておりませんが、今後4月、5月の総会等へは、チラシの配布を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） チラシを有効に活用するという事で、こういう地域にいる本当に貴重な役職を持たれる方に配布するという事は非常にいいことだと思うんですが、老人クラブ、婦人会は今後総会でチラシなども配布したいということですが、チラシは4月以降、早急に取りかかれるでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） チラシは手づくりでできると思いますので、3月中には仕上がる予定でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の⑤に移ります。

長寿手帳を送付するときに、事業内容を掲載しました、先ほど手づくりでもできるということで3月中にということでしたけれども、そういったチラシと一緒に同封したら、長寿手帳は皆さん欲しいと思いますので、必ず開封して見るんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

長寿手帳は、香美市民が65歳の誕生日に介護保険証と一緒に送付しております。もともと県の事業であり市は配付のみをしております。詳しい問い合わせ先は高知県の高



齢者福祉課になっております。長寿手帳は、健康介護支援課の社会長寿班で送付しております。高年齢者福祉サービスのチラシを作成した後は同封は可能となります。ただし、利用者の多い福祉タクシー料金助成と在宅高齢者配食サービスは70歳からの助成事業となっておりますので、長寿手帳と介護保険証は65歳の発送となっておりますので、その点、年齢を65歳、70歳を区別してわかりやすいサービス内容ということでチラシのほうは作成して、今後は同封したいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりやすいチラシにご努力されるということで理解をいたしました。

そしたら、次の⑥に移ります。

福祉タクシー料金助成事業を利用する方は、ご答弁いただきましたけれども年々ふえている状況がうかがえます。申請者全員に利用券を発行できているのか。また、利用者増が見込まれておりますし現にふえてきております。予算の増額は今後もしていく予定でしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

今年度に福祉タクシー料金助成事業の申請があった方に対しましては、新年度に申請漏れがないよう、毎年3月中旬に申請書を送付しております。申請者全員にタクシー券は発行されております。

また、年々利用者が増加傾向にあり、毎年予算額も増額をしております。ちなみに平成27年度の当初予算は210万円でしたが、予算が少なくなり不足となりまして、流用等によって約285万9,000円ぐらいになっております。なお、平成28年度は263万9,000円を予算計上しておりますが、予算不足になった場合につきましては、補正等の対応でしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 高齢者の方にやっぱりお聞きするのは、こういう福祉タクシーも70歳以上が使えるようないいサービスになりまして本当に喜んでいまして、私のほうも3件ぐらいの方からお電話いただきまして、そのときに「福祉タクシーがあるよ」と言いましたら非常に喜んでおりました。やはり有効に活用できたらと考えます。ただ、高齢者の方々からは、今は年金が下がっている状況もあり、そしてまた、一昨年からの消費税も8%になりまして非常に暮らしが大変だと、何を切り詰めていったらいいのかと思いつつ日々暮らしているという声も、たびたびお聞きをしているところです。福祉タクシーの予算の増額、大変うれしく思いますけれども、ただ片道料金が1,000円を除いた額の半額補助ということで、私どもも前から要望しておりますけれども、

初乗り料金を除いた1,000円でなくてもうちちょっと額を少なく、除く額を少なくということですが、変更できないものか。また、これは今後の検討課題にも乗せていただくようにということをお願いしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2です。健康づくり地域ネットワーク推進事業についてです。

この事業を受ける対象は、1団体構成員が30歳以上の方が5名以上、そして、事業内容が健康づくりに関して自主的に取り組む団体、そして、なおかつ地域のネットワークづくりに関して、地域のつながりが希薄化している中で高齢弱者の社会的孤立を防止し、地域のコミュニティの再構築を図るため、他縁を中心とした地域でのつながりや他縁や地縁に捉われない新しい形のつながりも含め、地域の人々、友人、世代や性別を超えた人々による、顔の見える助け合いによって行われる互助の構築に向けた取り組みを推進するものとなっております。

そこで質問です。①です。

平成26年度からのこの制度の助成状況をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の健康づくり地域ネットワーク推進事業について、お答えいたします。

平成26年度の実績は8件、平成27年度の申請状況は10件となっております、うち3件が新規の団体となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この平成26年度の8件、そして、平成27年度の10件ですが、申請をされた団体が全て助成の対象になったのかお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） そのとおりでございます。全て申請されている団体は対象となっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 平成27年度に10件のうち3件が新しい団体だということですが、この事業につきましては2年間継続申請ができるということだと思うのですが、平成26年度初めてやってみてまた続けてやってみたく、2年間補助金を受けるのかなと思っています。この平成26年度を受けた団体8件の方は、継続して平成27年度も受けているということで理解していいのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） ほぼ平成26年度の8件の団体の方は、平成27年度につきましても地域ネットワーク推進事業を有効に活用されております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の②に移ります。

高齢者が多く参加しています地域の集いが、今52カ所ぐらいあると思いますけれども、この事業助成、これを利用されているのかどうか、状況を伺います。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

地域の集いの方で、事業助成を利用している方は1団体となっております。この地域の集いの成り立ちといたしましては、平成18年3月に旧町村で実施していました介護保険外のデイサービスが終了いたしました。このため元気老人が集う場所を確保するために、運動指導を行うとともに地域での自主活動に向けた支援を開始いたしました。はつらつ体操など保健師が訪問して指導をしました。当初から継続して補助金なし、送迎なしで地域で取り組む体操教室などの集いということで取り組んでおりまして、市としては地域の集いの立ち上げから各地域に保健師が出向き、体操指導や講和など後方支援に徹してきた結果、市の制約に縛られることのない地域ごとの特色が出ている面があります。しかしながら、健康づくり地域ネットワーク推進事業は、健康づくりの活動や地域での見守り活動を通じて、個々の健康増進などに自主的に取り組む団体の育成を支援している観点からも、今後この地域の集いのリーダー研修などさまざまところで高齢者の方にも利用していただけますよう、本事業の啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 高齢者の集いの大切さといいますか、それはすごく課長のほうもわかっていただいているようなので、今後そのような形になるかと思っておりますけれども、地域の独自性を生かした特色のある健康づくり、そして、支え合いをしてもらいたいということだと思っておりますけれども、そのことはよくわかります。それで、ただ高齢者の集いの申請が1件ということですので、できたらせっきこのようないい支援推進事業がありますので、今している52カ所の中で個々のいろんな取り組みをしていますけれども、やはりもう少しこういう補助金の事業に申請をする件数がふえてもいいのではないかなというふうに思うところなんです。

それで思ったときに、③の質問に移りますけれども、本市も取り組みとしましては、介護予防と生活支援事業を一体的に提供する総合事業に移行するわけでございます。地域での本当に要介護になるまでの、ならないようにする予防活動、そして、コミュニティづくりというのは物すごい大事なもので、地域での受け皿づくりが非常に必要だと思います。高齢者が参加している地域の集いは、まさにその事業に沿ったものだと思っております。地域でご努力をされているわけですが、補助金申請をするに当たり、できるだけ手続の容易な方法で高齢者の実態、なかなか地理的に遠いところにいる、同

じ地域でも遠くにいる人はなかなか地域の公民館にも歩いて来れない、そして、車にも乗れないとかいうふうな実態もあります。そして、誰かを呼びたいけれどもやっぱり謝金を出したい。確かに謝金については、健康づくり地域ネットワーク推進事業の中に講師謝金があります。これを使えばそういうこともできるし、みんなでどこかへ出かけるときのタクシーの料金なんかもこれの事業を使えばできるわけですから。やっぱり有効に使えるようなそういう制度の運用といたしますか、中身を変えていくとか、2年間やってきまして、そういった申請用紙が高齢者にとってはちょっと難しいとか、何度も申請に足を運んだという声も聞きますので、その辺の制度をちょっと変えてみるとかの運用についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、その新しい総合事業における介護予防ということを初めおっしゃっておいりましたので、この新しい総合事業における介護予防につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、要支援1と2の虚弱の高齢者の方につきましては、全国一律のサービスであった介護予防訪問介護、介護予防通所介護が新しい総合事業に移行いたします。事業の名称は変わりますがサービスの内容は従来と同じで、要支援認定者で現在これらの介護サービスを利用している方は、それぞれの更新時期に合わせて随時移行していきます。先ほどおっしゃいましたように、高齢者の実態と願いに応じた制度の運用ということで、把握に努めることは非常に大切なことです。地域の集いへ保健師などが訪問したり、民生委員さん等との連携、地域包括ケア会議やアンケート調査等、機会を通じまして実態把握に努め、一緒に検討していきたいと思っております。

香美市には介護予防、認知症予防となる高齢者の地域の集いが、先ほども言いましたが52カ所あります。ぜひ健康づくり地域ネットワーク推進事業補助金制度を活用していただきまして、健康寿命を延ばしていきたいと考えております。

ただ、運用等につきましてはということですが、6月の議会で濱田議員から一度ご質問があつて答弁をさせていただきましたが、申請とか報告時の記載方法がもっと簡素化できないかということですが、補助金の交付申請や実績報告に関しましては、当該事業内容等が適正に実施されているかどうか精査する必要があるため、申請や報告時に必要な提出書類の記載方法などは、現在簡素化することは考えておりません。ただ、記載方法につきましては、申請団体の問い合わせについて個別に担当のほうが対応しておいまして、申請から実績に至るまでのフロー図も作成したり、あとおいでいただきましたら丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、次の項目の質問に移りたいと思います。

3番、老人憩の家についてです。

老人憩の家は、市町村の地域において、高齢者に対し教養の向上やレクリエーションなどのための場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として、1965年に厚生省社会局長が各都道府県知事に通知しました老人憩の家設置運営要綱に沿って、市町村が設置をする高齢者福祉の施設です。2009年10月1日の時点では、全国に2,585カ所設置されています。本市には香美市老人憩の家の設置及び管理に関する条例、香美市老人憩の家の管理及び運営に関する規則があります。順次質問をいたします。

①です。

60歳以上の者が無料で使用できる施設であり、本市には8カ所設置されています。規則では、使用時間は午前9時から午後4時までとなっています。「管理を公共的団体に委託することができる。」とあります。各施設の管理はどのような状況でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の老人憩の家について、各施設の管理はどのような状況かということに対してお答えいたします。

香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例において、現在8カ所設置しております。条例の第8条で、「市長は、老人憩の家の運営を効果的に達成するため、その管理を公共的団体に委託することができる。」となっており、逆川老人憩の家と佐岡老人憩の家につきましては、地域の老人クラブに管理運営をお願いして委託契約を締結しております。また、繁藤老人憩の家、山崎老人憩の家は、地域の自治会長さんに管理運営をお願いして委託契約を締結しております。宝町地区老人憩の家と老人憩の家美良布荘は、健康介護支援課の管理となっております。岩村地区老人憩の家と楠目地区老人憩の家は地区公民館となっており、主として中央公民館が管理をしております。

香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する規則では、「使用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りではない。」となっておりまして、特別な事情がある場合は4時以降に使用しても問題ありませんので、いずれの地区でも地区会などがある場合につきましては、8時まで使用している場合もあるとなっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 管理者はわかりましたけれども、そしたら、使用したいときに使用申請書を書くと思うんですけども、これは土佐山田町ならば本庁に持って行き、そして、香北と物部は各支所にその申請書を提出するということなのか。それとも、老人クラブとか地区公民館、自治会長さんですけども、各委託先に申請書を提出すればいいということなのでしょうか、その辺の確認です。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

宝町地区老人憩の家と老人憩の家美良布荘は健康介護支援課の管理となっておりますので、例えば美良布荘であれば香北支所に申請は出していただいても構いません。宝町地区老人憩の家につきましては、土佐山田が近いので本庁のほうでお願いして構いません。あとほかの地区の憩いの家につきましては、それぞれ自治会長、または老人クラブのほうで管理をしておりますので、そちらで申請等は行っていただいております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、使用時間が9時から4時ということで書かれておまして、特別の事由の場合は、先ほど課長もおっしゃいましたように8時ぐらいまで使っている団体もあるということはお聞きしましたがけれども、何が特別の事由なのかよくわからないところで、じゃあ、使いたかったらみんな8時まで構わないのかみたいなところもありまして、やはり使用時間は、それまでの3時とか2時で終わってもいいわけですがけれども、4時までとなったその根拠といたしますか、どういった理由で、これはもうそのまま国からの基準で、各自治体で決めれないということで4時になったのでしょうか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 4時になったという経緯はちょっと調べておりませんのでわかりませんが、1965年に厚生労働省社会局長から県知事に通達があり、老人憩の家設置運営要綱に沿って市町村が設置しておりますので、そのころからかもわかりませんが、ちょっと把握はしておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。

次の②に移ります。

楠目地区とか岩村地区の老人憩の家の場合、地区公民館長さんが管理をしているということですが、これは住所を見ても同じ建物だと思うのですが、公民館の使用時間につきましては午前9時から午後10時というふうになっています。この楠目地区と岩村地区のところの運営はどのようになっているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在は主として地区公民館事業として運営しておりますので、使用時間は午前9時から午後10時まで地域の方が利用しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、楠目地区と岩村地区については地区公民館が同じ建物ということで、委託しているのもその地区の公民館長さんだということ

で、例えば老人憩の家でしたら、香美市民の60歳以上の方は無料で使用できるということですが、そうなりますと、公民館を使用するということの申請書をこの2カ所については出しているということになりますでしょうか。そうした場合には、実際60歳以上で構成しているある団体の人から、使用申請するときには老人憩の家という看板が出ているんですけど、申請するときにはいつも公民館を使用するということの申請書を書いているので、もちろん管理者がそうなのだから仕方ないと思うんですけども、老人憩の家での申請はしたことはないということでした。

確認ですけど、その委託先によって、そこが公民館に委託している場合には、そこに幾ら老人憩の家という看板があったとしても公民館として使用して、そして、地域の老人クラブとか自治会長さんが管理する場合には、老人憩の家としての利用申請を出すということでもいいのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

この楠目と岩村地区につきましては、老人憩の家であり地区公民館の機能も果たしておりますが、主に大体自治会長さんとか皆さん地区の方がほとんど利用されているみたいですので、そのまま使用時間は午前9時から午後10時ということで、地域の方が利用しているということで、そちらが優先的になっておるのではないかと思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それぞれの地域で地域の方がほとんど利用しているということで、時間も公民館やったら10時までが規定ですので、それぐらいの間自由に使っている状況だということとお聞きいたしました。

それでは③に移りますけれども、これは香北町の老人憩の家美良布荘を利用したいといったある住民の方からお聞きしたのですが、老人憩の家の時間延長を望む声があります。例えば特別の事由であれば時間はあつてないようなものかもしれませんが、老人憩の家の使用の申請書を書くときに、4時というのがやはりネックになっているとお聞きしました。老人憩の家の時間延長を望む声が地域にはあります。条例や規則は平成18年3月1日より変わっておりません。今はそれ以上使っているような実態があるわけなので、それが全て特別の事由というわけでもないと思いますけれども、やっぱり今の実態に合わせた妥当な時間設定を再考していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 妥当な時間の設定を再考すべきではということお答えいたします。

老人憩の家は、市町村の地域において、老人に対しまして教養の向上やレクリエーション等の場所を与えるということで、また、老人の心身の健康の増進を図ることを目的としている施設でございます。先ほども言いましたが、1965年に厚生労働省社会局

長から知事に通達のあった、老人憩の家設置運営要綱に沿って市町村が設置した高齢者福祉施設であります。設置運営要綱ができて50年が経過をしております。近年の高齢化社会も踏まえた妥当な時間設定に変更するということにつきましては、管理体制に支障がなく各地域からも異論がなければ、時間の延長は可能であると考えております。また、管理運営で問題がないか、老人クラブ、自治会長さんと協議をいたしまして、前向きに検討したいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 前向きに検討していくとお聞きしましたので…。

（サイレンにより中断）

○議長（石川彰宏君） 一般質問中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

午前中に老人憩の家についてまで質問をさせていただきました。

次の質問に移りたいと思います。4番です。

東日本大震災と福島原子力発電所事故の教訓を活かしてについてです。

2011年3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故から5年が経過をいたしました。被災地では多くの方が亡くなり、多くの方が家を失い、仕事を失い、経済的基盤も喪失しました。日本中がその脅威に愕然としたことを忘れることはできません。3月に入り、地元紙では連日、大震災や原発事故の今日までの状況が報道されています。とりわけ2日の記事でしたが、セシウムなどの放射性物質の粒子が放射線を出し、白く光っているスリッパと軍手の写真は衝撃的でした。

震災や原発事故による直接死よりも、その後の避難生活の中で亡くなった震災関連死は福島県が一番多くなっています。その中には自殺や孤独死も含まれていて、福島県の自殺者は昨年8月末現在、2015年で13人、岩手県は2人、宮城県は1人となっています。原因の1つとして、地域コミュニティの崩壊があります。避難区域自治体職員は、みずから被災者でありながら住民のために過酷な勤務をこなさなければならず、鬱病と診断されている方やPTSD（心的外傷後ストレス障害）で仕事をやめられた方もいらっしゃいます。住民の抱えているストレスを直接受けて、その負担が重くのしかかっています。保健師がヨウ素剤を配布すべきかどうかを悩み、結局避難所の人数分には足りなくて配布しなかったことや、SPEEDIが作動せず放射性物質のデータが情報として伝わらず、住民の避難誘導が的確にできなかったとある自治体の町長が話されていきました。トラック輸送業者の方が、物資を持って行きたくても、立ち入らないように



という国土交通省の指示で行くことができなかつたと話していましたし、震災の被害で家屋や土砂に埋もれた人を助けたくても、高濃度の放射性物質の影響から避難区域となり入れず、救出できず置き去りになった被災者もいました。中には助けることができた方もいたかもしれません。まさに原発事故によって、国民の生存権や生活権が脅かされる事態になったわけです。

このことを教訓に全国の自治体では、大災害に備え地域防災計画を策定をしました。お手元に配付しています資料は福島県の状況です。資料Aは、昨年10月1日時点の18歳未満の子どもの避難者数を示しています。2万2,660人の子どものうち、県内避難しているのは1万2,103人、県外避難しているのは1万557人です。資料Bは、福島県双葉郡及び避難指示区域内の震災及び原発事故により移転をした学校の学年別児童生徒数です。震災前の2010年度と昨年の4月1日時点を比べると、いかに児童生徒が減少しているかがわかります。8,161人の児童生徒が1,138人になっています。資料Cは、県内への市町村別の避難状況です。昨年末時点で5万5,457人の方が避難されています。資料Dは、県外への避難状況です。今年の1月14日調査時点では4万3,270人の方が避難をされていまして、高知県には41人が避難されてきています。県内、県外を合わせますと、約10万人の方々も5年を経過してもなお以前の生活を取り戻せない状況にあることがわかります。

本市で子育てしている地元の方からお聞きしましたが、「天災はやむないけれど原発事故は止めれる。原発事故が起これば、私たちや子どもたちはどこへ逃げればいいのか」と問われました。

以上のようなことから、質問をいたします。①です。

大災害の教訓をどのように認識していますでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） それでは、濱田議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災及び福島第一原発の事故が発生してから今月の11日で丸5年になります。被災された地域の一刻も早い復旧、復興を願うばかりでございます。

こうした大災害からの教訓は議員ご指摘のとおりであり、自然災害はやむを得ないと考えますが、原発事故が起これば人々の幸せな生活が奪われる、町から人の流れが消えていく、ふるさとがなくなる、復旧・復興のめどが立たないといった負の連鎖が続いていくことが証明されました。今後こうした悲惨な事故を再び繰り返してはならないという教訓のもと、原発の再稼働は慎重に慎重を重ねた上で、国が十分な説明責任を果たし、きちんとした対応をとっていくべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） それでは、続きまして②の質問に移ります。

負の連鎖をさせない取り組みが必要だと思っております。原発事故は終息してないと思いま

すが、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） それでは、お答えいたします。

福島第一原発の事故後、帰還困難区域などの指定により、ふるさとを離れて県内外へ避難している方が5年経過した今も数多くおられます。また、先日来の地元紙によりますと、福島第一原発では1号機から3号機において、高濃度の放射線の発生源である燃料回収に着手できておらず、また、汚染廃棄物の増加や処分方法の未定、周辺地域における放射性物質の除染は進んでいないことを確認しました。

こうした現状から考えますと、原発事故は終息と言える状況ではなく、対策は今始まったばかりであると言っても過言ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 本当に終息はしていない、今始まったばかりと、まだまださまざまな問題があり帰還していない人も多いということで、課長からそのような答弁をいただきました。

続きまして、③に行きます。

近い将来、東海・東南海大地震が発生することが予測されています。伊方原発は本市より約120キロ余りですが、再稼働が計画をされています。伊方原発の敷地から10キロに満たない距離に日本最大級の断層系である中央構造線、南には活発で大規模な地震発生源の南海トラフが走っていて、地震国日本の、原発の中でも大地震に襲われる可能性の高い原発です。福島原発以上に厳しい条件とも言われています。原子力規制委員会は基準には合格していると言っていますが、絶対安全だとは言っていません。大変心配をしている住民がたくさんいらっしゃいます。そのことをどのように受けとめていきますか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

被災地の復興もなかなか進まない状況の中、福島第一原発では終わりが見えない汚染水との戦いが続いております。福島県民の19人に1人に当たる10万人が今なお避難生活を送っているという厳しい現状からも、先ほども話がありましたけど、多くの方が原発の安全性に対して不安や疑問を持たれているのは当然であると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 多くの方が不安を持っているということは理解をいただいているという答弁でございましたが、伊方原発につきましては非常に厳しい条件と私は言いましたけれども、日本で唯一内海に面している原発です。事故で放射能が漏れれば瀬戸内海が汚染されますが、この海域の水は数年間入れかわらないということです。そ

のため汚染が長く、瀬戸内海にとまり続けると言われています。新規制基準は原子炉等の設計を審査するための基準であり、固有の原子炉の立地適格とは連動していません。福島原発事故では、放出放射能のおよそ8割が海洋に向けて流れたと推測されています。同じことが伊方原発で起きた場合、瀬戸内海、四国全域が放射能に侵されるのではないのでしょうか。逃げるところがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

確かに伊方原発につきましては、他の原発と違いまして瀬戸内海、内海に向かっておるという現状がございます。福島第一原発につきましては、震災後の津波、特に津波の影響が多くて電源喪失といったことが起こっております。電源喪失ということで冷却できなくなったということがありますので、現在の伊方の対策としては、その電源の確保とか、伊方そのものは割と標高も高い位置にありますので、原発そのものが波をかぶるということは今のところ想定はされておりませんが、そういった場合も考えて電源の確保、さまざまな電源の確保等に力を入れておるといふふうに聞いております。

原発事故が起こったら逃げるところはあるのかということですが、これについてはなかなか答えが見つからない部分であろうと思います。原発事故は二度と起こさないという方向で、国の対策を見守りたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。④です。

伊方原発でこれから使用しようとしている予定のプルトニウム入りの燃料は、原発のブレーキをききにくくすると言われていています。事故のリスクは拡大されます。事故を起こさずに使い終わったとしても、使用済み核燃料の持って行き場はありません。長く原発の敷地内に置かれることとなります。処分場がないということです。このことは福島原発の事故が教えてくれています。これを教訓にしなければと思います。また、原子力規制委員会の審査は、火山影響評価ガイドをもとにしていますけれど、火山学者はこのガイドを不十分と批判をしています。また、福島原発の事故では、500人から600人が昼夜を問わず詰めて、免震重要棟が事故対応の拠点となりました。伊方原発の緊急時の対策所は、耐震性が足りないということで直しました。改善したということですがけれども、前よりも狭くなって床面積が約160平米、50坪以下であります。前よりも狭くなってきています。事故時の対応がスムーズに行えるとは到底思えません。

以上のように、余りにも多くの危険が危惧されている伊方原発については、再稼働しないように本市からも要望すべきではないのでしょうか、伺います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

脱原発を目指しつつ、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給のため、現時点では伊方発電所3号機の再稼働はやむを得ないという県の考え方に沿った対応をして

いきたいと考えておりますので、現時点で再稼働しないようにという要望は考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 電力のことをおっしゃいましたけれども、福島原発以後、2013年以降は全ての原発は停止をしておりました。その2回の夏と冬、その間、稼働原発ゼロを経験しましたが電力不足は起こっていません。年間を通じて原発の稼働がなかった2014年度は、エネルギー起源二酸化炭素は3.6%減少しています。

環境エネルギー政策研究所によりますと、今年の夏は原発ゼロを前提とする電力供給が定着している。関西、九州を含む全ての電力会社で夏のピーク需要時の電力は足りていた。冬の電力需要には最低限確保すべきとされる予備率3%を超える余裕があり、需要削減、供給量拡大の双方に大きな可能性があるため、需要安定に原発は不要であるという見解を発表しました。中・西日本は地域間の連携線が充実しています。電源開発、徳島にありますけれども、橘湾発電所の火力210万キロワットのうち180万キロワットは四国外で今使われています。緊急時にはこれを使うことも可能です。また、自家発電の活用も四国には約230万キロワット、火力だけで177万キロワットあります。電力が足りなくなるとおっしゃいますけれども、需要抑制やお互いの電力を融通を合わせるなど、そして、この高知県は揚水発電もごさいます。そのようなことから、電力が足りなくなることはないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

橘湾の火力発電所につきましては、老朽化した火力発電を長く使っておる、そういった不安もごさいます。確かに電力は各電力間で一定融通はされておりますが、火力を使う以上どうしてもCO<sub>2</sub>の排出量が大きくなってまいります。それと、先ほど揚水発電の話もごさいましたけれども、揚水発電というのは一旦水を上にくみ上げなければなりませんので、基本的にはくみ上げるときに原子力発電などの電力を使って、原子力発電とかの電力が足りないときに揚水をおろして発電するといった仕組みになっておりますので、常に発電できるというものでもごさいません。そういったことで、CO<sub>2</sub>とかの増大を避けるためにも自然エネルギー、今太陽光とか風力とかがどんどん進んでおりますけれども、そういったことが十分に整備され、原子力発電がなくなることが理想でありますので、そちらの方向に進みつつ、今のところやむを得ないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） やむを得ないと考えていますとお答えになりましたけれども、人間の命は一つです。もし何かあったときに、福島原発の事故の教訓は今でさえ

帰れない人たちが10万人以上いるわけです。ふるさとを失うわけです。コミュニティーがなくなるわけです。それは関連死が多いことが示しています。もし電気が1日とまったとして、死に直結するようなことがあるでしょうか。今充電機能もあります。私はやはりこの福島の事故の教訓、本当に教訓として今に生かしていかなければならないと思っています。老朽化を言うならば、日本にありますこの原発、30年以上の原発がたくさんあります。伊方原発も38年、39年、もうそろそろ40年が来ようとしています。そのような中でやはり何を大切にするか、原子力発電所のそのシステム自体は非常に危惧されるころだと、それを最優先にすべきだと考えます。

最後になりますが、この問題に対しまして、きのうの地元紙の1面には、「原発低減首長65%要求、「全廃」本県最高52%」の見出しがありました。共同通信社にお尋ねしましたら、今年1月に全国の知事と市町村長に震災や津波、原発についてのアンケートを実施した結果を公表したものであるということでした。知事のうち全廃を求めましたのは高知県など8府県ということで、高知県では34市町村のうち18市町村が全廃を求めていました。市長の見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 濱田議員の原発に対するお尋ねにお答えをしたいと思いません。

原発を全廃するべきであるというお話でありますけれども、原発をなくしていく方向というのは、みんな合意のできることだというふうに思います。原発のない社会を早く実現をしていこうということは、これはみんなの同じ思いであるだろうというふうに思うところでありますが、では直ちに原発の廃止ができるのかということになりますと、そうはなかなかならないというふうに思います。1つは、やはり国民が大きく合意をして、原発を直ちになくしましょうという合意がなされなければならないというふうに私は思います。そのためには、国民の皆さんは、この国が安定して経済も発展するし、安心して暮らせるような社会でなければならないと思いますけれども、今直ちになくするという事は困難であると思います。

今、議員のほうからは、原発事故以降、原発がゼロの事態にあっても不足はしなかったというふうにおっしゃられましたけれども、この中で忘れてはいけないのは、やはり我が国はエネルギーを持つ国ではありませんから、石油にしましてもガスにしても海外に依存をいたしております。その間は大変燃料は高騰いたしたわけでありまして、そのために経済が失速するような状況、そして、それは国民生活に大きく影響して、現在に至っても日本経済がなかなか、うまくまいが回っていない状況であります。そして、それらの代替のエネルギーになる水、風、あるいは太陽にしましても、非常に安定して発電ができるシステムにはなっていないわけでありまして。こうしたところにつきましても、研究も進んでおりますし国民の合意も次第に進んでおりますので、代替のエネルギーにかわっていく、あるいは再生可能なエネルギーへかわっていくことは、恐らく間違

いはないところでありますけれども、今直ちに原発をとめるということは国民的な合意ができない。そのもとにはやはり国民の生活や経済が守り切れないというところにあるかと思えます。しかし、方向は私も濱田議員も同じ方向にあると思えます。ともに今しっかりとこういう議論を進めていながら、時代を担う子どもたちのためには安心して安全で暮らしていけるような社会を築いていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 市長から自然エネルギーの話が出ました。本当に世界は風力や太陽光が加速的に発展をしている状況だと聞きます。日本も同じように自然を生かしたエネルギーのあり方を今後もっと進めていながら、原発は縮減の方向で考えていきたい。全廃が望ましいと市長もおっしゃっていただきましたので全廃にする、そして、私どもは伊方原発を再稼働させない。今、川内原発も再稼働しております。高浜原発、今事故でとまっておりますが、また再開が危惧されております。原発は本当に人類上、私は賛成しかねます。そのことを申し述べまして私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） たくさんのかわいい傍聴者が来られて少し緊張しておりますが、応援団が来てくれたと思って頑張ってお話を聞きたいと思っております。

13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。最初に、マイナンバー制度について、お伺いしてまいります。

昨年3月定例会において本制度の危険性等を指摘したところでありますが、国民にとって利便性の高い社会を実現するための社会基盤として国が導入を進めており、本市も推進していくとの答弁でありました。その後も同僚議員から制度に対して危惧が質問もされてきたところですが、本年1月より運用の運びとなりました。また、本市では制度導入に1億3,400万円を要するとのことでありましたが、維持管理にも多額の費用を要することが見えてまいりました。あわせて職員の事務負担も大きいと考えるところではあります。

そこで、順次お尋ねしてまいります。

①、昨年11月末に配付完了した通知カードも相当数、市のほうに返ってきたわけで、その後対応するとのことでありましたが、現在の通知カードの市民の受け取り状況、返却状況等をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎龍太郎議員の質問にお答えいたします。

平成28年3月1日現在で交付ができていないのは405通、未交付率約3.2%となっており、約96.8%の方のお受け取りが済んでいる状況でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

②、未交付状況が405通、3.2%ということでありましたが、未交付者に対して、昨年の時点では1,300通ぐらいたしかあったというふうな報告を受けてます。どのような対応をしたのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

未交付者への対応についてでございますが、当初の通知カードは転送不要の郵便で配達をされましたために、市役所に返戻された通知カードについて、今度は転送可能な普通郵便で通知カードが市役所に返戻されてきているということのお知らせをいたしました。

なおその際には、お知らせ文書とともに受け取り方法のご案内や他の方に委任をされる場合の委任状等も同封をいたしました。それでもなお郵便が届かなかった方がございます。現在交付ができるよう、居所や連絡先の状況の把握に努めているところでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なかなか郵便が届かないというレベルもあるし、受け取り拒否等の状況はその中に入っているのかどうか、その点を確認します。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しました405通の中には、受け取り拒否の方の数は含まれておりません。現在手元のほうにお届けできなかったということで、返戻されてきている分の数でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し具体的に聞きますが、居所が不明という方にはどういふふうな調査をしていくのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） まだ現在進んではおりませんけれども、各課の連絡とかがつくような情報を入手をするとともに、これから先には各課の持ちます情報等の協力依頼もし、それから、できる限りにおいて実態調査も行い進めていくつもりでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

③、市役所での保管期間はネット等で調べてみますと3カ月程度の保管が多いようですが、本市はどうなのか。また、その後の通知カードの扱いはどうなっていくのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

通知カードの保管期限につきましては、事務処理要領では、市町村に通知カードが返戻された日以後、一定期間、これは約三月程度経過しても交付ができない場合は、返還登録を行った上で物理的に廃棄をするということになっております。

しかし、本人との連絡がとれず、通知カードの交付が困難な状況が多々あるということで、三月程度としている期間を平成27年12月31日までに、返戻された通知カードは少なくとも平成28年3月31日までとするとともに、可能な限り本人との連絡、または居所の把握が可能となるまで保管するよう、総務省から要請がっております。

香美市では、通知カードの保管期限を約1年間程度としたいと考えており、その間、再度受け取りの案内を行うとともに、居所不明の方の調査を行い交付に努めます。しかし、その後は事務処理要領に基づいた処理を行いたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なかなかの事務負担が要るように感じ取れるわけですが、実際1年間は保管していくというが、本市の場合になったときにどうでしょうか。どう聞いたほうがえいかな。実際のところ、しまいにはやっぱり1年後には破棄される、物理的に廃棄するということになるかと思うんですけども、その間、調べて調べて調べてということは、そういう追跡して調査するということについて、どれだけの事務負担を想定してますかね、わかりますか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） どれだけの事務負担と言われてもなかなか想定ができないところがございますが、とりあえず先ほど申しました各課の持っております情報等の協力を得て、その方にまた通知をし、その後どうしても着かない、連絡もわからないという方については実態調査も含めて、していかざるを得ないとは思っております。

その事務というか手間とかいうような時間のことにつきましては、いろんなことをやってきたあげくのことですので、どれぐらいかかるかというのは、ちょっとまだ想定がつかないところではございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと聞き方がまずくて申しわけないんですが、実際そういうことを、一々動いたことは記録等にも保存しながらてんまつ書も書いて、しまいにはどうしても居所もわかりませんでしたというふうなことの、そういう事務の負担も強いられるという認識でいいのかお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） そのとおりでございます。返戻された分につきましては全て記録をとっていき、その記録がずっと続くということになりますので、その事務の経過というのは非常に大変なものがございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の個人番号カード管理について、伺ってま



います。

④、個人番号カードの申請事務の流れをお尋ねします。

本市の場合は交付時来庁方式をとるというふうに聞いておりますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） ご指摘のとおり、うちのほうは交付時来庁方式をとっております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） その交付時来庁方式に至るまで、実際J-LISのほうに行って、本庁なり支所でその個人番号カードを取得するまでの流れをお願いします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

個人番号カードの申請から交付までについてでございますが、先ほど申しましたように、香美市では交付時来庁方式をとっております。ということは、申請は個人番号カードを希望する方ご自身が、通知カードと一緒に申請書が届いておりますので、それに写真を張られて、同封されていた封筒で申請書を送付する方法や、パソコンやスマートフォンから直接申請を行う方法等により、ご自分で行っていただくこととなります。

申請をされた後、個人番号カードが作成をされますと、市に個人番号カードが送付をされてきます。その後、市のほうでカードの交付前処理という処理を行った後、交付準備ができたことをお知らせする交付通知書、個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書というものを発送をいたします。それによって受け取りに来ていただくこととなります。

交付に当たりましては、本人確認の上、通知カードの回収、暗証番号の設定などを行い、暗証番号記録票とカードをお受け取りになり、交付が終了となります。

なお、本人確認や暗証番号の設定等につきまして、全国的に交付が集中しますとシステム上、作業に大変時間がかかる場合などがございますので、事前に交付希望の日時を予約をしていただくことにしております。

また、お受け取りについては、市役所本庁、香北支所、物部支所でできますが、平日の業務終了後の交付機端末が動いている時間内の夜間等のお受け取りや土日祝日等に希望される方への交付は本庁のみ行うことにしております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 日時を予約して夜間・土日も対応していくということで、これも大きな事務負担になりますが。

次に⑤ですが、それでは、現在のところの個人番号カードの作成状況はどうかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

平成28年2月末現在でございますが、地方公共団体情報システム機構での香美市からの申請の受け付け件数は990件でございます。そのうち平成28年3月3日現在、カードが作成をされ市に届いている分が589枚となっております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、J-LISの手前では990件あって、香美市に届いているのが589件ということが現在の作成状況ですが、これは届いてるだけですわね、まだね。これから個人番号カードを作成できたと、個人の手元に渡ったというのはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 3月3日現在でございますが、先ほど申しました交付の前処理が済んで、発行通知書を送付した枚数が245通あります。そのうち3日現在の交付枚数が62枚となっております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） なかなか大変な事務をされてご苦労ということをまず申しておきたいと思いますが。実際のところJ-LISまで行ってるのが990件ということで、市民からいったら4%程度ですかね、それも行ってないぐらいかな。それぐらいのところであるということです。

あわせて聞きますが、交付時来庁方式でやってるということで予約もしているということで、来てもらって手続に要する時間はどれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しましたように、機械とかシステムがどのような状況で動くかということが非常に問題にはなりますが、うちの手前で想定しているのは、1人に約30分程度を想定をしております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それではもう1点詳しく。今62枚を交付できたということですが、1日の最大の処理の件数はどれぐらいできたのでしょうか、1日で。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 1日の最高枚数とか平均とかいうのをちょっと把握をしていませんが、最大でも10枚とかいうことは今のところはございません。それほどあれではございません。

先ほど申しました1人30分ということですので、その前後にどれぐらい時間がかかるかわかりませんので、一応30分ですが1時間に30分というようなところで受け付けをとっておりますので、受け付けても最大8人までということで、現状の実態は、件数はちょっと把握しておりません。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○ 13 番（山崎龍太郎君） 何を申したいかといったら、なかなか今 990 件、J-LIS に行って返って来て 589 件ですか。それから、交付前処理云々で 245 件で 62 件ということで、始まってからずっとこれ手をとられるわけですね。そんなに事務が大変、まあ国の制度ですのでこれはもう推し進めていくということをおっしゃるので、それをどうのこうのとも言えない部分もあるんですけど。実際、私はやっぱり一言申し上げておきたいのは、事務的な莫大な負担もかかり、利便性が高まるというふうには申しておりますけど、現状を見ただけでも極めて市民からいっても不人気であると。990 件ですね、これは国の動きでそうなるので、実際のところそれをどうのこうのと言うわけではないんですけども。やはり、昨年 3 月の質問で言わせてもらったんですけど、21 世紀型公共事業というふうに表示はしたんですけど、やはりある部分無駄遣いがあるということは、これは私の見解でとどめておきたいと思っておりますけども。実際この事務自体が、990 件をこれから順次処理していくにしても、どれぐらいの日数がかかるとかいうのは想定できますか。

○ 議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○ 市民保険課長（高橋由美君） 申請をされた方のご都合にもよりますので、どのぐらいかかるかというのは想定がちょっとできないところでございます。

○ 議長（石川彰宏君） 13 番、山崎龍太郎君。

○ 13 番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

⑥です。個人番号の提供についてであります。

過日、南国税務署と税の関連で交渉することがございました。その中でマイナンバーに関して、確定申告書へのマイナンバーの記入は、平成 28 年分、来年の申告からであります。記入がなくても申告書は有効で受理する。また、各種届け出については、平成 28 年 1 月 1 日以降は記入を求めているが、未記載、未記入であってもオーケーである。ただし、未記載の場合は問い合わせの可能性はある。また、記載があっても個人番号の提示と身分証明、運転免許証等の提示が必要とのことでありました。これは確定申告事務では毎年のこととおっしゃってました。納税者にとってはまことに負担のかかる要求であると感じたことであります。

さて市においては、各種申請書類等作成時に番号の提供を義務として市民に指導しているのではないのでしょうか。マイナンバー法第 14 条第 1 項では、個人番号利用事務等実施者、市などの行政機関は、個人番号の利用事務などを行う場合、本人に対して個人番号の提供を求めることができますとなっています。よく言う「できる」規定であり、法定義務ではないと考えます。

あわせて言えば、マイナンバー法第 22 条では「情報提供者は、第 19 条第 7 号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第 2 項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。」となっております。

わかりやすく言えば、年金事務所や税務署から市民の個人番号の提供を求められたときは、市には番号記載の義務はあり、市の管理する個人番号は情報照会者に提供されるわけで、市民が個人番号を提供しなくても情報のやりとりは行われるわけで、ここには「しなければならない」義務規定が存在します。

そこでお尋ねします。

上記で説明した点への見解と、その上に立って市民の個人番号を提供したくない旨の意思は尊重されているのかお伺いします。この点は数人の方から、個人番号の提供について聞いていただきたいということの話がありましたのでお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 見解、解釈はということで、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項または第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務が、おっしゃられるように明らかにされており、法第19条では、特定個人情報の提供の制限も規定をされております。

個人番号につきましては、法第9条の規定により、別表1の事務を処理できる者が個人番号を利用することができる事務をということになっており、この法に基づき法令や条例等が整備をされまして、「できる」事務が義務化をされました。

また、個人情報の提供に関しましては、法第19条で定められた範囲以外の提供をしてはならない、原則的に禁止であることが規定をされております。これも先ほど申されましたように、法第22条による特定個人情報の提供の義務については、法第19条第7号に規定をする個人情報の提供の必要性があり、かつ安全に情報提供がされることが保証される状況下での情報提供については、提供の求めを受けた情報提供者は、情報提供しなければならないということが義務づけとなっておりますということを、私どももそういうふうに理解をしております。

市民の提供したくない旨の意思が尊重されているかということにつきましては、個人番号の提供が制度における法的な義務であるということの理解と協力を得ていく必要があると考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 理解と協力は求めているということであります。ただ、当事者がやはり提供したくない旨の意思表示を明確にされた場合に、逆に言うたらそのときに、個人番号通知カードを持ちたくないとかいう理由の方もおられるでしょうし、持って来てないという方もおりますでしょうが、実際そういうときにとりに帰ってほしいとか、番号を知らせてほしいとかいう、そういう強要と言うたらおかしいですが、そういう法定義務だから、そここのところは持って来るようにとかいうことはないんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

個人番号の提供がない場合でも、その後の処理において、この法第9条第1項または第2項の規定に基づいて必要な処理をすることに関しましては、庁内連携などにより個人番号を利用することが可能となっているため、住民基本台帳、住民基本台帳ネットワーク等を用いて個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないということになっておりますので、職員が番号に係る空欄を埋めることになり、特に住民の方にとりに帰っていただいたりということにはなっておりません。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それは先ほど、前段で法の解釈等も踏まえて説明してもらって、そのまま受けとめたらわかりました。

だから、あわせて言えば、申請等についてはもう番号提示がないから受け付けないとかいうことはないということで、再度の確認。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑦に移ります。

それでは、るる聞いてきましたが、⑦、個人番号を提供しないときの弊害とか不利益があるのかないのか、その点をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しましたこととダブるかもわかりませんが、個人番号を記載することが制度における法的な義務になったことをご理解をいただき、必要なものに記載していただきたいということには間違いのないところでございますが、提供がない場合でも申請が受け付けできない等の弊害や不利益はないと考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市民にとっては余り気持ちのえいもんじゃないんです、実際は。自分が知らない間に番号があっちこっち行き来しているわけですからね。ただ法がそういうようになってるので、執行事務は行っているということではありますが。現実問題、市民にとっては自身の個人情報が入国の手のひらに上るわけで、先ほども言いましたが気分のいいものではないという、市民の中にはいまだにやっぱりセキュリティーとか成り済ましとか、さまざまな分の心配される声も聞きます。

やはり1点、市の事務において、やはり個人番号を管理するとき何人もの人が、議会事務局もそうですが、個人番号はもうこの人にこうしてくれということをおっしゃったことはございますが。全ての課を課長が把握できているかどうかはわからんけど、1人の個人番号が何人もの職員の目を通るということにはなっていないのか、その点をちょっと、担当を決めてやっているとということをお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 自分ところの事務で申しましたら、一応、申請受け付け事務は全員がやる事務となっておりますので、うちの課の職員はそういう番号が目につける状況にあると思います。

ただ、例えば支所から個人番号が記載されたものが回ってくるということにつきましては、鍵のかかるもので手渡しで受け付けておまして、誰の分を誰がどういうふう処理をしたかというような記録は残すようにしております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市民保険課のほうはわかりましたが、ほかの部分ですよね。けど実際問題、もちろん職員を我々市民は信頼して個人番号云々については提供する人はするんでしょうが、実際のところはそここのところでは何人もの職員に個人番号が知られてしまうという危惧を持っている声もありましたので、そここのところは総じて市全体としてどうなのか、そこら辺の危惧の声は市民保険課は聞こえてこないのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 今現在、自分の手元のところにはそういう情報は聞こえておりませんが、取り扱いについては十分配慮しておりますので、今のところはそういう声は聞こえておりません。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件につきましては、私どもの見解としては未来を担う子どもたちが番号で管理されているというような、そんな時代がないことを望みまして、次の質問に移ります。

続きまして、産業振興条例について、お尋ねします。

私はこの間、一般質問等を通じ、産業振興条例の必要性をお話しさせていただいたところではありますが、前向きな答弁をいただけませんでした。執行部のお答えの到達点は「議員さん方でお考えになられたら」ということでありました。

そのような中、同僚議員より議会への政策提案能力を高める、また本条例の必要性への理解もあり、産業建設常任委員会で検討がなされ、委員会の総意として条例制定を目指すこととなりました。

この間の流れを少しおさらいします。委員会の行政視察では、産業振興に係る条例を制定している倉吉市、寝屋川市での視察研修、昨年の山口県美祢市は残念ながら台風の影響で断念したところですが、委員会として調査を一定進めてきたところでもあります。

その後、条例策定までのスケジュールに基づき、昨年6月から素案に対しての執行部からの意見聴取に始まり、事業者、関係団体へのヒアリング、その回答に対して条例案修正等を重ね、また議員協議会での説明、各議員からの提案の検討、最後にパブリックコメントを求めて回答も行い、最終チェックの後、今議会に委員会からの条例発議の運びとなりました。

長期間の取り組みでありましたが、知恵を出し合いながらの作業であり香美市議会として新たな取り組みができ、一步前進したというのが私どもの感想でもあります。

そこでお尋ねします。本条例についての執行部の見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の産業振興条例についての見解を述べさせていただきます。

議会の産業建設常任委員会の視察に同行させていただきまして、倉吉市、寝屋川市ともに産業振興条例の説明を受けたところでございます。両市ともに共通しているところは、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、あと消費者、これは市民の方々でございませけれども、の役割及び責務を明確にした上で、協働による産業の振興を目的とした条例と。市役所といたしましては、農業、林業、水産業、商業、工業、観光等が縦割りとなっている部門間の風通りをよくし、横の連携を図るものであったと記憶をしているところでございます。今回議員提案される産業振興条例も、これに沿ったものであると認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 一定の評価をいただきました。次に移ります。

②ですが、本条例を見て、また運用するに当たり危惧される点があればお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

長い研究機関を経て、初めて議員発議をされる産業振興条例につきましては、敬意を持って対応すべきものと考えておるところでございます。ただ、このような象徴的な条例につきましては、長い年月を経て形骸化をしていくこと、これが私の懸念でございます。

議会の皆様方におかれましては、将来の香美市を担っていく若手職員に対しまして、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実りある条例とするためには、議会と執行部が力を合わせて前進していかねばならないというように考えておりますが、1点、象徴的条例ということで言われた部分もございませ。確かに理念条例にならないように審議会等も設けて、そこでさまざまな意見展開がなされるということを目指しております。

課長の言っている部分と私どもが目指す部分が若干違う部分もあろうかと思いますが、そののところ、象徴的条例というふうに捉えられた部分についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 視察を通じて感じたところでございませけれども、

2市ともにこの農業、林業、水産業、商業、工業、観光が全て別途の別々の課であったと。たまたま香美市におきましては、全てこれ産業振興課に一本化されているということで、縦割りというふうなことは余り意識を私自身はしておりません。

以上から、このような形での条例は象徴的なというふうな形で考えるところでございますけれども、現実的には市役所の中だけじゃなくて外に向けた条例であると、そういう捉え方を今回させていただいておりますので、これにつきまして今後さまざまな形で対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

③に、これが可決となった場合、その後の事務の流れをお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 平成28年4月1日施行の条例でございますので、4月1日の施行以降になりますけれども、まず一定の期間、担当課としましても、これに伴って廃止をすべき条例等もございますので、その辺の研究もいたした上で議会と協議の場を設けていただきまして、条例の意図することや今後の方向性等を明確にした上で、なおかつ情報を共有し、審議会の立ち上げ等規則の運用に移っていきたいと考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 時間的なスパンはどれぐらい、課長のサイドでは予定されていますか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 新しい課長が決めていくところでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そのとおりでしたね。まだまだおられるとばかり思うてますので、大変申しわけございませんでした。

それでは、次の質問に移ります。

土佐打刃物についてでございます。

過日、林活議員連盟の視察で繁藤秋ノ谷ストックヤードへ伺ったとき、若い職員が2人、仲よく、そして競い合って向上しているところを見聞きし、大変うらやましく感じました。また、林業学校では14人が新たな道に踏み出していく記事を目にし、的を射た施策とはこうあらねばと思ったところでもあります。農業もしかり林業も支援策を充実させていっております。

さて、本題の土佐打刃物に話を戻しますが、市独自で助成を行ってきた土佐打刃物後継者育成助成事業は、県の補助金も得て対象を土佐打刃物とフラフとし、伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業として取り組まれ、成果が期待されるところであります。



そこでお尋ねします。

本事業の取り組み状況をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 土佐打刃物について、お答えいたします。

後継者育成助成事業の取り組み状況でございますけれども、本年度1名の研修生を受け入れることができまして、9カ月間にわたり研修を実施していただきました。

基本的な機器、これはベルトハンマーでございますけれども、その取り扱いが、9カ月間手を携えながら教えていただいたところでございますけれども、どうしても習得ができなかったと。頻りに面談も行いながら、お師匠さんのほうからお弟子さんのような形になりますので、さまざまなアプローチもしながら、手助けもしながらやっていただいたんでございますけれども、残念ながらこの研修生のほうがこういうふうな形が受け入れられなかったということで、まことに残念でございますが、平成28年1月18日をもって本研修は中止をするに至ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まことに残念な結果となりました。私のほうにもその情報は若干入ってきておりまして、受け入れ側、雇用主ともお話しする機会もございました。熱心に指導していたゆえ、修行中止の決断をしなければならない判断に至ったことは、双方ともショックだったというふうに捉えます。

今後に生かすために、先ほどもおっしゃっていただきましたが、あと構わない範囲で考えられる要因等について、あればお聞かせいただけますか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 済みません。構わない範囲で考えられる…。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） やめるに至った要因、原因についてということです。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回はたまたま個人的な理由であったのではないかなと、やはりお話を聞きした上ではそのように感ずるところでございます。

ただ、どうしても1人であると、1対1であるという師弟関係というかそういうふうなところは、やはり今の若い人にとってはちょっと厳しかったのかなと。修行のような形、「研修」というふうな名前でございますけれども、技術の習得をしていくという、手に技術をつけていくというところにおきましては、どうしても我慢というか忍耐、そういうところが必要だと。古い考えとは言われるかもしれませんが、私どもはそういうふうな時代に育ってまいりました。やはり今の若い方は、どうしてもそこら辺につきまして理解が得られない部分もあろうかと考えるところでございます。

可能であれば複数の方を研修生としてお迎えすることができれば、先ほど山崎龍太郎議員もお話しになったように、お互いが切磋琢磨しながら研修を進めていけるといような環境がもし可能であれば、またこれは1つクリアする要因にもなるかなと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業というのは、受け入れ側がなかなか大変ということで予算を県のほうが増額、月5万円を10万円に上げていく方向ということは伺っておりますが、課長、その点は認識されてますね。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在、県議会のほうへ予算化をしていきたいというふうな形でのお話はいただいております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 受け入れ側のその部分の充実というが1つの要因であるかと思いますが、先ほど課長が述べられた個人的な理由の部分も踏まえて、特に就業の場が土佐打刃物では一番大変な厚物鍛冶、山林用刃物を扱う場でもあったし、俗に言う土佐打刃物の真骨頂を示す技術習得になるという部分で、適正なんかを見るにしてもやはり別の手段がなかったかなというふうに、後から思うとその雇い主の気持ちになったときには、大変残念やったなというふうに思います。

それでは、次の②に移ります。

越前打刃物産地は池ノ上工業団地とタケフナイフビレッジを中心に集積し、産地形成をしておりましたが、熟練職人が手づくりにて製造しており、生業的色彩合いが強い点は本市と同様であります。

しかしながら、越前打刃物としてブランド化の取り組み、産業振興の拠点として越前打刃物会館の建設、タケフナイフビレッジの共同工房における展示・販売、見学、体験コーナーと多彩な取り組みがなされており、ここ10年間、事業所数を大きく減らしていない点は大変評価するところでございます。

そして、何よりもタケフナイフビレッジの体験工房「チャレンジ横丁」の開放により、その体験を通して興味を持った若い子が修行に来るようになり、現在、職人を目指す若者が20人くらいになっているとのことであります。

前置きで林業学校のことにも触れましたが、若い世代がフォローし合い切磋琢磨していく、我が子でも跡を継がない時代から、手に職をつけることによりほかの世界からも一国一城のあるじを目指すことができる、後継者育成の先進例であります。

また、堺市では堺刃物職人養成道場が開講され、現在取り組まれております。堺包丁は、鍛冶と刃付けが分業されており、道場では鍛冶コース6人、刃付コース8人の養成を目指しております。

現在、鍛冶コースの1名が辞退いたしました。5名と8名、13名が基礎研修を終了し、実技研修に入る前の選考にかかっております。残念ながら数名の方が実技に移ることが困難と判断されたようでございますが、職人を目指すことの難しさも物語っております。

さて、だんだん述べましたが、このような教訓、実績等に学び、①で述べた後継者育成助成事業ともリンクした新たな展開を図るべきと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

タケフナイフビレッジや堺刃物職人養成道場、ともに調べさせていただきましたけれども、地域に根差した伝統的産業を持続可能なものとして未来につなぐということを使命とされておると。興味を持つ方々の人材の発掘や後継者育成対策による産業支援を目的とすると。

今回利用していただきました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業、これに通じるものと考えるところでございます。

先ほども林業学校等の林業の話が出ましたので、ちょっとそちらのほうを紹介をさせていただくところでございますけれども、けさの門脇議員の答弁でも述べさせていただきましたけれども、輸入自由化以降山々の価値が下がり、林業は長い間本当に低迷をしてまいりました。

きっかけとして、高知おおとよ製材とか、それから木質バイオマスとかいうふうなことがあったわけなんです。その間に、例えばうちには優秀な森林組合がございまして、切磋琢磨しながら、その森林組合同士でさまざまな情報も共有しながら、いろんな努力をされてきた。それが現在の林業学校につながってきていると私は考えております。

やはり行政がどうのこうのじゃなくて、やはり事業者さん皆様が自分たちのこととしてそれを後々につなげていくためには、こうしたい、ああしたい。ただ、それも失敗もたくさんあったと聞いておりますけれども、その中で継続されてきたこと、それが現在、花を開きつつある。光が当たり始めてきたというふうに、林業のほうは考えておるところでございます。

私が産業振興課長になったときは、林業のほうにもこういうふうな人材の育成事業はございませんでした。事業といたしましては農業に1本だけあただけで、農業にしましては、国の施策といたしまして新規就農者の育成事業ということで、月々の新しく就業された方の経済的負担を一定見るということで、そういうふうな事業がありましたけれども、そのほかには全くそういう事業がございませんでした。

まず、私が平成25年ですか、2月に土佐刃物連合協同組合から提案をいただいて、それから、やはり実際やられる方が経済的な基盤がないと、それはもう幾ら「やりませんか」と言ってもそれは無理ですと。じゃあ、農業のような形で一定そういう経済基盤、大きな基盤ではございませんけれども、月々15万円で1年間で180万円、それが例

えば2年間であるとか、農業でしたら5年間であるとか、そういうふうな事業の組み立てができないかということで県のほうにお願いいたしまして、それまでやはり産業としての打刃物であったところでございますけれども、ここを伝統的工芸品というふうな形での取り扱いで、特別にそういうふうな扱いはできないかということで、物部川地域アクションプランにのせていただいて、県のほうで働きかけをしていただきまして、この高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業というやつを組み立てていただいた経緯がございます。

その後、林業のほうは市単独で平成27年度から同様の事業を組み立てさせていただいておりますけれども、おのこの産業におきまして、おのこの方々が努力を大変していただいていると。

まず、今回この土佐打刃物の育成につきましても、この伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業をもとにしてさまざまな展開をしていただいて、またその上でお互いに知恵を出し合いながら、教えていただきながら、さまざまな先進地事例も参考にしながら、次の展開をしていくべきではないかなと。

まず、現在せっかくできているこの事業を十分に生かしていけるだけの素地がまだ現在できておりませんので、その辺をよろしくお願ひしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長には、土佐打刃物に対しても、県に対しての働きかけを踏まえて大変ご尽力いただいたことについては、感謝申し上げての質問であります。

確かに我々、土佐打刃物の業界におきましても、組合としての土佐刃物連合協同組合としての動きもありますが、個々の鍛冶屋さんの体力も弱っているそういう中で、今回1件出たその部分が、途中で個人の事情もありながらも断念せざるを得なかった。

そこには課長も言われたように、やっぱり各自の適正を見るような機関、それから、やはり若者が切磋琢磨できる環境、それから、言われたようにマンツーマンで教えることの大変さ、やはりこの受け入れサイドの方は、今は再度誰かを、職人を育てようという意欲は失っている部分がございます。

それを何とかまた、新たな部分にそういう意欲を持ってもらうということになったときには、課長が鋭意努力されたこの伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業、このことを基盤としながら、別のステップ、先ほどタケフナイフビレッジとか堺刃物職人養成道場のほうで言われたような、そういうステップが踏めないものなのかということをおもは考えますが、やはりまず、この助成事業ありきで何か成果を出すことを最優先と考えておられるのか、再度お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

なかなかやはり人を育てるということですので、成果は非常に出にくいものと考えております。ただ、成果が出ないからやらないではなくて、成果が出なくてもやっていくことは必要ではないかと。

さまざまなアプローチをしながら、随分前の議会でも山崎龍太郎議員にお話をさせていただきましたが、例えば中学校であるとか高校であるとか、就職を希望されている方への就職活動として、例えば土佐刃物連合協同組合としてそういうふうな申し入れをして、就活面談の中に加えていただくとか、そういうふうな形でどんどんアプローチをしていただきながら、やはり地元でそういうふうな打刃物の音を聞きながら育ってきた、そういう若者をぜひ入れてもらいたいというのが一番の希望でございます。

そのためにはやはり協同組合といたしましても、申しわけないですけど市も一生懸命やりますが、組合さんのほうも一緒にご努力をいただければ、よりよいものになっていくのではないかと。1人でも2人でも成功していけば、またそれがまた輪を広げていくということが出来るし、次の展開へもつなげていくことができる。今のままでとまるのではなく、ぜひそのような形で一步でも半歩でも進んでいただきたいと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

そのことを踏まえながら、平成25年のことでしたが、高知県土佐刃物連合協同組合が土佐打刃物製造業の後継者育成に向けたモデルプランというものを持って、前門脇市長と懇談をさせていただきました。課長も私も同席をしたところでありますが。土佐打刃物業界の現状と後継者育成等の必要性について認識を共有しながらも、教育訓練事業に前向きな回答はなかなかいただけませんでした。

本事業のA案、課長はこの資料を持っておられるというふうに聞いておりますので質問を続けてまいります。新築物件設備を整えて後継者育成に臨む。B案というのは組合員、企業、敷地の増築の賃借でありました。

本市での話し合いは不調でございましたが、南国市の話し合いで市長よりゴーサインが出てB案で進展しておりましたが、指導に手を挙げてくれていた組合員の方が急逝されて、本プランは実現せず現在に至っております。

改めて見返してみても、モデルプランの実現の方向性は本市において困難なのかどうかお尋ねしたいところではありますが。先ほど課長が言われたように、やはり本市の中学生、高校生なんか雇えるというか将来的に職人になってもらう。そのためには私はやっぱり学校施設的なもので、やっぱり同じ世代の仲間が集うというふうなときに、確かに若干の設備に1,800万円とかいうA案の場合は要って、毎年度340万円ぐらいの予算が要ったと。ただそれを、また伝統産業の事業を活用しながらというような考え方で、後継者育成に内部の高知県土佐刃物連合協同組合の取り組み、個々の受け入れ側の教育というか指導も高知県土佐刃物連合協同組合のほうでやりながら、そういう方向性を見

出せないものなのをお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 政策にかかわる部分もございますので、私の範囲内でお答えをさせていただきます。

平成25年2月12日に、当時の門脇槇夫市長のところに、西山理事長と山崎龍太郎議員がおいでまして、私も同席させていただきました。その中でやはり箱物という形でのスタートというのは、やはりもう無理だということが前門脇市長の見解です。というのは、後々の維持管理も含めたものとしてまだ何が入るかわからない、どれぐらいいるかわからないものに対して箱物を先つくるというのは、それは行政としては難しいと。

そのときに、やはり地場産業の育成には、地元に残っていただくという条件としての整備、ここを要するというふうな形での協議をさせていただきました。それによって今回の高知県伝統的工芸品産業等後継者育成事業への組み立てを産業振興課としてさせていただいたわけがございます。

今現在、林業学校は確かに開講、ここにつきましてもいくまでには本当にさまざまなプロセスを経て林業学校になっておるわけでございますけれども、やはりそこに来るまではやはり各森林組合、各事業者さんで、おのおのそういうふうな形で個々の人材を個々に育てられてきたと。

ただ、そこにたくさんになってきたということで、やはり機が満ちたということでの学校の設立ということが知事から提案をされて、急遽、大平の森林技術センターの中に林業学校が設立されるということになったわけでございますけれども、やはりそういうふうに機が熟するためには、日ごろからの個々の事業の努力というのは欠かせないものと。

まず箱物があってそれから始めるんじゃないかと、やはり周りから見て「ああ、これは必要だよ」と、もうこれが必要になってきたという機が熟すまでは、どうしても山崎議員を初めとして土佐刃物連合協同組合に頑張っていたきたいと、そういう気持ちもございまして、この事業を物部川地域アクションプランのほうに提案をさせていただいてこの事業化がなされましたので、先ほどから繰り返し同じことになりすけれども、この事業を使っただけのような若者をぜひ見つけていただいて、また複数見つけていただいて、この事業を使っただきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 林業の事業者サイドと打刃物の事業者サイドの規模を含めて、なかなか違う部分もございます。ただ打刃物の事業者サイドにおいても、実際のところ交渉時点で後継者等もみずから、もちろん身内が多いんですけど決めていると、雇いもしているとか、娘婿にやってもらっているとかさまざまなパターンはあります。

ただ、それが総合的な力として発揮できてないのは組合としてもっともっと機能していかねばならないし、今回その伝統的工芸品産業等後継者育成事業は、実際の町でも

須崎市でも使われるようになりました。市が要綱等を整備せんといかんがですけど。

そんなところを踏まえたときに、香美市でこれを使うということを我々もまず第一義的に考えます。そこに長期的なビジョンの中で、やはり学校として若い者が集うと。1人の工場で複数雇えることはもう至難のわざです。相当大きな企業でもない限りは難しいです。それも念頭に置いてもらえないかなと、政策判断的なものになってきますので最後に市長にも聞こうと思いますが、課長のレベルではそのところの展望はどうお持ちなのかをお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、打刃物についての後継者につきまして、さまざまな形でアプローチをさせていただいて育てていただける中で、例えば研修の中で一緒に研修をしようじゃないかとかいうふうな企業も多分生まれてこようかと思います。そのときに、例えばもう今、休業されている方のスペースをお借りするとか、そういうふうな形でのスペースという、箱というのはさまざまにそれは探すことができると思います。

また今回の研修も龍河洞の駐車場を提供していただいて、3件の事業者さんが入っておるわけでございますけれども、そちらにつきましても、やはり排水問題等につきまして、農業集落の下水道の管を引くとか、水道の管を引くとかというふうな形で、市のほうとしても一定の協力はさせていただいておるところでございますが、例えばそこを拠点といたしまして、期日を決めてさまざまにそうやって育ててきておられる研修生を集めて、また一定、集合研修というような形でやっていただき、またもとへ戻ってやっていくとか、いろんなさまざまな組み立てが私はできると考えておるところです。

一概に学校をつくって全てをそこに入れて、そこで全てを育てて卒業するのではなくて、おのおのの地域に合った形で、学校というのは校舎があるから学校じゃないと考えております。さまざまな形でそういうふうな組み立てができれば、それが学校となっていくのではないかと。

研修場所は1カ所によろびませんので何カ所にも及んでくる。また例えば自分が打った刃物を山でどんなに使っているかとかいうようなところも含めて、例えば森林組合さんにご協力をお願いして、実際、刃物を山で使ってみるとかということも1つの研修だと思います。そういうふうなことで、また得られる部分もあろうかと。

そういうふうな形でのやっぱり組み立て方、そこは私が今考えて言ったことなんですけど、やはりさまざまな組み立て方っていうのはやりながらできると考えてます。考えて考えてやるんじゃないで、走りながらやっていきたいと。それにはやはり山崎龍太郎議員を中心としまして、土佐刃物連合協同組合さんのどうしてもそういうふうな動きが、中心となる組合さんの動きが必要と考えておりますので、ぜひともご努力、ご尽力をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 早く機が熟するように課長からもさまざまな組み立て、提案的なことの話、私どもも休業するスペースなんかの活用も踏まえて、それを生かしていくということも踏まえて頭にあります。ただ、これは組織論議も何もしてませんので、そういうこともまた持ち帰りたいと思います。

市長に対して最後に、市長はものづくりに対してかなり傾注されている部分もあります。今、課長とのやりとりを聞きまして、一言お願いしたいところです。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員の打刃物の質問について、お答えをしたいと思います。

本当にこの土佐打刃物、伝統の打刃物、これは本当に今ぎりぎりのところだと私は思っています。後継者、そしてまた技術、伝統というものが残るか残らないかという本当にぎりぎりのところにあるというように思います。

今お話がありましたように、新しい取り組みのシステムが非常に大事になってきている。これはもう新しく開くということだと思います。そして新しいものへ挑戦をしていく、展開をしていく、発信をしていく、そして販売につなげていくということが非常に大事なことで、動く形にしなきゃならないわけで、経済も動かす、地域も動かすというふうなものを今考えましょうということ、産振のほうの課長も言っているわけで、議員のほうも組織として考えましょうということだというふうに思います。

ですから、1回限りのこの質問で終わらせないで、必ず形にするんだという決意でやっていただきたいと、行政もそういうふうな受けとめ方でやってまいりたいというふうに思っております。そのためにはいろんな方とつながらなきゃならないだろうというふうに思います、ものづくりをしていく上では。ですから、市内だけで完結しようというふうに考えないで、市外も含めて考えていく必要がある、県外も含めてつながっていく必要があるだろうというふうに思います。

とにかく今ある限りの知恵を絞り出し切って、今はもう本当に最後のチャンスだと思ってやっていただきたい。私もその思いには応えていこうと、このものづくりの会議を立ち上げていく上で非常に大事なセクションになるというふうに考えておりますので、どうか頑張ってくださいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後に、市職員の本分を全うされ退職される佐々木課長の今後にエールを送り、質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時41分 休憩）



(午後 2時50分 再開)

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。議長のお許しをいただきましたので、2点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目でございますが、国道195号の四ツ足峠トンネルについて、質問をさせていただきたいと思っております。

ご案内のように、国道195号につきましては、大栃橋、幅員が5.4メートルということで大型同士がすれ違いができないということと、地域の交通のネックになっておったところでございますが、また、耐震の問題もございまして、このたび県を初め関係者の皆様方のご尽力を賜りまして、かけかえ工事ということになってきたところでございます。

平成27年度におきましては現在の橋の橋台の補強を終わり、いよいよ本体工事が今年から下部工が発注されてくるようになってまいりまして、最短の完成ですが、それは平成31年ごろになりはしないかと、若干のおくれは出てくるようなこともあろうかと思っております。この橋につきましては、デザインコンセプトということで景観に調和した心にとまる橋をということで、県も物部町の玄関口ということでいろんな面で配慮をいただきまして、全長が今回は201メートルになるということでかなりの橋になりますので、私は物部町の一つの観光スポットになるんじゃないかと、そういう期待もしているところでございます。

それと、昨年でしたか、府内の白石橋の耐震補強も行っていただきました。それと、今現在、押谷、根木屋地区、また、岡ノ内の川内地区におきまして、山手側のこれは落石、地震等で落石の可能性があるところを、今現在かなり頑丈な防御柵を進めていただいております。

そういうことで、また徳島県側も、私、先月ちょっと足を運んで、車で旧の木頭村ですが、中心地で今、那賀町になっていますが、那賀町の中の木頭村支所まで足を運んでみました。

木頭村側はダムの問題もございまして若干おくれておりましたが、先月行って見た場合に、かなりの改良工事も進んでいるような状況でございます。

そういうことで、この四ツ足峠トンネルにつきましては、1961年、昭和36年に着工いたしまして、1965年、昭和40年に4年かけてトンネルを完成させたという経過もありまして、このトンネルは、ご案内のように徳島県、旧の木頭村、また、物部町の県境を結ぶ標高660メートルの高さに位置する全長1,857メートル、幅員が5.5メートル、5.5メートルですが、四ツ足峠トンネルは歩道が両サイドにないものですからかなり狭いトンネルということで、大型同士がすれ違いができないと、これも

大柘橋と同じようにすれ違いができないということで、本当に国道195号は利用度が今少ないんです、はっきり言うて。

そういう悪条件なもんで、そういうことで別府から3キロメートル、徳島県の木頭の北川から6キロメートルの距離で大型同士のすれ違いができないと、困難な状態でありまして、また日当たりも徳島県側は悪く、冬場は積雪や路面凍結で決して安全な道路ではないとこのように思うところで、それが最大のネックとなっているところでございます。

そこで、新バイパスをという声も木頭村のほうでもあります。こちらのほうでも、あそこのトンネルを新しくバイパスをつくったらえいかなというこういう声がございます。またトンネル内には、県境部に930メートルの中心部に地蔵も据えられているような状況でございます。

このような状況の中でございますが、市としては那賀町と香美市と連携をいたしまして、この新バイパスの改良に取り組む考えはないかということの、まず、ご所見をお聞きしたいと思います。

次に、中山間対策のドローンの宅配についてでございます。

中山間といいますか、これは範囲が広いものですが、ドローンが担う新たな買い物難民、災害支援として私は関心を持ったところでございます。

そういうことで、これは1月10日付の高知新聞で、「政府は9日、小型無人機「ドローン」を活用した民間業者による宅配促進に向け、自治体を対象にした全国規模アンケートを3月までに実施する方針を固めた。」と。このアンケートにつきましては、安倍首相が昨年11月に、3年以内にドローンを使った荷物配送を目指すと打ち出したことが背景でございまして、施策への反映を目的とした基礎データ収集と位置づけることとございます。

そこで、このドローン宅配の目的は、過疎地での高齢者の買い物難民、災害発生時の救援物資配送、情報収集、特にこの医薬品の配送というのを私は注目しているところでございますが、この中山間地の香美市でございまして、この施策に対してどのように考えるか、所見を問うところでございます。

1回目の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 山本芳男議員の国道195号四ツ足峠トンネルについてにお答えいたします。

四ツ足峠トンネルについてですが、道路管理者である高知県道路課及び中央東土木事務所に現況及び今後の計画などについて確認をいたしました。

トンネル全長は、先ほど言われたとおり1,857メートル、うち高知県の管理分としましては、939.7メートルが高知県分の管理ということです。凍結やチェーン規制などがあり、そういう問題もあるため、業者委託により通常のパトロール等を含めた

管理を行っています。あわせて長寿命化計画を実施し、今後の改修、改良等の計画を行っておるといことです。

今後のバイパス等計画についてですが、現在、国道195号としてのあけぼの街道の延伸としての山田バイパス及び、先ほど議員さんのほうからもありましたが、大栃橋のかけかえを実施しているため、現在のところ、このトンネルに対するバイパス計画等はないとのことです。徳島県側においても那賀町のほうに確認をしてもらいましたが、同じく計画はないとのことでした。

なお那賀町とは、あくまでも担当レベルではありますが協議を行いました。那賀町としては、他国道の改良、四ツ足峠トンネルまでの路線改良等に現在力を注いでおるため、その後の対応ということをしていきたいということでした。

現国道等他路線計画との進捗によりますが、那賀町のほうとは今後の課題との共通認識はとっております。防災面も含めまして、あくまでも担当のレベルではありますが、今後も協議はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山本議員のドローンのご質問にお答えいたします。

ドローンの活用につきましては、実用化が確立された場合、災害発生時に孤立した集落への救援物資等の搬送や情報収集などの面におきまして、大変有効な手段の一つであると考えております。

また、先月23日には、国土交通省が隣の徳島県那賀町で貨物輸送実験を実施するなど、国や研究機関でドローンのさまざまな用途に応じた実証実験等が行われており、今後新たに目的に応じた運用方法や技術の開発が進んでいくものと思われま。

今後は開発関係機関の動向を注視するとともに、実用化に至った場合には、高知工科大学などの研究機関と連携を図りながら、実用性のある活用方法の調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番です。2回目の質問をします。

建設課長から答弁がございまして、突然のこれはこういう話ですので、当然、県といたしましても急な話なもので、それはその辺の答弁になってくると思います。

この国道195号におきましては私はこの県境をまたいだ、当然、地震等がいずれは起こるだろうということで、徳島県との間ですが国道55号線もあります、海岸縁は恐らく津波でなかなか困難であろうということで、この国道195号が一番安全ということで、徳島県の国道195号は高知から鳴門大橋までが直線距離が120キロメートルでございまして、県境をまたぐルートに近い将来南海トラフ地震が発生すると言われ中、津波の心配がなく、地震発生後県外から災害応援や支援物資の輸送、また医療搬

送、広域的な幹線道路のネットワークとして大きな役割を持つ道路であると思います。

そういうことで、また先ほどあけぼの街道のお話もございました。当然、あけぼの街道も今現在かなり改良もできまして、今舗装工事をやっておりますが、それが済み次第、予岳から佐岡経由のバイパストンネル、トンネルからバイパスということで県は計画をいたしております。

そういう状況の中でございますが、やはり先ほど言いましたように、この避難路として四国4県のネットワークをやはり組んでおかななくてはならないということで、四国4県でもまたいろんな協議会もこしらえまして、今現在検討しているところでございますが、本年2月に四国道路啓開等協議会が設立されております。先ほど言いましたような協議を今現在しておるところでございます。

県もそういうことでその協議会にも参加をしているところでございますが、今回私がこの四ツ足峠につきまして質問したのは、ご案内のように参議院選挙が7月に行われますが、徳島県と高知県合区ということになりました。

そういうことで、徳島と高知は一つというような形に私は受け取って、やはりこれはチャンスだと思うんですよ。徳島県側の県議また地元の県議、それから、当然両県の管理者のほうへ上へ上へ上げていくところですが、最終的には両県の知事にも要望をしながら、それから両県の国会議員、こういう政治力を持って、これは大きい事業ですのでやらなくてはならないと思います。

やはり、機会を逃すとできないという思いで今回は質問を出したところですよ。やっぱり政治というものはそういうものでございまして、私も24年間議員をやらせていただきまして、それぞれ人脈等もいろいろつくらせていただきまして、そういう形で私も今後行動も起こしていきたいと、このように思うところでございます。

それで、最終的には那賀町と香美市で期成同盟会、推進する、どういう名称になるかはわかりませんが、そういう同盟会をまず立ち上げて、先ほども言いましたように両県に地元の県議がおります、そういう県議とも連携を取りながら進めると。

大きな事業でございますのでスッと行くことではありませんが、やはりそういう段階を踏んでやっていかないとできる問題ではないと思いますので、ぜひその同盟会みたいなのを立ち上げるということの考えはないんでしょうかね。

それで、ドローンでございますが、まだこれは事業化してないということで、まだ今立ち上がりということで、全国でもドローンについては注目いたしまして、三重県とか山口県某市でございますが、いろんな事業者と地域圏と連携をしながら、いろんな試験をやっています。

先ほども答弁の中でご紹介がございましたが、那賀町で確かに2月の23日にドローンの試験を運行されたということです。これは県と連携し、事業者が住民から注文を受け、実際ドローン便で品物を届けたようでございまして、この注文された方は、高齢者で免許証を返納された方だったらしいです。これは、今から免許証を返納したけん、買

い物らあも大変だなという思いであったらしいですが、このドローンで配送していただいて大変便利であったと、好評であったようでございます。

そういうことで全国的にも注目しておりますので、今後はまた活用に積極的な自治体と連携を検討するほか、先駆的なアイデアには民間業者との協力を提案することも視野に入れるということでございますので、先ほども答弁で課長のほうからありました。ぜひ高知工科大学と、せっかく高知工科大学もございますので、民間業者と市で連携をいたしまして、研究をして事業が始まると、こういうこともぜひとも視野に入れてやっていただきたいとこのように思います。

それで、答弁は要りませんので、建設課長、ちょっと。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 四ツ足峠トンネルにつきましては今回初めて出てきたような形ですので、今後の問題についてまだ深くそんなに考えているわけではありません。

現在、国道195号の期成同盟会として高知県側には高知市、南国市、香美市、それと県含めたものがございます。ただ、熱意の問題といいますか、やはり高知市、南国市になると、やっぱり熱意の差というのは出てくるということがあろうかと思えます。

そのことも含めまして、那賀町の建設課長のほうと、電話ではありますが先日お話しさせていただいたんですが、どういう形に持っていく、その作戦をどう練っていったらえいかというが今後の課題ということで、認識をまだ持ったばかりですので4月以降に、新年度になりましたらもう一遍協議をして、どのような形に持っていったらえいかなというところですが、話を持っていければと思います。またそのときには、山本芳男議員のほうにもちょっとお力添えをかりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） まあ、なかなかスツとというてもこれは、ふっとわいたような話でございますので。できるだけ那賀町とも協議をしながら、この新バイパスに向けて段階を踏んで順番にやっていければと、私も活動として今後やれる範囲でやっていきたいと思っておりますので、ぜひまたよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 山本芳男君の質問が終わりました。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブ、利根健二です。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式により順次通告どおり質問をさせていただきます。

まず、1番の防災対策でございます。

防災となり組ということで、防災・減災の事業は、地域の防災会が中心になることは間違いございません。行政の支援のもと、さまざまな研修、訓練が行われてきています

が、現状ではそれぞれの自主防災組織の取り組みにも若干の温度差があるようでございます。

そうした中、今までの防災対策課での取り組みとはまた別の角度というか、一つの手法としてでございますが、防災となり組という取り組みが高知新聞で紹介をされておりました。

防災意識を高める1つの手法かとも思いますが、社会福祉協議会がその一部を担うという手法は、高齢化社会において有効な声かけの方法ではないかと思えます。

本市も防災対策課と社会福祉協議会が協力して、一步でも防災力のアップのためにできないものでしょうか、お伺いをいたします。

さきの質問で避難行動要支援者につきましては、福祉事務所長のほうから何点か答弁もあって、連携とれるようなこともあろうかの感じも受けましたが、防災対策課としてのほうの立場として何かできることがありましたら、よろしくお願いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） それでは、利根議員のご質問にお答えいたします。

防災となり組は、佐川町におきまして社会福祉協議会が中心となって考案し、地域の結びつきを防災力の向上につなげていく取り組みであり、災害時には安否確認や避難誘導などで協力することを目的とした、5戸から十数戸の単位で形成されたグループであると認識しております。この制度は地域における共助の充実、防災力の向上を図る上で、本市にとりましても有効な手段であると考えます。

そこで、平成28年度に地震火災対策計画を策定する地域において、防災となり組の手法を計画に反映させることも一つの方法であると考えます。

また、社会福祉協議会とは協議の場を設け、取り組みについての議論及び検討も行いたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひよろしくお願いをいたします。

ちなみに「防災隣組」という言葉自体は、東京消防庁などでも前から使われていたようで、総務省のページなんかにも結構使われているようでございます。

東京においては、企業とか商店などを大きく巻き込んだタイプの防災組織、ああいうところは夜間人口と昼間の人口がすごく大きく変わる場所がありますので、そういったところでは、そういったことにも対応できるような、いろんな人がそこで話をすることによって、いろんなシミュレーションの中での防災対策とかいうのを語られているようですので、そういったことも含めましてちょっと、とりあえずは社会福祉協議会という言葉を使いましたけれども、幅広くそういった意見を収集できるような場所にしていただきたいと思います。

そしたら、続きまして、防災士取得について質問をいたします。

防災士の講習を先日受けました。防災士の講習を受けたときに感じたことの1つに、避難所運営の難しさがあります。

これは少人数の方というか、少人数が講習を受けていてもなかなかだめで、できるだけ多くの方が講習を受け、そのノウハウを知る必要がございます。

そうした中、小学校のPTAの中で防災士を取ろうとかと話し合っているところがあるようでございます。補助金の話をしましたところ、活用したいような話もしておりました。実際、受講してみますと、自主防災会から来た方がほとんどでございますが、企業から派遣されてきたとか、そういったほかの団体からという方もおりました。

本市の補助金のそういった窓口・案内は自主防災組織を中心に現在行われているようでございますが、今後の広がり求めていくに当たりまして、意欲のあるこういったPTAとか地域の公的な団体にも案内を出して行ってはどうでしょうか。

特にPTAとかは若手の実働できる方も多く、避難所運営には欠かせない人材となります。もちろんそういった方々には、最近重要性が認識をされております防災教育の現場において主体となり、また補助的な役割として非常に活躍できるものと思います。

また、ふだんはそれぞれおのおのが自主防災組織で中心になっていくことも、もちろんそうする必要がございます。

三重県、和歌山県、徳島県、高知県の自主防災組織代表者が集まる4県連携自主防災組織交流会というのがありまして、そこでのちょっと発表をご紹介をさせていただきます。

これはもう皆さん耳にしていることではございますが、学校と連携した防災訓練の実施ということで、注目しているのは、子どもたちの相互連帯意識と教職員の教えのノウハウです。釜石の奇跡のように、防災教育を受けた子どもたちが津波から率先して逃げてみずからの命を守ったという事例から、地域防災においては学校の防災教育と協働することで地域の防災意識をより高めることができると考えています。そこで、学校での防災訓練や講演会等に広く地域住民を呼び込むことで、連携強化や情報発信を行っています。

こういうことであります。どうでしょう。こういった活動を行い、それにPTAを巻き込む講師としての活躍も含まれております。そういったことによって、そのためのPTAの方々の防災意識を高めておくことは効果的ではないでしょうか。

ここでちょっと私のフェイスブックのタイムライン上でのやりとりを若干ご紹介をいたします。

自分が、「防災士を取りましたよ」というのをフェイスブックに載せましたら、片地小学校のPTAながですけども片地小学校の役員の方から、「補助金を出るのを知らず僕も去年他の会場で受けました。残念。」というのがありまして、いろいろまた「出ますよ」とかって書いちゃったら、「マジですか。小学校で来年度から防災士受講者にはPTAの会計から補助金を出そうと思っております。地域の中堅層に防災を意識してもらい

たいので」というような書き込みをいただきまして、最後に、「何処の小中学校でも防災には力を入れています。避難所としての機能も小中学校にあるのでP T Aが防災士の取得は必要不可欠だと思います。自助・共助の部分ではP T Aの役割は自主防災組織にも負けず劣らず関わってもらわないと」というようなことをございます。

こういった意欲のある方たちの力をかりまして、地域の防災力を高めていく必要があると思いますが、ぜひそのアナウンスの方法、補助金の出し方についてご検討をいただきたいと思いますがいかがでしょうか、質問をいたします。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、防災士の確保は大変重要であると、昨年12月議会で答弁をさせていただいたところをございます。

そうした中で、P T Aの方々が資格の取得に向けて前向きに考えておられているということをお伺いし、大変頼もしく思います。

現在、香美市では、防災士養成講座の日程などの情報はホームページや広報によりお知らせしておりますが、資格の取得に意欲のあるP T Aの方々に対しましては、教育委員会、学校を通じまして、チラシ等による情報提供を行い、防災士の確保に努めたいと考えております。

また、地域の公共的な団体に対しまして、事務所等にチラシ等の配布を行い、積極的な資格の取得を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ積極的に、多分こういった方はまだまだいると思いますのでよろしく願いいたします。

なお、現在募集の要項を見ますと、自主防災に本人が入ってなければ補助の対象にならないような要項になっております。本人がということはないですね。自主防災組織経由じゃないと補助の対象にならないような要項になっておりますので、ぜひそこで、もちろんその方がP T Aで情報を得て、自主防災組織経由で申し込めば問題ないがですけども、そこに一手間も二手間もかかってしまいますので、自主防災組織を通さずに、P T Aとかいう、そういうある程度公的な機関、皆さんが認めるような機関であれば、ぜひその窓口になれるべく、要項の変更も含めて検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 現在の補助金交付要綱の規定では、確かに補助対象者は自主防災組織に加入している方に限定されておりますが、今後はP T A等の方々の取得状況を注視しながら、補助制度のあり方について、他の自治体の状況等を踏まえ検討を行いたいと考えております。



以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ぜひ、そういった方のお力添えをいただきまして、地域の防災力がますます上がっていくように祈念をいたしております。

続きまして、2点目のマイナンバーの取り扱い事務についてに移ってまいります。

行政機関はもちろん、民間の事業所でもマイナンバーの提示が必要という単語がどうなのか、必要というか求められるようになってまいりました。

この制度は立ち上がりの時点でいろいろシステム障害とか、いろんな問題が報道をされておりますが、このシステム障害については、ここの香美市がどうのこうのっていうような問題でもございませんので置いときます。

先ほど申しましたとおり、本市においてもさまざまな報酬等が発生するときは、マイナンバーの提示が必要になっております。

本市においては取扱責任者、責任者という単語がどうなのか、を定めて適切に事務作業を行っていると思っておりますが、自分が行政以外でもちょっと見たり聞いたりするところでは、会場の入り口の受付にマイナンバーを書く一覧表が置いてあって、誰もが見える状態であったりとか、人がこう、受付の人がドーッと来てしもうて、バタバタする中でいろんな人がそのナンバーを触ってしまう、見える状況であったりというのも見たり聞いたりしております。

行政がもちろんそうでないと思っておりますけども、そういったことがないように再度の確認とか、また必要であれば行政事務の中で講習を行う必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

うまく活用できれば、私自身はこれはすばらしいシステムになるような気がしておりますけれども、いろいろな場所での小さなほころびが大きな信用の低下につながってしまわないか、若干心配もしております。

システムというものは、そのものが善悪を判断できない場合が多いです。便利で有効なシステムは、それを悪用する者にとっても非常に便利なシステムであるということを念頭に置きまして、しっかりした対応をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、利根議員のマイナンバーの取り扱い事務についてのご質問にお答えします。

マイナンバーの取り扱いにつきましては、収集や管理を適切に行わなければならないので、職員には適正な取り扱いを行うため厳格さが求められております。

市役所での取り扱いでは、マイナンバーの収集に関しては、各課の取扱担当者が収集するようになっております。収集に際しては、当然他の人の目に触れることがないように気をつけなければならないと思っております。

適正な取り扱いを確保していく上で、改めてマイナンバーの取り扱いについて職員に

周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 行政では一般の法人とか企業より結構複雑なというか、より多くの種類の取り扱いをする必要が出てきています。

例えば、通常こちらの市役所へ来ていただいて、通常の窓口だともうそういった目の前の職員の研修で済むと思いますけども、何かの会合で職員が外へ出向いて行って受付をして、その中でいただかないといけないとか。また、その公民館活動なんかの謝金の場合は、非常勤の職員というか、職員じゃない方をお願いをせんといかん場面も出てくるんじゃないかという気がいたします。

なかなか気をつかうような場面じゃないかと思えますけども、その上にまだそういった方が人事等で変更があったりしますよね、その役が変わったりとか。そういった場合は、また再度の確認とか継続的な指導というのが、結構普通のところよりは厳しく長いスパンでやっていく必要があると思えますけども、その辺のどうしていくのかとか。あと、そういったとき用に配付用の手順書とかマニュアルとか作成しているようであれば、そういった引き継ぎがうまいこといくんじゃないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 先ほども述べましたが、マイナンバーの取り扱いにつきましては、職員がこれに当たらなければならないということになっておりますので、職員が行うということになりますので、他の方に依頼するということはないというふうに思っております。

その職員も当然異動がありますので、その取り扱いにつきましては絶えず教育、研修等をしながら、周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） わかりました。そしたら、どういう状況であれ、香美市が支払い事務とか発生する場面においてのマイナンバーの取扱いは、職員以外は絶対ないということで確認させていただいてよろしいですか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 市から出る報酬等につきましては、職員が確認をするということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 以上で終わります。

○議長（石川彰宏君） 利根健二君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異

議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は3月9日午前9時に開きます。

（午後 3時33分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 8 年 3 月 9 日 水曜日

平成28年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月9日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 1 番	門 脇 二三夫
2 番	小 松 孝	1 2 番	山 崎 晃 子
3 番	利 根 健 二	1 3 番	山 崎 龍太郎
4 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	大 岸 眞 弓
5 番	森 田 雄 介	1 5 番	織 田 秀 幸
6 番	濱 田 百合子	1 6 番	比与森 光 俊
7 番	村 田 珠 美	1 7 番	依 光 美代子
8 番	小 松 紀 夫	1 8 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	1 9 番	島 岡 信 彦

欠席の議員

20番 石 川 彰 宏

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企画財政課財政班長	竹 崎 澄 人	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支所長兼地域振興課長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支所長兼地域振興課長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里  
議会事務局書記 横田 恵子

**市長提出議案の題目**

なし

**議員提出議案の題目**

なし

**議事日程**

平成28年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成28年3月9日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 7番 村田 珠美
- ② 1番 甲藤 邦廣
- ③ 5番 森田 雄介
- ④ 17番 依光 美代子
- ⑤ 16番 比与森 光俊
- ⑥ 9番 爲近 初男
- ⑦ 4番 山崎 眞幹
- ⑧ 14番 大岸 眞弓

**会議録署名議員**

15番、織田秀幸君、16番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○副議長(島岡信彦君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。20番、石川彰宏君は、病気のため欠席という連絡が入りました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) 改めまして、皆様おはようございます。7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

それでは、ごみステーションと収集についての質問をいたします。

最近のスーパー等で販売をしている食品や雑貨などは、過剰な包装をしている商品が多くあります。スーパーのレジ袋はマイバッグなどで削減できますが、そのほかはなかなか難しいものがあると思います。私たちの暮らしの中ではごみ問題はとても重要なこととございます。今回はごみステーションについて、見直していく場所もあるのではないかとについて下記の質問をさせていただきます。

①、3町の収集場所は全体では何カ所ありますか、お尋ねいたします。

○副議長(島岡信彦君) まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長(横山和彦君) 3町の集積場所数についてお答えいたします。

まず、土佐山田町が713カ所、香北町280カ所、物部町242カ所、合計で1,235カ所となっております。

以上です。

○副議長(島岡信彦君) 7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) 続けて、次の質問に移ります。

高齢化はもとより道路状況、空き家などにより、ごみステーションの移動が必要な場所もあるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長(島岡信彦君) まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長(横山和彦君) お答えいたします。

ご質問のとおり、道路の新設でありますとか改良、住宅の新築や移転、あるいは空き家ができるなどで集落の環境は変わっておりますので、ステーションの移動や新設が必要になる場合が出てくると思われまます。

以上です。

○副議長(島岡信彦君) 7番、村田珠美君。

○7番(村田珠美君) 収集箇所なんかもすごくたくさんあるから大変だとは思いうん

ですが、定期的な場所の確認等はされておりますでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ごみステーションの設置につきましては、基本的に地元の自治会長からの申請という形をとっております。管理運営についても地元の自治会などをお願いしております。そのような実態から、地域の実情によりごみステーションの移動や新設などごみステーションに関するご相談やご要望があった場合、その都度現地も確認させていただいて、協議をさせていただいております。以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 土佐山田町のある地域でのことですが、ごみの収集の区域割は東1区、2区、3区、そして西1区、2区、3区と6区に大きく分かれております。そこで、例えば東3区の方がふだんのごみステーションに出し忘れて、その後別のごみステーションに曜日が違うのに置いていく。または、不燃物の曜日間違いだったり、置かれた地域の方々が大変困ったというような話も時々聞きます。

ある方は、今回ごみステーションの質問をするとお話ししましたところ、あちこち見て回ってくださったそうでした。ほんとに消えてわからんようになっている看板がいっぱいあったと。間違えるからマジックで記入したけど、古くなって分別の内容が見えにくく消えてわかりにくくなっているの、マジックで書いてもちょっと意味がないかなというふうなことを申してました。消えにくいもので書いていただいたらいいなというふうにお話をされてました。

ここで③の質問へ移ります。

ごみステーションの家庭ごみの分け方と書いた看板の中に収集日が消えている場所があります。今後も定期的な確認をして、取りかえまたは再度記入をして、収集日の間違い等をなくす必要があるのではないのでしょうか。先ほど町内会の管理とおっしゃってましたが、担当課の方がそういった配慮ができないのかお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、たくさんのごみステーションがございまして、ごみステーションにつきましては、先ほども申しましたとおり地元で管理をお願いしておりますので、そういった看板の取りかえとか再記入につきましても、ご要望があった場合にはその都度対応させていただいております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 自治会長さんのほうも地区によれば毎年かわるというふうなことで、私が聞いたところの方なんかは、もらいに行けるがやろかっていうふうなこともおっしゃった方もおいでましたので、そういったところはまたかえれますよという



ふうなことを、行政報告会のときなんかにもまたお話しただけならと思います。

それでは、最近道路設備も大変よくなりました。しかし、中にはまだまだ狭い道路や坂道がきつい場所もあります。ある高齢者の方は、高齢者になると生ごみが重くて坂の下まで持って行くのが大変です。担当課の方に相談をしたところ、地域で置く場所を提供していただけると検討してくれるとのことでしたが、なかなかそういう場所がない。それと、収集車を回すスペースがないと移動または増加は無理ですと言われました。ごみは毎日出るのでごみを出さないようなことはできないし、ごみ屋敷になるのも困ると。よう出さんよになつたらどうしようと考えていたら不安になり、夜も寝れなかったと話しておられました。

高齢者同士で話すと、皆さんひとりでお住まいの方々は本当に困っている。せめて、ごみの収集場所までに坂道があったり収集場所まで遠い高齢者の方、また歩くことが大変な方、体調の悪い方を対象に、高齢者を助けるために車の通る自宅の前まで出すから、時間を決めて軽の車で収集してくれんろうかと泣くような声を聞きました。

先日ある県では、自宅の前に出すと軽四のトラックが収集してくれるサービスをしているところがあり、ありがたいという声を聞きました。このサービスは高齢者の安否確認にもつながり、喜ばれているそうです。ごみで高齢者の方がひとりで住んでいても、安心を感じることが出来るまちづくりは重要ではないでしょうか。安心・安全なまちとはこんなこともあるがよと話してくれました。

そこで、次の質問をいたします。

道路が狭くて収集車が入らないために、ごみステーションまで遠い高齢者等の方々を対象に、基準を決めて登録制にするかどうかはちょっとわかりませんが、登録制により軽車両でのごみの収集を検討できないでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ご案内のとおり、本市のごみ回収業務は民間に委託しておりまして、受託事業者の収集車両の大きさ等の問題もあって、現時点では対応できておりません。収集場所も現状でも大変多いということもございますが、将来的にはご質問のような登録制なども含めて、何らかの回収方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ぜひともそういった対策をとってあげていただけたらと思います。ごみというのは、ほんとに腐敗していくものでありまして、ためてというふうなこともなかなかできないし、車を持ってないとかご近所のおつき合いなんかでも、なかなかごみを出してもらいたいというふうなことが言いにくいというふうなお話も聞いたりします。

そこで、次の質問に移ります。

今後、独居の高齢者の方々に対するごみ出しは、地域での助け合いが大変必要になると考えられます。自治会活動の中で助け合いの仕組みを検討してもらえるように、市から提案をしていくことが必要ではないでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

独居の高齢者の方々が生ずる上では、ごみ出しに限らずさまざまな場面で隣近所の助け合いが大切であると考えておりますし、今まではそういったことも行われてきたと認識しております。しかしながら、過疎高齢化が進んでいることから、他の自治体でも実施されております高齢者・障害を持たれている方を対象とした個別回収などを初め、そういった回収方法について、自治会などにもご協力いただく形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） そのようによろしくお願ひいたします。ここで一つ不安に思ったのが、ごみというのは毎日出るものでして、週に2回という生ごみなんかは回収日があるんですが、県外等では孤独死の方がいらっしゃったりというふうなこともあったりします。ごみが出ていないことによってその方の安否確認になるというふうなこともすごくありますので、そういったところでぜひお願ひをいたしたいと思ひます。

先ほど課長のほうもおっしゃっていただきましたが、それ以外にも地域での取り組み等をいろいろと検討していかなくてはいけないというふうなことでございました。高齢化が今後ますます進む中、自治会のあり方を考える上でも、自治会に対し市がプッシュする必要があることがたくさん出てくると思ひます。生活の中での安心・安全なまちづくりは市民にとっても重要なことだと思ひますので、今後そういった面でごみのほうに対しましても、個別回収をぜひ検討していただけたらと思ひます。

それでは、2番目の質問に移ります。

市民の健康対策のためということで、議会だよりの第36号の裏表紙に、「地域から元気発信」でもご紹介をさせていただきました土佐山田町の秦山ラジオ体操会は、発足10年になったそうです。早朝の6時半からの体操ではつらつとした皆さんが出ていたのはご承知だと思います。現在の各地域の健康体操はそのままいいのですが、それにプラスをして、そういう会場に行けない現役世代の方々、また子どもから若者、全市民を対象とした、あいている時間を有効に使った元気体操をしようという取り組みはいかがでしょうか。

県は、健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らすことができる「日本一の健康長寿県構想」を策定し、「日本一の健康長寿県」を目指しております。

健康は大切な財産です。元気で生き生き・はつらつと生活するには、食生活・休憩と同様に運動はとても大切だと思います。健康づくりは幸せづくり、本市も同じく県下一

の健康長寿市を目指し、予防のため健康的な体操を毎日または1週間に3回ぐらいの運動をすることを推進してはどうでしょうか。以下質問をいたします。

①の質問です。

現在地域では、早朝よりラジオ体操をしてお元気な方々がいらっしゃいます。健康のために「いきいき体操」など、いろいろな体操を高齢者の方々が地域で実施しております。その現状をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 村田珠美議員のご質問にお答えいたします。

香美市では、平成18年から香美はつらつ体操を高齢者に向け普及推進に取り組んでおります。合併前から各町村でリハビリ教室の集団体操や健康教育でのタオル体操、いきいき体操、笑顔まんてん体操などの取り組みがありましたが、合併を機に高齢者に無理なく安全に、運動の機能維持向上に向けた体操を広げたいと、筋力運動であります香美はつらつ体操を作成し、平成18年度には香美市内5カ所のモデル地区で行いました。翌年からは、地域で歩いていける場所で高齢者の方々にはつらつ体操を体験してもらうことが必要だと考え、平成20年には70カ所の地域の集会所、公会堂などで老人クラブ、民生委員さんなどの協力を得て地域住民の方に呼びかけていただきまして、体操の普及を行いました。

その後、いきいき教室に参加してくださった市民で自分たちで引き続き体操を行いたいという自主グループができました。体操を覚えていただくまでの数回は保健師が体操指導に伺い、現在は52カ所の自主グループが、地域のつどいとしてはつらつ体操教室を行っております。本活動は平成18年8月から継続して補助金なし、送迎なしで取り組んでおりまして、市としては後方支援に徹してきた結果、市の制約に縛られることのない地域ごとの特色が出て、地域のつどいとして溶け込んでいると思われまます。

また、先ほど村田議員がおっしゃいましたように、集会所の前や神社などで地域住民や老人クラブの方が毎日ラジオ体操を行うなど、香美市が支援をしていない自立した組織が数カ所あることも把握しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 健康介護支援課の皆さん方のご努力というのがすごくよくわかりました。現在も52カ所というところで、自分たちで自主的にやったださっている団体さんがたくさんあるということで、本当にありがたいといううれしい限りでございます。

その健康体操も始められて、平成18年からということでしたら年数もたちましたが、効果的なことはいかがでしょうか。これは次の質問でございます。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

必要な運動を継続して行うことで、運動機能の維持向上が図られるということは厚生労働省や高知県も推奨しておりますし、広く住民に知られているところだと思います。

香美はつらつ体操はストレッチ、筋力体操を効果的に行えるようにつくられた体操ですので、これを続けていただければ効果はあると思います。体操を継続しているグループの参加者からは、体の調子がよくなった、転びにくくなった、体操だけでなく人と会って話したりするのが楽しいとの感想をいただいております。

また、香美市には4つの健康体操がありまして、香美はつらつ体操、瀬戸の花嫁、てんとう虫のサンバ、三百六十五歩のマーチがあります。香美はつらつ体操は、無理なく安全にということと主として椅子に座って行い、筋力運動のためリズムもゆっくりした体操となっております。そのほかに楽しく取り組めるものもあればと、運動指導士に依頼をしまして歌謡曲の瀬戸の花嫁に合わせてストレッチ体操、また、てんとう虫のサンバに合わせて筋力体操、三百六十五歩のマーチに合わせて有酸素運動を意識した体操をつくっていただきました。それぞれ筋力体操、ストレッチ体操、有酸素運動を意識した体操など目的に合った健康体操となっております、市民の健康維持増進に、また健康寿命を延ばすために大いに役立っていると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。それでは、次の質問に移ります。

夏休みに子どもたちがラジオ体操をしています、このラジオ体操の現状をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 村田珠美議員のご質問に回答いたします。

夏休み中、子ども会各地区単位で、近くの公民館や公園に集まりラジオ体操を行っています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） そのラジオ体操は香美市全体でそれぞれの、昔はセンターママ活動があったんですが、そういった活動の中でどこも行っていきますでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

香美市には物部地区、香北地区、土佐山田地区と合わせて子ども会は33団体ありまして、その30団体がラジオ体操を行っています。人数としては375名と聞いております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 全員ではないということですね。はい。わかりました。

そのラジオ体操も、昔はそれこそ自分たちも小学校のころは6時半ということだったので、朝も早くて起きづらいという方もいらっしゃったんですが、全部出席できると商品があったりとかいうお楽しみがあったりしたんですけども、今はラジオ体操のほうはどんな対応をされてますか。ただ、体操をして帰っていただくのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 詳しい話は聞いておりませんが、子ども会の独自でやっていますので、そういう回答しかできませんが。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 聞くところによりますと1週間だけとか、休み中全日でやっているとところは少なくなったというふうに聞いております。早寝早起きというのは、夏休み中の子どもたちの健康管理においてもすごく好ましいことだと思いますので、またそういういった機会がございましたら、いろいろと特徴を設けて、子どもたちが楽しくできるような方向づけをしていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

小学校と中学校でのラジオ体操の現状はいかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 香美市内の小中学校7校で、主にラジオ体操第一を運動会での準備体操や整理体操として行っています。そのほかの学校では、音楽に合わせたストレッチで体力づくりにつなげています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 続けて質問をいたします。

保育園ではどうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 保育園のほうでは、子どもの発達段階に合わせて体力づくりを行っています。年間を通じて行っているのは、1歳から5歳児を対象としたリズム運動や散歩などがあります。また、縄跳び、竹馬、跳び箱、棒登り、ラジオ体操、そのほかの体操なども行っています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 小学校の場合は7校で運動会前とおっしゃっていましたが、それ以外は朝礼等ではもうやってないということですよ。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

朝礼は最近体育館のほうで主にやっていますので、体操をやっているということは聞いておりません。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 昔は朝の朝礼ではラジオ体操は定番でございましたが、近年の猛暑や子どもたちの体力などを考慮してのことでしょうか。昔は国民体操と言われすごく普及をしておりました。現在余りしてないと、運動会の前だけの体操だというふうな感じに解釈しましたが、それでよろしいでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

ラジオ体操は、運動会の際の準備体操とか整理体操のときにするというのは今お話ししたとおりです。あと体育の時間に同じように準備体操、整理体操でやるときもありますが、このごろは体づくりの科学的ないろいろな分析が進んでいまして、その体育の時間に使う部分を中心にしたストレッチ体操というのが多くて、授業の中身と合わせての運動をしているものですから、ラジオ体操をいつもしているというわけではありません。ただ、ラジオ体操は子どもたちはみんな知っていますので、要所要所ではそれを使っていくようなことはしています。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。このラジオ体操は1928年、昭和3年11月1日に朝7時から東京中央放送局がスタートし、約88年ぐらゐの歴史があるようです。ラジオ体操が定着したのが1934年ということで6年間かかって定着をしてきたというふうなことです。ラジオ体操は、第一体操が1回で約3分11秒ぐらゐだそうで、男性は5回、女性は3回体操をするだけで1日に必要な最低運動を満たし、15分ぐらゐあればよいというふうなことです。

先ほど教育長さんのほうから分析、研究がされて、その授業の中身によってストレッチ体操をしてるというふうにおっしゃっていましたが、ラジオ体操をすることによって望める効果もちょっと調べて見ましたら7つぐらゐ大きく分けてあるようでして、1つ目が体が柔軟になるということで、これは腰痛・膝痛の解消、2つ目が血液・リンパの循環促進、これは冷え性等の解消で、3つ目が新陳代謝促進、ダイエットの効果と若返り、4つ目が免疫力アップということで病気に強くなると。5つ目が内臓機能のアップ、6つ目が脳機能のアップとそして、7つ目にアンチエイジング、老化抑制効果があるそうです。若い方たちも体の機能上限自体が上がるようでして、総合的にすごく筋力もつき、また最近子どもたちが体がかたいというふうなこともよく聞きますが、そういったことで伸ばしたり飛んだりというふうな、全身運動ができるようなこのラジオ体操はすごく効果があると思いますので、けがもしにくくなるというふうな効果もとてもあると思いますので、このように効果的なものであって誰もが知っていてお金がかからな

い、また手軽にできるラジオ体操はとても貴重だと思います。

また、それ以外にもですが、BS放送で現在朝8時からの放送、月曜日から金曜日までやっておりますが、「それいけ！アンパンマンくらぶ」の中の「サンサンたいそう」というのがございます。アンパンマン体操もありまして、2つともやなせたかしさんの作詞でございます。やなせたかしさん生誕の地として、市民の健康のためにやなせたかしさんゆかりの体操を浸透させてはどうでしょうか。

そこで、質問をさせていただきます。

ラジオ体操は誰もが知っていて、気軽に実践できる運動として現在も多くの方々に親しまれております。このラジオ体操とそれいけ！アンパンマンくらぶのサンサンたいそうを、現在行っている体操とプラスして健康づくりに役立ててはどうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

小中学校においてはストレッチ運動を行っていますので今はサンサンたいそうは考えていませんが、保育園ではいろんな種類のリズム運動をしています。その中にサンサンたいそうも入っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 小学校のストレッチ体操も私も朝読み聞かせに行ったときに一緒にしたことがございます。ストレッチ体操はストレッチ体操ですごくいいと思うんですけども、またぜひともラジオ体操をもう少し普及していただいて、毎日することによって運動能力もすごく上がると思いますので、そういった面もまたぜひ検討していただけたらと思います。

それと、保育園のほうでサンサンたいそうをやってくださっているということで、これは全保育園でしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） サンサンたいそうはアンパンマンの体操ということで、全体的には行っています。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 子どもたちもサンサンたいそうはすごく喜んでやってくださっていると思います。この体操は、ほんとにこれもまた簡単な体操で楽しくできるということもありますので、あちこちで普及して行ってやなせさんのゆかりの地ということで、みんなに知ってもらえる体操になればと思います。

体操は健康を意識して無理をしないで、けがをしないようにというふうなことでずつと行ってくださっているということですが、ほんとに未病につながると思います。会場に行けない現役世代の方々、また子どもから若者、市民全体を対象にできるような体操があればと思います。

次の質問をさせていただきます。

家庭や、思いついたときに1日に数分の体操をしようということを町内会、各種団体またはイベント、広報誌等で推奨して広げていくことで、週3回ぐらいの運動につながり健康意識が高まると思いますがいかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

第2期香美市健康増進計画に基づき、体を動かす習慣をつけるなど、体を動かすことの大切さの普及啓発に努めております。介護予防の取り組みの一環として開かれております地域の集いの中でも香美はつらつ体操を取り入れるなど、地域住民の方々がさまざまな活動を行っております。この体操は自宅でも好きなときに好きな時間に体を動かして、健康体操をしていただけるようお願いをしております。また、地域の方がますます元気になり楽しい活動ができるように、平成23年10月から広報で地域の集いの活動を紹介し、啓発に努めております。

このほか、健康まつりにおきましても、香美はつらつ体操の体験コーナーを設け、実際に体を動かしてもらえるような取り組みを行っております。平成26年度からは健康づくり地域ネットワーク推進事業を実施しており、健康づくりの活動や地域での見守り活動を通じて、個々の健康増進などに自主的に取り組む団体の育成を支援しております。また、香美市には住民の休養と健康増進を図る目的で設置されております健康センターセレネがありますので、市民の方に対して機会があるごとに、施設を活用した健康づくりについても積極的に進めております。

体操のみならず、体を動かすことは健康寿命を延ばすことにつながっていきます。今後も引き続きさまざまな方法で健康増進に関する普及啓発活動に力を入れて、一人一人の健康意識がさらに高まるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 本当にさまざまな、いろいろ試行錯誤しながら、市民の健康を考えての体操一つとただけでもすばらしいと思います。なかなかそれをやってみるけれども市民のほうに普及、伝達できてない部分がすごくあると思いますので、そういった意味も込めまして今回の質問もさせていただきました。なかなか現役世代の方というのはできていないというふうなところも感じますので、今後どういうふうなケアをされていくのかなというところをひとつお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 現役世代の方は仕事とかで多分忙しいとは思いますが、その方たちにも夜とか土日とか休日を利用して、好きなときに例えば体操していただくとか、あとセレネを活用していただくとか、そういうふうな形でまたお願いをしたいとは思っております。



○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） わかりました。市役所の職員の方々も日々、ほんとにコンピュータ等の長時間同じような姿勢での作業ということになりまして、肩が凝ったりとか眼精疲労とかそういったこともすごくあると思いますので、お昼休みなんかにもまた体操、もしくはいろいろとやっていたらいい方もおいでるとは思いますけれども、そういった面で健康管理のほうをまたしっかりしていただけたらと思います。

今回の提案は、毎月20日の交通安全の日のように、香美市独自に健康体操デーとして定めて、市民の意識を高めることによって継続的に体操を行うことにつなげようというふうなことです。

そこで、質問をさせていただきます。

市民の健康意識を高めるためには、何かのテーマを持つことにより継続につながると思います。生き生き・はつらつ体操とラジオ体操、サンサンたいそうなどを定着させていただき、月に1回から3回の健康体操デーとした日を検討してはいかがでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、香美市には香美はつらつ体操を取り入れ自主的に運動を行っている地域の集いや、さまざまな健康づくりを推進している健康づくり地域ネットワーク推進事業などを使っていただいて、地域住民の方たちが近くの集会所や公民館などに集まって体操やヨガ、ポールウォーキングなど多種多様な活動を自主的に行っております。このため活動日はそれぞれの団体で異なることや、集会所などに集まることにより地域の人が交流するよい機会にもなることから、新たな健康体操デーを設けるのではなく現在の活動を継続していただき、好きな時間に好きな場所で自宅でも体を動かす習慣を身につけるようなことができるように、市として後方支援を行っていきたいと考えております。

また、行政が主導するのではなく、あくまで後方支援をして市民一人一人が健康意識を高めて、みずからの健康はみずからで守り、健康維持をしていただくことが一番重要なことになってくるのではないかと考えております。

これからも市民の皆様が健やかで心豊かに暮らしていけるまちづくりの実現に向けて、健康増進事業に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） ちょっと言い方があれだったかもしれませんが、交通安全の日というのがありますよね、毎月20日。そういったことで、月に1回でもいいんですが、きょうは健康体操、健康に気をつける日にしましょうということで、そういう日を定めることによって市民の健康に対する意識が高まるのではないかとということで今回提

案をさせていただいたんですけれども、今現在やってるのはもう全然大丈夫、そのまま継続していただいているんです。現役世代の方等がなかなか定着しにくいというところもあると思っていて、この日に、例えば同じように20日だったら20日の日、きょうは健康体操の日ですよというふうなことを決めることによって、ああそうやねと思ったら、いつか事務のあいてる時間に体操ができるというふうなことで、健康に向けての意識が高まるというふうに思うんですけれども、再度質問をさせていただきます。

○副議長（島岡信彦君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 村田議員のおっしゃるように、日を設けるとい  
うのはまた大事なこともわかりませんが、今のところ体操デーとかいうこと  
を設けることは考えておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） なかなか業務等も大変だとは思いますが、会の中で話し合っ  
ていただいて、あとまた皆さん地域の方々に聞いていただいて、設けることによってま  
た意識が高まるろうかねというふうなことでまた皆さんの声を聞いていただいて、そう  
いう日を設けていただけたらと思いますので、再度お願いを最後にしておきたいと思  
います。

あちこち健康体操等もされてるといってお話も聞き、ほんとに市民の健康に対する意識  
がすごく高まってきているなと思うんですけれども、体操もいろいろとたくさんあつ  
たほうが良いというふうに聞きます。健康体操をされてるところに私も行ったこともあ  
るんですけれども、やはり同じ体操ばかりではたつてくると。で、自分たちで健康体操  
を考えて、ほかの歌でつくったりもしてるのよというお話も聞いたりもしました。そう  
いったことも含めまして、そういう日ができますことを願いつつ、健康づくりは幸せづ  
くりと申します。予防に向けてますますの成果を期待いたしまして、今回の私の質問を  
終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 村田珠美君の質問が終わりました。

次に、1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） おはようございます。1番、甲藤でございます。通告書に従  
いまして一問一答方式で質問させていただきます。

3項目について順次質問させていただきますけれども、まず、1項目め、職員の定数  
についてですけれども、これにつきましては、小泉内閣時代、2006年ですか行政改  
革推進法というのが成立をしております、総人件費改革を中心といたしまして国家公  
務員の5%以上の削減ということ、それから、政策金融の改革でありますとか特別会計  
の改革、当時これ31個の特別会計があったそうですが、これを2分の1から3分の1  
まで少なくするといった改革、そして、公益法人の改革等々、次々と改革という大なた  
が振るわれてきたわけでございます。

全国の自治体におきましても、多くの職員が削減をされてまいりまして、これ以降、どこの自治体も同じだと思うんですが、非常に多くの外部委託事業というのがふえてまいりました。本市でも予算書を見る限り、非常に多くの委託事業が計上をされております。

本市の職員定数につきましては平成18年の合併時に制定をされておりました、その後数度の改正を経て、今は平成24年7月1日施行の香美市職員定数条例によりまして、8つの部局ごとに定数が定められて、合計で428人という数字があがっております。

そこで①ですけれども、平成18年3月時点、3町村合併直後、このときの職員定数というのは何人だったのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 甲藤議員のご質問にお答えします。

合併後の職員定数は457人でした。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この457人という数字ですけれども、これは3月時点で3町の職員さんが全部集まった数字、そのときの数字が457人ということだと思うんですが。そうしますと、実際この時点から今の428人というのは何人ですかこれ、29人ですか、29人の減ということになっておりますけれども。これは平成24年まで順次定数条例を改正されておりますけれども、実際退職者の不補充とかいう形で減してきたということでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えします。

当初、退職者の2分の1補充という方針でした。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） どころもやっぱり2分の1補充とか、年によったら一切補充しないとか、そういうことで削減されてきたというふうに思いますけれども。

それで②ですけれども、定数条例にはありますけれどもそのとおりにしているとは限らないですね、実質の職員数が。平成27年度当初、この時点の実質の職員数というのは何名になっているのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 平成27年4月1日時点で387人です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 387人という定数の428人と相当な差がありますけど、これはどういうふうに見たらいいんでしょう、その差を。定数は定数であって、実質職員数というのはこれだけ差があるというのは何かあるのでしょうか。平成24年現在と

平成27年現在、そこまで実際は定数を減ってきているのでしょうか。条例にはないんですけどこれ、どうなのでしょう。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 方針につきましては先ほど述べたとおりでございます。定数条例については、ある程度の差ができた時点で見直していくという形をとっています。1年1年定数条例を改正するというのはなかなか現実的ではないので一定の差ができた時点で見直すということで、平成24年から改正をしておりませんので、今現在はその差がでてきておるという状態でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 何かわかったようなわからんような中身ですけれども。それはそれとしてこれだけ差があるということは、業務上、現在支障が出ているのかどうか、そういったことが気になるわけです。さっき言いましたように、外部委託というのはふえてきていますので、そっちのほうでカバーしているのかなという気がするんですが、実際に支障というのは出てきているんですか。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 業務に関しては支障というのが適当かどうかはわかりませんが、かなり残業がふえるとか臨時職員の数がふえるとか、そういった現象で正職の不足分を補っておる状況でございます。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 一般的にはそういうふうな対応しかできないんだろうとは思いますが、なかなか職員さんの負担がふえているということは間違いないんだろうというふうに思っております。

ちょっと関連でお聞きをしたいんですが、476ページの香美市職員定数条例、この中で部局内の定数配分については任命権者が定めるというふうなことになっておりますけれども、例えば8部局の中で、保育士の部分はどこに入っているのでしょうか。6番目の教育委員会の事務部局、ここの中に入っているのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 職員の配置の部局につきましては、市長部局に入っております。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 市長部局の295人の中に入っているということですね。

（総務課長、山崎泰広君、自席にてうなづく）

○1番（甲藤邦廣君） それでは③ですけれども、平成27年度の定数外職員についてちょっとお聞きをします。

その定数外職員、特に休職中の職員、ここについてちょっとお聞きをしたい、何人い

るのか。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 現在、定数外とすることができる職員数につきましては10人です。内訳を申しますと、病気休職が3人、育児休業が7人となっております。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。

それでは、④のちょっと先ほども触れられましたけれども、お答えにくい内容になるかとは思いますが。平成28年度以降の職員定数の見直しを考えているのかということですけれども。

冒頭にも申し上げましたけれども、職員数というのは大きく減少してきているわけです。しかし、業務量は減っているのかといたら決してそうではない。逆にふえているというふうに思います。合併時から考えましたら、恐らく事務量というのは大幅に増加しているのではないかとこのように思いますし、またこれは福祉の関係でありますとか教育、厚生関係というのは法律改正が頻繁に行われておりますので、この対応にどこの自治体でも苦慮しているというふうな話を聞いております。職員数が減ってきて業務量、事務量が増加すれば、先ほども申し上げたように一般的には臨時職員対応、それではできなければ外部委託というふうなことになると思います。しかしながら、行政の責任として、これは効率化とかあるいは費用対効果だけで外部委託をするといったのは、決していいやり方ではないだろうというふうに思っております。何が行政として必要な業務なのか、行政に残すべき業務なのか、また何がコアな業務なのかということ、そういったことを見きわめていく必要があるというふうに思っております。業務を外部委託する場合どういうやり方をされているのかはわかりませんが、ある業務を全部を委託する場合、そこで何人の職員が対応していたものが委託できるのか、そういったことを考えて恐らく職員数を減したりいろいろしているとは思いますが、こういったことを考えて平成28年度以降の条例定数というのは見直していくべきではないかと思うんですが、なかなかお答えにくいことかもしれませんけれども、一応方針があればお答えをいただきたい。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議員ご指摘の実情もございまして、現在の職員定数と現在の職員数というのは大きく開きもございまして。そういった意味から、今後定数の見直しを検討したいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） やっぱ外部委託をしたと言いましても、その業務内容の検証であるとか、また、受け取りには人員が必要でもありますし、精通した職員というものどうしても必要になってくるというふうに思います。私は現在の人員とその業務量、事務量というものを考えた場合には、どうもマンパワーが相当不足しているのではない

かというふうに感じております。幾らIT時代が来たといってもやっぱり使っていくのは人間なんですから、どうしてもヒューマンエラーというのは避けられない。少なくとも100%ゼロにするというのはなかなか難しいというふうに思います。余裕がなければ、どうしても人間ですからぎすぎすして人間関係にも影響が及んできますし、職場環境も悪くはなっていくというふうなことがあります。したがって、ミスも起こってくると。こういった悪循環に陥らないように人事管理も含めてしていく必要がありますので、これますます総務課長の役割は重くなるというふうに思っておりますので。お聞きをしますと定年までまだ1年あると。ぜひ1年間、全力で頑張ってくださいというふうに思います。将来の香美市の姿がどうあるべきか、そういうことを考えた上での組織というのも考えていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、2項目めの職員の採用についてですけれども、最初の職員定数の質問とも若干関連はしてまいりますけれども、本市においても他の自治体と同様に職員定数というものを削減するために、退職者の不補充とか、あるいは2分の1補充とか、あるいは隔年補充とか、そういった採用方法をとってきたのではないかと考えておりますけれども、平成23年度から今年度、平成27年度までの過去5年間の採用内容について、お聞きをしたいと思います。

まず①ですが、事務職の退職者数と採用者数、そして、採用試験の応募者数、これについてそれぞれ5年間の合計で結構です、お願いしたい。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、職員採用についてのご質問にお答えします。

事務職の部分を申し上げます。平成23年度の退職者数は9人、採用者数は5人、応募者数は123人となっております。平成24年度につきましては、退職者数は5人、採用者数はゼロ人、応募者数はゼロ人、平成25年度の退職者数は12人、採用者数は6人、応募者数は166人、平成26年度の退職者数は11人、採用者数は9人、応募者数は117人、平成27年度の退職者数は3人、採用者数は6人、応募者数は100人となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 事務職に限っていえば、5年間で退職者数というのは40人になっていると思います。それで、採用が26人、応募者数というのは合計で506人になると思いますが、競争率でいえば20倍程度になっているようですが、その20倍程度というのは結構高い競争率、倍率だと思います。ですから、非常に優秀な職員が入ってきていただいているというふうに考えております。退職者数よりも採用が14人少なくなっておりますけれども、これはやっぱり一応、職員削減の中で事務職が一番多い、だからそこで削減をしていったのかなという気もするわけですが、その点はいかがでしょう。

- 副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） 当初の考え方につきましては、事務職に限らず全職種で2分の1補充という考え方をしておりました。
- 以上です。
- 副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） それでは、次に技術職についてお伺いをいたします。
- 事務職と同様にお答えください。
- 副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） それでは、技術職についてお答えします。
- 平成23年度、退職者数はゼロ人、採用者数は2人、応募者数は39人、平成24年度、退職者数はゼロ人、採用者数はゼロ人、応募者数はゼロ人、平成25年度、退職者数は2人、採用者数は1人、応募者数は11人、平成26年度、退職者数は1人、採用者数はゼロ人、応募者数は14人、平成27年度、退職者数は2人、採用者数は4人、応募者数は26人でございます。
- 副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） 昨年、平成26年度ですが、採用予定があったんですけども、合格者が出なかったという話を聞いておりました。なぜそういう結果になったのかということで心配しておりました、こういう状態が続くのであれば、他の市町村でもやっておりますけれども、事務職に結構優秀な方がおいでます。事務職で採用しておいて、技術に振っていくというやり方もありかなというふうに考えておりましたけれども。今年、平成27年度を見ますと、これ26人の方が応募してきているという中で4人採用するということになっておりますので、そんな心配は要らないのかなというふうに思いますが。2回試験をやった結果でこうなっているんですけども、昨年度までと違った点、どうしてこういうふうに応募者が多くなったのか、採用者が出たのか、どういう分析をされているのか、ちょっとそれをお聞きしたいです。
- 副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） 昨年度の採用につきましても、2回の試験を実施してこの結果ということで、今年度その反省の上に立ちましてやりましたが、1回目は残念ながら採用者が出なかったところでございます。追加の2回目の試験をやったときにしたのは、まず新聞に広告を、1面への広告を出すことと、それから、年齢を引き上げをしました。その結果、応募者数がふえまして、合格ラインに達した方が出たという結果につながっております。
- 以上です。
- 副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。
- 1番（甲藤邦廣君） これはもっと早くやっておけばよかったですね、はっきり言えば。

それでは、次に保育士さんです。保育士の退職者数、採用者数、採用試験の応募者数、これについてお伺いします。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、保育士の数を申し上げます。

平成23年度、退職者数は3人、採用者数は2人、応募者数は15人、平成24年度、退職者数は4人、採用者数は3人、応募者数22人、平成25年度、退職者数は3人、採用者数は5人、応募者数は23人、平成26年度、退職者数は1人、採用者数は2人、応募者数は12人、平成27年度、退職者数は3人、採用者数は5人、応募者数は45人となっております。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 私、応募者が少ないのかなというふうな認識を持っておりましたが、これ見ると結構応募者数が多いんですね。5年間で見てみますと、退職者が14人ですか、採用者が17人、応募者数で見れば100人強ということになっております。結構認識が違っていたのかなというふうに考えておりますけれども、待遇、処遇の改善とかいう話もよくありますけれども、そこまで心配する必要ないのかなと、この結果だけ見ればそういうふうな思いもしておりますが。これトータルとして、これは後にしましょうか。

事務職と技術職、保育士全体で今年は15人が合格していらっしゃいますけれども、理想を言えば全員の方が香美市に住んでほしいと思うわけですが、これ条件づけるわけにはまいりませんのでしょうがないんですが。この中でUターンしてくる方もおいでましようし、それから、市内に住んでいる方、あるいは市内に住もうとする方もおいでるかもしれない。そういったことがわかっておりましたら、ちょっと傾向を教えてくださいたいです。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えをいたします。

採用者の住所というのは市内のほか市外が多くございます。それから、面接のときにその状況、今後どうするのかということもちょっと聞いてみました。いろんなまちづくりに関しては、市内で市民とともに取り組んでいかなければならないというようなことがありますので、その辺がどうでしょうかという話を聞いて、中にはぜひ香美市に住んで一緒にまちづくりをしていきたいという職員もおりますし、せんだって、合格者の1人が市内でまた探したいけどどこかないでしょうかということで、市内の不動産屋さんに行ってくださいというようなことを伝えたケースもございます。ただ、中には市外の方で、家を新築したばかりなので今後、もうちょっと検討させてくださいというような人もいました。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。



○1番（甲藤邦廣君） 傾向はわかりました。ただ私としては、いろんな定住策をどこもやっておりますけれども、職員を採用するというのは定年まで普通の場合はおいでますから、それ言ったら、そこで結婚して配偶者ができ、そして子どもさんができるということになれば、これにまさる定住策というのではないと思うんです。ですから、こういう質問をあえてさせてもらっております。

それから、④ですけれども、定数の見直しにも絡んではまいりますけれども、平成28年度以降の採用方針についてお伺いをしたいと思います。

これは退職者数も毎年ばらつきがありますし、実際に来年度は大量の退職者が出るだろうということになっておりまして、全部で15人ぐらいおいでるんですか、定年退職の方が。その定数管理の上で、これまでのように半分とか同数を採用するとか、隔年採用していくとか、現時点でそういう採用計画がありましたら、構わない範囲で教えてください。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 採用計画としては確立はしておりませんが、方針というものを立てておりまして、現在、今後の職員採用につきましては、退職補充の考え方をベースにしながらか、事務の見直しとか外部委託の状況や再任用職員の状況を踏まえた上で、新規採用職員はできる限り抑制して採用していくように努めたいと考えております。以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） それでは、次の質問、3項目めですけれども、保育所の運営についてお聞きをしたいと思います。

保育所といいますのは児童福祉法で位置づけられておりまして、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であるというふうになっております。この児童福祉法というのは、児童の福祉、この「福祉」を「幸せ」と読みかえている部分があるようですが、それを願って制定されたということになっておりまして。それから2番目には、保育所はその目的の達成のためには、保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携のもとに、養護及び教育を一体的に行うこととなっております。そして3番目には、保育所は入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、保護者に対する支援を行う。4番目に、保育士は児童福祉法の規定を踏まえて、倫理観に裏づけられた専門的な知識、技術及び判断をもって子どもを保育すると同時に、保護者に対する保育に関する指導を行うとされております。

保育所の役割の基本といいますのは、大きく次の2点が挙げられるということになっておりまして、1番目は、子どもを健やかに育てる。そして2番目は、子育てをしている保護者を支援するということになっているようです。

私がここに持っておりますのは、幼稚園教育要領・保育所保育指針ガイドブックとい

う本なんです、ちょっとこれを借りてきました。この中を読んでもみますと、素人にもわかるような非常にわかりやすい記述がございます。保育所というのはあくまでも子どもが主体ですし、客体は誰かといったらやっぱり子どもたちになるわけです。その子どもたちというのは本市の宝でもありますし、これからの香美市、そして、高知県、大きくは日本を担っていく大事な宝物であるというふうに考えております。そこに勤務をいたします保育士の皆さん、そして、運営をしていく保育所、その役割というのは非常に大きいものがありますし、また、非常に大きな責任が生じてくるというふうに思っております。保育所の問題というのは大人たちの理屈ではなく、全ては子どもたちのためという精神で、保育士さんもその他の方々も日々頑張っていたいただきたいなと思って質問をさせていただきます。

前置きが長くなりましたけれども、保育所の運営についてですけれども、本年度で平成18年3月の合併から10年が経過しております。8カ所のうちで1カ所は休園中でございますけれども、本市の運営する7カ所の保育所は、平成17年8月1日に開催をされました第1回土佐山田町保育所改革推進委員会というのがありまして、これ以降、平成18年2月の第7回の委員会まで私がちょっと見せてもらった資料によりますと、統廃合後の保育所の数であるとか、保育サービスの内容であるとか、新設の保育所の設置場所、あるいは建設時期等、保育所の改革案について協議を重ねて決定されてきた経緯があるようです。平成21年4月になかよし保育園、そして、平成23年4月にあけぼの保育園が開所されて、現在に至っているという状況でございます。

①ですけれども、平成19年に保育所の運営について必要な事項を審議して意見を述べるという香美市保育園運営委員会というのが設置されておりましたけれども、この保育園運営委員会、その後現在まで継続されて開催されておりますでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 甲藤議員の質問にお答えいたします。

香美市保育園運営委員会は、平成18年度から平成27年度（後に「平成23年度」と訂正あり）を事業実施期間とする香美市すこやか子育てプランの事業の一つとして組織されました。子ども・子育て新システム（仮称）への対応等、新たな保育サービスの制度設計に必要な基本的理念と、今後の保育の方向性について示した香美市すこやか子育て指針を作成するときに開催したのを最後に開催されていません。その後、香美市すこやか子育てプランと次世代育成支援対策行動計画の考え方を継承する香美市子ども・子育て支援事業計画の審議、作成を進めるため、平成25年度には香美市子ども・子育て会議条例が制定され、香美市子ども・子育て会議を組織しています。その中で、香美市子ども・子育てに関する全般的な協議の中に保育運営なども含まれております。

以上です。

平成18年度から「平成27年度」と言ったようですが、「平成23年度」に訂正します。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 要は保育所の運営について、外部委員が入った中での協議がされているのか、あるいは園と本庁の中で、いわば身内の中でそういった方針が決定されているのか、そこがよくわからなかったんです。民間の委員さんまで入って、保育所の運営についてどうしていくのかということが真摯に検討されているのであればよろしいんですが、そうでなければ、いろんな問題が内部で処理されて表に出てこないというふうなことにもなりますので、あえてこういう質問をしております。それは内部だけではないということでもいいんですね。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席から「構いません」と発言する）

○1 番（甲藤邦廣君） ②ですけれども、保護者からの園に対する要望への処理と対応、これについてはどういうふうに行われているんでしょう、具体的に。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

毎年、保護者連合会から各園に要望書が提出され、各園から文書回答をしています。また、保育全般に係る要望や施設改修などのハード面の要望は香美市長宛てに届きますので、教育振興課が窓口となって文書回答をしております。ただ、今年度届きました要望への回答は少しおくれています、いただいた要望については改善に向けて課内で協議、検討して回答していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 要望に対して回答はしているということなんですが、同じような要望というのは出てきていないんですか。その要望について検討した結果を全て投げ返しているということなんですが、やっぱり改善されていけば同じような要望というのは出てこないと思うんです。もし同じような要望が出てくるということであれば、そこはそこで問題ですから、あえてそういうふうなことで私はお聞きをしているんですが、その辺は、同じような要望が毎年毎年出てくるということはないんですか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） もらった内容によりますと、ゼロ歳児の拡充とか土曜日の保育の充実、それから、保育所不足というのがやはり見られております。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） それでは、保護者からの園に対する要望とちょっと内容が違うのかもわかりませんが、香美市保育サービス利用者（保護者等）の意見・要望等相談解決実施要領というのがありますよね。その中で、苦情の解決体制として「第三者委員を置く。」ということもあるんですが、この第三者委員会は実際開催をされておりますか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

第三者委員というのは各園に1名、主任児童委員さんを1人置いております。開催はしていませんが、苦情があった場合には開催するようにはしております。現在はそういった苦情はありません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この例規集の1383ページにあるんですが、これを見ますと、苦情の解決体制ということで第三者委員を置くと、担当者の職務であるとか、責任者の職務とかいう記述があります。この第三者委員の中で、これは「各保育所ごと複数名として3人を限度に任期を2年とする。」というのがあるんですが、各保育所ごとに複数名とありますので、同じ人がダブって委員をやっているということではなく、独立して違う人がやっているということですね。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席から「はい」と発言する）

○1番（甲藤邦廣君） その中でやっていると。もう一回、ちょっと聞き漏らしましたが、この第三者委員というのはどういう方がやられていますか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 民生児童委員さんをお願いしております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 保護者への周知とあります、第6条に。ちょっと読んでみますけれども、「保護者等に対して責任者、担当者及び第三者委員の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて掲示等により周知を図るもの」ということになっておりますけれども、こういったことは実際実行されておりますか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

保育園の入り口には、そういった名前と電話番号を書いたものは掲示しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 手前に戻りますけれども、平成18年11月に保護者アンケートというのが実施されております。これは495世帯を対象にして実施をしております。そのうちの回答が278件であったということになっております。これは内容的には香美市の園のすばらしいところはどんどこかとかいう部分、そして、改善してほしいというところ等についてのアンケートなんですが、要望の内容としては延長保育ということと、それから、土曜日の一日保育をやってほしいというふうなところが多かったようです。延長保育とか土曜日の一日保育については、順次改善しつつはあります

けれども、あけぼの保育園とそれから美良布保育園ですか、これは一日保育をやっておりますけれども、他は半日保育になっております。

後でちょっと待機児童のところで触れますけれども、実際アンケートで目につきますのが、園児の名前の呼び捨てでありますとか、先生の言葉遣いが悪いとか、けがの報告がない、それから、歯磨きの指導をしてほしい、プールのときにパンツでなくて水着を着せてほしいと。それと、男性保育士がいたらいいんだというふうな話が上がっております。10年たってこれが改善されているかといったら、なかなかそうもなっていない。現在でも同じような話が保護者、あるいは卒園児の保護者からも聞かれておりますし、10年前からということになりますと、それ以前からずっとこういう問題があったわけで、一昨年でしたか、教育厚生委員会の中でも水着の問題が取り上げられておりました。たしかそうだったというふうに記憶しております。何で言葉遣いが悪いとか、歯磨きの指導ができないとか、水着を着せることができないとか、単に保育士の数が足りないからできないのか、あるいはやる気がないのか、どうなのでしょう。課長、どういうふうに見ておられますか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

先ほど言われましたように子どもの呼び捨て、歯磨きとか生活習慣、実際必要なことはしないといけないというのは考えております。ただ、その件につきましても、園長会等で協議して、訂正できるものは訂正して、改善することにしていっていきたいなとは思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） いや、何かほとんど聞き取れていないんですが、できるものはやっていくということなんですか。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席から「はい」と発言する）

○1番（甲藤邦廣君） 別に私は課長を責めているつもりじゃないんですよ。保護者の方からこういう声がずっと上がってきているから、何とかしてほしいということで質問しているわけですから、改善をしてほしいというふうに思います。

歯磨きについて言いますと、人数が少ないからできないのであれば、今いる職員でできる方法を考えたのかということにもなります。子どもは自分たちで自立をしていけるように教えていけば、子ども同士で教え合っで見守り合いながらできるようになるのではないかというふうにも考えます。例えば4月生まれの発達の早い子がおりましたら、そういう子から教えて、その子をリーダーにして、お手本にしてできる子どもたちをふやしていく。そうすると、お手本になる子というのは自信がついてよりできるようになるわけじゃないですか。お友達を手本にして学んでいくという環境ができるんじゃないかというふうにも思います。自立をしていくことで、逆に先生たちの手間を省けると。

近く、あるいは離れたところで歯磨きそのものを見守っていくということになるのではないかというふうに、期待もできるとは思っております。香美市の子どもにフッ素を塗るということはやられていると思うんですが、それと、3歳児検診で歯磨き指導というのもあるというふうにも聞いております。そこまで乳幼児の指導がありながら、保育園に上がって歯磨きができないとかしないとかいうのは、余りにも矛盾してはないだろうかというふうに思うわけです。子どもたちの小学校の入学に合わせて、保育所児童保育要録というのを小学校に送付するということが義務づけられていると聞いております。保育園で昼食後に歯磨きの習慣がついていけば、そのまま小学校にもつながるというふうに思うわけですが、この点、課長でなくても教育長でもいいですが、見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

甲藤議員がおっしゃられているとおりで、まさしくそういうことが必要だと思っております。主に園長会の中でこの話は出る出しています、今、水着の件につきましては、先般の議会でのご質問等もあつたりした経過も踏まえて、そういう話もしまして、水着は一応自由にはなっています。保育の先生方には、着がえのやりにくさとかいろいろなことがあつて理由もあるようですけれども、保護者の方々からのご希望とか、今の時代、水着なんかも自由というのは当然だろうというふうなこともあつて、話し合いの上で今は水着のほうは改善をされていると思っております。

あと、子どもたちの呼び捨てなどにつきましても、親しみをとかいう理由とかもございましたけれども、そうではなくて人を大事にするという根本的なところから考えると、呼び捨てはいけないというような話もしたり、それから、先生の言葉遣いもるる話しているところです。

歯磨きにつきましては、話し合いをした中で、やっぱり置き場所だったり安全面のことだったり、保育園のほうには理由もあつていろいろ話はしていただきますけれども、なかなかこの辺が、全部が全部じゃないですけれども、なかなか全部が歯磨きをできるようにはなっていないということもありまして、これは大きな課題のまま残っています。ですから、長年同じ課題が続いているということもありまして、教育委員会としては非常に気にしながら指導を続けているところです。

今回ご質問いただいたことも大変ありがたいですので、なお保育園のほうには指導もしながら、人を育てるという原点に返って、またみんなで大いに進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（島岡信彦君） 暫時、45分まで休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 先ほど教育長から答弁いただきました。その中で園長会で検討もしているということですが、これやってもやっても改善できなければやる意味がないですから、何があっても解決していくと、改善していくという気持ちで取り組んでいただかないとまた同じことになります。子どもたちってゼロ歳児から6歳までじゃないですか。時間がかかったら卒園しておらんようになりますよ、意味がないですから。ぜひともスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、③の質問です。過去5年間の事故報告の件数ということでお聞きをします。

これは、子どもたちというのはよくけがをします。転んだりかみついたりとかいうこともありますので、先生方もなかなか目が離せないということではあると思いますけれども、幾ら気をつけていてもやっぱり100%防ぐということは難しい。

そこでお聞きをしますが、過去5年間で園のほうから本庁のほうに報告のあった事故、件数はどのくらいあるんでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

教育振興課に報告があった事故の件数ですが、これは日本スポーツ振興センターの保険対象も含まれております。平成23年度から行きます。平成23年度が42件、平成24年度が43件、平成25年度が56件、平成26年度が41件、平成27年度が58件になっております。これは日本スポーツ振興センターのほうで保険対象も含まれた数です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 園児の数が多いですからどうでしょう、この数が多いのか少ないのか私にはよくわかりませんが、この中で重大なけが、大きなけがというのはあるんですか。長期にわたって入院するとか、骨折したとか、ちょっと簡単にお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 救急搬送された分もあります。低血糖によるけいれんとか、柵にぶつかって後頭部挫傷ということもあり、転倒して嘔吐するというので救急車で搬送された分もあります。あと捻挫とか骨折、切り傷、打撲、脱臼というのがあります。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 結構大きなけがもあるようですね。

④ですけれども、こういった事故とけがをした場合、保護者への連絡体制であると

か救急の関係とか、そういったときの対応マニュアルというものはあるのでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） マニュアルは完成していませんが、簡素化された手順書につきましては6園に設置しています。

事故が起きた場合には園長及び副園長に伝え、教育振興課へ連絡。担任が保護者に連絡をとり病院が必要かを判断して、必要があれば救急車及びタクシーにて病院に搬送します。その後、保育士全体で事故の検証を行い、今後の事故防止について協議しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 6園でマニュアル的なものはあるということですか。これはやっぱり今の時代ですから、こういったマニュアルというのは絶対制定しておかないとおかしいですよ。民間であれば絶対やりますから、これは。トラブルのもとになりますので、ぜひそこのところは考えてください。

それから、⑤の職員定数は満たしているかということですが、これは私も実はよくわからない部分がありまして、お手元の資料に在籍園児数とか正職員数とかのペーパーがございますけれども、正職員数も結構毎年数字に異動がありますよね。配置基準があって、ゼロ歳児が何人いるから何人保育士が要るんだとか、6歳児なら何人とか、そういったものがあると思うんですが、それに基づいての職員定数という意味で質問しないと多分わからないかなと自分でも思っていますが。そういった意味で毎年定数というのは変わってくるんですか、園児の数が変わってくる関係で。そういうことで、一応正職員としての定数は満たされているかという質問です。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 正職員の定数につきましては、最適人数としましてゼロ歳児が3人に1人の職員ということで、1、2歳児は6人に対して1名、3歳児は20名に対して1名、4歳、5歳については30名に1名ということで、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の最低基準は満たしています（後に「正職員と臨時職員を合わせての数が最低基準を満たしている」と訂正あり）。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） そういった意味で、職員定数が満たされているんだということで、今現在の7つの園の正職員数、平成27年度に限っていえば、これはこれでオーケーということなんでしょうか、正職員の数と園児の数に比べてですよ。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） これでということは、この表の中ですか。表の中の数です？



(1番、甲藤邦廣君、自席にてうなずく)

○教育振興課長(前田哲夫君) はい。これでいいと思います。

○副議長(島岡信彦君) 1番、甲藤邦廣君。

○1番(甲藤邦廣君) わかりました。この表で見る限り、やっぱり臨時の職員さんとか非常勤の方が結構多い。それは突発的なこともありますでしょうし、そういったことでの対応だろうと思うんですが、ここまで触れるとちょっと始末がつかんようになりますので、ちょっと控えますけれども、次に⑥です。

先ほどちょっと触れかけましたけれども、待機児童の実態についてということですが、実は平成27年度当初の段階で、自分たちの勉強会の場でちょっとこういう問題がありまして、待機児童がいるんじゃないかという話になってちょっと調べてもらったんですが、そのときは七、八名でしたか、ちょっとはっきり記憶していませんが、待機児童が出ているという話を伺っておりました。これは年度当初の話ですけれども、途中で解消されたんでしょうか。転勤の場合もありますし、他のところに入ったとかいう話もあるでしょうから、ちょっとそのあたりを教えてください。

○副議長(島岡信彦君) 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長(前田哲夫君) お答えします。

3月1日現在の待機児童は、ゼロ歳児が21名います。途中入所の希望があって出ております。1歳児は2名です。なお、この数字は、保育所を限定している場合を含んでおります。あと、平成27年度は初めて年度当初から待機児童が出ましたが、平成28年度は現在のところ待機児童は出ておりません。

以上です。

○副議長(島岡信彦君) 1番、甲藤邦廣君。

○1番(甲藤邦廣君) 平成27年度は相当数の待機児童が出たということですが、平成28年度はゼロというお話ですね。平成27年度はこれだけ多くの待機児童が出たということは、これはどうやって解決したんですか。もう諦めたということですか、保護者が。どこかで受け入れるところがあったんですか。

○副議長(島岡信彦君) 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長(前田哲夫君) 育休延長というのもありまして、そちらのほうでもカバーしております。

以上です。

○副議長(島岡信彦君) 1番、甲藤邦廣君。

○1番(甲藤邦廣君) 育休延長でというのはどういう意味ですか。

○副議長(島岡信彦君) 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長(前田哲夫君) 育休を延長して、保護者の方が1年間延ばしてお子さんを見るとか、あと、おじいさん、おばあさんが見てくれるとかという分であります。  
以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 何でこういう質問をしたかといいましたら、今現在、あけぼの保育園と美良布保育園が土曜日が一日保育になっていますよね。そうすると、あけぼのの場合は中心部にあるわけですから、結局そこに集中してしまうんじゃないかと、ゼロ歳児なんかが。そうしたら、そこで待機児童がふえてくるということになっているんじゃないかという心配をしているわけです。なかよし保育園の場合は午前中だけですよ。そこで平成28年度は出ていないということなんですが、なかよしの土曜日の一日保育ということはできないのか、そこをお聞きしたいです。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

なかよし保育園の土曜日の延長ですが、土曜日の一日保育ですが、それも将来に向けて検討はしていかなければならないとは考えております。現在のところ、保育士の配置の分もありまして、それによって今はやっておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 将来にわたって検討していかなければならないというお話なんですが、今現在、差し迫って困っているということはやっぱりないんですか、保護者の方が。そうであればやっぱり人員配置も考えて、職員の採用も含めて考えていかないと、さっきも言いましたけど子どもって6年間しかいないんですよ。出てからじゃ意味がないですから、そこを考えてほしいということです。

再度お聞きしますその点やるつもりがあるのか、やらないのか、どうなんでしょう。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） なかよし保育園の一日保育は、将来に向けてやる方向でいきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 将来がいつになるかちょっとわかりませんが、前向きに答弁をいただいたということにしましょう。

次に、⑦の質問です。

男性保育士の採用についてですけれども、10年前にもこういう要望が出ておりました。実際、資料を見たら、なかよし保育園に1名、それから、新改保育園に1名ですか、今現在2名の正職員、男性保育士がいるということですね。これはふやしていくという考えはありますか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

男性保育士の採用ということで、応募があれば試験に採用されればよいと思うんです

が、臨時職員のほうにつきましても応募が少ないというのもあって、現在、男性保育士は正規職員が2名、それから、臨時職員が4名となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） やはり職員の採用試験も一緒ですが、これはPRせんといかんですね。保育園に1名ということになれば、やっぱりやりにくいと思うんです非常に、複数名がいないと。これはもて過ぎて困るかもしれませんからねえ。そういった意味でもやっぱり複数名要ると思います。そういったところで、採用の方法についても考えていただければというふうに思います。

それでは、次に⑧の保育士の資質の向上のための研修という件ですが、保育士さんというのは豊かな専門性が必要な職種であって、保育のニーズというのはますます多様化してきていると。保護者の考え方も随分変わってきているというところもありますので、より適正のある専門性を習得するように、絶えず研さんを積むということが求められているというふうに思います。

その研修ですけれども、内部研修と外部研修と両方あるんですが、この研修は実際どういうふうにやられているんでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

保育士の研修につきましては、高知県教育センター、高知県幼保支援課・療育福祉センターなどが主催する研修を受講しています。また、保育職員の総合研修に外部講師を招いたり、専門の講習を受講した特別支援保育コーディネーターによるティーチャーズ・トレーニングを実施したり、テレビ会議ですが、双方向会議システムを使って、高知大の発達障害教育演習を受講するなどしています。

香美市内でも保育職員を17部会に分けて、年4回の研修も実施しています。今後においても、保育経営や幼児教育、コミュニケーション能力等の保育の質を上げるため各研修部会において外部での研修へ参加し、保育士のスキルを上げていくことや、また、支援を要する児童が増加していることから、保育士資格のない補助職員にも、発達障害に係る研修を行いたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ぜひとも資質の向上に向けて積極的に、研修にも参加をさせるように指導もしていただきたいというふうに思います。

ところで、一般の保育士さんの研修はあるんですが、例えば園長とか副園長とかの研修も同じようにあるということですか。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席から「はい」と発言する）

○1番（甲藤邦廣君） わかりました。

それから、⑨です。

保育園としての外部の評価というのは受けているかということなんですが、例えば家庭的保育事業者というのがあるんですが、この一般原則の中に、事業者は定期的に外部のものによる評価を受けて結果を公表しなければならないとかいう記述もあります。本市が運営をしております7つの保育園について、外部の評価を受けるような体制になっているのかどうか、それをちょっとお聞きしたい。

○副議長（島岡信彦君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検・評価において、保育所の運営についても点検・評価を実施しています。

評価に当たりましては、内部評価の後、外部評価委員（香美市教育委員会施策に関する点検・評価委員）が書類及び現地を視察して評価しています。平成26年度につきましては、少しおくらせていますが、3月中には提出されます。点検・評価結果につきましては、ホームページで公表しています。今現在、平成25年度分を公表しています。

また、これからは、各保育園に外部の教育的立場の保育経験者の方が毎月定期的に保育園現場に入ってもらい、保育経営や保育士の意識向上、そして、保育技能などの保育の指導評価を行ってもらうように計画しています。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） やっぱり外部の評価を受けていかないとひとりよがりな園になってもいけませんので、これはよくよく考えて、私もこの公表結果というのは見ておりませんので何とも言えませんが、よりよい保育園にしていくためには、やっぱりこういう外部評価というのは、当然必要なことだというふうに思っております。

最後、⑩です。

園長の管理職への登用についてということですが、保育方針のガイドブックにも載っておりますけれども、施設長としての責務というのがありまして非常に重い責務を負っているわけで、それは当然子どもたちを大勢預かっている園の現場のトップであるわけですから当然なんです。

皆さんに配付をした資料を見ていただければわかると思うんですが、園児の数とか正職員数、そして、臨時職員数、非常勤職員数を足した職員数というのは非常に多いわけです。これでなぜ今現在、管理職になっていないのかというふうな疑問があります。さらに言えば、園内でも給食というのがありますし、これは調理師さんが当然責任を負っている部分だと思いますけど、アレルギーの問題もあるし、いろいろ難しい問題があるわけです。これからの園長さんの役割というか、やっぱり長いこと保育園で保育をしてきたという経験だけでなくて園を運営していく、そういうマネジメントの能力が問われていると思います。ですから、誰にでもなれるものではないと。それだけ非常に責任が重いと思います。小学校に例えて言えば、園児が200人近くいる、そういう学校って余りないでしょう、山田小学校以外に。校長先生は管理職じゃないですか。なぜ保育園

の園長が管理職になっていないんだらうかというふうな疑問もあります。人事考課制度というの始まっておりますので、そこで年功序列という形でなく、評価するというこ  
とで上のステップを踏むということになろうと思いますけれども、私としてはそうい  
たいろんなことを考えていけば、当然これ管理職にするべきだというふうに私は思いま  
すけれども、この点、総務課長、いかがですか。

○副議長（島岡信彦君） 済みません。答弁の前に、教育振興課長より答弁の訂正が  
先にあります。

教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 済みません。訂正をいたします。

⑤の職員定数を満たしているかという質問に対しまして、正職員の定数は最低基準は  
満たしていると言いましたが、「正職員と臨時職員を合わせての数が最低基準を満たし  
ている」ということです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、甲藤議員の保育所運営についての⑩の園長の  
管理職登用についてのご質問にお答えします。

職員の職務につきましては、その複雑、困難及び責任の度に基づき分類されており、  
園長は香美市では班長と同等の職に位置づけられており、現在のところ課長級への見直  
しは考えておりません。班長と同等の職務であっても、園長としての保育園の運営全般  
にわたって責任を持って、それぞれの職務に当たっていると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 確かに香美市職員の職の設置に関する規則という中で、班長、  
副所長、事務局次長、園長、子育てセンター所長、これは一つのくくりの中にいるわけ  
で、ここから上、この主監、技監から上なんですか、管理職は。そういうふうに分けら  
れておりますけれども。

さっきも言いましたように、これだけの職責を担っているのに、管理職でないという  
のはどうも納得がいかない、そういう思いがあります。近隣の市では管理職に登用され  
ている園長がいるのではないですか、関連でお聞きします。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 高知県で各市の状況というのを調べてみました。多くの  
市については、香美市と同じ班長、もしくは課長補佐への級に今位置づけられておりま  
す。ただ、お隣の香南市が、園長につきましては管理職の位置づけをしております。た  
だ、この場合につきましては、ちょっと具体的に調べてはないですが、通常の議会の説明  
員とかそういった形の管理職とは違った部分で、管理職でも2段階に分けられているん  
じゃないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 職責の重さを考えれば、私としては管理職に登用すべきだというふうに考えております。今後また検討していただきたい課題ではありますけれども、

組織のトップはやっぱり市長なんですから、1 番目の組織の関係、そして、保育所との関係について、何か市長、思われるところがありましたらお願いしたいんですが。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 甲藤議員の保育所に関するお話、質問でございますけれども、園長をしっかりと管理監督をする立場とし、保育所の改革も積極的に進めるべきだというお話でございました。非常に大事なことだというふうに思っておりますので、積極的に考えたいというふうに思っています。

まずは現場を知った職員、保育所に携わっている職員などにつきましても、教育委員会の部署にも一度入れて、全体でどういうふうな役割を果たしていただくのか、そのあたりも今後人事では考えてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（島岡信彦君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 最後に、自分としての思いをちょっと述べさせていただきたいんですが。

きょうこういった質問をしたのは、実際、保護者の方が後年になって、香美市の保育園に子どもを預けてよかったと、そして、子どもたちが成長したときに、ああ、自分たちは香美市の保育園でお世話になってよかったと、そういうふうな園になってほしいという思いからこういう質問をさせていただいております。

まだ他の自治体にもいろんな保育園があると思いますけれども、そういったところから、ああ、香美市ってすばらしい保育をしているんだなということで逆に視察が来る、研修に見えられると、そういうふうな園にしてほしいという願いがあります。いろんな困難なことはあると思いますけれども全ては子どもたちのためなんですから、そこを外さないように、それぞれの立場の方が頑張っていていただきたいということをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（島岡信彦君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

次に、5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） 5 番、森田雄介です。今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って順次質問をしてまいりたいと思います。一問一答方式であります。

今回お聞きをするのは、空き家対策について、そして、ものづくり会議について、この2点であります。では、順次質問に移ってまいります。

まず1点目、空き家対策についてであります。

先月、2月末の報道でもありましたが、平成27年の秋に実施をされました国勢調査の速報値で、日本の総人口は減少の時代に入りました。本市は合併以前の旧3町村の時

代から人口減少は始まっています。人口の中心地である土佐山田町地区に限っても同じ傾向であり、それにつれて空き家も新たに出てくると言えます。本市も移住対策として空き家バンクへの登録を進めるとともに、保安上危険となる恐れほか、放置することが不適切とされる事例に対しては、本市においても条例を整備し対策がとられるようになりました。

現状では、優良空き家の需要は堅調で期待できていると聞いています。また、特定空き家については、ガイドラインも示され対策が進んでいると思います。それ以外の事例で、リフォームが必要になるなどの古いものであるが、取り壊すほどではない物件に対して、提案も含めてお聞きをしていきたいと思っています。

まず①です。町なかの空き家対策や利活用をどのように考えているのか、取り組みの現状や方針をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 町なかの空き家の利活用について、お答えいたします。

ご承知のとおり、空き家の有効活用と地域の担い手づくりなどを目的として空き家バンクを開設しております。市街化区域も含めて空き家調査を終了したことから、平成27年度には土佐山田町の町なかでも、空き家バンクの登録ができております。店舗併用物件も登録されており、商売を検討している移住希望者へのご案内もできるようになっております。今後もそういった形で、目的に沿った移住定住に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 空き家バンクの登録を中心に対策を進められていくというご答弁をいただきました。私は、空き家が多ければこの市内の活気が失われ、また環境も悪化していく、そういう側面もあると考えております。防犯・防災の面からも改善されることが望ましい。そのために空き家バンクにくくられない、また、防災の面から特定空き家とならない、そういった中間に属する物件があるのではないかと、それに対する対応をしてはどうかという観点を持っております。そういう観点に基づいて、②の質問に移っていききたいと思います。

次に、空き家の活用として幾つかの先進事例を紹介していきたいと思っています。

滋賀県湖南市にあります共生舎なんてんは、「みんな障害があっても、認知症になっても、私らしく、あなたらしく住み慣れたところでみんなと一緒に暮らす。」このことを目的、運営方針とし、“小規模・地域密着・多機能。双方向”の姿勢で普通さと専門性を組み合わせた街角ケアに取り組んでいます。ここの大きな特徴は、デイサービスのスタッフとして障害のある人が働いているということです。その一場面を紹介いたします。

お年寄りには、その彼女と会うのを心待ちにしています。朝、車からおりられると、「けいちゃん、おはよう。」と声をかけられます。ほとんどの人が認知症による記憶障害を持っておられるので、人の名前などはなかなか覚えられないのですが、なぜか皆さん、けいこさんの名前は覚えておられます。驚くことに、彼女が病気で休んだりすると、「けいちゃん、まだ休んでいるのか。」とおっしゃられます。ほかのスタッフなら目の前にいても覚えられないのに、姿も見えないけいこさんの名前を覚えられているのは不思議です。おやつの時間に彼女がお茶をお盆に入れて配ります。「けいちゃん、ほらこっち通り。こぼさんようにな。」とか、「これっ、人の前を通るときは何て言うんやっただ。」と声がかかります。皆さん彼女が気になって仕方がないのです。このときのお年寄りは、認知症で介護を受ける人ではなく、けいこさんの世話役になっておられるのです。とこのように紹介をされております。

本市の空き家活用のケースにこの取り組みをモデルとして、デイ、ショートステイの場や、障害者たちが集える地域の交流の場にできないか、お聞きをします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

今、ご質問にありました滋賀県の株式会社、なんてん共働サービスの空き家の活用について、詳しいことはちょっと存じ上げませんが、デイサービスやショートステイの場につきましては、医療機関等が多数整備しております。実際に空き家を利用する方向で検討されているケースもあるようですので、空き家の活用は可能ではないかと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 実際に民間の事業者の中で、そのようなことを考えられているというお話もお聞きしました。ぜひですね、移住対策のみではなくそういった方向からの政策、これを合わせて考えていきたい、市の全体としても応援をしていただきたいというようなことを思いまして、今後、定住と健康介護の各課連携にもつながっていったらなということを求めまして、次の質問に移りたいと思います。

③です。

新潟市空き家活用リフォーム推進モデル事業には、文化活動活用タイプとして補助金が出ます。これまでも本議会において、漫画家を目指す若者を応援してはどうかと提案されてきました。それに対して商工会と連携して、シェアオフィスをとという話もあったかと思えます。その後の経過や創業・雇用支援のシェアハウス、オフィスができないか、見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

シェアハウスというのは、リビングや台所、浴室などを共有して、各住人の個室をプ



ライブート空間として利用する共同生活のスタイルということでございます。近年、共通の趣味を持った入居者を事業者が募ったり、事業者が多様なサービスを提供するシェアハウスが誕生しており、一定人気もあるようでもございます。そういった活用も可能であると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 提案に対して、そういう使い方も可能というご答弁でありました。実際にそういう話が進んでいるのかどうなのか、そういったことも気になるころではあります。もしその点、お答えいただけるようなものがありましたら、ひょっとお聞かせも、合わせてお願いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 現在シェアハウスとしての活用については、まだ取り組みがされていないという状況です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。具体的ではない、話はまだないというお話でありましたが、これも、まずそれを主体となってやる方が出てこられた上での事業にもなってくると思います。実際、商工会とか、そして商店街等との連携の中で、空き家活用として進まないかということをお話しております。そういったことをお話をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

④です。

以前にもお聞きをしました、低所得でひとり暮らしの高齢者向け住宅に整備事業を使えないかと考えます。昨年、質問で、要支援認定者の独居世帯で市町村民税の非課税世帯が年金収入等80万円以下の方は、昨年2月時点で146名ということでありました。多くの方が不安を抱えながら暮らしを持ちこたえています。今後、市の総合支援事業を進めるに当たっても、安価な住居を確保することで先が開けることがあると思います。空き家対策としても進めてみてはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

支援が必要な高齢者向け住宅につきましては、住宅整備とともに入居後のサービス提供が必要となりますので、その点につきましては、総合的な高齢者福祉の一環として、取り扱うのが適当であると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 入居後のサービスと合わせてということをお聞きしました。実際そのとおりだと思います。この事業、高知県の単独事業とお聞きをしておりますが、

高知県下では四万十町窪川でこの事業を使った住宅が建てられているというお話を聞いております。ここがなぜ進んだかという、町長の公約が推進力になっておるということとお聞きをしております。

ただ、ここは新たに建てるということではありますが、この事業、空き家に対しても使えるということをお聞きをしておりますので、こういった面からも、もしそのサービスを提供しようとする事業者がおられましたら、一緒に考えられてはいかがかなと思います。それでは、次の質問に移ります。

⑤です。

最後にお聞きするのは、地域の活性化の一助に、工科大や山田高校の寮や下宿として整備できないかということでもあります。本市の振興計画の未来を拓く子どもの育成、この中でも「少子・高齢化、情報化等社会の急激な変化の中でインターネットや携帯電話の普及、有害図書などの情報氾濫、家庭教育の低下など青少年の健全育成を阻害する要因を、学校や家庭だけではなく地域社会の問題として捉え、学校・家庭・地域が連携を強めながら「地域の子どもは地域で育てる」という意識を高め、地域ぐるみでの健全育成を進めます。」と方向が示されています。

一方、この間の中学校におけるキャリアチャレンジ教育の取り組みや、地域へ入る工科大生の取り組み、山田高校の地域の課題が地元の学校の課題であるという考えを実行に移した商店街のイベントへの参加など、教育の現場からも人間的成長の課題や目的として地域へのかかわりを進めています。こういった相互の関係をより進めていくことがまちづくりの上で必要なことではないでしょうか。

そこで、お聞きをいたします。まちづくりの視点からも、空き家を高校生や大学生の寮や下宿として活用していけないかと考えます。見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

工科大や山田高校の寮や下宿の整備ということにつきまして市としては考えておりませんが、工科大や山田高校がそういった考えをお持ちであれば、可能性はあると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そういう声があれば、実際取り組んで考えてもいくということでありました。実際に、過去の話ではありますが、まだ高校に進学ということにはなっていないけれども、将来的にそういうことができないのかなという声を聞いたこともあります。この香美市、本市ではありますが、都会に比べて不利な点を逆にプラスに転じていく、そういう視点に立ちますと、困り事も個人で解決するのではなくみんなで解決をする。こういった機運を高めていくためにも、何かしらの呼びかけ等があればなということをおもいました。そのことを申し上げまして、1点目の質問を終わります。2点目の

ものづくり会議について、お聞きをしていきたいと思います。

ものづくり会議についてであります。平成28年度よりの新規事業として、ものづくり会議が立ち上がると、香美市振興計画の第9次実施計画には記されています。本市の持つ強みをさらに引き出し、他市に誇れる特産品、夢をかなえる産業、事業を担う人材が育っていく観点で、構想が練られていくことが肝要かと思えます。

先取りをする話になるかもしれませんが、昨年11月に、高知高専のチームが津波避難タワーで孤立する恐れから発案したシステムで、内閣総理大臣賞を受賞しました。このように、地域の課題を共有して掘り起こしていくという観点も有効ではないでしょうか。以上を述べまして、以下順次お聞きをしていきます。

まず、①です。

まずお聞きするのは、ものづくり会議はどのような体制、戦略のもとに進めていくのか、現在のお考えをお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ものづくり会議というのはまだ仮称の段階でございます。まだ立ち上がっておりませんので、具体的な体制や戦略については決まっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） まだ具体的な内容までは決まっていないというお話でありましたが、このものづくり会議を通じて本市の産業振興、そして雇用の改善、地域の課題が解決していくと、こういったことが求められているのではないかと思います。それに合わせまして、私のほうから一つ提案として申し上げたいのは、これも去年の新聞記事でありましたが、高知のエジソン賞、こういったものがありまして、その中で最優秀賞になっておりましたセーフティランドセル、そのアイデアに感銘をしたアパレルメーカーの社長が、このアイデアを実用、実際にはかなえたというようなニュースも出ておりました。こういった子どものアイデア、これを実現する。こういった会議の場にもしていくことは、夢のある取り組みではないかなと思います。こういった視点、観点でもものづくり会議に取り組んでいくということはできないか、あわせて見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） おっしゃるとおり、さまざまなアイデアを持ち寄って、仕組みづくりをつくっていくことになろうかと思います。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうしたら、そのような観点も含んでこのものづくり会議、体制もまだということではありますが、そういう方向、観点を持つということになれば、そういった声も聞こえてくる。また反映される体制づくりも含めて、検討していただ

たらと思います。

それでは、②の質問に移っていきたいと思います。

この会議、まだ形にはなっていないということではありますが、これ実際にその会議の中でいろいろな方向性や具体策、かなえたい夢や、そして本市が抱える課題、こういうのが明らかになってきたと。そういった場合に、実行されていくのにはどのように実行されていくのか、その展望、もし、今お答えいただけるようなものがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

実行方法等につきましては、先ほど申しましたように、まだ具体的な体制とか戦略は決まっておられませんのではっきりしておりませんので、今この時点で申し上げるのはちょっと難しい状況です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 確かにちょっと、具体的化してからのところではあるとは思いますが。会議を通じまして、この本市の課題や、それから、逆に本市の強みを生かした雇用の場とか、そういったことが出てくると思います。これ会議をして、それでおしまいということにもならないように、ぜひ、その実行への意欲というかそういった形も、非常に力を入れて取り組んでいってもらいたいなというふうに思います。

昨日のお話の中でもありましたけれども、市長のほうから、問題を解決していくのに当たって、本市だけの力ではなくて他市、それから、日本全体の中から連携を引き出して、パートナーを探して問題解決に取り組んでいくと、こういったお話もありました。ぜひそういった形で、何としても解決をするんだという意欲を持って、ぜひこのものづくり会議を進めていただけたらなと思います。

それでは、③の質問に移らせていただきたいと思います。③であります。

県がものづくり地産地消推進会議を設置しております。アイデアを実現してもらえらるパートナー探しや会議への参加をする事業をふやす支援など、連携の方法があるのではないのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

県の地産地消推進会議、それから、産業振興計画などの仕組みや制度、それと、ものづくり地産地消・外商センター、あるいは高知県産学官民連携センター（ココプラ）などとの連携は、やっていくべきだと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ぜひやっていくべきだということをお聞きをいたしました。

既にこの県のものづくりの地産地消推進会議の中で、本市の企業が他市のメーカーさんと協議をして、実際に商品を開発しているという事例も聞いております。

またさらに、これは先日の新聞記事でもありましたけれども、震災時の水門閉鎖に安全策進まずということで載っておりました。このニュースを見たときに、本市の企業が、水門を自動で開閉できるというシステムを開発していたという事例もありました。既に本市にもこういう強みを持った、技術を持った業者さんもおるということでありますから、この技術をさらに困っている、困難を抱えている地域に紹介していく、こういったこともできるのではないかとということもあわせてご提案をいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 36 分 休憩）

（午後 1 時 01 分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、市民クラブ、依光美代子でございます。通告に従って、一問一答方式で4項目について質問をいたします。

最初に、土佐山田駅舎内の階段について、お伺いをいたします。

JR土佐山田駅は、市民の通学、通勤、通院、買い物などの移動手段として利用をされております。しかし、駅舎内の階段の上り下りに大変苦勞している方がふえております。何らかの対策が必要ではないかと考えます。

例を挙げますと、特に足に障害がある方や車いすの方、高齢者の方は年を重ねるごとに足腰が弱っており、この階段の上り下りが大変厳しくなっております。この階段が上れないために、汽車を利用したくてもできないという声を聞いております。この方たちは、高知駅に行くときは、1番線出発の列車のみ乗れるが、高知から帰宅するときは、多くの列車が2番から3番線に着くので乗車できません。そこでバスに変えております。バスで高知まで通院すると経費が多くかかり、治療の回数を減らすことになり、病気が重症化した方もおります。また、リハビリのため通院をしていた方が、階段の上り下りが難しくなり、現在は高知の病院に入院をしております。そうすると、市の国保財政の負担が大きくなります。

先日、高知へ行くため3番線へ渡ると、階段のところでおばあさんの方に出会いました。おばあさんの横では1人が支え、本人は手すりを持ってよいしょよいしょと上っておられました。後ろからそっと体を支えてあげました。その方は、おじいさんの見舞いに行くとのことでした。そのおばあさんは、誰かの介助がないと1人ではこの階段は上れん、嫁の手を煩わせているので申しわけない。高齢者がふえているのに、この階段は

何とかならないかと訴えられました。このように、高齢化に伴う不便さや不自由な状況が増加傾向であります。

このことは、高齢者だけでなく若い子育て世代の方も同じ思いをしています。この駅には特急がとまるので、アンパンマンなどの観光目的で、市外や県外からの観光客がこの駅を利用しております。アンパンマン列車に乗り観光に来た親子が、ベビーカーを持ち子どもの手を引いて階段の上り下り、また、子どもをだっこしてベビーカーを持ち、両手がふさがり階段の上り下りが大変です。そのお母さんは、まさか特急がとまる駅なのに、こんなこと考えられないと話をされたと聞いております。

これは県外や市外からの観光客だけではなくありません。市内に住む子育て世代の方も同じ思いをしています。駅長にも相談しましたが、対策としては予算がなく何もできないですが、声をかけていただくとお手伝いしますと言われてましたが、それは当然のことだと思います。

この土佐山田駅は我が町の玄関口であり、観光振興の受け入れ窓口でもあります。人口約2万7,000人の町内には、法務局、ハローワーク、美術館、工科大学などの他の自治体にはない公共施設や機関も多くあり、特急のとまるまちです。まちの玄関口であるJR土佐山田駅が、高齢者や障害がある方、子育て世代にとって利用しにくいままでよいと考えますか。外からのお客様を迎える玄関であるJR駅が現状のままでよいのでしょうか。何らかの対策が必要ではないでしょうか。市としての見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

JRなどの公共交通機関も含め公共的施設のバリアフリー化は、今後どんどん進めていく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 今後バリアフリー化を進めていきたいということでしたが、そうしましたら、住民の声としてこういった意見がありますが、JR駅に対して市として何らかのアプローチをいたしましたか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 現在までにバリアフリー化等について提案した経緯はございませんが、今後何か機会を捉えて、そういったこともやっていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 今後機会を捉えてということですが、ぜひこの対策はスピーディーにやってほしいです。といいますのも我が町の第1次香美市振興計画の中に、

中心市街地の活性化として、玄関口機能の強化とみんなに優しいまちづくりの推進として「道路や個別施設のユニバーサルデザイン化を促進する等、高齢者・障害者・子ども連れにやさしいまちづくり、すべての人が集い活動しやすい環境づくりを進めます。」となっています。また、交通ターミナル機能等の充実として、「JR土佐山田駅とその周辺は、市の玄関口機能を担う交流拠点としての位置づけを明確化し、円滑な乗換え環境を整備する」とうたっております。

以上のように振興計画に掲げておりますが、市の玄関口機能として、円滑な乗り換え環境を整備する、高齢者・障害者・子ども連れに優しいまちづくり、どこがそのようになっているのでしょうか。

今年が後期基本計画の最終年度です。この計画に基づきどこまで実行する予定か、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 玄関口ということで土佐山田駅のバリアフリー化というのは重要だと考えておりますが、JR四国に限らず鉄道各社もバリアフリー化に取り組んでおまして、乗降客の多い、5,000人以上でありますとか3,000人以上の駅はバリアフリー化が進んでいるようなところもありますが、小さい駅についてはなかなか手が回っていないというのが現状です。

特にJR四国につきましては、JR各社、6社ありますけれども、その中でも特に財政状況が悪くて、高知駅とか大きな駅はバリアフリー化できておりますけれども、小さな駅はなかなか手が回っておらないという状況です。

そんな中で先ほど議員がおっしゃいましたように、2・3番乗り場でありなければならぬ列車も多いわけですが、そんな中でも乗り場の使い分けについては一定考慮がされておまして、例えば特急列車を例にとりますと、以前は下りが1番、上りが2番ということで入線する場所が決まっておりましたけれども、その乗り場の運用が現在可能な便については、上り列車であっても1番ホームにとめるといった、跨線橋をなるべく渡らなくて済むような工夫は一定されておるようでございます。

同じように下りの特急列車が入線してくる場合は、発車待ちの下りの普通列車は3番乗り場になっておったけど、以前は1番乗り場に入っていた下りの特急列車を2番とかに入線させて、利用者の多い普通の下り列車は1番ホームにとめるとかいったこともされており、なるべく使いやすいような方法はとられておるといふうに感じております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 使いやすい方法を工夫されてるというけれど、その中でも現実的に困っている市民がふえてる。そして、この振興計画の中にも掲げてる。そうしたとき、市として何らかの対策を考えていくべきじゃないですか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 本格的なバリアフリー化にするためには、エスカレーターとかエレベーターの設置、駅舎の改築などが必要になるかと思いますが、物理的なスペースがないなどの構造的な制約もあろうかと思いますが。

現状のままでエスカレーターの併設あるいはエレベーターの新設が困難ということも考えられます。

近年では後免駅とか高知駅もそうですけども、鉄道駅が橋上駅舎とされることが多く、その場合は駅舎と跨線橋が一体化したものになるわけですが、将来、駅舎の改築とかバリアフリー化を計画されている場合は、県や市、国とかの資金面での補助、援助を求められる可能性はあると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 将来その駅舎の改築だとかそういうときには、資金援助の可能性も考えられるというけれど、そうじゃなくって今の現状があるから、やはりこちらからJRへ相談をかける、アプローチしていくという、その姿勢が大事ではないでしょうか。

そして、それだったら計画へもうたわれませんか、何のために計画にうたってるんでしょうか。そういうことも視野に入れてると思うのですが、あの現状を見たときに。

そして、今回新しく出た過疎地域自立促進計画、この中にも新たにうたってますよ、この駅のことを。乗りかえの充実ということで、平成28年度からということで。それもご存じないということでしょうか。その辺、再度答弁をお願いいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） バリアフリー化につきまして、JR四国は民間企業でございますので、直接市が改築とかエレベーターの設置とかいうことはなかなか難しいかと思いますが、鉄道各社は本当にバリアフリー化を徐々に進めてはおります。そういったところに国の補助とかも当たる部分もあろうかと思いますが、土佐山田駅が改築するということで支援を求められるといった場合には、検討もできるかと思いますが。

また、そのJR四国にそういった要望が多いということは、またお知らせしていきたい、相談していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 相談があればという形でなくってやはりこの現状がある、そして計画の中にもうたっているし。やはりこの香美市の表玄関ですよ。そこがそういう状況になってるということは、市が黙っておらずやっぱりアプローチしていかないと、いかなければならないと思います。

市長はこの現状をどのようにお考えでしょうか、見解をお聞かせください。



○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員の土佐山田駅のバリアフリー化について、お答えをしたいと思います。

もう、おっしゃられるようにまちの玄関でございまして、そうした点でお願いもさせていただいたりして、一層この駅が皆さんに親しまれるような駅になることが、非常に大事なことだと思っております。

そのためには、やはり高齢者とかあるいは障害を持たれた方が、使いやすい駅になることが非常に大事だというふうに思っています。

市としましては、この駅につきましては、北からも入れるような、あるいは使えれるような駅舎につきましては、懇談の中ではお願いを差し上げているところでございます。

しかしながら、今申し上げました、答弁がありましたように、なかなか会社としてはそこまでいかないんだというようなお話もありました。あるいは、公共的な施設をそこに加えてやるような方法もどうだろうかというふうな提案もいただいたりもしましたけれども、なかなか大きな負担が逆に市のほうにかかってくるということも明らかになりまして、具体的な動きができてなくて大変残念でありますけれども、いずれにいたしましてもバリアフリーは必要だということは、それぞれが認識をいたしておりますので、そうした点で、今後もJRのほうには申し込みもさせていただきたいというふうに思っております。

また、その中で国や県、あるいは市が応援をすればできるということになれば、積極的に検討させていただきたいというふうに考えております。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひ、そのような申し入れをするという、こういう声があるということを市として声を届けていく、そこでまた市として支援ができるころはしていくという姿勢がとても大事になろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

女性防災組織づくりについて、お尋ねをいたします。

今年の3月11日で東日本大震災から5年が経過します。連日、報道では、災害時の被災地の様子などが取り上げられております。あの災害時の教訓を忘れてはなりません。災害時には、高齢化に伴い支援を必要とする要支援者がたくさん発生することが考えられます。弱者と言われる高齢者、障害者、子ども、女性に対する対応は、女性のきめ細やかさが求められております。

特に、避難所運営に関しては女性の視点が大切です。災害時に備え女性の防災力の育成が重要となります。

平成25年度より、高知県による防災士養成講座が行われております。本市には何名の女性防災士がおりますか。せっかく資格を取得しても日ごろのつながりがなければ、

いざというときに連携もできません。女性の防災力を高め、いざというときに担い手として力を発揮できる仕組みづくりが必要です。

昨年、議会でこのことについて質問をすると、女性の視点を生かした防災活動の仕組みづくりを検討したいと答弁がありました。

平成28年度はどのようなことを計画しておられますか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 依光議員のご質問にお答えします。

現在、香美市には19名の女性の方が防災士の資格を取得されております。

災害時にはこの方々が先頭に立ち女性の視点を生かし、避難所等において積極的な支援活動を行っていただくことが大変重要であるという考えに変わりはありません。

そこで、平成28年度には19名の方が一堂に会する機会を設けまして、防災対策に女性の声を反映させる必要性等の趣旨説明を行いたいと考えております。

また、防災活動の拠点となる仕組みづくりについてご意見等をお聞きし、構築に向けた取り組みを行いたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そして、この防災士には平成25年度以前から、市として養成講座へ募集をかけてやってきたと思います。この平成27年度の講座修了後、本市では防災士は何名いらっしゃいますか。

そして、職員の防災士は男女各何名おられますか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

現在、香美市には141名の方が防災士の資格を取得されております。

なお、香美市職員の防災士は、男性3名となっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 男性が3名ということで、女性がいないということですね。

防災士を取得をした職員さんは防災対策課の職員ですか。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 防災対策課の職員もおります。その他はちょっと確認をしておりませんので、申しわけございません。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） この防災士が一举にふえたような感じがします。大変うれしいことだと思います。防災意識の高まり、そういうものを感じます。

せっかく防災士の方がたくさんいらっしゃる。そのままでは、その力を生かすことに

ならないと思うがです。今後この防災士の方々とどのような連携や活動を考えておられますか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

防災士を取得された方には、自主防災組織に加入されて地域の防災活動に加入されている方もおられると思いますが、中には自主防災組織に加入されていないという方もおられると伺っております。

習得された技術や知識を活用しないのは大変残念であると思いますので、今後は自主防災組織への加入を手紙等で促し、その技術や知識を地域の防災力の向上につなげていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、県など関係機関が主催する講習会等への積極的な参加をホームページ等で呼びかけて、相対的なスキルアップを図り、地域のさらなる防災力の向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） そうですよ。せっかく防災士を取られても、自主防災の組織に入っていない方がおいで。そこに対して、課長が今言われたように働きかけていく、それは絶対大切なことですので、やはりせっかくの力ですので巻き込んで、そして、こういうともに研修であったり訓練をすることで、また、その人の意識が高まりということにつながっていきますので、ぜひそれは続いてお願いしたいと思います。

そこで市長にお尋ねをしたいんですが、その職員が3名しかいないという状況、行政として市民に防災士の受講を勧める立場でありながら、職員の防災士は男性3名のみで女性が1人もいないということで、災害時には職員は率先して力を発揮していかなければなりません。せめて、各支所に数名はおるべきではないでしょうか。この現状を市長はどのように受けとめておられますか。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員の防災士のお話に対しまして、お答えをしたいと思います。

大変よいご指摘をいただけたというふうに考えております。ぜひとも女性職員にも防災士の資格を取るような形のことを考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。本当にありがとうございます。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひ女性のほうにも、そして、男性職員さんも3名ではちょっと少ないと思いますので、男性職員にもぜひ積極的に働きかけをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

ごみ削減について、お尋ねをいたします。

ごみの削減は私のライフワークの1つです。誰かが言い続けることが大事だと思っております。その言い続けることが、この3市で1人当たりの排出量が香美市が一番少ない、それにもつながっていると私は1人で思っております。

それでは、質問に移ります。

本市のごみ行政に関する経費は、毎年約4億円弱の出費が続いております。もったいないと思いませんか。ごみ削減には、常に3Rを基本に位置づけての取り組みが重要です。しかし、行政だけでは効果は上がりません。いかに住民を巻き込み、ともに協力するかで、年間数百万円の経費を軽減することが可能です。住民参加、住民参加と声高に言われてきましたが、そこに至ってはいません。

今回策定された香美市過疎地域自立促進計画を見てうれしく思いました。その計画の4.生活環境の整備の項目の中に、廃棄物処理としてごみ処理について書かれております。ごみの3R、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、この3つをごみ処理行政の中心課題として位置づけ、市民とともに新しいごみ処理システムづくりを推進していくと掲げています。

やっと市民を巻き込んだ取り組みが始まると思うとわくわく感があります。大変期待をしておりますが、市民とともに新しいシステムづくりとは、どのようなことを考えているのかお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 3Rの推進についてお答えいたします。

3Rの推進に向けた行動を率先しなければならないことから、行政としてはコピー用紙の両面使用やグリーン購入を実施しております。市民、事業者、行政の協働の取り組みとして、食品トレイ、牛乳パックなどの店頭回収等へのリサイクルへの協力店の拡大を図ることや、リサイクルを推進するためのフリーマーケットの開催などを検討していきたいと考えております。

また、効果的な広報活動も推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） フリーマーケットをやっていかれるということですが、フリーマーケット以外は従来からずっと取り組んできたことですが、それがこの市民とともに新しいシステムづくりということでしょうか。

そして、そのフリーマーケットはどんな形でやるかをお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） フリーマーケットの開催等につきまして、まだ具体的なことは決まっておりません。検討していくということでございます。

システムづくりということでございますけれども、システムと言いますとちょっと大

げさにも聞こえるかもしれませんが、まず、3 Rについてちょっとおさらいをしておきたいと思いますが、先ほど議員のおっしゃったとおり、3 Rというのはリデュース、リユース、リサイクルの3つのRの頭文字をとった言葉で、ごみを減らすための環境行動をあらわすキーワードということでございます。

これに最近ではリペアとかリファイン、直すとか分別などを加えて、4 Rとか5 Rとかいう言葉も使われておるところです。

この1つ目のR、リデュースにつきましては、ものを大切に使いごみを減らす、発生抑制ですね。それと、例としては必要のないものは買わない、もらわないといったことや、買い物にはマイバッグを持参するといったことでございます。

2つ目のリユースといえば、使えるものは繰り返し使うということで、例としては詰めかえ用の製品を選ぶとか、要らなくなったものを譲り合うとかいったことになります。

そして、3つ目のリサイクルというのは、ごみを資源として再び利用するというもので、例としてはごみを正しく分別する、あるいはごみを再生してつくられた製品を利用するといったことになります。

システムといいますか方法として、これらの3 Rの考え方、方法について、できるだけ多くの機会を捉えて市民の皆様にも、先ほど議員がおっしゃられたように言い続けるといいますか3 Rし続ける、3 RのPRをし続けるといいますか、そういった形で広く市民の皆様にご協力をいただける方法をとっていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 3 Rの説明をご丁寧にしてくださったんですが、それは十分わかっております。そしたら、この表現の仕方をもう少し変えたらよかったですよね。新しい、何か新しい、市民とともに言うから、今までなかったから私も大変期待をして楽しみにしておりましたけれど。そしたら、そういうことをし続ける、言い続ける、活動を続けるということが大事ですので、お願いをしまして次の質問に移らせていただきます。

前議会でもごみ削減の質問をしました。その中で最後のほうで、ごみ削減に向けて3市で連携し、この香南清掃組合議会の3市が連携して、さらなるPRを努めていくと答弁がございました。平成28年度には、連携とはどのような形を計画しているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

12月議会で答弁したばかりということですが、平成28年、今年になって1月開催の3市の協議会では、3市のごみ袋の共同購入や現在建設中の新処理場に関する議題とされました。平成28年度以降の取り組みにつきましては、次回以降の検討となり、現段階では具体的な取り組みは計画しておりません。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 現在まだ次回を考えていないということですが、せっかく議会があって1月の協議会があれば、その協議事項の中に入ってなくても最後にその他がありますよね、その他の中で来年度に向けてこういう取り組みをしようという呼びかけをする、それぐらいの気構えが必要ではないでしょうか。議会で答弁をしてるがです。答弁したら、その答弁に対しては責任を持ってください。言いつ放しではいかんがです。

それともう1点は、平成28年度から組織の再編成がありますよね。変わるんですね。そうしたときに申し送りをきちっとして、そこへのルールづけ、それを最低限してから移行するというようなことがとても大事ではないかと思しますので、お願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ごみ削減に効果を発揮する生ごみ処理容器購入補助制度について、質問をいたします。

この可燃ごみの削減は、住民一人一人への意識をほんの少し変えるだけで可能です。押しつけでなく楽しみながら取り組んだ結果ごみが削減できた。そんな取り組みができるのが、この生ごみ処理容器購入補助制度だと思います。

さきの議会答弁で、これらの生ごみ処理容器の使い方は簡単なものですから、利用者の皆さんは使い方を周知しているものと思われると言われましたが、使い方を周知したから普及したのです。近年そういうことをしないから、停滞しているのが現状であります。

この補助制度は、旧土佐山田町時代に生ごみを活用した堆肥で婦人会さんが中心になり、プランターで花を育て、工科大学開学時に学生を迎えるセレモニーに使ったことがきっかけで、この補助金の利用者は増加しました。

そして、平成13年度からは、ごみの分別が5分別から13分別に変更しました。その時期に生ごみを堆肥にすることに力を入れ、補助制度利用促進の啓発を行うことで、可燃ごみは大きく減量しました。

本市では多くの畑があり、家庭菜園を楽しむ方もふえております。これの利用により生ごみを大きく減量ができます。啓発が重要なポイントであります。近年、生ごみ処理容器購入補助制度、コンポストやぼかし容器などの利用者が少ない状況が続いております。特に生ごみの削減は、この補助制度の利用者をふやすことで可能であり効果も上がります。そのためには、コンポストやぼかし容器の活用方法や補助制度について、積極的な周知や推進が必要ではないですか。見解をお聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 生ごみ処理機の利用方法、よくわからないということもあろうかと思しますので、その利用方法もわかりやすい方法でPR、補助制

度とともにPRしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） よくわからないという声に対して、早速そういうように対応してくださるということでございます。ぜひそのマニュアルづくり、もうずっと以前から言ってますが、担当課がいなかったらわからないということではなく、まして、これから課が再編されます。そうしたとき大変危惧をするわけです。それもあって私はたびたびするわけです。課が変わっても、それさえあれば皆さんが統一してできる。そういうことが大事だと思いますが、マニュアルに対してはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 問い合わせ等に対応できるマニュアルということになるかと思えます。その利用の仕方等、マニュアルという形になるかどうかはわかりませんが、見てわかるものを整えておく必要はあると考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひマニュアルづくりをしてください。

それと、せっかくのこれです。転入者であったり、自治会長さんに渡しているごみ分別の手引き（資料を示しながら説明）、とってもこれいいし、ホームページにもわかりやすく載ってます。これすばらしいあれだと思います。ほんで、新年度かわったとき各自治会長さんにとか、それから、この次、行政連絡会ありますよね。そのときなんかになくなって方、昔のを持ってる方ありましたら、新しいのがありますからということで、ぜひその声がけ、それをお願いしたいと思えます。

そのときにもう1点です。そのごみ処理容器のことです。この推進をするとごみの減量がかなりできます。しかし、残念ながらこれには全くそのことに触れられてません。ここにせっかく3Rを基本ということで書いてます。リサイクル、ごみの再資源化、ここです。生ごみは、それこそ堆肥に変えて再資源化として活用するがです。そして、リデュース、ごみを減らす。堆肥として使うことで、ごみを減らす役割は大きくあります。こういうせっかくの貴重な資料があるから、もう1ページここへ足してください。これと一緒に、ぺら1でもいいじゃないですか、ちょっとつけるっていう、そういうことができないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 今できておりますその手引き、ごみ分別の手引きにすぐ載せられるかどうかは別としまして、そういうことは可能だと思いますので、今後検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ぜひ、つけるということで進めていってほしいです。

そして、課が再編されて移行するんですが、その引き継ぎということで少し心配をするわけです。そうしたときに、その3市での連携してさらなるPR、4月になればひょっと課長が環境上下水道課へ行ってやるようになるかもわかりません。そうであれば大丈夫ですが、けどそれはわかりませんよね。そうしたときに引き継ぎをきちっとしていくことということが大事ですが、その辺の引き継ぎはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

環境班は別の部署に行くわけですがけれども、職員は一定なれたといいますか熟練した職員が全員、異動がありますのでどうなるかわかりませんが、当然今まで環境行政に携わってきた者も異動、一緒に行くかと思っておりますのでその点はある程度心配してはおりませんが、その引き継ぎにつきましてはしっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 担当が行くから心配はしてないと職員に絶大なる信頼をしてということでもとても大事なことでとは思いますが、ぜひこの議会で答弁したこと、それから計画にのってること、これはきちっと書き物にして引き継ぎをしてください。とても大事なことです、そういうことができますか。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 可能です。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 可能ですということで、可能でなくしますとお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

図書館の活用について、お尋ねをいたします。

最初に、ちょっとお断りしておきます。私が資料の提出期限を勘違いしていたので資料を皆さんに配付することができませんでしたので、担当課にはお渡しをいたしましたのでお許しをください。

この図書館の活用ですが、これからの図書館の新しいサービスとして、医療・健康情報サービスと外貨を稼ぐための雑誌のカバーを活用したスポンサーを募る、そういうことができないかについて、質問をいたします。

最初に、新たなサービスとはどのようなものかについてですが、これまでの図書館は、住民の知る自由に対し資料や施設を提供する場でありました。しかし、これからの図書館は、資料だけでなく情報を提供し発信する情報発信基地局の役割と、地域の課題に着



目したサービスが求められております。

先日、社会教育の研修会で学んだことですが、土佐清水市の取り組みです。この土佐清水市では、地域の課題に着目した取り組みをしております。この地域の課題とは、全国どこも高齢化により医療費の増大が、自治体にとって大きな財政負担となっていることです。この解決策として、従来は医療・保健・福祉の連携でしたが、土佐清水市では、図書館も含めた連携を開始しています。市民が利用する図書館を活用して、市民一人一人の健康づくりの意識をどのように醸成させればよいかという着眼点から、図書館に専用コーナーを設け、そのまちの健康施策や医療・健康情報サービスを設け、そのサービスが開始をされております。

この地域課題に着目した図書館サービスということで、このサービスは2004年から始まっているそうです。5年に一度調査をしております、2014年度の調査結果ですが、この調査は2013年の11月15日から2014年1月15日の間に、全国の1,355の図書館に調査をかけました。回答は916館で回収率が67.6%でした。

2008年以降には、年間10以上の自治体がこのサービスを開始をしております。あなたの図書館で健康・医療情報に関する資料を図書、雑誌、パンフレットなどを集め配置し、コーナーをつくる予定はありますかというところで、実施済み、実施予定、検討中というのは、約30%近いところがそういうあれを出しております。

そして、実施をしたいろんな項目、たくさんの項目がありますが、実施してどうであったかということでサービス実施の効果としては、利用者のニーズが把握できた、医療・健康情報分野の選書の基準が明確になった、レファレンスが案内しやすくなった、地域に対して貢献ができた、外部に対しての図書館のPRができたととてもいい結果がここに記されております。

そして、がんの冊子については、本当にたくさんの方から、利用者から信頼され、大変喜ばれているというような声が上がっているということで、そして、高齢化とともに病気に、やはり余病併発となるので、それのときにすごく参考になったというような声がたくさんここに上がっております。

この取り組みも2008年以降から急激にふえてくるような状況であります。しかし、高知県下ではまだまだこの取り組みがおくれており、2009年に県立図書館がこのサービスを始め、2010年に土佐清水市が開始をしました。

先日、2月20日の社会教育実践交流会で土佐清水市の取り組みを学び、ぜひとも香美市でも取り組みが必要と考えました。

土佐清水市がなぜ始めたかと言いますと、突出している高齢化率に着目し、その時点では高齢化率は39.2%、現在は約43%で、県内11市の中で最高であります。医療費や社会保障の負担が大きくなっており、行政の立場からも、住民の健康を守ることは自治体の重要な役割の1つと考え、図書館から執行部に提案を行い、図書館のほうから執行部のほうに、土佐清水市のほうでは提案をして始めたそうです。関係機関にも働

きかけ、医療・健康情報サービスを開始したそうです。

本市も土佐清水市と同じく高齢化率が高く、それに伴い医療費を押し上げております。そして、何より市民の健康を守ることは、行政の重要な役割の1つであります。

今回のKDB等の分析によりますと（資料を示しながら説明）、本市の平均寿命は男性では79.2歳、女性では84.6歳です。また、自分のことが自分でできる健康寿命は男性が64.6歳、女性が65.6歳ということですが、このように差があります。平均寿命と健康寿命の落差は、男性で約15年、女性で19年間の差異があります。その間は何らかの障害があり、高齢者が寝込んでいる状況が分析をされます。

その結果、香美市では1人当たりの医療費が全国より5,435円高く、入院費は全国の1.42倍です。そして、介護給付費は全国より1万3,803円も高くなっています。こういう現状があります。市の財政を圧迫するようになります。

この高齢者の健康寿命をいかに延ばすかが市民の幸せにつながります。その結果、市の財政負担を軽減できます。市はこのKDB等の分析をもとに、課題に特化した保健予防事業などに取り組むことが重要であります。

その事業とあわせて図書館を活用した健康づくりはできないか。誰もが避けて通れない健康問題について、健康や病気に関する基本書や入門書、闘病記、医療、健康情報などを1カ所に集約した専用コーナーの整備ができないものでしょうか。

そのコーナーがあれば、検診などで異常が見つかったときや何らかの病気の疑いがあるときなどは不安です。そんなとき、なかなか行政へ聞くこともできづらく、このコーナーに行くと病気の概要や基本的なことがわかると心の負担が軽減できます。また、予備知識を得ることで、不安や疑問も軽減されます。

その専用コーナーに予定している闘病記は、従来でしたら、本の内容により同じ闘病記であっても、文学であったり伝記として分類をされておりましたが、このコーナーがあることで1カ所に集約させることができます。来訪者に選びやすくなります。がんなどになったとき、同じ病気になった方の闘病記を読むことで、孤独感の軽減や共感が生まれます。また、自分がつらいとき、他人のことを知ることで自分は1人ではないと、心強く思えるなどの効果もあります。

図書館に医療・健康情報サービスの専用コーナーを設けることができないか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、市民の関心は健康、病気の予防、介護、医療分野の情報提供の要望が高まっていることは、議員指摘のとおりでございます。

このことを踏まえまして、先進事例の調査研究はもとより新たに分類分けしたコーナーに関連書籍を集約し、レファレンスサービス、これは図書館利用者の相談に応じ、必要とする資料や情報の提供をし、学習、調査、研究の支援するサービスのことです。このサービスの充実の検討と、国内で年間新刊発行点数は7万から8万点に及んでいるこ

とから、市民ニーズに合った本を購入する図書司書のスキルを高めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） それに対応するためにも、その図書の司書の資質を高めていかないけないということで、そしたらこれはできないということで、ちょっと答弁を私がよう理解しなかったので、再度お願いをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） できないという、何ができないという質問ですか。

コーナーの設置は、答弁で申し上げましたとおり、新たに分類分けしたコーナーに関連図書を置くような検討という答弁をしましたけど、はい。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） ありがとうございます。そこのところを聞き抜かしておりましたので、失礼をいたしました。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。

雑誌カバーを活用して、広告スペースができないかということでお尋ねをいたします。

図書館には多くの月刊誌、雑誌があり、市民には人気のあるコーナーです。その雑誌の新刊にはカバーをかけております。そのカバーを広報スペースとして活用し外貨を稼ぐ、雑誌スポンサー制度があります。今、こういうことです（資料を示しながら説明）。雑誌には、新刊にはこういう透明のカバーがかかっています。ここへ広告を募るということです。募ることによって外貨を稼ぐ。その広告ですが、広告はこのスポンサーになったところが持ってくるというようなことで、職員の手を煩わすものではありません。で、表にはそのスポンサーの名前、裏にそのスポンサーの会社であり、個人は対象とせず企業とか商店などを対象にしてやるんですが、こういうものはそのスポンサーとなったものがつくって、図書館のほうへ持ってくるというような取り組みです。

1年間の雑誌の購入費を寄付をしていただくという方向で、そして、そのスポンサーになったら、その方が購入費を商店のほうに直接お金を支払って契約をする。商店から図書館に本を納入する。その本に対して、スポンサーが広告をつくってきたものを提出して、それへ挟み込むというような事業であります。

その募集については、広報やホームページに掲載、そうして広報やホームページで募っていきます。

今、本市では封筒への広告でスポンサーを募ってやっていますよね、ああいう形になるかと思えます。これからの自治体はみずから働きかけ、外貨を稼ぐことが必要ではないでしょうか。県内では宿毛市と土佐清水市が導入をしております。

このスポンサー制度で浮いた資料費があれば、それで新しい雑誌をふやすこともできます。雑誌カバーを広告スペースに活用することを取り入れることはできないか、お尋ねをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、当図書館では最新号の雑誌にのみ雑誌カバーをかけております。特に最新号は人気があるので、雑誌カバーを広告媒体とすることは効果が高いというふうに考えます。

議員のお示しのとおり、現在、雑誌スポンサー制度としまして2通りの方法がございます。それは、スポンサーに雑誌の年間購読代金を負担してもらう方法と、一定期間の広告掲載料をお支払いしていただく方法です。

ただしかしながら、図書館にとって図書費の増加につながりますが、一方ではスポンサーの確保の問題、掲載効果が薄いため取りやめなど課題もあることから、慎重に調査・研究していかなければならないというふうに考えます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） その両面の効果で、メリット、デメリットがあろうかと思いますが、やはりその外貨を稼ぐというか、本の予算というのは大変なことだと思いますが、ぜひ引き続いて研究、検討をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（島岡信彦君） 依光美代子君の質問が終わりました。

暫時、2時15分まで休憩します。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○副議長（島岡信彦君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、法光院市長に、市政運営についてお尋ねいたします。

2年前、4人の候補による激しい香美市においての初めての市長選挙、この前のような気持ちもある一方、もう2年になるのかという思いもございます。平成26年4月に新市長として初登庁されて以来2年、任期の中間点を迎えようとしています。法光院市長に当時の新聞記事をひもときながら、今後の市政運営の意気込みをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

香美市ホームページ市長の挨拶では、「「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を基本理念とし、進化する自然共生文化都市を目指し、行政と市民の皆さまが協働して振興計画に基づいたまちづくりに取り組んでおります。」と平成26年4月

9日掲載、この日は初登庁の日ですが、その日付で述べられています。2年が経過した今も、市長の政治信条として何ら変わっていないことを信じているところがございます。

厳しい財政状況の中、この2年間には国内外でさまざまなことがございました。地方行政も平たんな道ではなく、地方創生への取り組みも現在ほど言われてなかったと思います。

政治は結果責任だと思っています。何を言ってきたかも大切ですが、何を残したか、その足跡こそ大切だと思っています。市長が日ごろよく言われる言葉は、香美市民の安全・安心のまちづくりでございます。失礼かとは思いますが、私自身はこの2年間の取り組みに対し一定の評価をするところであります。

以上述べまして、1点目として、市長ご自身、この2年間でどのように評価されているか、ご自身のことなので難しい、照れくさい部分もあろうかとは思いますが、自己採点すれば何点をつけられるのかお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 比与森議員のご質問にお答えしたいと思います。

この2年間、議会の皆様方には本当に未熟な市長でございますけれども、支えてきていただいたということで、大変ありがたく思っておるところでございます。

今お尋ねの点数をつけるなら何点というようなことでございますけれども、学生時代から余りいい点数をとったことがございませんので、この際思い切って、自己評価でございますので高い点数をつけたいと思うわけですが、つけますと皆様方に失笑をいただくというようなこととなりますので、点数をつけるのは大変難しいというふうに思っております。ただ、私にもし担任の教師がいて評するとすれば、頑張ったことはわかる。わかるがもっと頑張らんといかんと、これでは志望校に合格はできんぞとこう言われるのではないかと、そのあたりの点数ではないかなと思っております。まだまだという思いでございますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） なかなか点数を自分でつけにくいということで、自分たちが小学校時代には、小学校でも通知簿は5点評価で1から5まで、今の通知簿は何ですかね、「がんばりました」「よくできました」「もう少し」ですかね。何かそういう答弁だったかなというふうに受けとめて、次の質問に移りたいと思います。

これまでの市政運営に当たりまして、反省点と今後の対策への考えを順次お聞きいたします。

①、地域産業についてでございます。

2年前の高知新聞報道では、市長は、「農林業は国や県の施策に合わせてしっかり支える。農協や森林組合など関係団体と話し合い、必要な施策をスピード感を持って行う。地元木材を使った住宅建設を支援するなど、地域で経済を循環させる。」と述べられています。

秋ノ谷には香美森林組合繁藤ストックヤードが完成し、物部森林組合大栃ストックヤードとともに、香美市木材の流通に関し少しは追い風が吹き始めたなどというような思いもしていますが、地域産業の振興について、これまでの反省点があれば反省点も含め、今後のビジョンといいますか対策といいますか、お尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 産業振興、そして人口問題、子育て、いずれの課題も大変難しい課題であります。しかし、事業効果があるというふうに判断した場合は、積極的に対応するという姿勢は堅持してきたというふうに思っておるところでございますが、しかしながら、効果があると思ってもなかなか思ったほどにあらわれない。それから、なかなか動きがつかれないというのが、もう実感であります。それにはそれぞれの要因があったり原因があったりするわけでございますので、そのあたりにつきましてはやっぱり関係の皆さん、市民の皆さんにお聞きをする、耳を傾けることが一層大事になっているんじゃないかなというふうに思っております。

限られた予算、財源の中での事業でございますので、議会の皆さんにも丁寧にお諮りをしながら進めていく。しかしスピード感を持ってやるという決意には変わりはありません。そういう立場で今後も取り組みを進めていきたい、さらに強化をしていきたいというふうに思っております。その強化の中では、やはり経済を重視をする取り組みを行ってきたいというふうに思っているところです。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） よく最近「ものづくり」という言葉を市長は述べられますが、この後もし、ものづくりについての思いが答弁の中で出るようでしたら結構ですけど、もしそれがなければここでお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今まで安心・安全、そして活力のある香美市を、元気な香美市をとすることを訴えてまいりましたし、その線に沿って取り組みを進めてまいりました。その安心・安全という部分におきましては、事業を完成させたり、あるいは懸案の事業につきましては着手ができたものもございます。一定その部分については前進もしてきたのではないかと。市民の皆さんのご協力もありました。自主防災組織についても72%から94%へと上がってくる。千頭会長さんには本当に力を注いでやっていただいたということもありまして、そういう結果を得た。本当に支えられて、その部分については前進をしてきておる。ただ、まだやらなきゃならないこともありますので、その部分はありますけれども、後段の部分のやはり活力、元気というところが、今後力を入れていかなきゃならないところだと思っております。

それには今まで木材の活用の問題であるとか農林業という中で、一定取り組みもしてまいりました、後継者問題もやってまいりましたけれども、今後はやはり人口が減少するという中で、幾らよいものをつくっても消費者も減っていく。そういう中では、今ま

でどおりの収入、外貨が稼げるかどうかということについては、安心してはだめで新しい価値を加えていく、新しい外貨を稼ぎ出すということに力を入れなきゃいけない、そのためにはものづくりが大事になってくると。

ものづくりにつきましては、この香美市は幸いにして非常にすぐれた歴史を持っておりますし、またそういう意欲を持った方もおられますし技術もあります。そして、私たちのまちには工科大学という、本当に知恵の存在もあります。そして今、尾崎知事が本当に道をつけてくださっております。産業振興の道があります。外貨を稼ぐ道をつくっていただいておりますので、私たちはものづくりという切り口で取り組みを進めていく中で、県とも複合しながら、やはり活力のあるまちづくり、地域の経済を回せるようなところまでぜひともつくっていききたいと。少し県下の中ではまだ弱いのではないかと、知事の進めている産業振興の中では少し後ろのほうを走っているような気がいたしますので、その点で前も走れるようなものを作っていききたいというふうに思っておるところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 県の産業振興計画ともタイアップしながら今後の市政を、産業振興についてまた取り組んでいただきたいということで、次の質問に移ります。

②、人口減少についてお尋ねします。

この件につきましては同じように2年前の報道では、南海地震を見据え地盤が安定している地の利を生かし、土地の利用状況を調査し、市街化調整区域の範囲を定めた都市計画を家が建てられるように検討し直すと述べられていますが、人口減少についてどのように今後お考えかお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） さきに高知新聞でも報道がありました人口の移動の問題につきましては、5年間の調査でございまして、数字では10人マイナスというふうな数字でありましたけれども、現在ここ最近の数字では比較的、香美市で見ると少し数字がよい数字、人が入ってきている数字があらわれてきております。ですから、やはり外から入ってくださる方が入りやすい環境をつくっていくというのが1つあろうかというふうに思っております。

また、子育てがしやすい環境をつくっていく。きょうもさまざま質問がございましたけれども、本当にそういうところを丁寧にやっていかなきゃいけない。お母さんお父さんたちが安心して子どもを育ててくれるまちなんだと、育てれるまちなんだということを実感をしていただけるような行政、そしてまちにならなきゃならないというふうに思います。そういう点を頑張りながら、人口の増へつなげてまいりたい。

そして、やはり健康寿命のお話もありましたが、やはりここで暮らしてきている方が最後を元気に、そして、充実して過ごせるような取り組み、いろんな提案をいただきました。これらを本当に総合的に考えることによって、人口ができるだけ少なくなること

を抑え、やがては反転してふえていくような形にしていきたいというふうに、その基礎をつくっていくことが非常に大事だというふうに思っております。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 現在議会では、定住人口増加促進特別委員会におきまして、農地取得の下限面積について協議を進めてきたところですが、この下限面積の見直しなど、この議会の定住人口増加促進特別委員会で進めていますその方向性につきましては、市長も同じような考えであられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議会とは私は十分な意思疎通を図りながら、そごのない形で進めていくことが何より大事だというふうに思っております。今、議員がご指摘の件についても、同じ立場にあるところでございます。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 人口減対策につきましては、議会としましてもいろいろ、プロのそういう不動産屋さん等ともお話をし、どういことができるのかということもこれからますます研究もし、提言もしてまいりたいと思っておりますので、ともに頑張っていきたいということでよろしくお願いします。

③の子育て支援について、お尋ねします。

先ほどの答弁の中でも、午前中の質問を通して子育てをしやすい、そういう市にという答弁もございましたが、乳幼児から児童生徒まで子育てに関するさまざまな施策では、やりたくても取り巻く環境が整っていないなどのため困難なことがあったということも承知していますし、市長自身、じれったい思いをされたことも多々あったのではないかと推測もいたします。子育て支援につきまして、もう少し具体的にお考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 子育て支援につきましては、議会の皆さんも本当に関心の高いところでございますので、さまざまご提言をいただいたり、今抱えている課題について苦言をいただく場合もあるわけでありましてけれども、私は議会の皆様方にはどのようなこともできるだけ明らかにしていく立場を堅持したいというふうに思っております。さまざまな問題もございます。それらの問題について、行政が伏せるような形はしない、明らかにしていく、正面から問題解決に臨んでいくような立場でやっていきたい。何よりも信頼をしていただく、これは非常に次の世代を育てていく上で大事な姿勢だというふうに思っております。そしてその上で、今、医療費の問題やあるいは困難な子育てをなされている方々の問題についても、取り組んでまいりたいと思っております。歩みは遅いようではありますが、着実な前進をさせていくつもりであります。

また、図書館についてもご提言がありましたけれども、子育ての観点から図書館を考えることも大事だというふうに思っておりますので、ぜひとも子どもたちが集えるよう



な、お母さんたちも集えるような、そういう公共施設を考えなきゃいけない。図書館だけでなく、やはりこの市役所も子育てをする人にとっても優しい施設であらなければならぬし、そういうものをできるだけ開放するような姿勢でやってまいりたいというふうに思っております。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 市政運営最後の質問です。

また2年前の新聞記事からですが、市長は最優先で取り組む課題として、「高齢者が持つ生活への不安を解消する。通院や買い物の足の確保、山間部の生活道整備や水道施設の維持管理などに早急に取り組みたい。健康管理のため、地域への保健師派遣も考えている。」と以上のように述べられています。また、4年後の香美市をどのように描くかにつきましては、「農林業に磨きをかける。子育て世代や高齢者に優しく、商店街に人が集い、憩えるような香美市にしたい」と述べられています。

これらの思いは何ら変わっていないと思いますが、今後の市政運営、そして今後の抱負をお聞きするとともに、最優先で現在取り組むべき課題をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 姿勢については、議員のおっしゃられるとおり全く変わりはありません。その中でも私が想定していた以上に前進した部分もあります。例えば水道問題、これは山間の高齢者は本当に大変でございますけれども、そういう問題につきましても、民間の力が活用できるような状況になってまいりました。これらについては、私が考えただけでなく、やはり職員が知恵を絞ってくれたというところが大変大きいと思います。やはり行政はもう全ての知恵を絞り出して、一体となって前進しなきゃならないということを、今本当に実感をしておるところでございます。今後とも職員の力を結集し切ってやっていくという立場で、このまちを元気にしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） どうもありがとうございました。それでは、平成30年の3月議会では100点の点数がつけれるかどうか、また質問するかもしれません。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。地震火災対策についてお尋ねいたします。

この件につきましては、昨年9月定例会におきまして、同僚議員が質問されていますので、再度の質問から2度目の答弁もあろうかとは思いますが、よろしくお願いたします。

①の質問です。高知県地震火災対策指針についての策定では、木造住宅密集市街地における火災対策は、街路整備や建築物の不燃化など長期的な対策によるまちづくりを進めることが基本となる。しかし、南海トラフ地震発生切迫度が高まる中、今すぐにも行える対策を進めることで、地震発生時に懸念される大規模火災から人命を守ること

を目的とし、市町村が地震火災対策を推進するための具体的な対策及び取り組みの進め方を示すと記されています。

県は、地震火災対策を重点に推進する地区を県内11市町19地区で指定し、本市も含まれているわけですが、その区域について具体的に説明をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） それでは、比与森議員のご質問にお答えいたします。お配りしております地図をごらんください。

指定された地域は、土佐山田町の西は西本町5丁目の香長中央病院周辺から、東は同仁病院西側の百石町2丁目との境まで。北は西本町5丁目から百石町1丁目のJR土讃線沿線及び市民グラウンド南西付近まで。南は国道195号の沿線の北側は西本町5丁目から東本町4丁目まで、また沿線の南側は旭町5丁目の上井川まで、百石町1丁目は楠目地区との境までとなっております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 地図をつくっていただきましたので実にわかりやすく説明を聞けました。ありがとうございます。

②です。

県では、地震火災から人的被害の軽減を図ることを目的に、重点地域を指定されたわけですが、今後の指導について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

地震火災対策事業を実施するには、平成28年度に香美市の地震火災対策計画を策定しなければなりません。この計画策定は市や県が指導するという考え方ではなく、指定された地域の自治会及び自主防災組織が実施主体となり策定を行うものでありますので、市や県はアドバイザーとして参画し、官民一体となった地震火災対策計画を策定していくこととなります。

なお、策定に当たってはアンケートの実施やワークショップを開催し、自治会・自主防災組織の代表者から提出された実効性の高いご意見等を、今後の対策に通じるよう事業計画に反映させて、地域における防災・減災対策の向上を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 私もそうですが、本市の地震火災対策の指定された地域住民というのは、なかなかこのことを知りませんでした。そこで、今後自主防災組織を通して、また自主防災組織に対しどのようにその辺を周知され、地域住民に知らせていくのか見解をお尋ねいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

昨年8月に対象地域の自治会長さんと自主防災組織の会長さんに対して事業説明を行いました。地域の全世帯の方に周知できているとは思っておりません。本日、県から事業概要を記載したリーフレットが届きましたので、速やかに対象地域の全世帯に郵送で配付し、お知らせしたいと考えております。また、あわせてホームページ等にも掲載し、周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。とにかく周知をしていただくことによって、自主防災組織の活動にもかかわってくると思います。この後③の質問をさせていただきますけど、住民の方で全く知らない人がたくさんいたということをご承知願います。③です。今後の支援策についてお尋ねいたします。

私どもの自主防災組織では、過日、今年初めての会を開き協議したところですが、協議の大半は火災に対する取り組みをどうするかということでございました。

自主防災組織設立時には消火器を購入し、何軒かのお宅に手分けして配置したわけですが、今回の指定を受け道路や路地の角に消火器の設置が必要ではないか。そして、そのために自主防災組織として消火器設置のための寄附金を集めようとの話になりました。

県の対策指針を見ましたら、自主防災組織に対し今後検討が必要な支援策の中に、街頭消火器の整備が入っています。現段階で街頭消火器設置に対する何らかの補助金制度はあるのでしょうか、よろしく願います。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

今後の支援策につきましては、先ほど申し上げましたワークショップやアンケートにより策定された地震火災対策計画を基本に、ハード事業やソフト事業などの整備を実施してまいります。

ご質問の街頭消火器設置の補助金につきましては、県に確認したところ、補助金の対象について今検討しているとの回答でしたので、今後は補助対象となるように強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今後ワークショップ等を早急に開いていただき、地域の声を1日も早く聞いていただき、補助金制度ができるように県に働きかけをお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

ということで、ワークショップ等をもし開催するとすれば平成28年度のどういう時期か、もし今何か課長の思いがあればお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 全体的な計画でございますが、県が現在示しておりますスケジュール案では、アンケート調査を6月に実施して、ワークショップを7月、9月に二度開催します。そして、10月には意見等を取りまとめまして住民説明会を行います。そして、こうした作業を行った後、11月以降に計画書を策定する計画でございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） わかりました。それでは、次の質問です。

今後の支援策についてですが、県では感震ブレーカーの全戸配布の計画・検討を進めているようですが、その予算につきましても何か6月補正で予定をされているようですが、感震ブレーカーの全戸配布について、現在わかっている範囲でどのような状況か、お尋ねしますのでよろしくお願ひします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

県が予算をつけているのはほかの自治体の予算であると考えます。先ほど申しましたように、香美市では平成28年度に計画書を策定しますので、ハード・ソフトの整備につきましても、平成29年度から開始されるものと考えております。そこで、県が推奨する感震ブレーカーの配布につきましても、指定地域の全世帯を対象としています。この事業は、計画書に計上すれば県補助金の対象となることを確認しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番、市民クラブ、爲近初男です。通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

農業振興について、質問をいたします。

将来にわたって持続的な農業生産活動などを可能とすることにより、集落の持つ多面的機能の確保を図り、関係者が協力して取り組む中山間地域等直接支払制度は平成12年度から実施され、平成26年度で3期が終了しました。平成27年度より高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度へと見直され4期目がスタートしましたが、本市の本交付金の平成28年度予算は、前年度より4,000万円の大幅な減少となっております。平成27年度の実績はどのようになったのでしょうか。参加しなかった地域はどこか、概要がわかればお願ひをいたします。

本制度は、耕作放棄地の発生防止が活動計画の目標の1つになっています。今後、耕作放棄地の発生が心配されますが、どう対応していこうとするのかお聞きをいたしま

す。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の農業振興について、中山間地域等直接支払交付金の減少についてお答えいたします。

平成28年度の当初予算は4,000万円の減少ということでございます。前年度よりの減少につきましては集落協定の減少でございまして、102協定が89協定になったものでございます。内訳といたしましては、土佐山田町が1協定の減、香北町が4協定の減、物部町が9協定の減、これで14協定の減でございますけれども、新しく土佐山田町のほうで1協定がプラスということになっておりまして、実質13協定の減というような形になっております。香北町の4協定のうちの1協定、及び物部町の9協定のうちの1協定、この2協定につきましては、隣接の他協定への合併をされたということで、現実的には香北町の3協定と物部町の8協定であります11協定が、純粋な減少となっておりますのでございます。

交付面積におきまして、その減少分で122.4ヘクタール分というふうな形になっておりまして、全体といたしまして予算的に、先ほどお話ししましたような減額というふうな形になろうということでございます。

これに対する対策、聞き取り調査等も行いましたが、やはりもうこの5年間の長きにわたり、やはり集落協定として維持していくことが集落として困難であると。ここ来年の話、再来年の話ぐらいまでならまだ何とか見通しができるけれども、4年先、5年先というのはなかなか、やはり今の状況ではもう見通しができないということによりまして、集落協定の解散をされるというふうなことが主な原因でございます。

そこで、平成27年度から県の調査へ、香美市でもやめられました集落協定につきまして調査を行っておる事業がございまして、それによりまして、県のほうでは平成27年度に谷相地区と久保高井地区、2地区におきまして調査を行いまして、久保高井地区につきましては、平成28年度に協定が復活するというふうな形で、よい知らせをいただいております。

この事業でございましてけれども、平成28年度の当初予算におきまして、市のほうといたしましてもこの県の事業、県費2分の1をいただきまして、市費2分の1を継ぎ足すことによりまして報償費で組んでおります。この部分につきましては、廃止された協定の集落及び面積の減少が非常に大きい協定、そちらの集落に出向きまして直接聞き取り調査を行いまして、何とか復帰ができないかというふうな調査をしていきたいと考えておるところでございます。

また、新たにその周辺でもございましてけれども集落協定のないところ、そういうところにも出向きまして、何とかこの新しい協定を立ち上げていただくことによりまして、中山間地域直接支払いの交付金を受け取っていただきたいと。先ほどお話ししましたように、隣接の協定への合併というようなことも含めて、この平成28年度の報償費の中の、

調査の中で進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 向こう5年間ということはかなり長いということで、高齢化の中で5年間の耕作の持続がなかなか難しいという判断の中で、リタイアをせざるを得なかったという集落が多いということですが、復活する集落もあり、また県の事業もあるということで、何とかこの大幅な減をまた少しでも復活して、地域の協定が守られていくような方策をお願いしたいと思います。

米の安値とかの影響もあるかと思いますが、この交付金によりまして、水路や農道の管理も協力して行うことができっております。交付金が来なくなれば、これらの補修などの経費の負担においても心配があります。このようなことを含めて、課長が今申されましたが、県のこの事業というのは何年間の、国の中山間の支払制度と同様の期間なのか、1年ごとの期間での事業なのか説明をお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） この県の事業につきましては、何年とかいうふうな期限はございませんので、うちのほうといたしましても、平成28年度には市のほうの市費も継ぎ足しまして補助事業としてやっていくと。可能な限りこの形は続けていただくように、県にも要望してまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひ県とタイアップした事業を推し進めていただいて、この減少分を少しでも、ダメージが少ない形で集落の活性化に向けて取り組んでもらいたいと思います。

中には合併もされたと、そしてまた復活をするところもあり、また土佐山田町では1つ新しくできたということですが、集落営農への移行が叫ばれております。そういう移行ができればよいのでありますが、農業公社の設立などの検討も含めて進めてほしいと思いますし、集落営農から他方面へ展開ができる法人化や有限会社などへの展開を目指して、農業だけに限定せずに経営の多角化も視野に入れた、それも模索していかなければならない状況もこれからは考えられると思います。

土佐香美農協ユズ部会の生産者としては、自分としましては、放棄地になりそうな優良な水田等にはユズを植えらせてもらって、そしてまたI・J・Uターンを含んだ後継者が魅力ある経営ができるような状況をつくることができると考えています。これを支えるためには農業公社的なものがあればすばらしい、スムーズに行くんじゃないかと考えています。こういう施策の推進に向け、佐々木課長はもうすぐ退職されますが、これをまた後任の方に引き継いでほしいと思いますが、意見をお聞かせいただきます。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

平成24年に私が産業振興課長になったときに、初めて4月に農政部会というものを毎月第3水曜日に市が主催といたしまして、JAさんとか共済さん、さまざまな農業関係の県の方にもおいでいただきまして農政部会というものをやっておりますが、そのときに集落協定等の法人化というのを提案させていただきました。まだその時点ではそのような法人化というのは余り多く叫ばれてはなかったんですが、やはり将来的にその集落を維持していくには、これだけどんどん人が少なくなっている中で何が、やはり若い人に来てもらわなくてはいけないとか、残ってもらわなくてはいけないと言われますけれども、若い人たちはやはり経済的なもの、経済的な基盤がないと残っていくことはできない。じゃあ、そのためにはどうするのかということで、さまざまところを研究しましたところ、やはり一定そういう法人化というところで成功している事例が数多く全国的にも見られておりました。

県のほうにも、その辺をぜひ集落協定が、例えば1つの集落協定だけではなくて3つ、4つが一緒になって、それで法人化を目指して、それで法人化をすることによって例えば会社組織になれば、そこでの新たな雇用というのが生まれると。それによってその集落を維持していくということが可能になってくる。その成功事例といたしまして、島根県のグリーンワークといったそういうふうな法人がございまして、そちらの視察等も、議会の皆さんもたしか行っていただいたと記憶しておりますけれども、そういうふうな形も1つの方向であると。

必ずしもその法人化が必要であるとかいうふうなことではございません。やはり中には皆さんで力を合わせて、先ほどの中山間地域の直払いでも同じように、集落の方々が力を合わせて集落を守っていくというのが一番の基本でございますので、その中で1つの方法として、法人化というのも可能性としていかがでしょうかという提案を差し上げることのできる体制を、産業振興課としてとっていくと。そういうふうなメニューを市民の方に紹介していけるだけの、やはり力を職員としてはつけていくべきであると考えまして、そういうふうな提案を差し上げたわけでございます。

農業公社というふうな形で為近議員のほうでご提案をいただきました。農業公社につきましては、前市長の時代にもそういうふうなご質問をいただいたこともございますけれども、やはり公社としてやっていくというのはなかなか非常に厳しい。というのは、やはり公社関係につきましてはどんどん民営化していくという時代なんですね。例えば観光の関係の公社であるとか、奥物部開発公社、香美市土地開発公社、さまざまなそういうふうな公社でありますところは、やはり平成20年を越して、国のほうからやっぱり公社及び第三セクターの民営化、そういうふうなところをどんどん進めていくべきであると。

やはり公社というのは立ち上げたときっていうのはすごく機能するわけなんですけど、いつの間にかやっぱりこう親方日の丸になってしまうという、性格的なマイナス面をとっても持っている。そこをどんどん前向きにやはり企業として、公営企業としてどんどん

前向きにやっていけるというふうな展開が持てればいいんですけども、やはりそういうふうなところが、今までの農業公社等ではなかなか見えてこなかったというところもあります。中には嶺北の本山町農業公社のように成功している例もございますけれども、そういうふうなところは、やはりそういうふうな前向きにどンドン進んでいっておられると。なかなかそこへ行き着くまでというのは、さまざまなお苦勞もされたと聞いております。

やはりそういうふうな公社を立ち上げるとかいうふうな形で、市のほうがそういうふうな形を構えるよりも、やはり個々の集落に対してこういう支援が、いかなる支援ができるのか。またその集落ごとに条件も違います。その条件ごとにやはり、これがいいですよ、こっちがいいですよというふうなメニューを数多く示すことによって、そういう取捨選択を市民の方に、集落協定の方にさせていただくことによってその集落を守っていただき、また隣の集落とも協力をしながらその地域全体を守っていただくというような方法が、今現在のところは香美市ではベストかなと考えておるところでございます。

答えにもなっていないかもしれませんが、今現在の産業振興課として農政に対しての姿勢というのは、そういう方向で進んでおるといところのご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ありがとうございます。グリーンワークや、そしてまた嶺北の例なども参考にしながら、本市に合った、本市の特色を生かした農業の振興に向けて、関係機関ともコンタクトをとりながら、何とか活性化に向けて進めていったらいいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

②の質問です。多面的機能支払交付金についてであります。

この制度は平成26年度より始まり、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するものです。本交付金の平成27年度の状況を問います。また、平成28年度の予算配分の見込みはどのような状況でしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 多面的機能支払交付金についてお答えいたします。

ご存じのように、この交付金につきましては国からの予算配分が非常に少なく、地域から出されてきている要望に応えられていない現状でございます。一番当初に手を挙げられた地域のみ、農地維持活動、資源向上活動いわゆる共同取り組みであるとか、資源向上の中の長寿命化の全てのメニューが予算化をされましたけれども、後発で手を挙げられた地域につきましては、やはり農地維持活動のみということで回答がございました。



その後、共同取り組みまでは何とか予算は配分していただいたんですが、最も待ち望んでいたところがこの資源向上活動のうちの長寿命化なんですね。前々から、例えば小さな事業であるとかというのは県単であるとかいうふうな形で、今の長寿命化に関する事業というのは、水路の手直しであるとか道路の手直しであるとか舗装であるとか、そういうふうな農業施設の維持管理に適するものとして非常に皆さんのご要望が多かった部分でございますけれども、ここが予算化されなかったということは、非常にこの交付金自体が、集落の方にとっては期待外れであったというふうなことになっております。

平成28年度におきましても平成27年度の予算同様に、長寿命化につきましては、既に取り組んでいる継続組織のみになるというふうなことで県からのご報告をいただいたところでございまして、このまま手をこまねいているわけにはいかず、実は法光院市長のほうに昨年の10月ですが、市長会のほうでこの多面的機能直接支払交付金の増額ということで、国にぜひとも要望していただきたいということで、産業振興課から提案を差し上げたところでございます。

以上のような状況でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 大変厳しい、せっかく国として提案をしたけど予算がつけられてないという状況があるということで、農家としても非常に落胆しちゅうと思いますが、やっぱり施設の長寿命化の部分で予算がとれないと。共同取り組みと農地維持活動までは大丈夫だったということですが。やっぱりどうでしょうねこれ、多面的機能が維持され、担い手が育成の目的がかなうとしたときには、やっぱり施設の長寿命化、何とか予算配分をお願いしたいところですが、何とか強い要望をお願いしたいと思いますが、見込みはどうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 国の予算でございまして非常に厳しい状況の中ではございますけれども、声は上げ続けていくと。それと同時にやはりそのまま、国の予算がつかないからもうゼロですよというわけにはいかないの、香美市の総合補助金の中には、こういうふうなことにに関して金額的には非常に小さくなってございますけれども、年に1回とかいうふうな形で、1つの集落に対してそういうふうな維持活動に関する補助金もありますので、これで何とかやっていただきながら、市のほうといたしましては、県を通じまして国のほうに、この予算の増額の要望を出し続けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 何とか市の単独の支援等も考えてもらいながら、何とかこの集落の維持に向けての、また多面的機能の発揮ができるようお願いしたいと思います。

今後、この多面的機能支払制度の要望は伸びていく可能性がかなりあると思う中で、

この中山間地域等直接支払制度は減少の方向に今立たされていますが、この減少した分の予算を多面的のほうへ移行する予算立てというものがもし可能であれば、これを国・県なんかに要望することができればよいのではと素人考えに思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（島岡信彦君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 予算につきまして、こっちが少なくなるからこちらの予算をこっちに下さいって言うたら、両方少なくなされるんですね。だから、こっちはこっちで確保をしときたい、こっちはこっちで少ないものを増額していくとそういう要望をしていかないと、どんどんどんどん予算というのは削減されていきますので、やっぱり常に要望というやつはやはり大きく、現状を越すものとして要望はしていきたいと考えておるところでございます。

中山間地域等直接支払制度が少なくなったからこの分こっちへ回してくださいと言うたら、少なくなったまま今度復活ができなくなってしまいますので、復活も視野に入れたものとして、やはり多面的機能支払制度のほうの増額ということだけでいきたいと考えておるところです。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） また関係機関に強い要望をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、2番の消防・防災対策についてお聞きをいたします。

①として、本市消防団の分団屯所の多くは老朽化が目立っております。建築基準法に基づく耐震基準が導入された昭和56年以前の建物も半分ぐらいあると思われる中で、大地震時に十分な機能が発揮できないおそれがあり、早い対応が必要と思われれます。香北分署についても同様であります。建設計画をお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 爲近議員の分団屯所、香北分署の建設計画はとのご質問にお答えをいたします。

各分団屯所、香北分署ともに建築後相当の年数が経過し、老朽化が進んでいることから、大規模地震発生時における損壊危険の高い施設から順次改築を予定しております。なお、本議会に上程しております香美市過疎地域自立促進計画にも記載のとおり、平成32年度までに香北分署及び分団屯所2カ所の改築を予定しております。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 本市の過疎地域自立促進計画において、分団屯所は大栃と明治、そして香北分署が上げられております。3つの建物しか上がってないということで、ちょっとスピードが遅いような気もありますが、消防関係は事業がいろいろありました

き無理もないところかと思いますが、その3つに続く分団屯所、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。この大栃と明治分団屯所、そして香北分署につきまして、敷地の確保等の計画の準備はされているのか問います。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 敷地の準備はとのご質問にお答えをいたします。

香北分署につきましては、建築後、相当の年数がたちまして人口分布なども大きく変化をしておりますので、建設場所について検討委員会を立ち上げて、建設場所を選定していきたいというふうに考えておりました、来年度、建設場所検討委員会を開催する予定となっております。

分団屯所につきましては、例えば大栃分団は現在、防火用水の池に隣接してありますけれども、やはり今後の地震対策であるとかそういうことを考えますと、移転が望ましいというふうには考えておりますので、幾つかの候補地、市の所有する土地を考えておりますが、まだ具体的にどこかというところは決まっております。また、明治分団につきましても同様でございます。これから選定をしていくというところでございます。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

前に述べましたように、耐震化されていない、非常時に機能が十分發揮できない屯所がまだまだ多く残っておりますので、早期の計画的な改築を進めてほしいと思ひますが、今後の思いというものを願ひいたします。

○副議長（島岡信彦君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 他の事業、それから予算配分なども考慮しつつ、危険性の高い屯所から順次、改築をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしくお願ひします。

②に移ります。②のヘリポートに関しては、昨日の同僚議員の質問と重なりましたので、取り下げを行います。

③について質問をいたします。

集会所や公会堂などの地域の建物は、避難所として災害時には重要な施設であります。耐震化に向けて多くの申請があったと聞いております。工事の完了は平成27年度の完成を示していましたが、現在の状況をお聞きいたします。また、完成しているのは何戸か。全て完了する時期をお聞きしたいと思ひます。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 爲近議員のご質問にお答えします。

地域集会所耐震化促進事業につきましては43件が対象となっております、8件が

完了というか、事業実施も含めて平成27年度に完了する見込みとなっております。繰り越し事業としましては、平成28年度に35カ所の実施を予定しております。耐震化完了の時期につきましては、国・県への補助金交付申請等に係る手続や耐震改修の規模、受注業者の日程調整などがありますことから明確にお示しすることはできませんが、本年10月末までには完成させたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 当初の計画よりかなりおくれたんですけど、10月末までには完成ということで安心をしております。

おくれた原因は何だったんでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

主な理由につきましては、国・県への補助申請等の手続に不測の日数を要したことが主な工事のおくれになった理由でございます。

以上でございます。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） わかりました。

もし、今回申請はようせざったけど、今後耐震化の希望の集会所等が出てきたとき、同様の事業はないのか。なければ新しく要望はできるのか、検討していただけるのかお聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） この制度の事業が何年まで続くかちょっとわかりませんけど、要望等が出てきましたら対応してまいりたいと考えております。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

④に移ります。

物部川の下流域においては、過去には洪水により何回もの堤防破堤による大きな被害が発生しています。その対策工事として現在下ノ村の工事が行われていますが、現況をお聞きをいたします。現在の工事現場周辺の上流・下流の本格的な工事計画の必要性はないのでしょうか。将来的な計画はないのかお聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 爲近議員の下ノ村堤防工事の現況と周辺の工事計画はということに対してお答えいたします。

一級河川物部川香美市土佐山田町下ノ村地区堤防改修計画についてですが、国土交通省におきまして、平成18年3月に物部川100年計画を立て、当面30年の整備計画として物部川水系河川整備計画が立案となり、その中で一番のネックとなる河道が狭く

近年の集中豪雨の防災対策、また近い将来必ず起こるであろう東南海大地震対策として、土佐山田町下ノ村付近の堤防改修、引堤計画がなされました。

その間、香美市におきましても、物部川改修期成同盟会（ステップアップものべ推進協議会）において、市長、議長が国会議員初め大蔵省、国土交通省に事業要望を行っております。その結果、平成21年度より地元説明及び用地交渉を行い、平成24年度から工事着手となっています。現在、引堤の工事はほぼ完了し、次年度以降分としまして、堤内から堤外への排水設備、旧堤防の撤去、あわせて河道流水部の整備などを平成31年までに完了予定とのことです。なお、旧堤防の撤去材及び河道整備の材料等を当箇所の上流堤防の補強材として利用するというようになっております。主に上流部の同じ側を300メートルというふうに確認しております。

本事業におきましては、やはり地区の方々、地域の方々の協力があつての事業です。今後も地域の方々とともに、地域の宝であり誇りでもある物部川を守っていくことに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番へ移りたいと思います。集落支援についてお聞きをいたします。

昨年、議員研修に京丹後市に行かせていただきました。京丹後市は平成16年に6つの町が合併をしております。京丹後市においては「和のちから輝く自治と協働によって進めるまちづくり」を基本理念としてさまざまな支援策を行っております。

取り組みの1つを紹介しますと、里のひとづくり事業を実施しています。過疎化・高齢化集落を含む複数集落による連携組織を設立し、地域の実情に応じた里づくりを図る事業であります。内容は、里力再生計画づくりや地域団体との連携・調整や各種事業の実施など、地域連携組織の運営・活動に要する経費の補助や、里力再生推進員の設置・活動に要する経費等の補助を実施しています。集落が衰退して共同活動や伝統行事を行うことが難しくなってきた。集落の将来が不安だけれど、牽引するリーダーや担い手がないなどの集落の悩みを、大学など学校や企業・団体・市民・NPO等を共援者として、再生計画の実現に向けての活動とともに携わり、連携していくことを目標にしています。組織は旧村、小学校単位としています。事業期間は3年間。1組織150万円以内、総額450万円、全額補助としています。現在4地域が取り組んでおります。

また、地域にぎわい創り推進員制度を設置しています。平成22年度のまちづくり委員会の答申に基づき、市民と行政のかけ橋として地域サポーター制度を開始。小規模集落の連合化や地域活性化協議会に係る取り組みを進め、平成24年、設置目的や職務内容を明確化するとともに名称を改め設置規則を制定。公募・面接により全6地域に各2人設置して、区長連絡協議会の庶務、地域特性を生かした活性化の推進、コミュニティビジネスの応援、域学連携事業の支援等、精力的に活動しています。このように地域に

人材を送り込み、活性化を図っています。

①の質問として、本市においても、もっと人材を地域に送り込むべきではないかと思うがどうでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 人材を地域に送り込むべきではないかというご質問にお答えいたします。

集落維持活性化への移住定住促進を目的として、現在、物部町で3名、土佐山田町で2名の地域づくり支援員を雇用し、地域活動を行っております。去年は県立大学生の地域に入っての実習の支援も行いました。大学のほうも域学連携に力を入れておりますので、今後も地域と学生、あるいは地域と大学、域学交流による地域の課題解決に向けた支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ありがとうございます。

京丹後市は、一般財源で支援して活性化を実現しております。本市では同様にはいかならないのではないかとと思いますが、国・県の支援がもらえる支援員事業の活用を積極的に進めるなど、地域に入り込んでの支援が急がれると感じます。

平成28年度地域づくり支援員7名分の予算が計上されておりますが、どういう面での支援、また、どの地域での支援を計画していこうとしているのかをお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、地域づくり支援員、あるいは地域おこし協力隊という制度がございますので、この制度を活用して地域の活性化の手助けをしたいということで、県が推進する集落活動センター事業などを活用して、集落維持に取り組む検討を始める地域については、そういった人材を配置して支援を行っていきたいと考えております。

具体的にはまだはっきりしたものは無いのですが、美良布・葦生野地域、あるいは猪野々地域あたりを予定しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 京丹後市におきましては、地域に寄り添い、地域の特性や特色を生かしながら住民と行政が協働し、活性化するよう手助けをする重要な役目を、この里力事業とか、にぎわい創り推進員の方が背負って、その重要な役目を果たして、活力ある地域づくりが実現されております。

本市においてもそういう状況が作り出せるような取り組みを推進すべきと思いますが、またその支援員の力もかりまして推進すべきと思いますがどうなんでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長（島岡信彦君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

本来、市の職員そのものも地域に入ってということも重要になろうかと思いますが、やはりなかなかマンパワー不足ということもありまして、そういった総務省の制度などを活用した市外からの若者などに地域に入っていただいて、そういった地域の支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ありがとうございます。市民と行政が連携してNPOなどの力もかりて、何とか集落の支援がかないますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

②に移りたいと思ひます。

京丹後市においては地域振興交付金として、各町の区長連絡協議会に、世帯数に5,400円を乗じた額を交付しています。本市においては今回、自治会謝金が若干増額になっていますが、もう少し期待していましたがどうなのでしょう、お答えをお願いします。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、爲近議員の集落支援のうち、自治会謝金についてのお答えを申し上げます。

自治会謝金は市の広報紙等の配布手数料として支払われるもので、1世帯当たりの単価は地理的条件などを加味して720円、845円、955円の3段階の調整単価となっております。現在の単価は平成20年度に見直されたもので、合併当初、月2回発行していた広報紙を月1回の発行に改めたことによる減額の見直しでございました。

しかしながら、近年、自治会の役割を担う方々の高齢化など、地域の情勢が大きく変化してきたことを考慮し、合併協議で定めた当時の単価に戻し、配布手数料を増額するよう平成28年度当初予算に要求をしているわけでございます。見直し後の単価は920円、1,080円、1,220円となり、周辺自治体と比較しても高い水準となりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ありがとうございます。京丹後市と比較するのはちょっと問題があるかと思いますが、今後の検討をまたよろしくお願ひしたいと思ひますが、何かあればお願ひします。

○副議長（島岡信彦君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 先ほども申し述べましたが、見直し後の単価というのは、周辺の自治体を参考に言いますと、香南市の場合は一律で1世帯当たりの年額720円です。それから、南国市は今年度までが1世帯当たりが500円、これも一律でござい

ます。平成28年度からは550円、50円アップするというふうに聞いております。そういうことを考えると、本市については集落支援という意味で、合併当初の単価に戻すというのは、かなりの額だというふうに評価しております。

以上です。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ありがとうございます。

本市の山間地の現状を見たとき、なかなか自治会長のできにくい状況が毎年強まる傾向もありまして、どうしても支援の手というものが金銭的にも必要な面もあるんじゃないかという思いもありますので、また今後の検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、③に移りたいと思ひます。

法光院市長は2年間務められまして任期の折り返しになりましたが、本市の現状をどう捉え、過疎化・高齢化の進む集落に対し、どのような支援策で対応していこうとしているのかをお聞きいたします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 爲近議員のご質問にお答えをしたいと思います。

爲近議員は物部町の神池で住まわれて、中山間の実情を本当に十分踏まえてのご質問でございます。また、議員自身が中山間の農業の振興、そして後継者をつくろうと、あるいは教育や地域おこしに本当に幅広く熱心に取り組んでいただいておりますので、私も真剣に質問を拝聴させていただきました。また、京丹後市のお話も興味深く聞かせていただいたところであります。

今、言われている高齢化する、人口も本当に減少していく厳しい厳しい集落の運営という、これをどうやるかということにつきましては、香美市の中にも課題はたくさんありますけれども、これは本当に最も難しい重たい重たい課題であります。

本市におきましては、この中山間にとどまらず、もう町場のほうでも人口減少、そして高齢化ということが、集落の維持、自治会の維持・運営にとりまして困難性を大変高めておるわけでございます。市長として本当にこれに向かっていかなければならないんですけれども、なかなか十分な手が打てないというのが、もう率直なところであります。

しかしながら、こうしてその地域で頑張っておられる方々がございますので、やはり頑張っている地域をさらに応援するというのが行政の姿勢じゃないかというふうに思っております。支援員をもっともっとふやしてくれたらどうなんだというお話でございましたけれども、今、支援員を配置をしようということについて、まちづくり推進課長からもお話がありましたけれども、やはり今、県が「中山間、頑張れ」ということで集落活動センターを立ち上げると、こういう声がかかっています。そのことに熱心に取り組んでいただいている。あともう一步でできるんじゃないかというところへ配置をしたいというふうな形で、明年度は7名というような数字になってきております。

全体に配置をしてくれればもっともっと元気になるのにということがありますけれど



も、厳しい中でも成功事例を何とかつくりたい。あれに倣って頑張ろうというふうな形のものにする。頑張るところを応援をするということをぜひとも今やっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、いろんな提案がございますので、提案の中には本当に効果的な事業、これをやれば元気になるという中身もあろうかと思っておりますので、既存の制度にこだわらず、この問題については、ご提案があれば真剣に検討して取り組みができるところからやってまいりたいと思っております。

財源も限られたものがありますけれども、積極的な取り組み、積極的な考え方を持っておられるところについては、ぜひとも私たち行政も参加をして進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ありがとうございます。

集落活動センターに向けての話もありましたが、集落の連携、また連合化も考えながら、安心して暮らせる地域づくりのための仕組みづくりに向けて推進を期待をしております。集落活動センターの設置に向けての取り組みなどを念頭に入れて、また、都会の若者は近年、田舎志向が強まっていると聞いております。Iターン・Jターン・Uターンを進めて地域に入ってほしいです。地域の農業・林業・建設業・福祉等で頑張っしてほしいと思っております。地域の一員として地域の担い手が育つような支援策を望みますが、市長のお考えをお聞きします。

○副議長（島岡信彦君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） きょうはさまざまなお提案もいただきました。そして、他の議員の皆様からもいろいろとご提案をいただきましたが、おざなりに過ごすのではなくて、真剣に考えていくということが一番大事だと思います。そういう気持ちで議員の皆様もご質問に立たれていると思っておりますので、きょういろいろとご提案をいただいたこと、これらにつきましては、それぞれの担当の課で真剣に検討して、1つでもそれを実現につなげていくという姿勢で進めてまいりたいと思っております。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思っております。これで質問を終わります。

○副議長（島岡信彦君） 9番、爲近初男君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（島岡信彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。

次の会議は3月10日午前9時に開きます。

（午後 3時46分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

副議長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 8 年 3 月 1 0 日 木曜日

平成28年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成28年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ け 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

な し

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 横田 恵子

**市長提出議案の題目**

な し

**議員提出議案の題目**

な し

**議事日程**

平成28年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成28年3月10日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 4番 山崎 眞 幹

② 14番 大岸 眞 弓

**会議録署名議員**

15番、織田秀幸君、16番、比与森光俊君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(石川彰宏君) おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、山崎眞幹君。

○4番(山崎眞幹君) おはようございます。4番、山崎眞幹でございます。本日は大柝小学校の皆さんが、楠目小学校に続きまして議会の傍聴ということでいらっしゃっているようでございます。

また、本日は長らく説明員で活躍されました佐々木課長が、いよいよ私の質問にお答えするのが一般質問の最後の間となっております。佐々木課長の次に同じポストに座られる方が多分この中にいらっしゃると思いますので、ぜひきょうの話もしっかりと聞いていただきまして、来年度以降につなげていただきますようお願いをいたします。

申しおくれました。4番、市民クラブ、山崎眞幹でございます。できるだけわかりやすい質問に努めたいと思いますのでよろしくをお願いをいたします。

まずは、諸般の報告をめぐってでございます。

諸般の報告の中で、産業振興課よりピースフルセレネ及び日ノ御子河川公園の指定管理について、現状報告というものがございました。このことに関連して、順次お尋ねをしたいと思っております。

まず①ですけれども、諸般の報告の中では、「高知県観光活性化ファンドから、(株)香北ふるさと公社の株式取得による民営化が提案され」とこのようにあります。ちょっと調べてみますと、この活性化ファンドの名称というのは高知県観光活性化投資事業有限責任組合というものでして、設立時のファンドの金額が3億円、設立日時が平成27年10月26日、組合員は株式会社四国銀行、そして、株式会社地域経済活性化支援機構、これが有限責任組合員でございまして、無限責任組合員として株式会社四銀地域経済研究所、そして、REVICキャピタル株式会社というものが無限責任組合員として参加をしております。存続期間は約7年間です、平成27年10月26日から平成34年9月30日までと期限を切ったものでございます。そして、業務を運営するのは、株式会社四銀地域経済研究所とREVICキャピタル株式会社とこのようなことになっております。業務につきましては、「事業者に対して成長マナーを供給するほか、観光のノウハウ・マーケティング・経営マネジメント等の専門的スキルを提供するために本ファンドを設立いたしました。」とこのように書いてございます。

これを見ますと、株式会社香北ふるさと公社の運営主体とこのファンドがなるということを用意しているとはなかなか考えづらく、また先ほどご紹介しましたように、地域経済活性化支援機構というのは、中小企業の再生支援が主な業務であるということから、

施設の指定管理者は株式会社香北ふるさと公社のままで、株式取得で資金を投入して経営改善をという意味かなとも考えるところでございます。

一方、ピースフルセレネにつきましては、経営が難しくなったから現状に至っているということには違いはないわけですが、どちらかという、施設をどう活用するのかということが現状では先決事項じゃないかと私は思うわけです。このことに関連いたしましては、これまでもたびたび質問を行ってきたところです。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、「高知県観光活性化ファンドから、(株)香北ふるさと公社の株式取得による民営化が提案され」というこのことは、ファンドが仲介する民間事業者がふるさと公社の事業主体となることを想定しているのかどうか、この点について、まずはお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

まず、高知県観光活性化ファンドでございますけれども、昨年8月に高知県の商工観光部のほうからお話をいただきまして、こうこうしたファンドを設立して物部川広域で観光の活性化をしたいと。一般の例えば会社であるとかそういう事業所に対して融資を行って、いわゆるそれがファンドでございますけれども、そういう投融資を行いまして、企業が持っているノウハウとREVICの持っているノウハウを合体させて、広域的に観光を活性化させていきたいと。私自身の考えとしては、ファンドという名前自体が非常に拒否感がございます、いわゆる昔の宮崎で行いましたようなシーガイアのような形で、精いっぱいお金を貸しておいて最後どうなるのかと。結果が見えてるんじゃないかというふうなことで、市としましてもちょっと距離を置いて見せていただくというふうな形でお話をさせていただきました。

ただ、パイロット投融資の相手先があくまで民間会社でなくてはいけないということで、一般社団法人まではオーケーなんです、公益財団法人はだめであるというふうな形になっております。そのため、その後の話でREVIC、簡単にREVICと言いますけれども、REVIC側からさまざまな形で流域のいろんな観光施設、主に提案のあったのは龍河洞、アンパンマンミュージアム、西島園芸団地、この3つの大きい柱を中心といたしまして、観光のスキームを組み立てていきたいというようなことでございますけれども、龍河洞とアンパンマンミュージアムは公益財団法人でございまして、この投融資が行えないということでございます。平成24年に当市も香美市観光協会のほうに融資を行いましたが、あのころに同じような形で西島園芸団地のほうも財政再建を目的とした融資を行っておるということで、現在そこが徐々に黒字化して行って、それに対しての投融資は必要ないという西島園芸団地側からお話をいただいたというふうな経過を、ずっとたどっておったところでございます。REVIC側といたしましても、どうやってやるかなと。新しく物部川広域観光株式会社、仮の名前でございますけれども

こういうやつを立ち上げて、この物部川流域の観光の活性化をしていきたいというのが、最初からの一つの柱でもあったわけなんですけど、新たなこういう観光の株式会社を立ち上げると同時に既存にある株式会社の経営権を取得して、そこで同じ観光の展開をしていきたいというのも可能性として残っておったわけです。

そこで、今回、諸般の報告でさせていただいたところでございますけれども、高知県活性化ファンド、いわゆる四国銀行、REVIC等が出資をいたしました高知県活性化ファンドからのパイロット投融資によりまして、新たに会社を設立するのではなくて既存の会社、今回は株式会社香北ふるさと公社、香北ふるさと公社は株式会社でございますので、そちらの発行株式から幾ばくかのものを取得し、経営権を得ることが提案をされたところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） すごくわかりやすかったです。ありがとうございます。ということですね。とりあえず、じゃあ、わかりました。

②に移りたいと思います。

この地域活性化支援機構のニュースリリースで、先ほど課長のほうからも説明がありました、パイロット地域である「物部川流域の自治体（南国市、香南市、香美市。以下、「物部川地域」という）」は、高速インターチェンジ、空港からのアクセスが容易な立地であって、既に一定の集客実績のある観光施設、これは先ほど西島園芸団地、龍河洞、アンパンマンミュージアムということでご紹介があったわけですが、多数存在しています。本ファンドでは、まず物部川流域に点在する複数の目玉観光施設をてこ入れして、魅力あふれる周遊観光地域にするとともに、組織的に発信、集客を行うことでさらなる観光消費額等の増大を目指してまいりますとこのようにうたっているわけです。既に一定の集客実績のある観光施設とは、当然入っておりますけれども、やなせたかし記念館だということだと思います。この施設のてこ入れ方針は、これはイエスと言えないですね。やなせたかしの記念館の存在とリンクしたものであるかと質問しておりますので、まずご答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回のREVIC側からの提案では、先ほどお話ししましたように龍河洞、アンパンマンミュージアム、西島園芸団地という流域にあります3本の柱、こちらを主要観光施設と位置づけというか明らかに位置づけられているわけなんですけれども、その周辺部の連携も視野に入れということでございますので、さまざまなその地域にあるレストランであるとか、いろんなそんな部分を含めてということでございますけれども、当然ここにはインバウンド観光、外国からの大型客船によります観光客の、せんだってお話ししましたが6時間圏内の観光の一つのプラン、それを組み立ててここに当てはめていく



というふうな部分も含めまして観光客の取り込み増、今まででしたら、やはり個々にいろんな手は打ってきてたんですけれども、やっぱり流域といたしまして、そういう3つの柱をリンクさせていく、そのうち2つになる場合もありますし、3つや4つになる場合もあるかもしれない。そこに、例えば香南市であると三宝山を入れていきたいとか、いろんな組み立て方ができると思うんです。そういうふうなところを含めまして個々の施設、例えばアンパンマンミュージアムの中のやなせたかし記念館であるとか、いろんなそういうふうな個々の部分の詳細については、まだまだこれから詰めていかないかんとところでございますけれども、全体としてあの地域をアンパンマンミュージアムというふうな形での位置づけをしておりますので、そことの活性化、その部分を含めまして全域、流域全体としての活性化を目的という形でのプランをつくっていききたい、観光プランをつくっていききたい、そういう観光ツールをつくっていききたいということがまず示されておるところでございます。

以上でございます。

- 議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。
- 4番（山崎眞幹君） よくわかりました。

それでは、③の質問に移ります。

当然のように、あの周辺全域をアンパンマンミュージアムということだと思えます。それはある意味、当たり前ということだというふうに私自身が思っております、そのことについては、もうこれまでも再三再四にわたりまして質問をさせていただいてきたところでございます。

また昨年、アンパンマンミュージアム振興財団の事業報告が毎年1回議会にもされているわけですが、その際に、アンパンマンミュージアム振興財団の方に、ずっと来場者といいますか、来訪者が減少してきているので、その原因について、要因についてお尋ねしたところ、やはりお答えとしては、神戸アンパンマンこどもミュージアム&モールの存在がかなり大きな要因になっているんじゃないかというふうに分析をされておりました。

先ほど課長のほうからインバウンドの話も少しありました。やなせ先生がご存命のときは高知新聞の土曜日の隔週でしたけれども、オイドル絵っせいというエッセイがずっと高知新聞の夕刊に連載をされておりました、その中でもアンパンマンの存在が、例えばフランスとか中国とか、そういうところの子どもたちにもすごく浸透しているというふうなお話も、何回かそのオイドル絵っせいの中で紹介もされておりました。

先ほどお聞きしましたように、このてこ入れの方針というものが3本柱、そして、やなせたかし記念館の周辺についてはアンパンマン関連ということをお聞きしたわけですが、そして、アンパンマンこどもミュージアム&モールの存在もすごく現状の振興財団の皆さんには脅威であるということが示されているわけですから、やはりこうやってファンドから提案があるということは、これは大きなチャンスであるというふうに私自

身は捉えていただきたいなと思っています。

ご存じのように、やなせ先生はもう93歳でしたか最終版に、「人生は喜ばせごっこである」ということが私はわかりましたということでした。その言葉をしっかりと尊重し、例えば芝生の広場であるとか自然公園であるとか、あの周辺も含めた部分をアンパンマン関連でしっかりと整備をして、そして、アンパンマンミュージアムに、その周辺に訪れる、香美市に訪れる誰もが本当にアンパンマンで五感が満たされる。風景も食欲も、そういう五感で満たされるような環境整備をやっぱりすべきであると。その一環としてこのピースフルセレネに関しましては、これも何度も提案をしましたがけれども、株式会社ACM、アンパンマンこどもミュージアム、こちらのほうと協議をし、少なくともあの施設の中にジャムおじさんのパン工場というのがあるぐらいのショッピングモール化することが、やはりやなせ先生の思いもかなうと思います。あの地域にやなせ先生はたくさんの遺産を残されまして、今まではやはりどちらかという香美市のほうが受け取るばかりと。やっぱりその受け取ったものは倍にして返さなけりゃいけないのではないかというふうにも思いますので、ぜひそういうふうにする、これを機会にまた加速して考えていただければというふうに思うことから、それにつきまして見解をお尋ねするものでございます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今回、REVIC側から提案をいただく前に、昨年、アンパンマンミュージアム振興財団の方とちょっとお話をさせていただきました。将来的にアンパンマンミュージアムを含めたこの施設をどのように運営されていくのかというふうなことも含めまして、うちもまだREVICにも提案されてなかったですので、白紙の状態で隣のホテル、セレネ、こちらの活用方法についてひとつちょっとお知恵をいただきたいということで伺ったわけなんです。やっぱりアンパンマンミュージアム振興財団、この香北にあります振興財団の方々のお話によると、やはりここは聖地であると、やはり県外にありますこどもミュージアムやショッピングモールとは一線を画する施設であるとの認識を強く持たれているとそういうふうに感じました。そういうふうな言葉があったわけではないんですが、やはり言葉の端々から、そういうふうな施設を私たちは守っているんだというふうな気持ちをいただくことができました。

そういったことも含めまして、まだどのような形になるかというのは全くの白紙でございますけれども、例えばやなせ先生が生前言われていた、こども図書館であるとか、先ほど山崎議員のご質問にもありましたパン工場であるとか、そういうふうな部分も当然これからREVIC側があそこを、例えば順調にいつて指定管理をして受けていつていただいて、どのような展開をしていくかという中では、当然アンパンマンミュージアムとの連携というのは最も大きな柱となっていくと考えておりますので、その辺についても当然アンパンマンミュージアム振興財団とも話し合いながら、協議をしながら、よ

い関係をつくりながら、展開ができていくものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 課長の答弁がまさにこれまでのアンパンマンミュージアム振興財団の考え方だと思うんです。ただ、今回はファンドが、要はファンドがそこに投資するということはそこから収益を上げるということですから、その収益を上げる部分で図書館であるとか、いやそれがだめと言っているわけじゃないんです。聖地にもいろんな考え方がありまして、やはりたくさんの人に来ていただくことを中心に考えると、それはそれとしてあそこじゃなくてもいいでしょうという考え方があります。やっぱりあそこには中心的にアミューズもあっていいわけです。それはやなせ先生がはっきりおっしゃっていますが、そのこのところの解釈は僕がここで幾ら何を言ってもしょうがないんですけれども、やはりあそこにどれだけの人に来ていただいて、それで本当にさっきも言いましたけれども、アンパンマンで気持ちも何もかもおなかいっぱい、胸いっぱいになってもらうということを考えて、ファンドは提案してくれているんじゃないかと。そこから観光消費をふやすということが目的ですから、そういうふうには期待をしていますので、ぜひそのアンパンマンミュージアム振興財団側の考え方でも変わり、そして、施設の所有者であります香美市のほうの考え方でも変えていただいて、あそこを本当にこの地域活性の一大拠点に、本当の意味でしていただきたいというふうに思います。

次の質問も関連しているわけですが、もう通告をしておりますので次の質問に移りまして、④ですけれども、ピースフルセレネの利活用につきましては、その可否は別としても、ファンドの結論をもって次のステップという理解でいいのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ご質問のとおりでございます。ただ、前回ですか、3月末ぐらいまでには何とか結論をとということでしたが、若干財務の調査等に時間を要しておりまして、4月に若干こけるのではないかとという連絡はいただいておりますので、いましばらくの時間をいただくということにはなろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 了解しました。

じゃあ、次に移ります。⑤、次の質問に移ります。

ファンドが今調査中ということで、支援に乗り出すのか否かは別にいたしまして、ピースフルセレネを含めた周辺活性化計画のワークショップは、実は周辺地域の皆さんが協議会のようなものをつくりましてワークショップが行われておりました。前段で3回やって結論を出して一定の方向性を出すというふうなことをお聞きをしておりましたので、その計画の現状等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 山崎眞幹議員の周辺活性化計画の現状についてということで、回答したいと思います。

実施主体であるアンパンマンミュージアム周辺活性化協議会のメンバーに確認を行いました。7月、9月、12月の3回のワークショップ以後、協議会メンバー等での協議を経て、現在は計画書は印刷物としてでき上がっております。

その計画書の内容についてですが、ワークショップの内容を取り入れたものということですので、1、2回目のワークショップで出されたアンパンマンミュージアム周辺の野外コンサートなどのイベント等のアイデアとか、3回目のワークショップでのテーマであった活動の具体的なイメージを持とうということで、そのときに急遽飛び込んできたというピースフルセレネの4月以降の休止というニュースを受けて、ピースフルセレネの活用をしていくなら、どのようにしていったらいいのかということでの例え話の活用方法ということでの記載になっております。中身についてはアンパンマン図書館を移設したらとか、託児スペースにしたらとか、移住者向けの短期の賃貸ルーム等はどうなのかとかいう内容になっているということです。そういうふうなアイデアとか意見を集約したものに計画はなっております。また、周辺の地域、それから、施設の魅力も生かしながら、今後の取り組みを行っていくとしております。

ただ、この計画は、アンパンマンミュージアム周辺の活性化はこういうふうにあるべきとかという計画の結論を出したものではないと思っております。事業の目的の一つもあって、去年4月に組織化された協議会が、このワークショップを通じて参加された団体や高校生等の若い方も含め、そういう方を巻き込んで活性化の取り組みを今後進めていくよという中での第一歩としての取り組みであったと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 微妙ですよ、何か本当に微妙だなと。これ確認しますが、ワークショップに関連しては、香美市がワークショップに対する費用を出して、それで、最終的に計画を引き受けるのは香美市なのかアンパンマンミュージアム振興財団なのか、そこら辺のことを再度ちょっと確認します。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 計画自体は協議会がつくって、こういう事業をしたいということで補助金の申請が上がってきておりますので、計画書ができるということも目的の一つだろうと思っております。ただ、それに至るまでのそういう流れをつくっていく、そういう事業をするということも目的の一つでありますので、必ずしもこれが計画書ですよという方向性を出したものでなくても、計画書であると思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 聞いている皆さんがわかるかどうか、ちょっとそれが不安なんですけど、わかったようなわからんような感じがします。人を育てていくというか、まちづくりについての意識を啓発していくとかいうことは、それは当然どの場面でも時代、次世代を育てるという意味では重要なことだとは思いますが、この地域に対してはやはりもう少しその方面も否定するものではないわけですが、もう少しせっぱ詰まった部分がありやあせんのかな。これから先の香美市の方向性を大きく、それに影響するようなことじゃないのかなというふうに私自身はずっと思っていて、そういう提案もさせてきていただいていますので、それはそれで一定理解する。

じゃあ、その計画については順次こういうことをしましよと、いわゆるアクション計画ではなかったという理解でいいですか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 協議会のほうに尋ねた状況をそんなに詳しく聞いていないんですが、今後その計画をもとにしながら、こういうふうに進めていくとかいって実施計画なんかを立てていきたいという話は聞いております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 済みません。食いついて申しわけないんですけども、じゃあ、最終的にその計画の責任者というか、それはアンパンマンミュージアム振興財団というふうに見ていいですか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 協議会ですよ。アンパンマンミュージアム周辺活性化協議会がつくる計画であって、市が直接関係しているわけではありません。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 協議会のメンバーについては、前々回でしたか前回でしたかお尋ねをしました。じゃあ、そのメンバー全員がそれについて責任を持っているという認識でいいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 協議会で協議されているということで、その協議会の役員は同一の方向性を持って、同じ考えで進んでいるものと思われれます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 考えはいいですよ、考えはいいんです。計画をつくるからには、それを実行するということが前提にあって考えをつくるべきだと私は思っていますし、それに対して補助金も出しているわけですから。そのことについてちょっと言いたいことがありますけど私も時間が、何か市長が一言、言いたいなというふうに僕のほ

うに視線を送っていますので、市長の答弁を求めます。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員の質問にお答えしたいと思います。

行政というのは民意を酌み上げることが大切な仕事であります。協議会がいろいろとプランをつくって協議をしてやっていく、大切な時間を使って真剣に協議をしてプランをつくっているわけですから、それと行政が全くリンクしないよということ、これは私はないと思っています。責任を持って計画を立てる、これを実行しようと、これは協議会。しかし、協議会は行政のほうにこういうプランができたんだと、こういうことを実行してほしいんだという働きかけが当然あると思うんです、そこに行政の役割があると。ただ、行政はそれを決定していく中でプランを全てよろしいと、これでやりましょうと、議会を離れてそこでお約束をするというようなことはできない。やはり、議会の皆さんに全体の計画をしっかりと認めていただく中で事業というのは進んでまいりますので、当然、協議会はそのことも十分承知していますので、恐らく、できたら行政にこれらを実現してほしいんだと積極的に訴えてくるだろうし、そういうことをしっかりと吸い上げて実行に移していくと、これが行政の責任になってくるんだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 市長の答弁がありましたので、これ以上はこの件については置きますけれども、ただ1点だけお願いをしたいことがあります。

この計画書は12月に終わるということで、私もそれは前に聞いていましたので、ひょっとどこかに計画書のできたやつがないのかなとも思ってホームページを探しました。よう見つけざったんです。やはり、そういう行政がかかわって補助金も出して、まちづくりについてお話し合いをしたということについては、ほかの市民、同じようにまちづくりに関心を持つ皆さんも、その情報は共有してしかるべきものだというふうに思いますので、もし私自身が見つめることができなかつたのかもしれないけれども、それがまだホームページ上にアップされていないようであるならば、ぜひアップしていただきたいと思っておりますけれども、それについて見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） 今後十分協議して、ホームページに上げるかどうかお答えしていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 何か個人情報か難しい情報があるのかわかりませんが、上げていったほうがいいと思っておりますけど。

次に移ります。最後です。

1月9日に行われました商工会主催の賀詞交歓会に出席し、映画監督の安藤桃子さんと新春鼎談を行いました尾崎知事は、本市の観光の可能性について、かつて100万人

の観光を受け入れ、県の観光をリードした龍河洞を例にして熱弁を振るわれました。

また、地域経済活性化支援機構のニュースリリースでは、当機構は本ファンドを通じてリスクマネーの供給及び専門家によるハンズオン支援を行います。また今後は、今月8日に高知県及び四国銀行との間で締結した高知県における観光による地域活性化に関する連携協定に基づき、高知県とも密に連携・協力を行いながら、物部川地域と周辺地域の連携も視野に入れ、観光特性を最大限に生かした観光周遊活性化モデルを実現することで成功要因を抽出し、地域の経済及び雇用を支える観光産業の発展を図るべく、本モデルの高知県全体への展開を図ってまいります」とこのようにうたい上げております。

また先ごろ行われました、3月5日ですけれども合併10周年の記念式典には、たくさんの方々が来賓としておいでになりまして、その方々の祝辞の中でもほぼ全員の方々が、本市のランドマークとして別府峡、やなせたかし記念館、アンパンマンミュージアム、龍河洞に言及をされました。そのほかにも知事は轟の滝とか、三嶺に言及された方も複数いらっしゃいました。また、県の産業振興計画におきましても、戦略的な観光地づくりということに取り組もうとしておりまして、知事の賀詞交歓会でのあの熱弁も、一定このファンドというものが念頭にあったのではないかと、このように推測もするわけでございます。

これらのことから、やっぱり本市に交流人口の増をもたらし、活力のある元気なまちづくりへの取り組みを加速化する可能性のある、施設整備も含めた観光振興の最後のチャンスというのが今まさに目の前にあるのではないかと、個人的には思うわけでございます。先ほどこのファンドについて目玉は龍河洞、そして、アンパンマンミュージアムであるけれども、ここが公益財団法人であるためになかなかファンドへ直接入らないというようなことも一定ありましたけれども、施設については本市の施設である場合もあるわけです。そここのところ、どのように関係者の中で工夫をしていただくかということもありますけれども。そういうファンドがこの地域に7年間という間ですけれども、まずは物部川流域をパイロットとして、そこに注目していただいてやるということですから、さまざまな事情はあるにせよ、これらの流れにここは思い切って乗って、本当にその中で協議を重ねながら、本市の観光振興の基本計画のようなものを策定する中で、課題であります施設のできるかできんかちょっとわからないですけれども、龍河洞とかべふ峡温泉とか、そこら辺の本市の目玉観光の施設のでこ入れ、手入れを行って、それらを先ほど課長もおっしゃいましたけれども、他の市との観光施設ともつなぎながら、観光周遊活性化モデルということでファンドの逆に提案をしていくというふうなことができる、本当に最後のチャンスじゃないかなというふうに私自身はこれは見えていますので、その点についての担当課としての見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、REVICでございますけれども、REVICの前身は産業再生機構というと

ころでございまして、例えばスカイネットのアジア航空であるとか、REVICになりまして日本航空等のいわゆる再建を行った会社でございまして。この中にはホテルリゾート等の再建等も数多く含まれているプロフェッショナルな集団であるというところがございます。そのREVIC側から、資金提供は当然ファンドですので株式の取得等であるわけなんです、集客力向上のために、例えば資金を用いて内装の改変等によつての設備投資であるとか、例えば発信手段の強化であるとか、販売強化の促進、それに必要な長期の運転資金等を注入をしていく。それによつてその会社を運営していくんだという、そういうファンドになろうかと思ひます。

それと別途に、REVIC側から代表取締役を含めた役員を派遣し、経営改善及び経営支援を行つていく。また、ホテル運営・財務・マーケティング・飲食・物販のプロ等の専門家を派遣することによつて、運営改善の支援及び周辺エリアの観光活性化の施策の実行支援、ここの周辺エリアの観光活性化施策の実行支援という中に、先ほど香北支所長のお話にありましたように、アンパンマンミュージアムの周辺活性化計画、こちらのほうのワークショップで出されたようなものも観光ツールとして提案ができていくのではないかなど。3市で取り組みます観光活性化ファンドの物部川流域の関係でございまして、当然3市の観光の部門、観光協会、そういったところが一緒の協議会に入りましてREVIC側とも随時協議を行つておりますので、その中で、例えばアンパンマンミュージアムの周辺活性化ですと、例えばこの協議会で出されたようなツール、そういうやつ提案の部分は、当然うちのほうも視野に入れた中でしていきたいと。

あと、先ほどお話の中で図書館の話で、それは収益事業ではないだろうというふうな、当然そうなると思ひます。観光活性化ファンドのほうによる事業については当然収益事業に偏つていくわけでございますので、3市ともに一旦そこに、広域の流域の一つの大きな柱としての流れを1回REVICのほうにお任せしようじゃないかと。それで流れをつくつていただいて、一つのツールを、さまざまなツールをこの物部川流域に残していただくと、この7年間で残していただく。それを今後次につなげていく、継続していくことによつて、この物部川流域全域を活性化させていくんだというふうなことでございまして。私も最初はこのファンドに非常に嫌悪感を持つていたので、はっきり言つて余り乗り気じゃなかったんですが、香北ふるさと公社のこういう提案をいただいたことによりまして、手のひらを返したようにぜひやってみてほしいというふうな形で。確かにその提案の中にそういうふうな形で会社を立ち上げてというのもありましたけれども、やはり融資というふうなものが全面的に出ていましたので、それはちょっと言いよつたんですが。やはり今までそういうふうな連携が、龍河洞と例えばアンパンマンミュージアムというのは、ぱつと考えたときに連携して何かあるのということになってくるんですね。そこら辺についてやはりおのおのが公益財団法人でございまして、その連携をとつていく部分、コンダクターのような形で、おのおの得意な部門を引っ張り出していつてそれを連携させていくというふうな形を、このREVICには期待



をしているところでございます。

3市ともに観光部門も含めまして、3市の観光協会も含めてこのREVICのほうの提案については、今後協議をしながらよりよきものにまとめていきたいと考えておるところでございます。先ほど支所長のお話のありましたような市民の方々がつくっていただいた周辺の活性化計画の示されたツール、これがあったらいいな、あれがあったらいいなというツールもぜひREVICのほうにご提案をしながら、その中で幾つかをピックアップしながら入れていただければ、この活性化計画も大いに生きてくるのではないかなと考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よくわかりました。アンパンマン図書館、別にそれが収益施設じゃないということではなくて、僕文化は大好きなんで、それも本当に大事にしていたきたいんです。ここでまたやなせさんの言葉を紹介したいんですけども、かつて、やなせさんはアンパンマンについて、キャラクターというものは本当に星の数ほど生まれてくるけれども、それがずっと残っていくキャラクターというのは本当に珍しい、希有な存在ですということを見ずからおっしゃいました。そして、その後にもこうもおっしゃっています。キャラクターでもうけてもいいんだよって。そこはやなせ先生もお墨つきを与えて、そして、これも多治見市の「うながっぱ」というやなせ先生がつくられたキャラクターで一番活用されているということで、うながっぱのことを物すごく喜んでまして、翻って香美市はどうなのということは言わなかったんですけども。そういうふうに本当に、何かもう自分の持っているものは全部皆さんに喜んでもらって共有してもらいたいという気持ちの先生でしたから、そのことを真正面に受けとめて、このことは商売につながろうがつながるまいが、やはり本市としては、くどいようですけどもこれまでにやなせ先生からいただいたたくさんのご恩に報いるためには、もう本当に思い切りやるべきであるというふうにもうずっと考えています。

佐々木課長の答弁もこれで一般質問が終わりですけども、何か言い残したことがあるかもしれませんが、これまでの議論を市長も気になって、活性化モデルとファンドの活用、それについて一定の見解をいただけたら、ぜひよろしく願いします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） ピースフルセレネを中心として活性化を図らなければならないという思いは、誰しも今共通して持つておるところでございますので、こうした新しいREVICの提案については大きく期待をいたしておるところでございます。

こうしたREVICの動きもでございますけれども、このピースフルセレネ、また不調には終わりましたけれども、指定管理なんかについては大きな関心を持ってくださっている方がありますので、今提案をしている内容でできるだけ皆さんが納得のいくような方向をやっていきたい。昨日もお話をしましたように、頑張るところを応援しなきゃならない、これが行政の仕事でございますので、こういう計画も立てていただいた以上は、

それはそれというわけにはいかないと。やはりそれを尊重して応援をしていくというのは、これは今の行政のやるべき姿だと思っています。そして、外の力もおかりをしながらやっていくと、いろんなつながりを持たないと市の中だけで完結をするということではできませんので、とにかくいろんな可能性も、かたい頭ではなくてやわらかい頭でいろんな人との協力をいただきながら、このまちを元気にしていくということによってやってまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） たくさんの方々の、市民の方の協力を得ていろんな可能性に挑戦したいと、このようなお話であったと思います。それをまさに実現する話でございますので、次に移りたいと思います。

次は、ふるさと納税でございます。

このふるさと納税、私、一般質問を通告してから、高知新聞のほうでも特集というか始まりまして、3月5日には「昨年4月から12月、ふるさと納税前年度の6倍、県内市町村、返礼品で活性化も」という記事を皮切りに、3月7日には「ふるさと納税寄付額、奈半利人口割り日本一」、また、現在も続いております「広がるふるさと納税、13億円突破の町から」という記事が掲載もされております。

本市は本年度の当初予算で今議会に上程されてはいますが、ふるさと納税に関連しまして歳入を5,000万円、歳出を4,410万9,000円が計上されております。ふるさと納税につきましてはさまざまな意見がございますけれども、先ほど紹介しました高知新聞の3月5日の紙上では、県の総務部長の方が「市町村は制度を大いに活用し、納税者の『志』に応えるまちづくりや返礼品を活用した地産外商に積極的に取り組んでもらいたい」と述べた。」ことが紹介をされておりました。私自身も地域の産業はもとより、まちづくりに関連するあらゆる分野の活性化に向けた取り組みについて、それを活性化する種をふるさと納税という制度ははらんでいるとこう思うことから、このふるさと納税につきまして順次お尋ねをしていきたいと思っております。

まず、①です。

歳入金額の5,000万円の積算根拠をお尋ねをしたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 山崎議員のふるさと納税に関するご質問にお答えいたします。

寄付額の積算は困難でございますので、希望を込めた推定の金額とさせていただきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 困難で希望を込めて5,000万円。でも全然落胆することはないです本当に、全くありません。3月4日の広がるふるさと納税という記事の中では、

何と今をときめく13億円の奈半利町ですけれども、2013年度、2年前かな、2年前は決算ベースですけれども5,385万円でした。これは希望は捨てたらいけませんので、とりあえず5,000万円はそれで、それとしましょう。

じゃあ、次の質問に移ります。

②ですけれども、歳入の40から50%と書いていますけど、60%の間違いだと思います。これはちょっと担当の方にお聞きをしておりますので多分そうだと思います。60%が地元業者に還元されるといたしましても、さとふるに支払う委託の手数料でこれは相当な額があると思いますので、地元雇用も生まれるのではないかというふうにその資料を見ながら思いました。始めたばかりの委託で契約内容にもよるとは思いますけれども、委託についての将来見通し、ずっとさとふるでやっていくのか、それとも場合によってはそれ用の人を構えて、将来的には自前でそれを構築することによって、そういう人材も育てていくというふうなことも考えられると思いますので、将来的な見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ご質問にありましたように委託での運用開始から期間がまだ短いと、実質3カ月程度でございますので、現段階で委託についての将来の予測を立てられる段階にまでは至っておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 担当の答弁としてはそうだと思います。

ちょっと奈半利町のほうにも委託の状態についてお聞きをしました。本市はさとふるで手数料が12%ですよね、それは手前にお聞きをしておりました。それで、いろんな業務をほとんどさとふるのほうにお任せをしているということですよ。全部そのさとふるが一旦引き受けて、それぞれの業者であったり自治体であったり、問い合わせにも全部さとふるが答えるというスタイルです。ウェブ管理もやっています。これはちなみに奈半利町の場合は、ふるさとチョイスという、さとふるとふるさとチョイスと大きな2つのポータルがあるわけですがそこにも委託をしております、たまたま問い合わせをしたときに、担当の方がお休みでしたので詳しいことはわかりませんでしたけれども、同じ課の方だと思います。さとふるの場合はウェブ上の窓口だけ、それで、あとは全部職員とか市内の業者さんがやっている。それで、委託料は8%だそうです。そこに4%ですから5,000万円としても200万円ですか、そういうものが5,000万円の予算でも生まれてくるということですので、これは将来的にまた考えたほうがいい場合も出てくるのかなというふうに思いました。

それで、次の質問に移ります。

③です。皆さんのアイデアというか力をいかに集めるかという、これから先が今回の質問の肝なんですけれども。

奈半利町の特集記事があることはご紹介しましたがけれども、この記事の中で、返礼品については1人の職員の方が中心となってさまざまなアイデアが考案され、そのことが件数の増加につながったことが紹介されております。

先ほど市長のほうからも同様のことがありましたけれども、本市のまちづくりの今後については、昨日の同僚議員の答弁の中でも職員の知恵を結集してと、そして、全ての知恵を絞り出してやっていかなければならないと、同様のこのようなことを述べられておりました。

また一方、本市は合併10年になるわけですけれども、この間ずっとスローガンとして、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」と、このようなスローガンでまちづくりに取り組んでおります。ですから、地域経済に物すごい好循環を生み出す可能性を持った返礼品につきましては、まちづくりにかかわる市民の皆さんの衆知もここで集めたらどうかというふうに考えることから、ものづくり委員会とまちづくり委員会、これに関連してお尋ねをするものでございます。

ものづくり委員会につきましては、予算が今回計上されておられません、残念ながら。そして、昨日の同僚議員の答弁の中では、何もまだ決まっていないということでもございました。それならばなおのこと、私はそういうように思うわけですけれども。制度設計の中でもものづくり委員会の機能の一部を、ふるさと納税の返礼品ということでテーマとして選んで、うちの場合はさとふるですけども、そこにいわば川下の窓口があるわけです。川下の窓口を構えながらものを考えていくというその機能を、一部持たせたらどうかというふうに思うわけでもございます。こういうものがあって、新しいものをつくってニーズを探していくのか、ニーズによって新しいものをそこに提供していくのかというふうなことの両方というか、そして、参加する委員の皆さんのモチベーションが上がっていく、とにかくここで考えたものはさとふるの返礼品として使える、やってみる、売れる売れんは別というふうな目標があると、また本当にモチベーションも上がるんじゃないかなというふうに考えることから、見解をお尋ねをするものでございます。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ものづくり委員会というのはまだ仮称の段階でございますが、昨日の質問にもお答えしましたように、まだ方向性を示す段階にはなっておりませんので、ふるさと納税の返礼品がテーマになるかどうかにつきましても、これからの議論になっていくと思います。以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そういうふうにする制度設計をしたらどうですかという提案ですので、ぜひ制度設計してください。これは活性化の本当に大きなもとなんですよ、これ。最後でまた言いますが、するべきだと思います。ものづくり委員会はそういうことです。

じゃあ、次に④になりますけれども、まちづくり委員会についてです。

ふるさと納税の返礼品は、ウェブページ上なんかでもこれは最近ダウンロードしたんですけれども、ふるさと納税の返礼品がとてつもないことになっているという、変な返礼品も含めてランキングがずっと載っているようなものもあります。その中に紹介されているのが、100万円でふるさと納税したら一日市長体験、これは東かがわ市でしたかね、もやられて、それはどうなのかなとも思いました。それで、まだ見ていてびっくりしたのが、オオグソクムシ2匹なんですよね。これは静岡県の焼津市でやっているわけですけども。けど、オオグソクムシ2匹の焼津市が2位なんですよね。2位で34億円、これオオグソクムシで30億円も稼いだわけじゃないと思いますけれども、でもこれはすごいなと思って、おまけにこれ注意書きがあって、ダイオウグソクムシではないと書いてあります。ダイオウグソクムシというのは物すごい希少なものらしいですね。まだおもしろいのは、30万円で山形県の金山町というところが樹齢80年の金山杉丸太1本。この間、議員の研修でストックヤードを見に行きました。そのときに、銘木じゃないですけど3,000円とか言っていました。そういうこともいろいろあるわけです。それはそれとしてアイデア次第、本当に、何でもありです、現状。

そこで、まちづくり委員会なんですけれども、これはまちづくり委員会は先ほどのものづくり委員会と違まして予算計上されています。細部説明書によりましてこう書いてあります。「まちづくりについての学習会を開催するとともに、第2次振興計画素案等への提言について協議を行う。」というふうに書かれておりまして、これは113万8,000円が予算化されております。これ公募の委員さんはご存じのように15名。公募の委員さんは、本当に香美市のまちづくりに役立つことがあれば私はやりたい、何でもやりたいという方が大半でして、そういう気持ちいっぱいの方が応募してきておると思うんで。やはり先ほどと同様ですけども、これは本当に地域の経済に好循環を生み出すもとなる可能性を秘めているわけですから、ふるさと納税の返礼品について、それをまちづくりの学習会と称してこう予算している、もしくは補正で組んでもいいですからちょっとそこで考えてみませんか、皆さんで香美市の経済好循環に役立つような返礼品をみんなで考えて、まちづくりに役立てましょうというふうなご相談をすればアイデア百出、あれがいいこれがいい、僕はそう思っています。それぐらいの熱意のある方々やと思っています。先ほど言うたアンパンマンミュージアム周辺の活性化の委員さんもまた集まっていたいて、そういう違った視点で考えてみませんかと言うと、アイデア百出じゃないかなとこのように思いますので。ここも一緒ですけども、まちづくり委員会の機能の一部を、ふるさと納税の返礼品をテーマに運営してはどうかと考えますけれども、見解をお尋ねをします。これは企画財政課長かまちづくり推進課長か、答弁してみてください。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。まちづくり委員会の件について

てお答えします。

まちづくり委員会につきましては、長い期間議論を重ねて昨年度やっと誕生したものでございます。何とか1年間実績を積むことができまして、いよいよ2年目ということになっておりますので、この2年目は香美市の第2次振興計画、この策定に当たっていただくというようなこととしてしております。これが中心的な活動になります。また、先ほど山崎議員から申されましたように、まちづくりに関する学習会等もやったらどうかということで計画はしております。そういった中で、まちづくり委員会というのは地域審議会の受け皿とか振興計画を策定していく、またはそれをチェックしていくというような機能をとということで発足しております。そういったことから、だからすぐにそこに、ふるさと納税の返礼品等についてのちょっと機能を持たせるということは、どうかということにはちょっと考えますが。ただ、まちづくり委員会の中で一つの地域づくりのテーマとして、ふるさと納税の返礼品についてどういったものがあるかというようなことを協議していただくというようなことは可能ではないかと考えますけれども、来年度のスケジュールは、大まかなスケジュールですけれども決めておりますので、その1年間の中でそれができるかどうかということもございまして、それは今後のちょっと検討課題ということにさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひ考えて、補正対応でもしてやるべきだとは思っています。

本当にこれはまた同じ記事ですけれども、奈半利町がここまで成功したというか、実際自分もふるさとチョイスのページを見ました。今、主にトップで出ている肉類ですね、それも赤牛であるとか別にどこにでもあるものなんです、実は。それがマスコミ等で取り上げられるという幸運があったりしてやったんですけれども。でもどこにでもあるものですが、その数がふえたことが寄附額がふえたことにつながってますので、ぜひいろんな数をふやすことを今、今回もさとふるに委託をすることで新しく商工会を通じてやりませんかというお話を、例えば酒造会社さんであるとか刃物屋さんですね、それが新しくアップして、それが結構大変な人気であったということも聞いております。アップすれば可能性が出てくるわけで、まだそのところが全然足りていないので、そういうことをお願いしています。だから、あらゆる機会に、これはみんなで作るまちづくりの結果をそこに見ることができる大きな今チャンス、やったことが皆さんに返ってくる、やった気になれる、そういう重要なことを含んでいますので、ぜひまちづくり委員会のほうもちょっとやってみてはどうかというふうに思いますので、検討してください。

それでは、次の質問に移ります。

ここも大事な質問なんですけれども、ちょっと説明不足なところがあるので補って言いますけれども。

質問では、本市には農林業を初めさまざまな業態の中で質のよいものがつくられている。以前にも紹介した谷相ですけども、小野さんの陶器を初め、手すき和紙、これも谷相でやっています。布製品、これは早川ユミさんですね。竹細工、これは中川康之介君等々を返礼品に加えるとともに、ものづくり委員会、まちづくり委員会でさまざまな提案を、それを提示するどこか窓口が要るわけです。返礼品等の取り扱いの窓口を移住定住交流業務を委託しているいなかみに依頼するなどしてはどうかと考えるが見解を問うとこういう話ですけども。

ふるさと納税というものは、納税者に返礼品を、産品を、物産を、物品を送るスタイルが一般的です。でも、私自身は、そればかりではなくて、納税者に本市への来訪、来てちょうだいと、ふるさと納税して本市に来てというやり方があると思うがですよ。それは、例えば物部の大西のほうに移住をされています勝見さんのところのベースワークでの革細工、そういうものの体験、つくりませんかとか、塩の道のガイド付きのウォーキング、これをふるさと納税の返礼品にどうですか。ふるさと納税して塩の道を歩きますか、また土佐打刃物づくり、龍河洞の冒険コース体験などなど、そういうものを返礼品として用意すれば、結局そこに来ていただけるわけで、何人が来るかわかりませんが、香美市を見ていただいて、結果、移住定住促進にも活用できるんじゃないかと、そういう体験型の返礼を考えることですね。そういうことをずっと考えておりました、そういうことを取りまとめてやるには、本市の移住定住交流業務の委託先であるいなかみは、これまでの活動の中でこれらの方々と移住希望者をつなぐ取り組みをずっと行ってきておりますし、返礼品の取り扱いの窓口となることで、委託している移住定住交流業務の促進でありますとか、そして、NPO法人の経営自体の安定化等も、そこから幾らかの手数料をいただくことによって図れるのではないかと。やっぱり、いなかみも香美市から指定管理の委託を受けていますけれども、なかなか果たしてそれだけで十分な活動ができるかということ考えたときに、やっぱり自前のそういうものも、少し関連したところで得ることができるような道を考えてあげるのも継続性を考えた上ではいいんじゃないかなというふうに思いましたので、提案を行っているものでございます。ちょっと通告だけでわかりづらかったかもしれませんが、その点について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税の返礼品というものは、一般的な食品等のほか最近先ほどお話に出ました一日市長とか、一日町長とか変わったものから、さまざまな体験、森林セラピーツアーでありますとか、そば打ち体験とか、さまざまな体験メニューを最近加えている自治体もふえております。ご提案のように勝見さんの靴でありますとか、塩の道のツアー、こういったことも可能にはなろうと思います。そのしっかりした仕組みや受け入れ体制が整った体験プログラムは、導入していける可能性があるの

ではないかと思っています。

それと、いなかみへのそういった受け皿といいますか、委託につきましてですが、今のところいなかみは常勤2人ということで移住定住交流業務に力を注いでいただいておりますので、サイトへのアクセスもふえて認知度が向上するにつれ結構多忙となっておりますので、現時点でなかなか難しい部分もあるかとは思いますが、ご提案にありますように、NPOの事業といいますか営業活動を広めていくことも必要であると思っておりますので、それと関係者の雇用とか、そういったことにもつながる形で将来的には委託の可能性もあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いなかみも2人でやって、さっきの手数料の話、委託料の話もしました。このさとふるに対する委託料の話もしました。やっぱりこれから先はIT関連というか、そういう情報関連の強みを持った民間を育てるということも、一定そういうことも本市の場合は視野に入れたほうがいいと思うんです。そういう育てるという視点も含めて、そういうみんなが考えたものを取りまとめてそこに乗せる、今はさとふるですけども、そういう業務をする中でそういうスキル、ノウハウを蓄えていくような道を、ちょっとつけたらどうかなというふうに思うものです。ぜひ取り組んでいただきたいなというように思います。

この件については最後になりますけれども、結局3月9日の高知新聞紙上では、奈半利町が2016年の当初予算で歳入で寄附金収入10億円、歳出で返礼品の購入費6億円、これを計上しましたことが紹介されております。6億円といえば、本当に本市の第9次実施計画に記載されております、これから後聞くんですけども、香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設事業費7億円、これに迫る金額です。驚きの金額で、この6億円なんていうのは県内どの自治体でも大きな公共事業が行える金額なんです。そういうふうに見ると、つまりはさとふるさと納税という制度を使って、香美市みんなで大きな公共事業を立ち上げようと、6億円なんて大きな公共事業をみんなで立ち上げようというイメージ、これはそういうことじゃないですよ、そういうイメージを持って全員の力を結集してやってみてはどうでしょうかという提案でしたので、私のことは関係ないと思って聞いている方がいるかもしれませんが、皆さんもその一員ですから、ぜひ特に関係各課の検討もよろしく願いして、何よりも市長のゴーというサインをお待ちをしておりますので、よろしく願います。

それでは、さとふるさと納税につきましてはこの程度にとどめまして、次の質問に移ります。

総合案内窓口業務の委託が予算化をされております。市長がずっとおっしゃっておられますように、安心・安全、そして、活力。活力のお話はしました、ずっと。あと僕、明るいまちづくりということがこれ大事なことやなとずっと思っていました。



そこで、この窓口業務の委託が予算化をされるということに当たりまして、僕いよいよ思ったんですよね。これでいよいよ目に見える法光院市制、これがスタートするなどすごく期待を持ちました。小ちなことですが、これは大きな変化につながると思いますので期待をしているわけですが、まず委託の仕様について一定お尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、山崎議員の総合案内についてのご質問にお答えします。

委託を予定しているということで、その委託の仕様についてのお尋ねでございます。

業務につきましては、各課への案内や昼の休憩時の電話の取り次ぎなどを行い、午前8時30分の始業から午後5時15分の終業までの時間を行う体制をとるとい、現在、職員が行っている内容がそのまま仕様になると考えております。

ただ、委託に当たっては、休暇や休憩の関係もあって、体制を整えるために複数人が業務に当たることが想定されることから、委託先には業務に従事する人によって接遇に大きな差が生じないようにしてもらうことも必要だと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 自分たちが視察研修に行かせていただいた京丹後市では、最初はフルタイムじゃなくて、もうちょっと短い時間で試運転をやってということで、2年目からフルタイムということでした。本市の場合は1年目からフルタイムということで、非常にうれしく思いますし期待も持っております。ぜひ課長の言われたように、派遣ですか、どこから派遣されるわけで、だから、できるだけこやかな方が派遣されますように、人を選べるか選べないかはわかりませんが、そこは要望として出せば出していただきたいなと思います。そういうこともあって、いよいよきのうの同僚議員の質問でもありました、香美市の職員の皆さんが定員よりはずっと少ない人数で本当に残業もしながら頑張っておられる、その状況について少しでも改善が図れて、そして皆さんが本当にとにかく業務に、本来業務に専心できる環境を整えられたということは、さっきも言いましたけど法光院市制のスタートじゃないかというふうに思います。

これも再三お尋ねしていますけれども、②に移ります。

来庁者の利便を考えたときには、今、確定申告をやられていまして、位置があの位置になって、従来の位置よりは入ってきたときに受付の位置が見えやすい感じになってます。あのように、あれは真正面ではないですけれども、従来の受付の位置よりはもうちょっと正面に近く、本来は正面が最適だというふうに考えておりますけれども、この点について一定見解をお尋ねをします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 総合案内の設置場所の位置につきましては、利用す

る人によってそれぞれに希望があるとは思いますが。しかしながら、わかりやすいという観点に立てば、議員ご指摘のように入り口、正面付近ではないかというふうに考えております。

ただ、運営に当たっては、委託のそういう専門で業務に当たられてる方のご意見なんかも生かしながら、設置場所を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 派遣先の方はある意味プロフェッショナルということであると思いますので、その方の意見を聞くことも重要だと思いますので、ぜひいい協議にして、鋭意取り組んでいただきたいとこのように思います。

それでは最後に、先ほども少し触れました7億円の香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設事業をめぐって順次お尋ねをしたいと思っております。

まず①でございますけれども、この事業については第9次実施計画に記載はされておりました。しかし、当初予算には計上がされておりません。このことについてその理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今、建設用地がまだ決まってないことから、当初予算の予算編成ができなかったという理由でございます。

現在、さきの建設検討委員会の答申を受けたことを基本に、建設基本計画案、財政計画案、実施計画案の作成中のほか、庁内組織の用地検討委員会を立ち上げて、建設用地の選定に入ったところです。今後、建設用地が内定、譲渡の同意を得た後に、用地買収に向けた関連予算を補正予算に計上する予定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 用地が決まっていないためということ、次の質問にかかわるわけですよ、決まっていないということでも内定すればというお話がありましたから、どこか予定地があって検討しているというふうにお聞きをするわけですがけれども。この候補地というのは1カ所です？どこか2カ所ぐらい、こことここが適地があってという、以前、市長の私の文化施設に対する質問でご答弁のあったときには、できるだけ中心地に近いところ、現在あるところからそれほど離れていないところのような答弁をいただいたような気もするわけですがけれども、それらの点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 選定基準等を定めまして、あとの③でご説明する予定ですが、用地の候補地については複数箇所ということでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） じゃあ、わかりました。じゃあ、順番に行きましょうか。

それでは、②に移ります。

検討委員会の答申を受けてというふうなお話がありました。検討委員会の現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今後、土地所有者より用地の取得の内諾を受けた後に、新たな建設検討委員会を立ち上げる予定です。なお、建設検討委員会の構成メンバーにつきましては、去年の12月議会で答弁しましたとおり、図書館、美術館に精通されました専門者、建築関係、教育関係、図書関連ボランティア団体、議会などの総員15名以内の委員で組織する予定です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 図書館及び美術館収蔵庫は本市にとって本当に大きな事業ですから、後に憂いを残すと言ったら変な言い方ですけども、関係の方ができるだけ合意の得られた形で、最終的にできるといいなというふうに考えるものです。これは一般の市民、皆さんその関係の方ばかりというイメージですけども、一般の市民の方とか、ひょっと聞き漏らしました金融関係の方とか、今六者協議とかよく言われますよね、そういうことに配慮したメンバーがいいと思うんです。検討委員会の新たなメンバーでということでしたけれども、それは内諾を得た後で立ち上げるのか。それとも今、これは最終的には成案にしないといけないわけで、今の状況から来年度早々に立ち上げて、現状はこうですよということからご相談をしていくのか、そこはまたちょっと差があると思うんです。できたらやっぱり、そういう苦勞している部分も委員の皆さんにご理解いただきながら進めていくということが、紆余曲折はあるにしてもいい結果になるんじゃないかと、いろんな私も会に参加をさせていただいてそういうふうな思いをするものです。特にそういう思いをしたのは、昨日同僚議員が質問もされていきました保育の関係で、新たな園を2つつくって、それまであった園を再編するというときには、本当にいろんな話を出し合って、三者合意の上で進めて、結果いい方向へ行ったというようなことがあるんで。ちょっと長くなりましたけども、そういう検討時期をできるだけ苦勞しているところから、皆さんと協議してはどうかと思うわけです。そのところを、ちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 委員さんに今後検討していただく内容につきましては、まず先ほど言いました建設用地の内定の予定地を諮問しますので、検討の後、答申をいただくという予定です。その後、予定建設地での建設基本計画案の検討に入り、建設基本計画書をまとめて決定していただきます。この建設基本計画を提示しました設計プロポーザル審査会を経て、建設建築基本設計の検討、その他、建設実施計画へと進み、具体的な建設計画図書の作成を検討していただく予定の委員会としたいというふう

に考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 確認ですけれど、用地が決まってからというイメージですよ。私の言っているのは、用地についてもさまざまな意見があるんじゃないかなど。合併に関して言いますと、その委員会の中でも本庁の位置はここであったり、もうちょっと物部川を越したところであったりといろんな意見があったんです。あった中で、そういう意見を調整した結果、こっちになったというようなこともあるんで、用地問題というのはある意味一番肝なところじゃないかというふうに思いますんで、現状そういうふうに計画をされているということは理解しましたけれども、できたらそっちのほうに考えていただければというふうに思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 用地問題が終わらないと進めないというのはご存じのとおりでございます。そこで、検討委員会、ちらっと触れましたけど、検討委員会の設立目的をご紹介させていただきたいと思います。「香美市図書館の建替え及び美術館収蔵庫増設に伴う建設用地の選定にあたり、庁内の総合調整及び情報の収集を図り、建設候補地の比較検討を行うため、香美市立図書館及び美術館収蔵庫建設用地の検討委員会を設置する。」という内容でございます。所掌事務といたしましては、（1）候補地の選定条件に関すること。（2）総合評価による順位づけに関すること。（3）その他委員会が必要とする事項でございます。これをもって適地を特定するというところでございます。その後、結果が出ましたら教育長に報告、その後、用地交渉に入るという手順です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 手順は理解しましたけども、用地が一番いろいろ意見が出る場所ですので、そこに市民の皆さんの、みんなに聞いたらわけがわからなくなりますので、意見を入れたらどうかなというお話でございます。また、考慮できる部分があれば、もうそういう要綱みたいなものができていますからどうかわかりませんが、ぜひ考えていただいたらどうかというふうに考えます。

それでは、次、3番目に移ります。

先ほどからずっとお話が出ています、用地のめどがつき次第という、全てはそこからスタートと、いろんな人がかかわっていくのはそこからスタートというふうな話だと思いますけれども、そのめどについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 現在、建設基本計画（案）で計画案に従いまして、建設用地の選定理由書（選定方針）を作成しまして、その内容につきましては、

(1) 面積要件としましては、敷地面積が3,200平方メートル程度、(2) 位置要件は都市計画・まちづくり計画などから市街化区域または、市街化区域に隣接する市街化調整区域の土地などを理由に挙げております。(3) その他の要件としまして、財政的なことなどを条件に候補地を複数箇所を選定しております。この候補地を現在、庁内組織の先ほどご説明しました建設用地検討委員会を設置しまして、該当土地の属性情報の収集や総合調整を行っているところです。適地が決まり次第、用地交渉に入り、内諾をいただくめどとなっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。④ももうお答えいただいたみたいな感じなんですけど。

なお、一応9次実施計画では、3年間で仕上げるようなイメージでした。現状の段階において、もうちょっと後ろへずれ込むのかなというふうなイメージもありますけれども、そのことについて、改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、久保和昭君。

○生涯学習振興課長（久保和昭君） 今後につきましては、建設用地の内定後、議会への説明、関連予算の確保、建設検討委員会の開催、用地鑑定等の用地関係業務、建設に係る関係業務など一連業務を遂行しまして、約1年間を経て用地購入となります。その後につきましては、建設事業で推移してまいります。期間については、予定としまして現在の計画に掲げてあるとおりです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 関係の皆さんが待ち望んでいる施設だと思いますので、私自身もこの件につきましては反対という意味ではなくて、その審議の経過についてお話を聞きたいということで随分質問もさせていただきました。決して私は文化が大好きな人間ですので、できるだけ皆さんの協力を得ながらスムーズな進捗を望みまして、全ての質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場に立ち、一般質問を一問一答方式で行います。

まず、地方交付税の動向による市の財政、市政運営への影響について、何点かお聞きしたいと思います。昨年9月に同僚議員が行った質問と同様の趣旨でありますけれども、2016年の地方財政計画も踏まえお伺いをいたします。

本市が香美市として発足し10周年を迎えることとなりました。現在の本市の財政状況ですが、平成26年度決算で財政力指数は0.29です。また、市税、使用料、手数料等の自主財源は、22.9%と地方交付税や市債などの依存財源に頼るところが大きい状況です。中でも地方交付税が歳入全体の40.6%を占めており、地方交付税の動向や国の財政状況に注視していかなければならないと考えるところです。また、合併後10年間の本市の財政状況の検証も必要ではないでしょうか。

以上述べまして、1点目の質問です。

まず、資料のAをごらんください。一番上のA3の資料ですが、これは最近10年間の普通交付税の交付・不交付団体に関する調べの表です。

平成15年には丸で囲んでおりますけれども、3,190あった市町村の合計数が、下段の平成24年度見ていただきますと1,719と半数強に減っております。また、交付税交付金を必要としない不交付団体数は、平成19年度の186をピークとしまして、平成24年度になりますと52団体と激減しています。

このような実態からも、平成合併は必ずしも地方財政への基盤強化に結びつかなかったということにならないでしょうか。このことへの見解をお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 大岸議員の平成の大合併が、市町村の地方財政の基盤強化につながらなかったのではないかということについてお答えいたします。

まず、大岸議員のこのAの資料を見ますと、平成24年度には大幅に減っておるということでございますが、もう少し長いスパンでこの不交付団体の状況を見てみます。

例えば昭和53年、これが48でございます。これは都道府県と市町村数を合わせたものでございますが、それが右肩上がりです。どんどんどんどんふえていって、昭和63年が193、ここがピークです。それで、この時代というのはまだ高度経済成長時代が続いていた、日本が成長していた時代ということになります。それ以降、不交付団体数は減少していきます。そして、平成15年が65ということになって大幅に減っております。

しかし、平成15年からまた少しずつふえていきまして、平成19年、これが142団体ということになっております。これはちょっと大岸議員の資料とは違うかもしれませんが、そういうことになっております。

そして、そこから急激に落ちます。平成22年には42団体ということになってまして、この間に何が起こったかと申しますと、ご存じのとおりリーマンショックです。恐らく経済的な影響が非常に大きいというふうに考えます。

また、そこから徐々にふえていって、平成27年度には60という状況になっており

ます。また合併時期、平成15年ぐらいから合併がどんどん進んでいったんですが、この時期は実は不交付団体はふえていっておりますので、合併したことによって、地方財政の基盤強化にならなかったというようなことにはならないというふうに考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 長いスパンで見なければいけない、それから、リーマン・ショックとかそういう世界的な経済、日本の経済の動向も要件として判断をしていかなければならないというご答弁だったかと思いますが。私がここで合併によりというふうに引き合いに出したのは、合併のときに、財政が厳しいから小さな団体は合併をして財政基盤を強化しなければならないということで合併をしたのです。それが、そのようにきちんと生きているかということで質問をさせていただきました。

不交付団体、平成27年には60ということでありまして、これもやはり、これからの日本経済全体の動向を見ていかなければならないというふうには思います。

私はこの合併を考えましたときに、合併の以前には各小さな自治体の財政は厳しいながらも、条件不立地とかその地域の実情に応じた交付税の傾斜配分等がありまして、独自の財布で地域の課題や住民の思いを反映した施策の展開ができておりました。

しかし、合併により住民サービスの平準化、地域循環型の経済基盤の弱体化、人の流出などで周辺部が衰退が加速をしたと、こういうことがこの資料Aの表に、それも出ているのではないかと。その結果として、実質財源確保もマイナスの方向に動いた面もあるのではないかとと思いますが、これに関してはどのような主観をお持ちになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

合併につきましては、さまざまなご意見もあろうかと思いますが、やはり合併によって、スケールメリットを生かした地方の基盤の強化を図っていこうということが目的でございましたので、香美市の場合はそういったことはできているというふうに感じております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 先ほどリーマン・ショックのこともおっしゃいましたが、そのときにはもう、日本全体といいますか都市部も財政的には非常に困難をきわめたと思います。

それでは、次の質問に移ります。

来年度から合併の特例措置、算定がえが段階的に縮減されていきます。順不同にはなりますけれども、資料の最後の端のページをごらんになってください。A4の資料です

が。

算定がえのイメージの図が最後のA4の資料に入っております。図のように、これがイメージ、下の資料3と書いてあるところの階段のようになっております資料ですが、2016年度は現在の交付税の算定の9割、今年からですね。そして、翌年は7割、あと5割、3割、1割、そして、現在の香美市の人口、面積等に基づく一本算定に移行するわけですが、その影響額と今後予想される地方交付税交付金の推移をどのように試算をされておりますでしょうか。

国は合併自治体等からの強い要望を受けまして、支所に関する経費や面積基準、人口密度による需要の割り増しなどの追加措置を一昨年発表しておりますが、それも踏まえ、どのようになっていくかをお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

普通交付税につきましては、平成の合併により市町村の面積が拡大する等、市町村の姿が大きく変化。このため、合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されなかった財政需要を交付税算定に反映させるとして、平成26年度より支所経費分が、平成27年度からは消防費等が、また、平成28年度からは保健衛生費等が基準財政需要額に参入されることになっていきます。これにより特例分の7割程度が維持されるとしています。

本市の場合、合併算定がえと一本算定の差額は、平成25年度12億5,000万円、平成26年度10億円、平成27年度8億6,000万円となっております。算定の見直し前の平成25年度をもとに計算すると、大まかではございますけれども7割ということとを考慮すると、減額幅は約4億円程度になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 4億円程度の交付税の減額が見込まれる。こういう捉まえ方でよろしいですか。

（企画財政課長、山中俊明君、自席にてうなづく）

○14番（大岸眞弓君） それから、この図でありますけれども、この階段のようになっております追加措置にされる支所分とか、消防・保健センターとかのこの分は、まだこれは未定の部分もあるんですけれども一本算定に対してでありまして、激減するのが緩和をされるところということで、そういう捉まえ方でよろしいですね。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） そうですね。この表で下の斜線とか網掛けの部分ですが、一本算定の基準財政需要額がふえるということです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。



○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

2016年の政府予算案の地方財政計画は、地方交付税の算定に行革や民間委託などで経費の抑えられた自治体の水準を基準とすることや、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直しにつきましては、2016年度より上位3分の1の地方公共団体が達成している、個人住民税や固定資産税の徴収率を標準的な徴収率として算定するなどのトップランナー方式が導入されます。

検討対象ですが、先ほどのおしまいの端のAの資料の裏側をごらんください。

これはトップランナー方式の検討対象ですが、基準財政需要額の単位費用に計上されております全ての業務についてです。これがおおむね3から5年かけて実施をされる計画です。

例えば学校用務員事務（小学校費、中学校費）であれば、見直し前は基準財政需要額1校当たり307万7,000円のところ、見直し後は1校当たり292万7,000円となります。見直しの金額は民間委託している団体の平均値です。そして、本市にも影響が大きいと思われませんが、道路維持補修、清掃費の道路橋梁費につきましては、見直し前が1億5,360万7,000円、見直し後は1億3,912万9,000円となるなど、民間委託をしたことを前提として、基準財政需要額を算定するというものです。

これは、本来の地方交付税の持つ財源保障機能重視を成果主義重視へとシフトさせていくもので、地方交付税の性格をゆがめるのではないのでしょうか。また、こうしたことによる本市への影響をどのように予測をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

国の2016年の地方行財政につきましては、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式の導入等により、経済・税制の再生に向けた前向きな改革を促すインセンティブ改革を推進すると示していますが、具体的な影響については不確定であり、今後の動向を注視する必要があります。なお、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすることが必要と考えます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） これ表を見ていただきますと、右の端に基準財政需要額の算定が下がるわけですが、それは民間委託しているとしてそういう計算をするということですので、これは公共サービス、今回の一般質問でも出る出ておりますけれども、公共サービスを民間委託化、また、指定管理者制度へ移行させる自治体のアウトソーシング化を拡大していく、その誘導になると、それで、職員数のさらなる定数減につながることはないかと危惧をいたします。

同時に、地方交付税法第3条第2項、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」これに背くものであるというふうに思いますが、このあり方についてどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

それぞれの地方の実情、地理的な条件等ございます。この単位費用は下がっておりますけれども、ここにかかわってくる補正係数等のこともございますので、この数値分だけ減少するかどうかというようなことは、現在のところちょっと、不明確なところがございます。

ただ、これは国が示すものでございますので、市町村はもうそれをどうのこうのと言うことができませんので、これに基づいてやっていくということになります。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 基準財政需要額が今より低いレベルで算定をされますと、交付税の総額にかかわってまいります。国の決めたことだからと課長はおっしゃるわけですが、これにつきましては小学校、中学校の教職員の定数も取りざたされておりました、地方6団体が強制的な学校の統廃合につながりかねないということで、地域コミュニティの衰退を招くおそれがあるから決して行うべきではないと、地方6団体からこのような声が起こっております。そのことを申し上げまして、今後こういう動向に注視するとともに、財政運営をしていかなければならないということをお願いいたします。

次の質問に移ります。④です。

地方自治体が事業を起こす場合、通常事業費の70%以内しか起債が認められていませんが、合併特例債は95%まで起債が認められ、元利償還の70%が交付税の基準財政需要額に参入されるという前提があり、有利な起債として本市でも合併特例債での事業をふやしてきました。しかし、今後交付税が5年かけて逡減し一本算定になれば、財政の硬直化を招くおそれがあるのではないのでしょうか、見解をお聞きします。

また、これまで起こした事業の償還払いのピーク時と、地方交付税の算定額がどうなっていくのか、今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

本市の平成26年度決算の財政健全化判断比率を見ますと、実質公債費比率10.3%、将来負担比率はマイナス37.8%と健全な状態にあり、直ちに硬直化を招くとは考えておりません。しかしながら、今後のハード事業や交付税の逡減していく状況を考えますと、慎重な財政運営をしていくことが必要であると考えています。

また、消防庁舎や学校給食センターなど中期財政計画に沿った事業実施により、借り

入れた地方債の償還のピークについては平成32年ごろで、その後は緩やかに減少する見込みとなっております。

なお、交付税の算定については先ほどの質問にもございましたが、一本算定で減少するであろう交付税額については、4億円程度ということで大まかに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 償還払いのピーク時が平成32年ということによろしい、30年とおっしゃいましたか、平成32年。

（企画財政課長、山中俊明君、自席から「32年です」と発言する）

○14番（大岸眞弓君） 4億円程度の交付税の削減額という見込みをされておると。本市の財政の健全化といいますか、いつも出てくる4つの指標、健全であることは承知はしておりますが。ただ交付税の動向、これから、こういうトップランナー方式等で総額が減ってきますと、これはまたなかなか厳しいものになるんじゃないかと思いますが。課長、その辺いかがですか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

このトップランナー方式のようなことが広がっていくと、大変地方の小さい自治体にとっては、財政的な影響もふえてくるんだと思いますが。そういったことまでは国のほうも考えていないというふうに考えておりますので、ある一定の影響は出ると思うんですけども、直ちにそれが香美市の財政状況に大きな影響を与えるというようなものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それは多分財政を確保しますのに、地方と国の綱引きのような形になっていくんじゃないかと、今回の算定がえのことに关しましてもですね、地方から声が上がってこのように追加措置がされております。そういう状態になっていくのではないかとというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。⑤です。

資料のBをごらんください。これは平成12年から平成27年の地方交付税の総額の推移を示したのですが、下の枠外に地方交付税と臨時財政対策債の合計が記載されております。図でわかりますように、平成22年のピークに交付税総額がふえていないことは問題です。さきに述べましたように、不交付団体が激減しているから交付税を必要とする自治体がふえるわけですから、それからまた、全国で合併が進みまして、合併特例債事業の元利償還分もある中で、交付税総額がふえていないのはなぜなのか、合併自治体としてどのように検証されるかお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

不交付団体のことにつきましてはさきの質問でもお答えしましたけれども、その不交付団体となる要因としては、発電所関連施設等が立地したとか、防衛関連施設等が立地、大規模空港・港湾施設等が立地、大企業の事業所・工場・倉庫・研究所等が立地、観光地・保養地・大規模レジャー施設・ギャンブル施設等が立地したというようなことも大きく影響すると考えられております。交付税につきましては、法人税、所得税、消費税、酒税から一定割合が財源となっておりますので、税収額については経済情勢に大きく左右されるということもございますが、交付税率の引き上げなど持続可能な制度の確立をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その不交付団体に関しましての説明をいただきましたけれども、不交付団体が減った中で交付税総額は当然ふえるだろうというふうに思われるのですが、この図が示すように交付税がふえていないのはなぜなのか、それをどのように検証されているのかということをお聞きしたいわけです。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

交付税につきましては、先ほど申し上げましたように、平成28年度からは国の4税から充当されるわけですが、この財源となる税収がふえておれば交付税もふえていくんだろうと思うんですけれども、大岸議員の資料Eを見ましても、税収は1990年を境に減少傾向にあるわけですね。ですから、なかなか交付税もふえていってないという状況にありますので、これを改正するためには交付税法に定める交付税率を上げていただくと、こういった取り組みが必要かと思えます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 後に申し上げようと思ってたんですが課長のおっしゃるとおりです。交付税の税源となるものがふえていないということですね。

それから、私はこれを見まして思いますことは、次の資料のDのところ、次に行こうかと思ったんですがここの計画を見ていただきますと、まず必要な年度年度の地方財政計画で、年度年度の見込まれる必要額の総額保障という方式をとれば、交付税が減るとか、交付税がふえないということはないかと思うんですが、総枠方式をとっております。それで、枠をこれぐらい出すということを決めておいて補正係数等で当てはめていきますので、なかなか、その元利償還分も交付税で補填されるといった分がこの枠の中にはめ込まれてしまいますので、これが例えば係る総額が100として、交付税に措置する元利償還分を10として、110になるならば交付税がだんだんとふえて、総額はだんだんとふえていくと思うのですが、総枠方式で当てはめていくために交付税はふえ

ていかないと。それから、課長がおっしゃったように、税源がふえていないということになろうかと思えます。この点はいかがでしょう。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

この地方財政計画については、国がこの表にありますような形で、地方に配分していくということを決めておりますので、そういった総枠というものから外すというようなことは、今後、地方6団体等のほうからそういったことも上げていければというふうには考えます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

資料のCをごらんください。これはちょっと字が潰れておりますけども、見ていただきたいのはそれではありませんでして、地方交付税の積算に用いられる単位費用の表ですが、上のほうが経常経費です。下が投資的経費、そして、その下がその他で、公債費償還払いの充当分です。経常経費や投資的経費のメニューは1985年からそれほどふえておりませんが、公債費は10項目が20項目の倍にふえております。これがさっき申しました総枠方式ではめ込んだということだと思っておりますが、このパイの決まっている地方交付税総額の中で、借金払いに充てる公債費分がふえていきますと、自由に使える経常経費、投資的経費が圧縮される結果にならないでしょうか。このことから、本市も事業をずっとやる計画がありますけれども、有利な起債である合併特例債とか臨時財政対策債の検証を行い、また、このことも踏まえて計画を立てていく必要があろうかと思えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

普通交付税の総額については、1985年に8兆8,000万円だったものが、1995年に15兆1,000億円、2015年には15兆7,000億円と年により増減はありますが、経済の成長に合わせ増加傾向となっております。

また、普通交付税は財源を保障し、どの地域に住んでいても一定の行政サービスを受けることができることを目的としており、決められた項目により財政需要を算出しておりますので、現状では公債費により経常経費や投資的経費が圧縮されているとは考えていません。また、元利償還金の70%が交付税措置される合併特例債や過疎債は、自主財源の少ない本市にとって貴重な財源となりますので、中長期的な視点を持った計画的な運用をすることが重要であると考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そのパイの決まっている総額全体の中で、このように交付税に措置するという公債費のこの部分がふえていきますと、総額が同じであれば必然的

に経常経費、投資的経費は減っていくというふうに考えますが、解釈が違うようですが、再度見解を。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

公債費につきましても、地方財政計画の中で毎年度毎年度その予算額が決められておりますので、その枠以上、公債費がふえるということはございませんので、公債費がふえて、この上の部分の需要額を圧迫するというようなことが、大きくなるということとは考えておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それは多分、地方交付税額がきちんと確保されてからの話ではないかと思いますが。

では、次の質問に移ります。⑦です。

近年、課長今おっしゃいましたように、所得税、法人税の税収が落ち込みまして、地方交付税の原資に不足が生じています。このことは地方交付税の総額に影響してまいります。

それで、さっきの資料のDでございますけども、さっきからご答弁されておりますように、地方交付税の原資はご存じのようにこの左の端ですが、所得税、法人税、酒税、消費税でこの4税の一定割合、所得税であれば33.1%、法人税も同率、酒税は50%を掛けたものが地方交付税の原資とされます。率は地方交付税法に定められております。不況や失業等で所得税や法人税が落ち込めば、交付税の原資が逼迫します。

それから、国税3税の推移の資料Eをごらんになってください。これを見ていただきましたらわかりますように、1989年に消費税が導入されまして、それ以降、法人税減税などの一連の税制改革により、中心的税収が消費税に取ってかわられようとしております。消費税は全額が交付税額の財源とはなりませんね。地方分があるからです。5%のときには4%に法定率の29.5%を掛ける。現在8%ですが、6.3%に法定率の22.3%掛ける。そして10%になれば、7.8%に法定率の19.5%を掛けたものが交付税の財源とされます。この法定率もだんだんと下がってはきております。

一方で、その消費税が増税されますと、地方公共団体の公共事業や運営経費などに消費税がかかり、歳出増加で財政運営を圧迫することになります。また、地域経済に打撃を与え、地方交付税の基本財源となるべき所得税、中小企業等の法人税収を落ち込ませるのではないのでしょうか。

このことから、地方交付税の原資を安定させるためには、消費税の増税をやめ、雇用の安定を図り、国民・市町村民の所得をふやすことこそ必要な経済対策だと考えますがいかがでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、所得税や法人税などの国税に一定の率を乗じた分を原資とし、各地方公共団体に配分、交付されているところです。

また、消費税についても収入額の22.3%が交付税の原資となっているところですが、今後税率の引き上げなどにより、地方交付税の原資を安定させることは必要と思われます。

なお、経済対策につきましては、現在、国においてデフレからの脱却を目指してアベノミクスや一億総活躍社会などに取り組んでおりますので、こういった政策により所得の増加、雇用の安定が図られていくと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そのアベノミクスですけれども、今国会でも審議がされておりますが、この3年間、実質賃金はパート労働者も一般労働者とともに下がっております。3年間で正社員が23万人減った一方、非正規雇用の労働者が172万人ふえております。日本経済の6割を支えている個人消費も3年間下がり続けております。

そして、貧困の問題も随分言われておりますけれども、ひとり親世帯の貧困率は54%、家計は赤字です。また、アベノミクスは、一部の人々に恩恵を与えたことは間違いありません。それは、株高と円安で資産を大きく膨らませた富裕層と、史上空前の収益を上げた輸出を中心とする大企業です。今後さらにまた、法人実効税率20%への引き下げを前倒しで実施する大企業減税法案も盛り込まれております。こうしましたときに、地方交付税の原資となる法人税も下がっていく、所得税もなかなか上がらない、これが地方交付税の原資安定にはつながっていないということだと思ふんです。

課長おっしゃいましたように、この法定率をふやすことこそ大事ですが、10%のうちの7.8%に法定率19.5%という計画になっておるわけです。私はこのことから、今消費税の10%への増税はやめるべきだと思いますが、課長いかがお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

交付税額のやはり安定ということのためには、経済の成長ということが非常に重要だというふうに考えております。そういったところで国も全力を尽くして現在取り組みを進めておりますので、そういった観点から消費税についても、どういうふうになっていくのかということが決まっていこうと考えています。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） もうご答弁の中で出ておりますけれども、お聞きをいたします。次の質問⑧に移ります。

地方交付税法第6条3の第2項では、要約して述べますが、普通交付税総額が地方公共団体について算定した額と著しく異なることとなったときは、地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正または法定率の変更を行うものとするがあります。これは言いかえましたら、地方交付税総額をきちんと確保して地方に保障しなさい。法定率を変えてでもと言っていると思います。とりもなおさず、地方交付税法第1条の目的にある地方自治の本旨実現のために定められたものであると思います。

既に平成5年、1993年から1割以上の財源不足が生じています。それは地方の財政運営にも大きく影響し、この間、地方の各種団体からも抜本的な是正を求める声が上がっています。追加措置となりました一本算定の額の緩和ですけども、これも合併自治体から大きな声が上がって追加措置につながったものであります。地方交付税が本来の財源保障機能を果たすものでありますよう、是正を繰り返し要望すべきではないかと思ひます。見解を再度お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

地方交付税の原資不足により、平成13年度からは臨時的に導入をされた臨時財政対策債は現在まで恒常的に継続されており、今後も継続して発行額がふえ続けていくことを考えると、地方交付税法に基づき地方交付税の法定率の見直しの検討も今後は必要と考えます。地方交付税の総額を確保することについては、全国市長会、地方6団体から折に触れ要望しておるといふ現状がございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ってまいります。介護保険の質問です。

高齢化率の上昇、要介護者の増加する本市にとりまして、介護保険の報酬削減は介護事業所や利用者、その家族にとって重大な問題です。その影響の実態を把握するため、私たち議員団は昨年10月から11月にかけて独自の影響調査を行いました。訪問しました市内29の事業所のうち27事業所から率直な回答をいただくことができました。

そこで、お尋ねいたします。①です。

この結果のまとめたものにつきましては、既に担当課と市長に要望書もつけましてお渡しをしているところです。事業所の経営状態への影響は、全体として減収になったところが多かったですが、増収と回答されている事業所も利用者がふえたことによる増収であり、収支は赤字あるいは厳しいというようなことでした。また、利用者への影響、職員の確保や認知症対策のことなど、調査全体の結果をどのように受けとめられておられますか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 大岸眞弓議員のご質問にお答えいたします。



現在の介護保険事業におきましては、全国的に介護職の確保が厳しい現状は大変理解しております。また、高齢化の進展により、介護を必要とする方が増加する一方で生産年齢人口は減少しており、需要に見合うサービスを提供するための人材確保が喫緊の課題となっております。今回の調査結果におきまして、各介護サービス事業所や施設が大変苦慮しながら介護保険事業を遂行されており、今後の事業展開について不安感が拭えない状況であるということが大変わかりました。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長におかれましては、事業所の職員の皆さんの苦勞と実態を受けとめていただいたというふうなご答弁だったと思います。市長にもお渡しをしておりますが、市長はこの調査の結果について、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員のご質問にお答えしたいと思います。

介護制度につきましては、3年に一度改正が行われるわけでありまして、近年の改正につきましては、施設側にとりましては大変厳しい改正になってきております。非常にそういう中で経営が成り立たないということで、東京などでは1年間で500ぐらいの事業所が事業を断念するというような事態になっておりまして、非常に深刻な状況であります。やはり、今しっかりと施設を運営をしていくための応援をするという立場で、介護保険制度をもう一度充実をさせていただきたいというふうに思っております。あわせて、やはりそこに働く人たちの労働条件の改善ができるようなことも視野に入れてやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきましたので、②の質問に移ります。

今年4月1日から本市で行われようとしております地域支援総合事業に当たりまして、どのようなリサーチを行って計画をされたのか。そして、計画策定の上で個々の事態把握が欠かせないと思うのですが、十分な把握、リサーチができていますかどうかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在利用中の要支援1、2の方のサービスの利用状況等を確認し、訪問介護、通所介護のみを利用している方のケアマネジメント対応や総合事業への移行月の確認等を行いました。

また、香北・物部圏域につきましては、平成26年度、平成27年度において、地域包括ケア会議を開催しまして、サービス事業者の現状の把握や高齢者の個々の生活行動の実態、地域資源に関する情報交換、地域資源の整理などを行い、高齢者の実態把握に努めました。

また、現在、要支援１、２の方で訪問介護サービスの利用者は１００名ほどで、全員がそのまま国基準型のサービスに移行いたします。現在のところ、利用者からは不満や心配の声は上がっておりません。また、通所介護サービスの利用者は現在１４０名ほどで、ほぼ全員がそのまま、この方たちも国基準型のサービスに移行いたします。現在のところ、利用者からは不満や心配の声は上がっておりません。

また平成２７年度からスタートした第６期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定に当たりまして、平成２５年１１月に６５歳以上の高齢者に日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。８,４７７人に対し６,１４９人の回答があり、７２.５％の回収率となっております。この調査は総合事業の実態把握だけではありませんが、今後の高齢者福祉政策や介護サービスの必要量を定めるため、日常生活圏域ごとに生活状況、要介護認定者の状況、高齢者のニーズ調査、日常生活での困り事や必要な介護サービスについて調査をいたしました。

日常生活での困り事や将来についてですが、在宅での生活を続けるためにどのような介護サービスを必要かとの質問に対して、住みなれた地域にあるデイサービスを利用しながら、必要に応じてなじみの職員が訪問したり、短期の宿泊ができる多機能的な施設が必要と答えた方が最も多く、次いで、必要なときに対応してもらえる訪問看護サービス、３番目に、必要なときに対応してもらえるホームヘルプサービスの順となっております。

小規模多機能居宅介護につきましては、通所、訪問、短期入所の３つのサービスを兼ね備えている事業所ですが、平成２７年度に山田圏域と香北・物部圏域にそれぞれ１カ所施設が完成して、要介護認定された方々が利用されております。訪問看護、訪問介護についても、香美市内外の介護事業者がサービスを提供していただいております。

次に、在宅での生活を続けるためにどのような支援やサービスが必要かということを探ねましたら、自宅に往診してくれる医療提供体制の整備が最も多く、次いで、必要なときに目的地まで車を送迎してくれるサービス。３番目に、緊急時にボタンを押すだけで緊急通報連絡先へつながる装置の設置の順で多くなっております。

現在も香美市内では訪問診療をしている医療機関はありますし、平成２８年度から南国市、香南市、香美市の３市共同によりまして、土佐長岡郡医師会と、香美郡医師会に委託予定となっております３市在宅医療介護連携事業におきまして、訪問診療、訪問看護等を含め、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築を推進していくこととなっております。また、福祉タクシーや緊急通報装置の貸与サービスもありますので、今後福祉サービスの啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） １４番、大岸眞弓君。

○１４番（大岸眞弓君） 総合事業だけでなく第６期の計画のことも合わせて、その調査も行われたということですね。日常生活圏域ニーズ調査、回答率が７２.５％。私

とかほかの議員さんもそうだと思うんですけども、介護保険の問い合わせとかご相談をよくいただきます。担当課につなぐものはつないでやるわけですが、もうちょっと広くきめ細かくといいますか、それを要望するのはいっぱいのところかと思うんですけども、さらに広いその調査、回答率が72.5%、27.5%の方はどうしているんだろうかと思うわけですが。

田野町に事務所のあります中芸の広域連合でも、この第6期の計画とそのニーズ調査、それから、総合事業に当たります調査を行ってアンケート用紙を郵送しましたら、やはり7割の方からの回答であったと。でも、あとの方については、地域の地区長さんとか民生委員さん、また町の職員さんなどが訪宅をしまして、65歳以上の95%の調査ができた。

こういうかなりきめ細かに課長対応されておりますけれども、残りの方は調査のことをわかっておられない方もいらっしゃるかもしれないということですね、こういう調査が不可能なのかどうかお聞きをしたいわけですが。調査で電話にいただきました担当課長は、利用者にとっては、その自分の受けているサービスが介護保険なのか、その総合事業なのかは関係のないことだと。要するにその利用者にとって必要なサービス、今までと変わらないサービスが受けられるようにすることが必要であると。この観点から、こういう調査を行ったと言われました。そして、課長もお答えになりましたように、中山間地の高齢者の不安がとても強いとおっしゃっておられました。いかがでしょうか。望み過ぎかもしれませんが、山間地にお住まいする高齢者も多い中で、こういう調査のあり方というのは不可能なものでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

電話や訪宅というのはちょっと今のところはまだ考えてはおりませんが、また今度第7期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画を見据えるに当たりまして、平成28年の秋くらいに、またこういうふうなアンケート調査をするように計画をしております。そのときにはまた、皆様に回答をたくさんしていただくようなことは検討していきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。③です。

介護事業所の方々はたび重なる制度改定と向き合いながら、よい介護を行うために苦慮されていることが調査でわかりました。こうした事業所の声をダイレクトに受けとめ、一緒に課題に向き合っていくことが市としても必要ではないでしょうか。私たちの調査は外側からの調査ですが、直接介護保険の運用にかかわっております市におきましても、事業所の実態把握、問い合わせなどしたということですが、実態把握を行うべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在の地域密着型施設、介護老人福祉施設、小規模多機能居宅介護における実態把握につきましては、各事業所に年間6回程度開催します運営推進会議に、健康介護支援課の職員が毎回出席しておりまして、利用者の家族や地域の方、また、施設の職員の方の意見も聞き、随時対応しております。

また、平成28年4月1日から、指導・監督業務が県から市に委譲されます。小規模の地域密着型通所介護事業につきましても、年間2回は運営推進会議が開催されることとなっております。健康介護支援課の職員が出席し、事業所の職員などの意見等をお聞きして、実態把握に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その年6回の運営推進会議におきまして、事業所の経営状態ですとか職員さんの確保の問題であるとか、そういう課題も出てきますか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

それぞれの運営推進会議の中では、施設の入所者の現在の状況とか、あと施設の行事、また、制度内容の質問とか研修の報告等があります。ご家族の方もいらっしゃいますので、会が終了後とかには、やはり施設側の方から介護職員の人材不足のこととか、その実態のことについては職員のほうも把握をしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 把握してどう対応するかが問題になってくるかと思いますが、この前2月の県議会でこの質問が出ておりまして、県知事が介護報酬見直しの影響について注視をし検証していくと、その際には事業所の意見も聞き、全国知事会とも連携して、人材確保の視点も含め国への積極的政策提言活動などを行うと、こういう積極的な姿勢を示されております、市もありがたいことだと思うんですが。市としてもこういう把握をしております実態を県につないで、県とともに国にも要望していく、こういう姿勢が必要ではないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

県のほうもご努力をいたしておりますので、市のほうも県と連携をして、また国のほうにも提言をしていきたいとは思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その運営推進会議において、経営状態とか職員確保についての悩みをお聞きするという、これにやはり、相談に乗りますよという形で聞き取ってあげていただいて、市で何かできることはないか、そういう観点から会を行ってほしいと思います。それを申し添えまして、次の④の質問に移ります。

介護を担う職員さんの確保についての悩みが、多くの事業者から寄せられています。例えば職員の状況、昨年採用がパート1名、離職者ゼロ。今年度採用が2名、離職者4名で深刻。利用者数の維持確保ができないと報酬額が今後下がる可能性が高い。困っている。こういう声です。それから、介護職員不足の状態が続いている。介護福祉士の確保はさらに深刻。介護福祉士の確保ができなければたちまち厳しい運営になる。そういう声ですとか、現在、臨時職を募集しているがほとんど応募がない。退職する介護員もふえる中で困っているなどの声が寄せられています。また、職員の報酬、給料を上げなければ解決しないだろうというような声もありました。事業所の経営に関すること。さっき推進会議で実態は出てくるとは言いましたけども、このアンケート調査に寄せられておりますこの生の声、事業所さんの悩みを事業所の経営に関することと傍観できないのではないかと思います。なぜなら、職員確保ができない、施設があるのに開けない、利用者の受け入れができない、報酬減となり事業を続けられないとなると雇用も失われますが、要介護・要支援高齢者の行き場がなくなり、家族も巻き込んで日常生活に支障を来すようになります。市として、職員確保に独自の支援策を講じる必要があるかと思いますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在の市の財政状況から市が独自に支援を行えるほどの余地はありませんが、県が主催しております職業訓練制度「介護福祉士養成科」の募集の啓発チラシの掲示や、また、平成28年度には、高知県老人クラブ連合会と連携して、生活支援・介護家事援助者を養成するための講座を香美市で開催する予定です。これにより、緩和型の訪問サービスに従事できる人材が確保される予定となります。

また、県が福祉・介護人材確保対策として、特に人材確保が難しい中山間地域を持つ市町村と連携して、福祉・人材確保対策を検討する連絡会を立ち上げることとなりました。早速、3月23日に高知市で会が開催されますので、県の平成28年度の取り組みや市町村との情報交換ができる内容となっておりますので、積極的に参加したいと考えております。

また、県とも連携して、各種介護の資格取得に関する案内や啓発も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この介護職員さんの不足の問題は、介護職を望む方が少ない数の問題と、でも一番の原因は、介護職についていて、やりがいのある仕事けれども食べていけるだけの給料がない、ここが一番の私は大きなネックではないかと思うんです。そこにやっぱり支援をすることが必要だと思うわけですが。例えば、きょう提案的に申し上げますが、市内で働いてくださる介護職員さんの雇用の安定というのは大変

重要です。例えば、現物給付のようにして何かの補助金を給料に上乗せしてというふうなことは余り現実的はないですが、生計の支出を抑えるという意味で思い切った家賃の補助、また、先日の一般質問でも出ておりましたが、空き家を活用して、それを介護職員さんに提供して住まいの保証をする、家賃を補助をする、こういう方法などは考えられないでしょうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） 今のところは補助金とか住まいの家賃の補助とかいうことは考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 空き家対策でこういうふうに使っていただきますと、まちづくりにもつながっていく。若い方が介護職についてそこで住み続けていける、仕事を続けられる。こういう環境を市として全く考えることができないものなのかどうか、その点いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

空き家とかを活用してということ、まちづくりには活用はできると思いますが、介護職員の方が、例えば高知市とか市外からおいでの方で住まいを探しているとかということがあれば、空き家とか市営住宅などをこちらもいろいろお知らせはできることとは思っておりますが、補助までとは今のところはちょっと考えておりません。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ若者定住対策としても考えていただきたい旨申し上げまして、次の質問に移ります。⑤です。

県の高知県中山間地域介護サービス確保事業は、せんだっての県議会答弁によると、総合支援事業に移行してもやる意向が示されております。そこで今回の調査でも、山間部の危険な場所に送迎するときは加算をつけてもらいたい、それぞれの地域特性と現状を見きわめて現実に見合うものにしてほしいという意見。また、認知症利用者の算定基準を見直してほしいなどの意見がありました。

この事業は、中山間地に住まれる要介護者の在宅での生活と、事業所の存続のために必要な制度であります。市としてこの声に応えるべきではないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

中山間地域介護サービス確保対策事業に関しましては、新総合事業へ移行する要支援1、2の方への訪問介護と通所介護について、平成27年度に高知県が要綱改正を行っておりまして、移行後も国基準の介護サービスに関しては、継続して補助金の対象となります。

また、平成28年度からの市町村独自に実施するサービスにつきましても、内容を精査した上で市単独事業の補助金として対応する予定でありますので、地域の実情に沿えるものにしていく考えとしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ご答弁をいただきました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。⑥です。

私は今回の調査から思いますことは、大もとの基本報酬を引き上げなければ解決しない問題であると感じております。報酬引き下げで減収になった事業所で、減収分を利用者にそのまま請求するということが起きています。事業所そのものを閉じたところもあります。報酬単価を引き上げると同時に、影響が利用者に及ばないように負担軽減策を講じることが必要で、2割負担や補足給付申請に預金調査が伴うなど、やってはいけないことではないでしょうか。身体能力も年金も心細くなる高齢期を人として尊厳をもって心穏やかに暮らすという、介護保険開始当時の約束に立ち返るべきです。そうでなければ、悪くすると介護殺人、介護心中なども生み出しかねない状況があるからです。

また、処遇改善加算につきましては、導入当初は別枠の交付金であったものが基本報酬に組み込まれ、それを受けようとするときの事務の煩雑さや要件の厳しさが言われています。こうしたことの改善を県とともに連携して、国に意見を上げていくべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、中山繁美君。

○健康介護支援課長（中山繁美君） お答えいたします。

介護職員の処遇改善に関しましては、処遇改善加算の継続と対象職種の拡大、さらに賃金アップにつながる職員のキャリアパスの確立などにつきましては、県におきましても国に対して提言を行っております。今回の介護報酬の改定では、これまでの職員1人当たり月額1万5,000円相当の加算に1万2,000円相当の上乗せを可能とする拡充が行われることとなっております。

現在の処遇改善加算につきましては、平成27年度から平成29年度末までの特例措置であり、非正規雇用者なども含めた職員の賃金向上を確実にしていくことが必要となります。

介護報酬の基本単価に加算を組み込んだ恒久的な制度として確立していただくことが必要だと考えておりますので、このことにより安定した介護報酬が換算され、介護職員の人材確保にもつなげていけるものと考えております。

今後も事業者や地域の方、また利用者の方のご意見をお聞きしながら、県と連携して、国への提言を検討していきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 介護保険の質問は以上で終わります。

次の質問に移ります。

○議長（石川彰宏君） 昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 11 時 58 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

14 番、大岸眞弓君。

○14 番（大岸眞弓君） それでは、児童クラブの質問に移ります。

長年待たれておりました大宮小学校児童クラブの施設が完成し、放課後児童の専用の居場所ができました。木の香りがいっぱい明るくて清潔な施設です。ところが先日、希望者がいっぱい孫が入れないかもしれない、困ったとの相談のお電話をいただきました。これまで通っていたのに新学期から入れない状況だそうです。早期に解決を図らなければいけない問題だと思いますが、まず 1 点目にお伺いします。

待機児童が出るに至った経過とその対応について、一連の経過をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 大岸議員の待機児童が出るに至った経過と、その対応を問うという質問にお答えしたいと思います。

大宮小学校児童クラブの利用者数は例年 40 人前後で推移していましたが、平成 28 年度の新規受け付けを実施したところ 70 名を超える応募があり、想定者を大幅に超えることになりました。建設においては平成 24 年度から計画しており、平成 25 年度に児童クラブと協議を行い、児童数が増加しても 50 人を超えることがないとの想定で建設計画を行いました。

応募の増加原因につきましては、児童クラブ施設が大宮小学校に隣接して完成したことにより、旧児童クラブ施設と比べて学校に近くなったことなどにより、保護者及び利用児童にとっての利便性が向上したことによると考えております。

大宮小学校児童クラブ運営委員会において検討した結果、利用の必要性などについてのアンケートを実施して、利用定員の調整を図ることとなりました。登録者数は 52 人前後になるとの報告を受けております。

大宮小学校では放課後を過ぎても保護者が迎えに来れる 17 時半まで、学校内や体育館で待たせてもらえるようにしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14 番、大岸眞弓君。

○14 番（大岸眞弓君） 想定外の応募者数であったことが原因とこういうふうを受けとめました。ただ、ちょっと残念なのは、新しい施設なのにいきなり待機者が出るというのはどうなんだろうかと思うわけですが、新施設の面積は、そうするとこの 50 人の想定のもとに建てられておりますか。それで国の基準、市の条例との整合性はとれておりましたでしょうか、お伺いします。



○議長（石川彰宏君） 大岸さん、②の質問に移るんですか。

○14番（大岸眞弓君） 済みません。②の質問に移りました。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

国及び市条例の面積要件は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとの基準になっております。大宮小学校の専用区画面積は84平方メートルで51名は確保できます。夏休み時期の登録者数は52名ですが、大宮小学校の利用者数はほかの児童クラブと違って9割の方が利用していると聞いていますので、47名程度になると思われます。また、平日の登録者数については43名であり、利用者数は39名になると思われます。利用者数につきましては基準を満たしていることとなります。

しかし、新施設は平成25年度の建設段階では適切と思われましましたが、現実に平成28年度の応募者数が想定人数を大幅に上回っておりますので、施設が学校に隣接して建設されたことによって利便性が向上した場合の、保護者の児童クラブに対する潜在的なニーズの高さを把握し切れなかつたと判断され、今後の計画に反映する必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 84平米、これは専用区画とおっしゃいましたか。

（教育振興課長、前田哲夫君、自席から「はい」と発言する）

○14番（大岸眞弓君） 建物全体の敷地はどれぐらいですか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 127平米です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それで、市の条例の第24号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でこのようにあります。国の基準も1.65平米なんですけど、1人につきおおむね1.65平方メートル以上となっております。かつちり1.65平米で計算をしておりますが。それと、この第3条に「放課後児童健全育成事業を行う者は、最低基準を超えて、常に、その施設及び運営を向上させなければならない。」とありますが、この点でも検証が要ると思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、利用が夏休み時期47名と平日39名という形で、今の現状の中では9割の方が利用するというところで、基準を満たしているということとして考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それとお伺いしたいのですが、新しい4月からの省令による基準ですが、対象児童が小学校6年生までになりましたね。受け入れられたのは小学校6年生まで入っておりますか。いろいろな事情の方、調整した方を除いて、何年生まで受け入れることができますか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 学年のほうは済みません。聞いておりませんが、児童クラブのほうで調整されてやはり人数を決めてますので、詳しいことは済みません。学年のほうは聞いていません（後に「6年生の利用者数はいない」と説明あり）。ただ、1年生は優先的には入れているということは聞いています。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 学年についてもちょっと調べていただきたいと思います。それまではおおむね10歳未満でしたけれども、枠が広がっておりますので。

それから、学校をお願いをして、児童クラブに行けなかった子はそこに5時半までいてもいいというふうになったということで手当てをしていただきましたけれども、もう一つ心配は、夏休みとか冬休みとか長期の休みに入りたいお子さんがいらっしゃいますね、今の広さではそういう対応ができないと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 夏休みにおきましても、主はプールを使ったり体育館を使ったりという形をとりたいなどは思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 想定外の人数で、見込み違いもあったのではないかと思うのですが。来たい子どもさん、受け入れることのできる年齢の子どもさん、それから長期の子どもさん、やはり受け入れて対応すべきだと思うんですね。その見通しはどうでしょうか。

といいますのも、あの施設にちょっと指導員さんにお話を伺いに行ったんですが、もう机を置いて子どもさんが35人ほどでいっぱいなんです、専用区画が。子ども1人当たり1.65平米、子どもがおるスペースはありますけど机を置いたらもういっぱい、ちょっと40人入ったらもう大変な状況です。これはやっぱり何らかの方法でもう一つつくるとか、緊急にその場所をつくるとか、うぐいす児童クラブが増設されますけど、そういう対応が要るのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

児童クラブにつきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とするとなっています。その部分も踏まえましてやはり、近くに祖父母がいるかないかなど、また平日と夏休みにどのくらい利用するかを調査もさせてもらって、そして、これ

以上ふえるとなれば、また対応のほうを考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 早期に対応策を講じてほしいと思います。

それでは、次にお聞きします。③です。

改めて児童クラブの果たす役割について、認識をお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

児童クラブは、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童等を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るものと認識しています。

児童クラブを必要とする保護者のために、市としても各児童クラブの運営状況を定期的にかつ随時確認し、必要な指導・助言を正確に行い、運営委員会や保護者、地域と連携して、子どもたちの健全な育成を図りたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長は現場のほうへ何度か足を運ばれたことがありますか。

それで、私この前、大宮小学校児童クラブさんへお邪魔したときに職員室で話をしておりましたら、3年生ぐらいの男のお子さんが入ってきて、すごく疲れた様子でランドセルごとドサッと椅子に座って、はあってため息ついたんですね。先生が「お客さんやからちょっと出てね」というふうに諭しますと、「僕は今すごく疲れちゃって、みんなの声がちょっとたまらんきここにおらいて、静かにしちよるき」と言うて、本当に話の間中じっと座っておいでました。

子どもさんにとっては、児童クラブというのはもちろん放課後に子どもを安全に預かる場所であり、親の就労の保障であるわけです。それから、子どもが健全に成長、発達していく場ですね。学校で物すごく何かで緊張して、来てほっとして指導員さんに甘えることができる。ここでちょっと心をほぐしてみんなの中へ入っていくことができる。ああ、そういう役割も果たしているんだと思って、本当に大事な施設というふうに感じました。ですので、やはり今回残念なことに漏れた子どもさんたちの、希望する子どもさんたちができるだけ拾えるように対策を講じていただきたいと思います。

それで、次の質問に移ります。

大宮小学校児童クラブもそうでしたが、普通建設事業等で入札不調が続き、完成がなくなる事例が相次いでいます。児童クラブの専用施設はどこでも長年待たれてきました。成長の早い子どもの1年は取り返しのつかない1年です。その意味でも、児童福祉に係る事業は急がれるのではないのでしょうか。今後、建設が予定されている他の児童クラブ建設の見通しと方策についてお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） お答えします。

織田議員の質問でもお答えしましたが、今年度建設予定でありました大栃小学校のもんべえクラブの施設が、入札不調により次年度の建設となりました。ほかの児童クラブ施設建設につきましては、保護者のニーズ調査を行い利用者数を把握して、平成29年度から随時、学校敷地内の建設を行っていきたいと思います。

楠目小学校のうぐいす児童クラブですが、利用人数が増加しているということでまず検討していきたいなど。そして、舟入小学校のたけのこ児童クラブ、これは舟入小学校から遠いので、とりあえず学校内の場所を検討していかなければならないかなと思っております。山田小学校のめだか・くじら児童クラブ、ここも山田小学校から遠いということもあって、ただ、学校内に現在場所がないので、どうしようかということも今検討しているところです。そして、片地小学校と香長小学校の児童クラブですが、ここは学校内に空きスペースがありますので、そこに建築という予定を考えてます。

ただ、すぐにこれ全部をするということはなかなか厳しいということもあり、やはり平成29年度に建設を行った場合ですが、やはり補助金、放課後児童クラブ施設整備助成事業費補助金を活用するとなりましたら、やはり協議書を提出しないといけないと。平成29年度に協議書を提出して、平成30年度の8月に放課後児童クラブ整備工事の内示があり、9月に指令前着工があるということで、やはり2年ぐらいかかりそうな感じがします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今回の大宮小学校児童クラブも半年ほどおくれましたね。

こういうことがないように、順調に1つずつでも建っていったらと思うんですが。入札不調という点で、交付金との関係でどうしても建設業者がAとかBとか限られてくるものなのか、その点をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 今回、もんべえクラブの入札につきましては、A・Bランクで70社に選定しまして入札をしたんですが、やはり辞退がありまして今回になったわけです。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） そうなるとまたおくれていくわけですが、例えばこういうことを考えました。全部で127平米と言いましたか、それから専用区画が84平米、ちょっとした広い住宅ぐらいの規模ですよ。それであれば何かの方法で、市内の大工さんに何か組合みたいなをつくっていただいて、市内の大工さんに市内の子どもが入る専用施設を建ててもらおう、こんな方法は考えられんだろうかと思ったのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 確かに住宅的なものと考えます。けれど、入札資格がないということで、入札には多分参加できないのではないかと思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 何らかの方法で子どもたちの施設が順調に建っていくように望みまして、次の質問に移ります。

最後に、プラスチックごみ対策についてお伺いします。

今年1月、海ごみ国際シンポジウムにおきまして、スーパーのレジ袋や総菜のトレイ、発泡スチロールなど、海に流れ出したプラスチックごみが推定で年間800万トンあり、野生生物に深刻な被害が出ていることが報告されました。

海鳥や海ガメが間違えてプラスチックを飲み込んだり、アシカやアザラシの首や体に巻きついたりして生物を傷めています。海に流れ出したプラスチックは微粒子になり、ゴカイやオキアミが食べ、それを魚が食べといった食物連鎖は、人もその連鎖の中に入り、体内への蓄積が心配されます。プラスチックは汚染物質を吸着し、食物連鎖の中でそれが濃縮されていくと考えられています。それを示す動物実験などもあります。

世界のプラスチック生産量は、1964年から2014年の50年の間に20倍以上に急増、今後さらに増加することが予測をされております。このまま対策をとらなければ2050年までには、海のプラスチックのごみの量が魚の量を上回る計算になるそうです。やがて魚介類が食べられなくなるのではと考えるのは杞憂でしょうか。

シンポジウムの報告書は、プラスチックごみ対策はリサイクルを促進し、自然界への流出を防ぐことが急務であると指摘をしています。アメリカではレジ袋の客への提供を禁止する条例をつくった州があるそうです。

私はこの問題は深刻だと思います。以前PCB汚染でだったと思いますが、妊婦さんはキンメダイを食べないほうがいいといったような新聞記事が出たこともあります。それを記憶しております。海は地上では土と同じで、私たちの生命を育んでくれるものです。プラスチックだけでなく生活雑排水や原発事故での汚染水等々、何もかも海に流して目の前から消えれば忘れるようなことでいいのかと、今回の海ごみシンポジウムの記事を目にして改めて思ったところです。

以上、述べましてお聞きをいたします。

①です。海ごみの環境汚染についての認識をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 大岸議員の海ごみについてのご質問にお答えいたします。

ダボス会議、世界経済フォーラムでの報告のお話もあったかと思いますが、プラスチックごみ、特にマイクロプラスチックと呼ばれる環境中に存在する微小なプラスチック粒子が、特に海洋環境において極めて深刻な問題になっておると認識しております。

ダボス会議の話もありますが、昨年10月にはNHKのクローズアップ現代という番

組の中で、「海に漂う“見えないゴミ”～マイクロプラスチックの脅威～」というテーマで報道されておりました。ごらんになった方もおいでるかもしれませんが、その中で一見汚れてないきれいな海の中に、大きさ5ミリ以下の小さなプラスチック、マイクロプラスチックと言われるものですが、これが大量に漂っておるということで、そのマイクロプラスチックは、海水中の油に溶けやすいので有害物質を吸着させる特徴を持っていて、100万倍に濃縮させるという研究結果も出ているようでございます。そこで生態系への影響が懸念され始めておるということで、当然ですが、これらが食物連鎖により人間の体内へ取り込まれるとなると、大変怖い問題であると思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 大変怖い問題であるというご認識をお示しいただきました。

次の質問に移りますが、これは地球規模で考えていかななくてはいけない問題だと思いますが、ごみは人間の生産活動や日常生活を送る上で発生しています、人間が出すんですね。やはり国際的なこういうシンポジウムでこういうことが明らかになっておりますが、市もどうしても手をこまねいて見ていることができない課題だと思うんです。どこの行政もごみ処理に多額の税金を要しておりますが、市のできる対策として、こういうふうに通告をしましたけれども、せめてごみの収集袋ですが、環境負荷の少ないものに転換することは考えられないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

環境負荷の少ないもので現在のプラスチックのごみ袋に対応できるものがありましたら、共同購入を実施しておりますところの南国市、香南市と3市の協議会の場で、検討することができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 協議の場で検討可ということで、ぜひ協議をしていただきたいです。

この質問は例えば他市の例ですが、資源ごみを袋じゃなくてコンテナとかあいうもので収集をしております。袋をやめるとそのリサイクル費もかからなくなる。それから利用者もその袋を買わなくて済むようになる。コンテナとか大きな網の袋を収集場所に置いて、そこへ市民の方が持ってきて、それを収集して行って、またそこへ持ってきておいてやっております。こういう方法も考えられないかと思うんですが、課長のご所見をお伺いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ゼロ・ウェイストという考え方もございます。つまり浪費とか無駄、ごみをなくそうという排出抑制でございますが、瓶や缶の集積場

所を構えて袋を使わない方法ということでございます。ごみステーション以上の広い敷地が必要になりますのでなかなか困難な面もございますが、スペースの確保ができて、なおかつご協力いただける自治会等があれば、試行的に取り組むということも考えられないことはないと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ、全市的にすぐには無理でも、モデルケースを構えるなどして協議をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。③です。

専門家はこの海ごみシンポジウムの中で、政策面での3R、昨日も質問に出ておりましたが、その重要性と、行政がイニシアチブをとることの重要性を説いております。まずはもう一つの提案ですが、市や市の補助団体等が主催するイベント等で、プラスチック容器使用の抑制を提唱できないでしょうか。

最近マイコップとかマイ箸持参というイベントもあることはありますが、まだまだ定着をしておりません。毎年たくさんのイベントやお祭り、あちこちでコンサートなどあるわけですが、そのたびに膨大なプラスチックごみが発生をしております。この状況を見るにつけ、やはりこのままでいいのかと思うわけですが、こういうプラスチック容器使用の抑制の提唱を行政がリーダーシップを発揮して、くせづけることが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

ご質問にありましたように、イベント等で食事を提供する場合、よくプラスチックのトレイとかが使われて、割り箸などとともにそのまま捨てられているという光景をよく目にいたします。

昨年も答弁させていただきましたが、市としましても、3Rの重要性については認識しております。市や補助団体が主催するイベント等でのPRも可能なものにおいては行っていくとともに、広報紙を通じたPRも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） いろんな団体がありまして、PRというのは随分されていると思います。されているけれども今の現状なんですよね。これをやっぱり前向きに進めていくために、以前私が一般質問で取り上げさせていただいたんですが、これに限ったことでもないんですけれども、とりあえずできそうなこととしてリユース食器というのがあります。これこの冊子ですけれども（資料を示しながら説明）、食器をイベント会場でデポジットで貸し出して、使った後持ってきてもらったときにお金を返すとかいう方法。それからもう一つ、リユース食器を積んで、同時に洗い場もついた車で来て、

車ごとそのイベント会場にいて、食器を貸し出して回収して洗って帰る。それから、洗浄まではしないところもありますけれども、それであればごみは出ませんよね。

少しお金がかかるかもしれませんがそういう方法がありますが、課長、いかがでしょう、研究をなさってみる所存はございませんか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどもお話しいたしましたが、イベント等で本当に大量の器、トレイ等が捨てられておる光景を見ます。そういったイベント会場等でごみを出さない仕組みが取り入れられるようであれば研究して、イベントでそういう可能性があれば探っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私は、この問題は課長は十分そういうご認識をお持ちですけど、ちょっと想像力を働かせる必要があると思って、食べて済んで目の前からなくなったらもうそれで忘れてますけど、それって川から海に流れていって、マイクロ粒子になったりして物すごい悪さをするんですね。海ガメがかわいそうとか、そういうところまでやっぱりイメージーションを働かせて、環境問題は特にそういう必要があるんじゃないかと思って、そういう啓発もしているわけですが。そういうことも、そこに呼びかけていくということもPRの1つだと思います。

それと、このリユース食器に関しましては、ネットワーク会員、ここの会員に入りましたやっております。全国でまだそんなに多くはないんですけども、四国では徳島県、香川県、徳島県はあの有名な上勝町、あそこはごみゼロで取り組んでいます。ここはそれこそ排出抑制で、町内ではかり売りの食器とか入れ物で物を売っております、トレイなんかも使わないというね。こういうネットワーク会員になってやるという方法もあると思います。

3市での検討ということになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

現在購入しておりますごみ袋につきましては、3市での共同購入ということでやっておりますが、そういったさまざまな他市町村でやっておる取り組みについては、またそれぞれの自治体でも研究できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ぜひその際には、団体とそれから環境学習をしております子どもさんも巻き込んでやったら、取り組みとして進むんじゃないかと思っておりますので、そのことを申し上げまして、最後の④の質問に移ります。



国際的な対応とともに国内でも環境省や国交省、内閣府等10省庁の局長クラスによる、一体的な取り組みが行われております。本市においても他市と連携し、対策等を協議できる場の設置を働きかけることが必要ではないでしょうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

本市と海岸線を持つ南国市、香南市の3市で環境行政連絡協議会を設けておりますので、これを利用し、設置の検討ができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） ここで先ほどの大岸議員の質問に対して、教育振興課長、前田哲夫君から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育振興課長、前田哲夫君。

○教育振興課長（前田哲夫君） 先ほどの大岸議員さんの児童クラブの質問について、6年生の利用人数につきまして調べてきました。6年生の利用者数はいないそうです。ゼロでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月11日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午後 1時34分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 8 年 3 月 1 1 日 金曜日

平成28年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成28年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日金曜日（会期第10日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
11番	門 脇 二三夫	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

3番 利 根 健 二

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 恵 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

## 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 和田 隆 議会事務局書記 山本 絵里  
議会事務局書記 横田 恵子

## 市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成28年度香美市一般会計予算
- 議案第 2号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8号 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 11号 平成28年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12号 平成28年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 14号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 15号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 16号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 17号 香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19号 香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20号 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 28号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 32号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 34号 香美市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 35号 開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 36号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 37号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 39号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 40号 市道の路線の認定について
- 議案第 41号 市道の路線の廃止について
- 議案第 42号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 43号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成28年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成28年3月11日(金) 午前9時開議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第 1号 平成28年度香美市一般会計予算
- 日程第3 議案第 2号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 3号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第5	議案第	4号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算
日程第6	議案第	5号	平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第7	議案第	6号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予 算
日程第8	議案第	7号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予 算
日程第9	議案第	8号	平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業 勘定）予算
日程第10	議案第	9号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議案第	10号	平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計 予算
日程第12	議案第	11号	平成28年度香美市水道事業会計予算
日程第13	議案第	12号	平成28年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第14	議案第	14号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号）
日程第15	議案第	15号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補 正予算（第3号）
日程第16	議案第	16号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号）
日程第17	議案第	17号	香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	18号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	19号	香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第20	議案第	20号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
日程第21	議案第	21号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
日程第22	議案第	22号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	24号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	26号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第25	議案第	27号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

について

- 日程第26 議案第 28号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第 30号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第 32号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第30 議案第 33号 香美市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第31 議案第 34号 香美市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第 35号 開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第33 議案第 36号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第34 議案第 37号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第36 議案第 39号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第37 議案第 40号 市道の路線の認定について
- 日程第38 議案第 41号 市道の路線の廃止について
- 日程第39 議案第 42号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第40 議案第 43号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について

#### 会議録署名議員

15番、織田秀幸君、16番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前 9時02分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。3番、利根健二君は、所用のため欠席という連絡がありました。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第1号、平成28年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第2号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第3号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第4号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第5号、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第6号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第7号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 8 号、平成 28 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 9 号、平成 28 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 10 号、平成 28 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 11 号、平成 28 年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 12 号、平成 28 年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 14 号、平成 27 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 15 号、平成 27 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 16 号、平成 27 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 17 号、香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

て、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第18号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第19号、香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第20号、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第21号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

日程第22、議案第22号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第24号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を若干行わさせていただきます。

細部説明書によりますと、「当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとしました。」というふうな記述がございます。

そこで伺いたいんですが、「この妥当なものにして分割して納入し、又は納入させることができる」という点で、現実、分納に対してもなかなか納税者に理解して払うて

もらうというときにやっぱり期間が短くて、大変合意を得るのが難しいというレベルの点も踏まえて、この条例の改正がされることによって、そこら辺に猶予期間を持たすことができるのか、言っている意味わかります。ちょっとわかりにくいかな。極端に言うたら、今やったら1年間で払ってくださいとかいうレベルがありますわね。この条例改正によってそれが2年とかで分納とか、3年とかで分納とか、そういうレベルの方向に持っていくことができるのかということと。

もう1点あわせて、申請手続の整備についてですけれども、かなり書類等を整えていくのには、やっぱり納税者にとっては大変な部分もございしますが、その整備等は4月1日から行われますのでできているのかという点を、まず2点お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 税務課長、秋月建樹君。

○税務課長（秋月建樹君） 香美市税条例の一部を改正する条例の制定についての徴収の猶予の納付の期間についてですが、基本的には1年間ということになっておりまして、特別な事情を認める場合は2年間に延長することができます。最長2年間ということになりますので、3年以上については難しいということと。

また、申請手続の整備については、今のところは3月中に規則を改正しまして、書類等の整備を行いたいとは思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連。

基本1年、最長2年というのは以前から一緒ですわね、そしたらね。その分については変わらないという部分で、納税者側の滞納している部分に対しての、みずから申請して徴収の猶予及び換価の猶予に対して、認めてもらえる可能性が大きくなったというレベルの認識でいいのですかね。換価の猶予については、職権で行いますわね。そのときに対して、逆に納税者側がそれされるとなかなか困るというレベルでこちらがもって申請すれば、それに対して判断がいただけるか、そういうレベルについてですがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） お答えします。

現在、納入の猶予をしているのは通常の誓約というかそういうのをとって、通常の方で1年間で猶予をしています、滞納の分割納付を認めています。換価の猶予ということで申請されますと、一応法的にも認められていますので、期間として1年の分割納付が認められているということで、特別な事情があればもう1年延長して認められるということで最長2年ということで、現在事務でやっている分割納付とはちょっと意味合いが違ってきます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現実問題、質問もさせてもらった中で、その猶予申請とかはないというふうな、余りないような話をたしか聞いたと思うんですけど、以前一般質問をさせてもらったときにね。

そこで、今いろいろなレベルで当局は差し押さえ等もして、やっぱり滞納税金の保全を図ってるところですけども、実際その差し押さえした物件に対して換価の猶予、ちょっと私も読み込み不足ですので、生命保険とかさまざま差し押さえした場合ですわね、どういうところまで換価の猶予自体が認められてくるのかなというのを若干伺っておきたいという部分ですけども、そこのところ。生計に係る部分らあはなかなか差し押さえはしませんけれども、実際のところ、これが納税者からしたら、どうしても差し押さえされたら困るんやというときに換価の猶予を申請したりしますわね。そこのレベルのちょっと判断基準をお示しいただきたいと思いますが。

○議長（石川彰宏君） 収納課長、近藤浩伸君。

○収納課長（近藤浩伸君） お答えします。

換価の猶予を認めるというのは、納付すべき税を一時期に納付することにより、その事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。それから、滞納者が納税について誠実な誠意を有すると認められること。また、滞納者から納付すべき税の納期限から、今回は6カ月以内に換価の猶予の申請が出されていること。それから、納付すべき税について、納税の猶予の適用を受けている場合でないこと。それから、換価の猶予の申請に関する税以外の税の滞納がないこと。それから、換価の猶予の申請に係る税の額に相当する担保の提供があることというようなこと等々がありますが、そういうことで換価の猶予ができると、申請ができるということになっています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

日程第24、議案第26号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第27号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第28号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案につ

いて質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第30号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第31号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第32号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第33号、香美市行政不服審査会条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第34号、香美市職員の退職管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

議案第34号ですけれども、第2条の文がちょっとわかりにくいのですが、後のほうに「離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。」というふうなことを書かれていますけれども、具体的にどういうことなのか詳しくご説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、お答えします。

第2条に定めている内容でございますが、市で言いますと課長職に相当する職員につきましては、営利企業に再就職したそういった元職員のうち、離職した日の5年前、課長職をやめる5年前にさかのぼりまして、そういう職についていた者につきましては、在籍した部署の職員に対して「契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように

要求し、又は依頼してはならない。」ことを定めております。要はそういった関連の職についておった者は、そういう部署に対して2年間働きかけができないという規定でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連です。ちょっと具体的に聞きたいんですが。

今回めでたくというか某課長が退職されますけれども、その方が今おる課に対して働きかけができないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 退職の日からさかのぼって5年前までに属したところについて、働きかけができないという理解でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

日程第32、議案第35号、開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第36号、市有財産の無償貸付について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

この件については毎年ということをやっているんですが、常任委員会に決算資料等は示されて審査されているのか、ここの菌床生産組合の。それで、現実問題その部分の決算状況を明らかにしながら、私どもは審査されるべきというふうな点が1点と。

あわせて、土地を除く建物及び生産施設、備品一式ということ貸し付けているということですが、新たに購入される備品等について、その管理、区別等は正確にできているのか。その備品等については組合のほうの持ち物というふうな認識をしていますが、その点お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） お答えします。

今までの委員会には決算資料は出してないということで、報告の中で決算の状況を報告していると聞いております。

それとその備品についてですが、備品については、この分についてということの明細をつけての貸し付けになっておりますので、それ以後の購入物については組合のほうの購入物でありますので、そこは区分けされていると思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連。

一度この組合の決算を何かの機会に私どもも見た記憶がございますけれども、その報告がどの報告で受けてるのかなあというレベルが1点と。

それから、台帳をつくって管理していると備品の部分ね、そういうことですが。今までであった部分のその使えなくなつて廃棄する場合は、どのような手続になっているのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） さきの決算については、ごらんになられたということがあるということであれば、今委員会については早急に構えるような用意もあります。

それと備品についてですが、廃棄ということになれば組合のほうからの申し出が必要になりますので、そのがで調整を行つて廃棄していくということになります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 総務常任委員会で審査されますので、できましたらそれで審査されたほうが私はよろしいというふうな、これは私が言える立場かどうかはわかりませんが、以上です。

○議長（石川彰宏君） 香北支所長兼地域振興課長、野島恵一君。

○香北支所長兼地域振興課長（野島恵一君） そしたら、早急に構えるようにします。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

日程第34、議案第37号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第39号、香美市過疎地域自立促進計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37、議案第40号、市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり



○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第38、議案第41号、市道の路線の廃止について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第39、議案第42号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第40、議案第43号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第1号から日程第40、議案第43号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は3月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、3月17日までに審査を終えるように期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は3月18日午後1時30分に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9時30分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 8 年 3 月 1 8 日 金曜日

平成28年第1回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成28年3月2日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月18日金曜日（会期第17日） 午後 1時30分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	12番	山 崎 晃 子
2番	小 松 孝	13番	山 崎 龍太郎
3番	利 根 健 二	14番	大 岸 眞 弓
4番	山 崎 眞 幹	15番	織 田 秀 幸
5番	森 田 雄 介	16番	比与森 光 俊
6番	濱 田 百合子	17番	依 光 美代子
7番	村 田 珠 美	18番	山 本 芳 男
8番	小 松 紀 夫	19番	島 岡 信 彦
9番	爲 近 初 男	20番	石 川 彰 宏
11番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	近 藤 浩 伸
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	西 本 恭 久
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	野 島 惠 一
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	中 山 繁 美	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
税 務 課 長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	教 育 振 興 課 長	前 田 哲 夫
教 育 次 長	小 松 美 公	生 涯 学 習 振 興 課 長	久 保 和 昭

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

な し

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会議務局長 和田 隆 議会議務局書記 山本 絵里  
議会議務局書記 横田 恵子

**市長提出議案の題目**

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成28年度香美市一般会計予算
- 議案第 2号 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3号 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4号 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7号 平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8号 平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9号 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 10号 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算
- 議案第 11号 平成28年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 12号 平成28年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 14号 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 15号 平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 16号 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 17号 香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19号 香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20号 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 32号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 34号 香美市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 35号 開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 36号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 37号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 39号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 40号 市道の路線の認定について
- 議案第 41号 市道の路線の廃止について
- 議案第 42号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同約の変更について
- 議案第 43号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同約の変更に伴う財産処分について

#### 議員提出議案の題目

- 発議第 3号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 4号 香美市産業振興条例の制定について
- 意見書案第 1号 環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書の提出について
- 意見書案第 2号 介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 4号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について
- 意見書案第 5号 障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書の提出について

## 議事日程

### 平成28年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成28年3月18日(金) 午前1時30分開議

- |       |     |     |   |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1  | 承認第 | 1号  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2  | 議案第 | 1号  | 平成28年度香美市一般会計予算   |
| 日程第3  | 議案第 | 2号  | 平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算                                     |
| 日程第4  | 議案第 | 3号  | 平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算                                    |
| 日程第5  | 議案第 | 4号  | 平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計<br>予算                          |
| 日程第6  | 議案第 | 5号  | 平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                                   |
| 日程第7  | 議案第 | 6号  | 平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予<br>算                           |
| 日程第8  | 議案第 | 7号  | 平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予<br>算                           |
| 日程第9  | 議案第 | 8号  | 平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業<br>勘定)予算                       |
| 日程第10 | 議案第 | 9号  | 平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                                    |
| 日程第11 | 議案第 | 10号 | 平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計<br>予算                          |
| 日程第12 | 議案第 | 11号 | 平成28年度香美市水道事業会計予算   |
| 日程第13 | 議案第 | 12号 | 平成28年度香美市工業用水道事業会計予算                                      |
| 日程第14 | 議案第 | 14号 | 平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第<br>2号)                         |
| 日程第15 | 議案第 | 15号 | 平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補<br>正予算(第3号)                    |
| 日程第16 | 議案第 | 16号 | 平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第<br>2号)                         |
| 日程第17 | 議案第 | 17号 | 香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第18 | 議案第 | 18号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一<br>部を改正する条例の制定について             |
| 日程第19 | 議案第 | 19号 | 香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定<br>について                        |
| 日程第20 | 議案第 | 20号 | 香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条                                |

例の制定について

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第21 | 議案第 | 21号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第22 | 議案第 | 22号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第23 | 議案第 | 24号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第24 | 議案第 | 26号 | 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第25 | 議案第 | 27号 | 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第26 | 議案第 | 28号 | 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第 | 30号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第28 | 議案第 | 31号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第29 | 議案第 | 32号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  |
| 日程第30 | 議案第 | 33号 | 香美市行政不服審査会条例の制定について  |
| 日程第31 | 議案第 | 34号 | 香美市職員の退職管理に関する条例の制定について  |
| 日程第32 | 議案第 | 35号 | 開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について  |
| 日程第33 | 議案第 | 36号 | 市有財産の無償貸付けについて   |
| 日程第34 | 議案第 | 37号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について   |
| 日程第35 | 議案第 | 38号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について   |
| 日程第36 | 議案第 | 39号 | 香美市過疎地域自立促進計画の策定について   |
| 日程第37 | 議案第 | 40号 | 市道の路線の認定について   |
| 日程第38 | 議案第 | 41号 | 市道の路線の廃止について   |
| 日程第39 | 議案第 | 42号 | 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について   |
| 日程第40 | 議案第 | 43号 | 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について  |



- 日程第41 発議第 3号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 発議第 4号 香美市産業振興条例の制定について
- 日程第43 意見書案第 1号 環太平洋経済連携（T P P）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書の提出について
- 日程第44 意見書案第 2号 介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第45 意見書案第 3号 政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について
- 日程第46 意見書案第 4号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について
- 日程第47 意見書案第 5号 障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第48 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第49 議員派遣の件

#### 会議録署名議員

15番、織田秀幸君、16番、比与森光俊君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午後 1時30分 開議)

○議長（石川彰宏君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） 16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等については、発議2件、意見書案5件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

続いて、6月定例会の会期・日程につきましては、協議の結果、別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付いたしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第40、議案第43号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についてまで、以上40件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

平成28年3月11日に開かれました総務常任委員会は6名の出席で定足数に達しており、会議を行いました。

本委員会が今期定例会で総務常任委員会に付託を受けました案件は、承認第1号、これ以降は議案ですが、議案の号数のみ申します。議案1号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、24号、30号、31号、32号、33号、34号、35号、36号、38号、39号、42号、43号の20件となっております。

それでは、各議案の審査の経過と結果をご報告します。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。特に質疑、討論はなく、直ちに採決を行いました。採決の結果、承認第1号は、全員賛成をもって原案どおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第1号、平成28年度香美市一般会計予算は、既に連合審査会において質疑が終了しており、討論もなく、採決の結果、議案第1号は、全員賛成をもって原案ど

おり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。条例の趣旨につきまして、具体的に説明を求めるとの質疑に対し、条例等に違反する事実がある場合は、市長等はその権限を適切に行使する責務を負っている。しかし、市長等は条例に違反する事実の全てを把握することは困難なので、知る者からの申し出を端緒として必要な調査を行い、結果に基づき違反する事実があるときは、行政処分または指導を行うというものであるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。ヘリポートの具体的な位置に関する質疑がありまして、テニスコートに設置すると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第18号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。香美警察署が南国警察署へ統合されることで、香美市民の利便性を懸念する質疑があり、交通課は南国警察署交通課に吸収されるが、香美警察署には庁舎長を置くとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。特別支援学校の小学部を加えるとのことであるが、今まで特に定めがなく問題はなかったかとの質疑に対し、今まで条例に規定がなかった前期課程であるとか、特別支援学校の小学部が新たにできたので加えるものであると答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第21号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑は、学校に耳鼻科医が入っていないがとの問いに、香美郡医師会のほうからの申し出に耳鼻科医が含まれていなかったためと答え、再度の質疑に、学校の健診には内科医や歯科医、耳鼻科医も来ているとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第22号は、全員賛成で（後に「原案のとおり」を入れると訂正あり）可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

議案第22号で言い漏れたかもしれません。全員賛成で可決すべきものと決定はしたのですが、「原案のとおり」という文言が抜けていたかと思います。抜けていたら差し挟んでいただくようお願いします。

次に、議案第30号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。条例改正の背景につきまして、火災発生のおそれのある対象となる器具等の取り扱いの基準を定めた省令が、施行後10年以上経過したため、条例改正する必要があり、提案するものであるとの丁寧な補足説明がありました。特段の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第30号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題としました。質疑は、「不服申立て」とか「異議申立て」の文言が「審査請求」に一本化されたという理解でよいのかとの問いに、見込みどおりであると答弁。それによって市民負担がふえることはないのかとの問いに、一元化されるので負担軽減になるのではないのかとの答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題としました。人事評価の中身についての質疑があり、本格的に人事評価を導入し給与にも反映させるものだと答弁がありました。等級別基準職務表にある「困難な業務を行う班長職務」の内容とはどういうものかという質疑があり、困難性の高い業務である、業務の難易度を示しているとの答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、香美市行政不服審査会条例の制定についてを議題としました。審査会の委員について質疑があり、弁護士とか司法書士、税理士、国・県・市の元職員などを人選していると答弁。また、行政不服審査会の審査の対象を問う質疑があり、不服申し立てが出てきたときに、担当課との間で審理員が公平な審査をする。両方の意見を聞いて審査する機関がなかったので立ち上げたものである。また、個人情報審査会等に類似するものだと答弁がありました。また、質疑として、1案件の審議が済んだ時点で審査会が終了するのかとの問いに、審理員が聞いて上げてくる意見をそこで審査し、それで返して終了との答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、香美市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題としましたが、本案につきましての特段の質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第34号は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

の制定についてを議題としました。本議案は開発センターの取り壊し工事が6月から始まることになっており、それに先立ち4月からの業務を停止する必要があり、条例廃止をするものである旨の補足説明がありました。質疑は、現在開発センターに入っている図書館とか児童クラブ等の新施設ができるまでの行き先についてであり、図書館の図書は3月末まではふれあいプラザの1室に保管され、また教育委員会の分室は4月から支所の2階に引っ越す予定であること。また、児童クラブは4月いっぱい現在の施設を使用し、後は学校の空き教室に受け入れとなっているなどの答弁がありました。また、支所に移った後のホールや調理室などの開発センターの機能は、公民館設置条例で管理されるとの説明がございました。このような質疑の後、討論はなく、議案第35号は、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号、市有財産の無償貸付けについてを議題としました。本議案の審査は本会議での質疑を受けまして、香北町椎茸生産組合の平成26年度決算報告書が資料として提示されまして、まず経営状況の説明を受けました。提示されておりましたのは平成26年度の決算書であり、決算書がつくられた時点では約410万1,000円の赤字、また累積の赤字が1,639万1,361円あったとの報告を受けました。そして、平成26年の途中から自分のところでシイタケ栽培を行い、スーパー等に販路をつくり赤字解消に努めた結果、平成27年度末は495万7,000円の黒字、3月末の黒字の見込みは600万円を見込んでいるとの報告を受けました。これに対し特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第36号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題としました。質疑で、計画ができたが5年間で完了するか、予定どおりに進むのかと進捗を心配する問いに、計画にこのようにのせることにより、予定どおり進んでいくのではないかと考えているとの執行部の答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第38号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号、香美市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題としましたが、特段の質疑、討論はなく、採決の結果、議案39号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題としました。本案は質疑、討論はなく、採決の結果、議案第42号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第43号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分についてを議題としました。本案についての質疑、討論はなく、採決の結果、議案第43号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会副委員長、山崎晃子君。

○教育厚生常任委員会副委員長（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。教育厚生常任委員会の報告を行います。

今期定例会において本委員会が付託を受けました案件は、議案第6号、これ以降は議案の号数のみ申し上げます。7号、8号、9号、10号、15号、16号、26号、27号、28号、37号の11件です。審査の経過と結果を報告します。

最初に、議案第6号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とし審査に入りました。医療給付費分現年課税分は上限額は引き上げられた予算になっている。上限額が上がる人がどれぐらいいるのか、減免される方はどれぐらいいるのかの問いに、人数は平成28年度ベースでは手元にない。限度額が上がることと所得の判定基準が変わることが予定されている。限度額が上がることでは、給与所得と単身世帯、4方式で計算したら、現在の限度額に係る給与所得780万円が820万円まで上がると言われている。軽減については、例えば40歳の夫婦と子ども1人の3人世帯であれば、5割軽減で給与収入186万円が184万円以下になる予定。2割軽減の基準で言うと、現行が280万円のところが278万円以下になるだろうと言われていると答弁。保険税の限度額で医療費分54万円は間違いのないか問いに、平成28年度の予定で限度額は医療費分54万円、後期分19万円、介護分16万円を足して89万円になると答弁。また、限度額が上がる人は給与所得で780万円が820万円になる。本市では対象が少ないのではないかと思うがとの問いに、実際の数字は押さえていない。2年ぐらい前、限度額が上がったときに影響を調べたときには4世帯ぐらいだった。新たに限度額に達する人は少ないのではないかと思うと答弁。地方税制が変わったら市として上げなければならないものかとの問いに、法改正があったら改正すると答弁。法改正があればするということであるが、しなくても構わないということかとの問いに、基本的に法改正があればしなければならないと考えている。所得の軽減額が上がるということは、中間所得層の市民の方には有益な法改正であり、しなければならないと考えていると答弁。コンビニで支払いができるようにということは市民の声があったか、身近で支払いがしやすいということで取り扱いを始めるのかとの問いに、お支払いいただく便宜を図るということである。南国・香南市が先駆けて1年前から取り組んでいる。そういう関係で香美市はまだかという声もある。コンビニ収納は、数は少なくとも便宜を図る上では有効だと考えると答弁。徴収の手数料はどこも一緒かとの問いに、普通の銀行よりは手数料は若干高くなると答弁。人間ドック補助金が減額になっているがどうということかとの問いに、人間ドックを使われる方が固定化してきている。今回15人分を計上していると答弁。保健師を採用することになっているが、今後の保険事業の展開はどのようにしていくのかとの問いに、これまで健康介護支援課の保健師に保健事業は委託

という形で連携してやってきた。今後、広域化に向けていろいろな保健事業に取り組んでいきたい。また、今年データヘルス計画も完成し、問題点も浮かび上がってきている。専門的な目で早く取り組みたいと考えていると答弁。国の予算で1,700億円が低所得者対策として交付されると聞いたが、保険基盤安定繰入金に入っているかとの問いに、1,700億円の影響額は保険基盤安定繰入金の保険者支援分に影響してきている。国・県あわせて、保険者支援分4,500万円くらいの計算になると答弁。公用車運転代行業務委託はどういうことに使われるのかとの問いに、平成28年度から健康ウォーキングにかわるものとして、新しく減塩に対する取り組みを考えている。30人程度の減塩健康教室を2回計画している。香北町、物部町の方に参加していただくために市バスを借りるもので、その際に委託料が別途必要とのことで計上したとの答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第6号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題として審議に入りました。歳入の国庫支出金、県支出金の地域支援事業交付金（介護予防事業、包括的支援事業・任意事業）の今後の見込みと、介護保険事業の何%になるか、超えたらどうなるかとの問いに、地域支援事業交付金の介護予防事業は新しい総合事業で、国が事業費の25%を補助、地域支援交付金の包括的支援事業・任意事業は国が事業費の39%を補助することになっている。事業のほうは試算したが超えないと答弁。介護保険事業運営基金繰入金が昨年度に比べて2,000万円ふえている。現在の基金の残高と今後の基金の見通しはとの問いに、現在のところ基金は1億5,200万円である。平成27年度に土佐山田と香北・物部圏域に1事業所ずつ小規模多機能型居宅介護ができて、地域密着型介護サービス費が増額となった。要介護者の増加やデイサービス、ホームヘルプ、日常生活用具のレンタルの利用者増で、給付費の不足が見込まれるため増額になっていると答弁。1億5,000万円の基金から4,000万円を取り崩すと、残りが1億1,000万円ほどになる。基金の見通しとしては歳出で基金積立で100万円を積み立てることになっているが、今後、急激に減っていくばかりなのかとの問いに、介護保険事業運営基金条例の中で、各年度において生じた歳入歳出決算剰余金のうち2分の1を下回らない額を、翌年度の歳入に繰り入れしないで積み立てることができるものとしている。ただし、国庫負担金の補助金等で翌年度に返還すべき金額、また国が調整交付金について規定に基づき減額される金額、または県負担金の翌年度精算で返還、または介護給付費交付金の返還すべき金額等においては控除することになっている。平成27年度は積み立ての予定はないが、平成28年度は100万1,000円の予算を計上。平成28年度でも翌年度精算で返還があった場合、積み立てはないということが予測される。基金が底をつかないよう介護保険事業計画の中で事業を実施しており、保険料を算定している答弁。包括的支援事業・任意事業費の認知症総合支援事業費の委託料の内容との問いに、以前から実施している認知症の事業やよりそい支援事

業で、社会福祉協議会に委託している。認知症啓発事業は認知症の啓発映画の上映である。認知症初期集中支援委託料は、勉強会や個別相談等で以前から同仁病院に委託していると答弁。パンフレット作成業務委託とあるが、統合したパンフレットができるのかとの問いに、医療機関や介護サービス事業の内容を紹介するパンフレット作成を県内の事業者へ委託する予定であると答弁。財政安定化基金貸付金が1,000円計上されている。どのようになったら財政安定化基金貸付金に頼ることになるのかとの問いに、まずは介護保険料、国・県の給付からであるが、不足した場合には1億5,000万円の基金から繰り入れるようになる。それでも不足した場合には財政安定化基金貸付金になるが、今のところそのような状況にはならないと答弁。地域支援事業費の中の地域包括ケア会議について今後の取り組みはどの問いに、物部・香北町のケア会議は終わり、今後は生活支援コーディネーター協議体に移行する。平成28年度は土佐山田町で新しく地域包括ケア会議を実施する。その後、香美市全体の地域包括ケア会議を実施する予定と答弁。地域支援体制整備事業費の内容はどの問いに、生活支援コーディネーター協議体の委員等の報酬であると答弁。生活支援コーディネーターの委員はどのような方を予定しているかとの問いに、今まで地域包括ケア会議の委員になっていた介護保険サービスの事業関係者、医療・保険関係者、福祉関係者、住民代表、行政機関関係者の方々となる予定であると答弁。介護予防一般高齢者施策事業費の委託料の調査委託の内容はどの問いに、第7期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画に向けての調査で、県内の事業者へ委託する予定であり、介護福祉計画のアンケート調査と日常生活圏域ニーズ調査であると答弁。アンケート調査の結果をお知らせしているかとの問いに、アンケート調査は業者のほうで分析等をしてもらい、それを第7期の計画書に反映することになっている。そのときに広報で公表されると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第7号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題とし、審議に入りました。特例介護予防サービス計画費収入が計上されている。どんなときに特例が認められるのか。今まで例があったのかとの問いに、今のところ実績はないとの答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第8号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、審議に入りました。後期高齢者医療も保険料が上がるように聞いた。今年度、また今後の保険料の上がる見込みについてはどうかとの問いに、保険料は後期高齢者医療から来た試算の部分で計上しており、今後上がることも予想される。後期高齢者に移っていく人数が多く、また年齢が高くなるとともに医療費がかかるという現状がある。医療費の適正化に取り組んでいくと答弁。後期高齢者医療ではコンビニ納付はどのようになっているかとの問いに、後期高齢者は郵便局の口座振替がまだできていない状況であり、平成28年度に口座振替を郵便局でできるようにする。郵便局の口座振替の様子を見ながら



取り組みたいとの答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第9号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を議題とし、審議に入りました。障害区分認定審査会は月1回ということだが、平均して何人ぐらいかとの問いに、審査会は毎月1回開催、実績として平成27年度は本市で開催されていて、平成28年1月末で香南市の対象者が39名、香美市の対象者が48名、計87名の方が審査の対象となっている。平成26年度は香南市が事務局で、香南市67名、香美市68名の合計135名となっていると答弁。不服の場合は再審査で同じ審査会かとの問いに、不服の場合は本人から審査請求を上げていただき、担当者が本人と面談し、その状況を判断して変更認定となるとの答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第10号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、審議に入りました。一般被保険者高額療養費の追加で、医療費の伸びについて要因をとの問いに、伸びの大きな要因の1つに、平成27年8月にC型肝炎の治療薬が認可された。その影響で薬価が上がり、この分の伸びが一番大きいと考えている。また、法改正により平成27年度当初から高額療養費の区分が細分化された。高額療養費の細分化は本市においても影響が大きいとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第15号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、審議に入りました。本案は特段の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に入りました。本案は特段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に入りました。地域密着型ということで県から市に移行する条例だが、本市独自の中身があるのか。また、地域の連携強化を図るということで運営推進会議を設けるようになっているが、これは新しく入れたものかとの問いに、介護保険法の改正に伴って、地域密着型となる18人以下の通所サービスが県から市に委譲された。香美市独自のものはなく、全て法令と同じである。地域密着型には運営推進会議の開催が必要となると答弁。香美市内の18人以下の通所サービス事業者数はとの問いに、7事業所であるとの答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に入りました。指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は本市にあるかとの問いに、対象の介護事業所はないとの答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題としました。質疑に当たり執行部より委託内容について補足説明がありました。平成27年度まではやなせたかし記念館管理委託料は指定管理料と補助金を計上していたが、今回、補助金を廃止した。平成28年度は指定管理料約8,247万円で指定管理をする。歳入については、リニューアルしたアンパンマンミュージアムが20周年ということで、集客につながる企画展等で入館者増を見込み、指定管理料と同額を計上している。入館者はだんだん減少してきているが、17万人を目指し予算化している。今までは指定管理料と補助金を足した額と入館料収入とに大きな差異があった。今回、補助金を廃止した理由の1つに、やなせ先生より遺贈されたスタジオの株式の配当が財団に見込まれることから、平成28年度は1年間状況を見きわめて、平成29年度以降については長期の委託契約を検討するとのことで審議に入りました。ここ最近の入館者数はどの問いに、平成21年度は約24万人、平成22年度が約20万人、平成23年度が約20万人、平成24年度が約17万5,000人、平成25年度が約15万2,000人、平成26年度が約13万人、平成27年度は現在のところ約12万人となっている。平成28年度には平成24年度実績の約17万人を目指すと答弁。入館者が減少している、何か特別な企画を考えているかとの問いに、企画展の内容については、やなせたかし記念館に管理委託しており、年度当初に理事会を終えた後にこちらに予定が上がってくると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会副委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

今期定例会において産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第2号、同第3号、同第4号、同第5号、同第11号、同第12号、同第14号、同第40号、同第41号の9件であります。審査の経過と結果を報告いたします。

議案第2号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算では、債務負担行為の香北・物部地区で、管理委託による出の額の違いと今後の展望はどの質疑に、平成28年度の委託額は4,800万円で、平成29年度の6,300万円は人件費の増と新たな業務を見込んでいる。また、複数年度契約も含めて12月補正までに取りまとめるとの答弁。また、全国の委託の状況はどの質疑に、平成25年に厚生労働省が発表したデー

タによると、国の委託が5件、市町村の委託が1,266件で、今後もふえていくとの答弁。さらに、新設分担金は業者の理解は得ているのか、また内訳はどの質疑に、今年1月に指定業者に対し周知したが、現時点で問題はなく、分担金の内訳は平成26年度の実績をもとに算出を行っているとの答弁。さらに、簡易水道のGIS、システムの運用の状況はどの質疑に、簡易水道では平成26年度に整備が終了し運用している。また、上水道については平成27年度、平成28年度で整備中であるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第2号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算では、談議所及び川添工業団地の分担金1,510万6,000円の内訳と、下水道使用料の見込みはどの質疑に、川添工業団地の新設分担金については、総額で約1,170万6,000円を計上している。下水道使用料については、昨年から新築などによる接続の向上に伴うものであるとの答弁。また、供用開始の現状調査はどの質疑に、既に1社が接続していて、今後も供用開始後、接続が見込まれているとの答弁。また、アクションプランの策定内容についてどの質疑に、県及び各自治体が10年間で汚水処理人口の普及促進を図るものであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第3号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算では、受益者分担金が減額となっているが、今後の見込みと予算立ての根拠はどの質疑に、特定環境下水の分担金については、平成28年度は1戸当たり13万円で15戸を見込んでいるのと、例年の実績に基づき算定を行っているとの答弁。また、下水道維持管理費の修繕費の内訳及び調査委託の内容はどの質疑に、マンホールポンプの緊急修理や管渠埋設による道路補修などで、調査委託については管路の不明水の調査委託であるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第4号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算では、排水処理施設と龍河洞店舗との関連はどの質疑に、龍河洞店舗の接続戸数は10戸で全体の約17%との答弁。また、上水道事業事務負担金の予算立てはどの質疑に、平成28年度からは3会計で2名を想定し、公共下水道会計に2名分の予算計上をしているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第5号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、平成28年度香美市水道事業会計予算では、上水道と簡易水道との統合についての見解はどの質疑に、厚生労働省が条件つきで3年の延長が示されたが、統合には交付税措置の減額などデメリットがある。料金改定も視野に入れ、運営可能な時点を判断し統合を行うとの答弁。さらに、戸板島水源取水井戸増設工事に伴う事業の取り組みについてはどの質疑に、新水源については平成27年度の調査で希望水量

確保が確認でき、平成28年度より本格的に着手を進め、完成は平成30年度を見込んでいるとの答弁。また、緊急修繕の今後増額への推移はとの質疑に、労務単価の上がり幅を見込んでいるとの答弁。さらに、量水器の取りかえへの流れはとの質疑に、水道メーターの検定満了期間は8年であるが、7年周期で年間約2,000個を取りかえているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第11号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号、平成28年度香美市工業用水道事業会計予算では、資本的収入の出費金は会計上の対応かとの質疑に、平成26年度から資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額は出資金で補填するものとなったとの答弁。また、減価償却費は何年間を見込んでいるかとの質疑に、施設により異なるが、管路では耐用年数は40年と定められているとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第12号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、公共下水道雨水管渠築造工事が繰り越しとなっているがとの質疑に、談議所の污水管事業間との調整と、濁水処理により雨水管渠築造事業が繰越明許となったとの答弁。また、受益者負担金前納報奨金の減額についてとの質疑に、川添団地を含む供用開始のおくれが減額となっているとの答弁。また、横堀川の請負工事の進捗状況についてとの質疑に、新町西町線道路新設工事の先行工事として、今年度の延長は約90メートルであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第14号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号、市道の路線の認定については、補足説明の後、質疑で、大後入東1号線は議案書で幅員が4メートルから8メートルとあり、地域要望を加味し辺地債での対応とのことだが、どのように整備するのかとの質疑に、まず、計画として4メートルから8メートルであり、場所としては現在行っている後入線の支線部分であり、当初100メートル以内とのことでしたが、190メートルとなったため路線名を入れての計画であるとの答弁。また、佐野5号線は地域の要望で管理を行うとのことだが、整備計画はとの質疑に、当初は県の施工であったが、現在管理ができておらず、側溝の掃除や路面など市が対応することとなったとの答弁。さらに、大平4号線も同じく整備と管理を行うかとの質疑に、幅員が狭いため整備するとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第40号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号、市道の路線の廃止については、補足説明の後、質疑で、路線廃止により生活道との位置づけとなるのかとの質疑に、2項道路としての適用は残るとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第41号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎です。

教育厚生常任委員会の副委員長に若干お尋ねします。議案第6号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算であります。説明の中で今回の改正の予算のポイントというのは、撤回されました議案25号の関連で予算組みされてるところで、医療給付費の現年課税分等についての説明の中で、実際の数字等は押さえてないと、52万円が54万円に上がるわけですけど、高齢者の分は17万円が19万円に上がっていくわけですけども、新たに対象になるのは少ないのではないかというふうに考えているというところの報告がございました。やはり、私はそういう数字はきれいに押さえるのが大切ということを考えますが、休憩にして詳細を聞くこともなかったのか。その詳しい説明はその程度で収まったのか、その点を1点確認したいのと。

それと、地方税法の改正で、条例改正はしなければならないと考えているということでありましたが、国保料で言いますと、高知市の例なんかを言いますと上位法が変わってもその上限額を据え置いているという例もございますが、実際のところはこれはしなければならないという結論でそのまま議論は終結したのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会副委員長、山崎晃子君。

○教育厚生常任委員会副委員長（山崎晃子君） 12番、山崎晃子です。

先ほど報告をいたしましたとおりで、委員会においてはそれ以上のことについての質疑はございませんでした。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対の方の発言を許します。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

日本共産党を代表し、議案第6号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算に反対の立場で討論を行います。

国保の都道府県単位化に向けた国と地方の協議の場におきまして、全国知事会は国保の構造的問題を解決しない限り保険者にはならないとして、国との協議を続ける中で、国は市町村国保の低所得者に対する財政支援策を打ち出しました。これにより平成26年度に2割、5割軽減の支援策として500億円、去年は保険料軽減のためとして1,700億円が全国的にありますが投入されまして、平成28年度以降もその枠組みは維持され続けていくものと思われま。低所得者層の負担軽減につながることは歓迎

迎します。しかし、国保特別会計の平成28年度の予算におきまして、医療費分で2万円、後期高齢者支援分で2万円、合計4万円賦課限度額が引き上げられることになっているのは問題です。現在85万円の限度額を支払っているのは、平成27年度ベースで60世帯、200人となっていますが、その方々の国保税がさらに引き上げられます。また、最高限度額対象所得も780万円から820万円まで引き上がります。家族の多い世帯や固定資産割の多い世帯にとって新たな負担増が生まれることになり、払えない方々をふやすのではないのでしょうか。財政基盤の安定にも逆行することになると思います。上位所得者といえど、私も実際にお聞きしたことがあります。給与所得は少なく固定資産がたくさんある方の場合、固定資産割が多く発生します。その支払いが本当に大変だという声をお聞きしたことがございます。上位所得者といえどもはや限界に達しており、このまま毎年限度額が上がり続けることは看過できません。前段で述べましたように、低所得者対策としての財源は既に確保、約束されており、上位所得者の限度額を上げる必要はありません。

昨年11月の厚生労働省、社会保障審議会医療保険部会では、国保の賦課限度額の見直しについて被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%になるよう賦課限度額を引き上げていくとの案を示しています。このように、限度額の引き上げが協会けんぽとの兼ね合いで行われていること。そして、ただし低所得者層の多い市町村においては、相対的に所得の低い賦課限度額に該当することもあることから、引き上げに当たっては各市町村の意見や対応状況を踏まえ、引き上げ幅や時期を判断するとなっています。したがって、今回見送りとなった地方税法の改正に伴う賦課限度額引き上げの条例化は、地方税法が可決されたとしても自治体として据え置く判断をすべきではないでしょうか。国保の構造的問題の根本解決のためには、上位所得者と低所得者間のやりくりや協会けんぽとの調整などではなく、定率国庫負担を引き上げることが地方の声であり肝要であることを申し述べ、反対討論といたします。

○議長（石川彰宏君） ただいま議案第6号について、原案に反対の討論がありました。

次に、議案第6号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号以外で討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時27分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第1号、平成28年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、平成28年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立多数であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、平成28年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、平成28年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する



ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、平成28年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、平成28年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、平成27年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号、香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号、香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第21号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第 2 2、議案第 2 2 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 2 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 3、議案第 2 4 号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 2 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 4、議案第 2 6 号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 2 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 5、議案第 2 7 号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 2 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 6、議案第 2 8 号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第30号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第31号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第32号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第33号、香美市行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第34号、香美市職員の退職管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第34号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第 3 2、議案第 3 5 号、開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 3 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 3 3、議案第 3 6 号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 3 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 3 4、議案第 3 7 号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 3 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 5、議案第 3 8 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 3 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 6、議案第 3 9 号、香美市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 3 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 7、議案第 4 0 号、市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第38、議案第41号、市道の路線の廃止についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第39、議案第42号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第40、議案第43号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第41、発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第47、意見書案第5号、障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書の提出についてまでの7件は追加の案件であります。

会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、日程第41、発議第3号から日程第47、意見書案第5号までの7件の案件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから日程第41、発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第3号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 小松紀夫

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中エを削り、オをエとし、同号カ中「まちづくり推進課」を「定住推進課」に改め、同号カを同号オとし、同号キ中「税務課」を「税務収納課」に改め、同号キを同号カとし、同号クからセまでを同号キからスまでとし、同項第3号中「上下水道課」を「環境上下水道課」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年香美市条例第49号）が平成27年12月18日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、常任委員会の所管名の改正を行うものです。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第42、発議第4号、香美市産業振興条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

発議第4号、香美市産業振興条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 小松孝。

発議第4号、香美市産業振興条例の制定につきまして提案理由を説明いたしますが、その前に、この条文の第7条で2カ所訂正をお願いします。第7条の第2項、第3項、改行がちょっと、段落がおかしくなっておりますので、事業の活性化に努めること。続いて、第3項、事業に積極的に参画すること。改行をもとへ戻していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

本市議会はこれまで議会改革の一環としまして、政策立案能力また議員発議により、条例策定能力の向上に努めてまいりました。その一端として、平成26年9月の議会改選後に組織されました産業建設常任委員会において、本市の産業振興の最高規範として産業振興条例の制定に取り組みました。その経緯につきましては、先進自治体の条例を参考にし、平成27年4月に素案を策定後、執行部の担当課にご意見をいただき、平成27年8月から9月にかけて関係する団体でありますJA土佐香美、香美森林組合、物部森林組合、香美市商工会、香美市観光協会、高知県土佐刃物連合協同組合、協同組合 蕪生の里、高知工科大学を訪問し、それぞれのご意見をいただくとともに、先進自治体への視察、研修も実施いたしました。その後、本年2月にパブリックコメントを募集し、貴重なご意見も条例案に反映させていただき、今回の発議に至ったところでございます。

それでは、条例案の理念であります前文を朗読させていただきます。

香美市は、豊かな自然の恵みによって、古くから農林業を基幹産業として栄えてきた。

しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長により都市への労働力の流出や、国の輸出産業重視の経済政策によって農林業は衰退し、農地や山林の荒廃に加えて後継者不足が深刻な問題となっている。

また、商工業も経済の国際化や企業間競争、急速な少子高齢化や人口減少により、極めて厳しい経営環境に置かれている。さらに、不安定な雇用事情と相まって危機的な地域経済の疲弊が懸念される。

本市は、豊かな観光資源や文化、人材、自然環境に恵まれている。未来へと引き継ぐまちづくりの資源は自らの手中にあることを自覚し、主体的に行動を起こす必要がある。

このことから、本市の全ての事業者・関係団体・関係機関・市民及び行政が一体となり、経済の地域内循環を基本とした産業振興を総合的かつ恒常的に推進し、本市の健全な発展と市民福祉の向上に資するため、この条例を制定する。



以上でございます。

条例案には第1条に目的、第2条に定義、そして、第3条に基本理念を、第4条に基本的な施策を規定しています。さらに、第5条に市の責務、第6条に議会の責務を、第7条には事業者の役割、第8条に関係団体の役割を、そして、第9条には市民の協力を規定しています。

また、本条例を理念条例に終わらせることがあってはならないとの考えから、第10条に産業振興推進審議会の設置を明記しています。ここで第10条を朗読します。

第10条 市長は、この条例に掲げる産業振興に関する基本的な施策について、重要な事項を調査、審議するため、香美市産業振興推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

3 市長は、施策の効果を審議会に報告し、評価検証を行い改善に努めるとともに、その内容を議会に報告するものとする。

以上でございます。

我々は本市議会条例を地方創生の初年度に制定することにより、これからの本市産業振興に対し執行部とともに車の両輪となって取り組む契機とし、ともに尽力することをお誓いするものでございます。

結びに当たり、条例制定に特にご尽力いただいた委員各位に衷心より敬意を申し述べ、提案理由といたします。

以上でございます。

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第43、意見書案第1号、環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。

意見書案第1号、環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年3月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 山本芳男、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 小松紀夫

提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書（案）

平成27年10月5日、参加12カ国による環太平洋経済連携（TPP）協定交渉が大筋で合意に達しました。

TPP協定交渉については、本市の基幹産業である農林業に重大な影響を及ぼすことが懸念され、農家や市民の不安が強いことから、本市議会においては、再三、衆参両院の農林水産委員会の決議を遵守するよう強く政府に求めてきました。

今般の合意内容においては、農林水産物の重要5項目への特別輸入枠の設定や、段階的な関税削減・撤廃など、衆参農林水産委員会における国会決議からの逸脱が懸念される合意内容となっており、農家・関係団体等を初め多くの市民から、TPP協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかとの不安と懸念の声が高まっています。

国におかれては、平成27年11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、今後の対応方向を示してはいますが、TPP協定の地方経済・社会に与える多大な影響と地方の悲痛な声を十分に踏まえ、特に次の事項につき、誠実に対応するよう強く要望します。

#### 記

1. 合意内容の詳細について、政府の責任として、十分な情報提供と説明を行うとともに、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5項目の確保を最優先とした衆参両院の農林水産委員会の決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。

2. 生産現場の不安を払拭するため、TPP対策の内容を丁寧に説明するとともに、内容に基づく中長期的な対応方針を速やかに策定し、持続可能な農業の将来へとつなぐ息の長い政策を具体化していくこと。

3. 政策の具体化に当たっては、小規模な家族経営農家が日本の農業を支えていることを踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、農林水産大臣 森山 裕殿、経済産業大

臣 林 幹雄殿、内閣官房長官 菅 義偉殿、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
石原伸晃殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。質問を1点します。

この意見書の中で「環太平洋経済連携（TPP）協定交渉が大筋で合意に達しました。」と書かれていますが、この大筋合意については容認しているのでしょうか、質問者にお伺いします。

○議長（石川彰宏君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） お答えをいたします。

政治の流れというものは変化してまいります。やはり、実情に応じた対応を判断していかなくてはならないと思います。この意見書につきましては大筋合意ということですが、これは農業を守る、支えるために必要な意見書であるということ、その大筋合意に対しての意見書でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そうしましたら、この文章の中にあります「国会決議からの逸脱が懸念される合意内容となっており」と書かれておりますけれども、国会決議ですけれども、これについては今回は違反しているというお考えでしょうか。それとも、実情に応じた判断ということ、農業を守るということにおいて国会決議については賛同できるということなんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） お答えいたします。

この意見書につきましては、やはり国会で十分な審議をしていただきまして、国民に十分な説明をすることが大事であると思います。こういう案文につきましてはそういうふうには書かれていますが、今後、国会で十分な審議をしていただきまして、国民に十分に説明していただくということでございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 提案者にお伺いしたいのですが、この意見書案の文中に本文の中の真ん中あたりですが、「農家・関係団体等を初め多くの市民から、TPP協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかとの不安

と懸念の声が高まっています。」というふうに述べられておりますが、提案者ご自身はこのことに関しまして、香美市民のどなたかから、関係者からご意見をお聞きになったことがあるでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 農業団体とは話し合いというのはしてませんが、それぞれ、これは自民党県議会のほうで、我々は常日ごろ連携をとっておりますので、その資料を参考にさせていただきまして、我々市民クラブで協議した中で、この意見書を提出したらいいんじゃないかという話で、個人個人でお話はして、その意見等も踏まえて、この意見書を提出したわけでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 私が思いますのに、今現在、大筋合意に至っておりますけれども、大筋合意前のTPP交渉に入るかもしれないというときのTPP協定に対する不安の声、物すごい不安の強い声があって、農業団体なんかも何度も集会などやって、北海道なども首長を先頭にして大規模な集会や反対運動が行われたわけです。そのときのTPP協定の内容と大筋合意後の細かな内容とでは、TPP協定そのものの不安というのは全然変わっていないと思うんです。特に生産者、記の3にあります「政策の具体化に当たっては、小規模な家族経営農家が日本の農業を支えていることを踏まえ、」というふうにあります。本当に香美市でもこういうふうに家族経営農家が日本の農業を支えていると私も思うわけですが、その方々の不安というのは、このTPP交渉といひますか連携協定に参加することによって安い農産物が入ってきて、それでその農産物に押されて、小規模農家の経営が、生産が維持できなくなる。ということはつまり就業者も減っていく、後継者不足に歯どめがかからなくなる、こういう不安であろうかと思いますが、その不安がここに書かれてます対応策で、払拭できるというふうに提案者はお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 先ほど言われましたように、これにつきましては、やはり国もTPP協定を大筋合意はされたということで、さまざまな農業の将来に次ぐ政策を具体化して、今後対応していくというような話もありますので、その点はまた十分に国会で議論を尽くしていただくということが先決やないかと思ひます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） TPPによります農林業への影響、経済全体への影響、医療とかその他、全部の分野に当たるわけですが。その対応策を検討するに当たりまして、政府の出しておる試算が、大筋合意前は実質GDPプラスの影響が3.2兆円増、それが大筋合意したと思ひましたら、13.6兆円の増が期待できると。これは大企業が貿易等でもうけて、大企業の利益が上がったらトリクルダウンで民間にも行くだろうとい

うもとの計算かと思われま。それから、マイナスの影響ですけれども、農林水産物は  
大筋合意前は3兆円程度減になるだろうというふうに試算が出ていたものが、大筋合意  
後は1,300億円から2,100億円。この1,300億円から2,100億円というの  
は、日本の滋賀県とか和歌山県とか、その他JAグループ8県の試算合計だけで、政府  
試算を超えて2,700億円というふうになっているんですね。この違い、この数字の  
試算をもとに対応策を考えられますと、現場で生産に当たっている農家は物すごく不安  
だろうと思うんです。農家に対しましては、特に小規模経営農家を大事にするんじゃな  
くって、外国の大きな規模の市場と競争するためには、小さな農家は1つになって株式  
会社のように運営して、大きな企業体になって輸出をしてもうけたらいいんだ、それが  
攻めの農業なんだと、こういう想定のもとに対応策も考えられていますので、私は本当  
に不安が強いままだと思います。

提案者もおっしゃいましたように、自民党の県議会のを、そしてそれを市民クラ  
ブで検討してこの意見書になったと。農業を救いたいという思いもおありかと思うん  
ですけれども、自民党はこの前の選挙ではTPPは反対だと、うそはつかないと言って国  
会で多数議席を得たわけですが、その公約も違反、それから、国会決議にも違反をして  
いるということは明白なわけですので、地方議会としてはそんなときに時代に流される  
のではなくて、地方の声をきちんと国会に届ける、TPP交渉からは撤退するように求  
めるというのが地方議会の役割ではないかと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○議長（石川彰宏君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 先ほど言われましたように、今現在、農業者は高齢化とい  
うことで、農業従事者が随分減っているというような危機感もございます。そういうこ  
とで、さまざまな新規就農とか、すぐれた経営知識、技能などを習得して、経営規模の  
拡大ということをしていかないと、農業はなかなか支えていけないというような状況で  
もあろうと思います。

今後につきましては、やはり国会で十分に審議していただいて、いろんな面についま  
して、影響を及ぼさないような形にしていっていただかなくてはならないとこのように  
思います。そういうことで、これは大筋合意後の意見書ということでございますので、  
その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。13番、山崎龍  
太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

日本共産党を代表して、意見書案第1号、環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大

筋合意後の対応に対する意見書案に反対の立場で討論を行います。

本件に関して、国会決議は重要5品目は関税の撤廃、削減の対象としない。交渉を先送りする。そして、聖域を守れないときは交渉撤退も辞さないと極めて明快であります。本意見書案は国会決議からの逸脱は認めつつ、大筋合意があたかも交渉決着かのように述べており、看過できません。アメリカ議会では大筋合意への不満が噴出、カナダではTPP批判の野党が政権につくなど、また、何より各国国民の根強い反対世論、国内でも怒りと抗議、検証を求める声が広がっており、これからが正念場であります。また、決着を前提とした総合的なTPP関連政策大綱の強化、実施を求めており、TPP反対の国民運動を懐柔するものであります。農業者の不安を払拭する対案はTPPからの撤退であります。

香美市議会は国会決議の遵守、交渉撤退を求めた決議を全会一致で可決しており、また、せんだっての12月議会では、TPP交渉に関する意見書案として、1. 国益を十分に勘案し、守るべきは守るという姿勢で臨み、食の安全安心はもとより、地方の活力が向上し国民生活が守られるよう尽力すること。2. 交渉の状況等については、国民に十分な情報提供を行うこと。3. 国会決議が守れない場合は、TPP協定作成作業から脱退し、調印しないこと。この意見書を議長名で送付したばかりであります。その趣旨と到底相入れない本意見書案に賛同することは、本市議会がTPPに関して取り組んできた姿勢をみずから否定するものではないでしょうか。

以上、申し上げ反対討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立多数であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第44、意見書案第2号、介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子。

意見書案第2号、介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年3月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員  
依光美代子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 織田秀幸

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書（案）

我が国では急速な高齢化の進行等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し、介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保と資質の向上が不可欠となっています。

こうした中、介護福祉士を目指し介護福祉士養成施設に修学する者の修学資金にかかわる経済的負担を軽減する「介護福祉士等修学資金貸付制度」は、介護福祉人材確保に大きな役割を果たしています。

また、求職者を対象として介護福祉士を養成する「離職者訓練制度」は受講生の社会的経験が豊富で学習意欲も高く、訓練を受講した者の多くを介護福祉士として輩出しています。

本年2月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が取りまとめた報告書では「2025年に向け、介護人材を量・質ともに安定的に確保するための道筋を示すことが喫緊の課題」とするとともに、その後6月には国から2025年度の介護人材の需給ギャップが37.7万人にもなるとの推計が公表されました。

よって、国におかれては、このような現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。記

1. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を図ること。
2. 介護福祉士養成に係る「離職者訓練制度」を継続して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長、石川彰宏

どうぞよろしく申し上げます。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第45、意見書案第3号、政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第3号、政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年3月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 森田雄介

案文を朗読して提案理由といたします。

政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

前経済産業相が大臣室等での現金の授受を認め、大臣を辞任しましたが前大臣や、その公設秘書らの行為は「あっせん利得処罰法」に違反する疑いがもたれています。国会で徹底した審議を行い、疑惑の解明を行うと共に、今こそ、政治の腐敗につながる企業・団体献金の全面禁止を強く要望します。

また、安倍内閣は2014年5月に閣議決定した「国務大臣、副大臣および大臣政務官規範」の中で「政治資金パーティーで国民の疑惑を招きかねないような大規模なものの開催は自粛する」と定めていますが、首相をはじめとする副大臣や、外務大臣などの平成13年、14年の政治資金パーティー収入は187億円という巨額に上ることが明らかになっています。自らが閣議決定した自粛も守られておらず、国民の常識とかけ離れたものになっています。

かつて、リクルート事件やゼネコン汚職など、企業と政治家をめぐる金権・腐敗事件が相次いだとき、企業・団体献金をなくすという名目で1995年に政党助成金が導入されました。しかし、企業・団体献金はいまだに全面禁止されるに至っていません。このような状況は、国民の政治不信を増幅し、政治をゆがめることにつながります。

よって、政府におかれては政治資金パーティーを含む企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、財務大臣 麻生太郎殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上でございます。



【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 暫時、時間を延長します。

説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。反対討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） そしたら次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

日本共産党を代表し、意見書案第3号、政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書案に賛成の立場で討論します。

この間、政治と金をめぐり、国の補助金を受けている企業からの閣僚への献金を初め、さまざまな疑惑が問題になっています。この根源には企業・団体献金があります。企業・団体献金は、1995年の政治改革で廃止の方向に踏み切るとされながら、政党支部への献金と、政治資金パーティーの2つの抜け道がつくられ温存されてきました。この問題の核心は、どんな抜け道も許さずに全面禁止に踏み込むのか、あれこれの抜け道を残して温存するかにあります。国から補助金などをもらっている企業からの献金が禁止されているのは、献金を通じて税金が政治家に還流し、補助金交付自体が献金の見返りととられないためです。

政治資金規正法は、国の補助金交付決定から1年以内の献金を禁止していますが、政治家側は交付決定を知らなければ刑事責任を問われないことになっています。このため知らなかったという弁明がまかり通っていますが、補助金交付先企業からの違法献金問題はこれまで繰り返し指摘されてきており、知らなかったでは済まされないことは当然であります。追及された閣僚らも、企業の補助金交付を知らなかったから違法ではないと言いながら、献金を返上しているのは後ろめたいものがあるからではないでしょうか。

また、政治資金集めのパーティー券代を企業が負担したり、企業の役員に形ばかりの個人献金をさせて、その分を企業が補填したりするなどの形での抜け穴も横行しています。こうした事実上の企業献金を含め、企業・団体献金を全面禁止しない限り、腐敗の根を絶つことはできません。国会議員の倫理綱領に照らしても、疑惑が指摘された政治家がみずから事実を明らかにし、責任を明確にするとともに、国会において真相究明を行うべきです。

もとより、企業・団体献金とは見返りを期待するから出すものであり、そこに賄賂性があることは否定できないものです。国民の信頼を取り戻すためにも、抜け道をふさぐ抜本的な対策を行うべきと考えます。

以上を述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 次に、反対の討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数です。よって、意見書案第3号は否決されました。

次に、日程第46、意見書案第4号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第4号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年3月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して提案理由といたします。

介護保険制度の改善を求める意見書（案）

2014年6月に成立した「医療・介護総合法」により、要支援者の訪問・通所介護を介護保険から除外する「新総合事業」への移行、介護報酬の基本単価の引き下げ、補足給付の見直し、利用料2割負担の導入などが次々と実施されています。

本市では高齢化率が38%（平成27年4月現在）と年々高くなると共に、低所得の高齢者や独居高齢者も多く、介護体制の整備・充実は欠かせません。しかし、今回の「医療・介護総合法」による、要支援者の除外や補足給付の見直しなどで、高齢者やその家族には新たな負担増、また介護事業所においては職員確保や経営面で、非常に厳しい運営を余儀なくされています。

適齢期（後に「高齢期」と訂正あり）を迎えても、住み慣れた地域で安心して住み続けていくことは住民全体の願いであり、地域の活力にも影響してきます。

よって政府におかれては、介護保険制度を改善していただくよう下記の点を強く要望します。

記

1. 処遇改善加算は介護報酬への組み入れでなく、交付金とすること。また事務の簡素化、加算の要件を撤廃すること。

2. 利用料2割負担、補足給付を元に戻すこと。

3. 要支援者を介護保険給付の対象にもどすこと。

4. 国庫負担を増額し、基本報酬単価の引き上げ、利用者の負担軽減をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

少し補足説明をさせていただきたいと思います。

昨年の10月から11月にかけて、日本共産党、私たちの議員団、そして山崎晃子議員とともに市内の各事業所を訪問いたしました。質問でも申しましたが、事業所への介護報酬の削減による影響調査を行いました。この意見書に書いてあります要望事項は、そうした事業所の方々の生の声を反映してつくったものでございますので、どうぞご賛同いただきたいと思います。

そして、少し説明をさせていただきたいのですが、記の1の「処遇改善加算は介護報酬への組み入れでなく、交付金とすること。」これに関しましては、以前は処遇改善加算ができましたときは、別枠で交付金として来ておりました。それが経過するとともに、報酬の中へ加算分として、点数分として組み込まれてきたという経緯がございます。今回、議会の一般質問で、担当課長からは、この処遇改善加算について、県のほうでも基本報酬単価へ今現在の処遇改善加算分を組み入れて、報酬単価を上げるように要望するというふうなご答弁もあったのですけれども、少し複雑になりますが、基本報酬に組み入れられますと全体の報酬が今2.7%、全体ですと4.8%の介護報酬の引き下げがある中で、これが処遇改善加算がこれに組み入れられますと、処遇改善加算のために使われないおそれがあります。そして、また手続につきましては、処遇改善加算といいますのは、基本報酬プラス認知ケア加算、それから、中重度ケア加算を加えたものの合計の何%が処遇改善加算とされております。認知症ケア加算やその中重度のケア体制への加算をとるためには、算定できない事業が多いわけですが、それがなぜかという研修受講者を確保できない、研修の受け入れ定員が少なく受講したくてもできない。また、利用者の要件が要介護3以上の利用者が全体の3割超、これが満たせないというものが加算申請ができない。ですので、こういうものが加算申請ができないと、処遇改善加算にも反映できないということですので、この処遇改善加算は基本報酬に組み入れるのではなくて、当初のように交付金としてつけていただきたいと思います。そして、手続ももっと簡素化していただきたいと思いますということでございます。

以上補足説明をいたしまして、提案理由といたします。同僚議員のご賛同をよろしく願います。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君）

説明が終わりました。これから本案の質疑を行います。

休憩にします。

(午後 3時58分 休憩)

(午後 3時59分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

○14番(大岸眞弓君) 14番、大岸眞弓です。

先ほど介護保険制度の改善を求める意見書の中で、私が「高齢期」を「適齢期」と発言したようでございます。「高齢期」と直していただきたいですので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(石川彰宏君) 暫時休憩いたします。

(午後 3時59分 休憩)

(午後 4時10分 再開)

○議長(石川彰宏君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。質疑はありませんか。

○議長(石川彰宏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(石川彰宏君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 起立少数であります。よって、意見書案第4号は、否決されました。

次に、日程第47、意見書案第5号、障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

○5番(森田雄介君) 5番、森田雄介です。

意見書案第5号、障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年3月18日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 森田雄介、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 濱田百合子

案文を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書(案)

近年、障害者総合支援法で規定された介護保険優先原則がもたらす弊害が明らかになり、一部の自治体では審査請求や訴訟にまで発展しました。そこで、厚生労働省は、2014年に2つの制度の適評関係について自治体運用に関する調査を行い、2015年

にはその調査結果を踏まえて、障がい者の個々の実態に則したものにしよう「事務連絡」を発しました。また、2010年1月には、国と障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団との間で「介護保険優先原則を廃止し、障がいの特性を配慮した選択制等の導入をはかること」との「基本合意」が締結されていますが、現実には、障がい者の特性に配慮された状況にはなっていません。

よって国におかれては、障がい者が65歳になっても64歳までと同じように安心して生活できるよう、障害者総合支援法における介護保険優先原則を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

同僚議員の賛同をよろしくお願いをいたします。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案の反対の方の発言を許します。反対討論はないですか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。

意見書案第5号、障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

加齢による生活自立の困難さを補う介護と障害の有無にかかわらず、ひとしく社会参加を保障する支援は、求められる中身がおのずと違ってきます。障害があっても要介護認定で要支援と判定されれば、介護予防サービスを利用するよう促されることとなります。しかし、障害者への支援と要介護者へのサービスとは質的に違います。

介護保険の優先原則は、2000年の介護保険制度の施行とともに始まりました。しかしながら、さきに述べた支援の質の違いとともに、重い障害を持つ人ほど多額の費用負担を強いられるなど、生きるために必要不可欠な支援を益とみなし、障害を自己責任とする仕組みを導入されることに原則的な批判がありました。そうして、2010年には障害者運動の高まりから、一旦、介護保険優先原則は廃止する新法を制定する基本合意が結ばれました。にもかかわらず、政権交代後の2013年4月に出された新法には、介護保険優先原則に変更が加えられることはありませんでした。今回の改定での優先原

則は残りました。かわりに負担軽減策を盛り込みましたが、介護保険の居宅訪問サービスの時間数は障害福祉に比べて極めて少なく、さらに要介護認定によって厳しく制限されてしまいます。

また、国は本来負うべき責任を市町村に投げわたしています。介護保険優先原則と、それを是正する障害サービスの併給を通知で認めていますが、少なくない自治体が併給を抑えるために、基準や要件を設けております。基本的人権としての生存権保障の最終責任は国にある以上、自治体の財政事情その他にかかわらず、全国どこでもひとしく自立生活は保障されるべきであります。

以上を述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立少数であります。よって、意見書案第5号は、否決されました。

日程第48、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第49、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日に開会いたしました平成28年第1回香美市議会定例会も、本日をもって終了することになりました。開会中には合併10周年記念式典が行われ、大勢の市民、来賓の方に参加いただき、また議員各位におかれましては公務多忙な中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本市の基本理念であります「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、いま一度考えるよい機会だったとも思います。

本定例会には承認1件、議案43件、同意20件、発議2件、追加案件として発議2件、意見書案5件が上程され、それぞれ審議され適切な議決がなされました。今議会、議会から提出いたしました香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてと、香美市産業振興条例の制定については、議会から提出した初めての条例であり、市民に対し責任の重さをひしひしと感ずるところであります。

本定例会が無事終了できましたのも、議員各位のご協力のたまものだと思っております。まことにありがとうございます。

日に日にあたたかくなってはきていますとはいえ、旧暦ではまだ2月であります。急に寒い日があったりしますので、体調等を壊さないようにご自愛ください。

これをもちまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 平成28年第1回香美市議会定例会閉会に臨みまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案申し上げました議案等につきましては、議員の皆様には慎重なる審議のもと適切なるご決定を賜りました。まずもって厚く御礼を申し上げます。

また3月5日、本定例会の期間ではありましたが、香美市市制施行合併10周年の記念式典を挙行いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところをご出席いただき、おかげをもちまして滞りなく式典をとり行うことができました。心よりお礼を申し上げます。

式典を通じまして、市民の皆様、関係の皆様がともに合併、香美市誕生の原点に立ち返り、香美市のさらなる10年、香美市のさらなる発展への決意を等しく固めることができましたことは、まことに喜ばしくうれしく思うところです。

同時に、市長としてその責任の重大さを痛感しており、楽観はならぬとみずからを戒め気を引き締めるとともに、議会との連携を一層大切にしまして、市民本位の姿勢をさらにさらに前進してまいり所存であります。

市財政につきましては、合併算定がえから一本算定へ変わるなど、厳しい側面も加わります。これまで以上に事業の選択を徹底するとともに、行政防災無線、学校施設の整

備など、重要事業を滞ることなく、着実に推進できるよう心がけてまいりたいと考えております。

本定例会では15名の議員の皆様にご一般質問をいただきました。活力のある香美市、元気なまちづくりのための示唆、参考にすべき内容が多く含まれていると感じており、さらにお話も伺い、ご質問の趣旨を十分に生かして、香美市節目の年を機に攻めへの施策も前進させたいと思っております。そのためには行政を支える人材は重要です。大事な局面の事業の推進の核となっている管理者については、たとえ定年退職予定者であっても、引き続き公務に専念することを求めていく所存であります。人事異動発表前ですので、これ以上の言葉については慎みたいと思っております。

活力のあるまち、元気な香美市を実現する上で、香美市のすぐれた文化や伝統、立地条件、環境、市民の皆さんの意欲を生かして、香美市経済の好循環の実現をすることは、市民の皆さんの願いであります。そのためにも、ものづくりを大切にすまちづくりも1つの切り口になるというふうに考えております。ものづくりは人づくり、人づくりはまちづくりであります。多くの市民の皆さんに香美市ものづくりのために、縦に横に参加をいただき、市外の知恵やノウハウにも積極的につながり、さまざまな可能性を追求し、ものづくりの具体を図りたいというふうに考えております。

議会の皆様におかれましては、このたび制定をいたしました香美市産業振興条例なども踏まえまして、積極的なご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

「香美市に生まれて幸せやき!」、力いっぱい歌った子どもたちの笑顔を胸に頑張っ  
てまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様には、今後とも変わりなく住民福祉向上、地方自治発展のためにご活躍されることを心よりご祈念申し上げまして、定例会閉会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（石川彰宏君）                      ありがとうございました。

これをもって平成28年第1回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午後4時27分 閉会）



地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 8 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成28年第1回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	2日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、議案第13・第23号及び第29号、同意第1号から第20号まで、 発議第1号及び第2号は本会議方式で採決まで また、請願第1号は報告 から採決まで（本会議終了後、産業建設常任委員会、議員協議会）
第2日	3日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	4日(金)	休 会	〃
第4日	5日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	6日(日)	休 会	〃 〃
第6日	7日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	8日(火)	本会議	一般質問①（行財政改革推進特別委員会）
第8日	9日(水)	本会議	一般質問②（定住人口増加促進特別委員会）
第9日	10日(木)	本会議	一般質問③（会派代表者会議）
第10日	11日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会(議案第1号) 総務常任委員会の審査 (承認第1号、議案第1・17・18・19・20・21・22・24・30・31・32・33・34・35・36 ・38・39・42・43号)
第11日	12日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	13日(日)	休 会	〃 〃
第13日	14日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第6・7・8・9・10・15・16・25・26・27・28・37号)
第14日	15日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第2・3・4・5・11・12・14・40・41号)
第15日	16日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	17日(木)	休 会	〃
第17日	18日(金)	本会議 (13時30分～)	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

## 委員会審査結果一覧表

### 1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第1号	専決処分事項の承認を定めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案承認	全員賛成
議案第1号	平成28年度香美市一般会計予算	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第2号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第3号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第4号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第5号	平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第6号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第7号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	平成28年度香美市南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	平成28年度香美市水道事業会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	平成28年度香美市工業用水道事業会計予算	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第19号	香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第20号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第22号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第26号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	香美市行政不服審査会条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	香美市職員の退職管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第35号	開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第36号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第37号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第39号	香美市過疎地域自立促進計画の策定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第40号	市道の路線の認定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第41号	市道の路線の廃止について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第42号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第43号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第1号

香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月2日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	小 松 紀 夫

## 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条―第19条」を「第18条―第20条」に、「第20条・第21条」を「第21条・第22条」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第8章中第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第7章中第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（政務活動費）

第14条 会派及び議員は、政務活動費を活用し、市政に関する調査研究その他の活動に努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### 提案理由

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定に伴い、条項を追加するものです。



発議第2号

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月2日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	小 松 紀 夫

## 香美市議会政務活動費の交付に関する条例

地方分権の推進により、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、地方議会が担う役割がますます重要なものとなっている。

議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるためにも、幅広く調査研究を行い、自らの審議能力を強化することが必要である。また、市民への説明責任、市民との意見交換の重要性も高まっている。

このことから、会派の調査研究活動基盤の充実を図ることで、議員個人の資質向上や、議会の機能強化を推進することを目指して、この条例を制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定及び香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）に基づき、香美市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、香美市議会（以下「議会」という。）における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

2 政務活動費は、議員個人に交付されるものではない。

(会派の責務)

第3条 会派は、香美市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえ、政務活動費を適正に使用し、その使途の透明性を確保することにより、政務活動費に対する市民の理解を得るとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(議長の責務)

第4条 香美市議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費の適正な運用を確保し、その使途の透明性の向上に努めなければならない。

(交付対象期間)

第5条 政務活動費の交付対象期間は、4月1日から翌年の3月末日とする。

(交付額及び交付の方法)

第6条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額を交付する。

2 政務活動費は、年度当初に全額を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会が解散された場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(交付の申請)

第7条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、政務活動費交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る決定をし、申請を行った会派に通知しなければならない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中で所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付を受けた政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付を受けた額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の残余の額を、月割りにより算定し返還しなければならない。

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請・陳情等において市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動費に要する経費に充てるものとする。

(経理責任者)

第11条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

3 第1項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30

日までに提出しなければならない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

5 議会が解散された場合には、第3項の規定にかかわらず政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者であった者は、当該事由が生じた日から起算して30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第13条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当年度において第10条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を当該年度終了後30日以内に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、議会が解散された場合には、当該解散の日の属する月分以降の残余の額を、月割りにより算定し返還しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

第14条 議長は、会派が偽りその他不正の手段により交付を受けたと認めるとき、その他使途等においてこの条例及び関係規則に違反していると認めるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告があったとき又は、監査委員より目的外使用等の意見があった場合は、当該部分に係る交付の決定を取り消し、期限を定め当該政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第15条 議長は、第12条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則に定める。

附 則

この条例は平成28年4月1日から施行する。

発議第3号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	小 松 紀 夫

## 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中エを削り、オをエとし、同号カ中「まちづくり推進課」を「定住推進課」に改め、同号カを同号オとし、同号キ中「税務課」を「税務収納課」に改め、同号キを同号カとし、同号クからセまでを同号キからスまでとし、同項第3号中「上下水道課」を「環境上下水道課」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### 提案理由

香美市課等の組織編成に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年香美市条例第49号）が平成27年12月18日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、常任委員会の所管名の改正を行うものです。

発議第4号

香美市産業振興条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 織田秀幸

賛成者 " 山本芳男

賛成者 " 甲藤邦廣

賛成者 " 山崎龍太郎

賛成者 " 小松紀夫

賛成者 " 小松孝

## 香美市産業振興条例

香美市は、豊かな自然の恵みによって、古くから農林業を基幹産業として栄えてきた。

しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長により都市への労働力の流出や、国の輸出産業重視の経済政策によって農林業は衰退し、農地や山林の荒廃に加えて後継者不足が深刻な問題となっている。

また、商工業も経済の国際化や企業間競争、急速な少子高齢化や人口減少により、極めて厳しい経営環境に置かれている。さらに、不安定な雇用事情と相まって危機的な地域経済の疲弊が懸念される。

本市は、豊かな観光資源や文化、人材、自然環境に恵まれている。未来へと引き継ぐまちづくりの資源は自らの手中にあることを自覚し、主体的に行動を起こす必要がある。

このことから、本市の全ての事業者・関係団体・関係機関・市民及び行政が一体となり、経済の地域内循環を基本とした産業振興を総合的かつ恒常的に推進し、本市の健全な発展と市民福祉の向上に資するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関する施策を総合的に推進し、事業者の自主的な経営意欲を高めるとともに、その経営基盤の強化を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、市内において農林業、商工業その他の産業を営む全ての者をいう。
- (2) 関係団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会、観光協会、その他事業者で組織する団体をいう。
- (3) 関係機関とは、教育研究機関、金融機関等、事業者及び関係団体と連携して産業振興を推進する機関をいう。

### (基本理念)

第3条 地域産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本とし、本市の地域特性に適した産業振興のための施策（以下「産業振興施策」という。）を事業者、関係団体、関係機関、市民及び行政が一体となって推進するものとする。

### (基本的な施策)

第4条 基本的な産業振興施策は、次に掲げるものとする。



- (1) 事業者の経営基盤強化の支援及び経営の健全化に関すること。
- (2) 事業者の受注機会の増大と事業者が扱う物品・役務等の市内消費の拡大に関すること。
- (3) 市民及び商工業者の意見を十分に取り入れた商工業の活性化に資する事業の展開に関すること。
- (4) 農業生産の維持・振興及び生産品の有利販売の促進並びに新規参入農業者、認定農業者、集落営農組織などの担い手の育成・支援に関すること。
- (5) 森林資源の多面的な利用と活用を促進するための林業基盤整備、人材の育成・確保に関すること。
- (6) 土佐打刃物、フラフ等伝統的工芸品や伝統的地場産業の振興、後継者育成、技術継承に関すること。
- (7) 観光資源を活用し、本市の魅力を市内外に発信するなど、観光振興に関すること。
- (8) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致や産業創出の支援に関すること。
- (9) 関係団体及び関係機関と事業者の連携による新商品の開発や販路の拡充に関すること。

(市の責務)

第5条 市は、前条各号の施策を行うにあたり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 基本的な施策を推進するため、原則として前条の各号毎に具体的な施策を策定し、実行すること。
- (2) 国、県、関係機関と連携協力して施策を推進すること。
- (3) 事業者の経営の安定化を図るため、関係団体及び金融機関と連携し効果的な補助制度を構築すること。
- (4) 事業者の取り扱う工事、物品、役務等の受注機会の拡大に努めること。
- (5) 産業における資源の循環を地域内で行うよう奨励すること。
- (6) 雇用機会の創出と市内消費人口を増加させるため、積極的な企業誘致活動や産業創出の支援に努めること。

(議会の責務)

第6条 議会は、産業振興に向けて協力すること。

- 2 議会は、市の責務が果たされているか見守り、助言すること。
- 3 議員は、産業振興の必要性を理解し、積極的に提案、提言を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、法令を遵守し、自主的な努力及び創意工夫により、経営基盤の強

化、人材の育成、雇用の確保並びに安全安心な生産や製品の供給及びサービスの提供に努めること。

2 事業者は、市又は関係団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めること。

3 事業者は、市及び関係団体が行う産業振興施策及び地域の活性化に資する事業に積極的に参画すること。

4 事業者は、関係団体に加入するよう努めること。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、この条例の目的達成のため、次に掲げる事項について、積極的な取組みに努めること。

(1) 事業者の経営の健全化のため、指導支援を行うこと。

(2) 新たな技術や商品開発を事業者と協働して行うこと。

(3) 起業や新規事業への展開に対する支援を積極的に行うこと。

(4) 生產品の有利販売や、販路の拡大に努めること。

(5) 市内消費拡大のためのイベントを企画し開催すること。

(6) 労働者の福利厚生面の向上のための指導を行うこと。

(市民の協力)

第9条 市民は、産業振興が自らの生活をより豊かにし、地域の活性化はもとより、地域の存続に寄与することを理解し、市内での消費や事業者からの役務の利用に心掛け、その健全な発展に協力するよう努めること。

(産業振興推進審議会の設置)

第10条 市長は、この条例に掲げる産業振興に関する基本的な施策について、重要な事項を調査、審議するため、香美市産業振興推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

3 市長は、施策の効果を審議会に報告し、評価検証を行い改善に努めるとともに、その内容を議会に報告するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

意見書案第 1 号

環太平洋経済連携（T P P）協定交渉の大筋合意後の対応に対する  
意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日提出

香美市議会議長 石 川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 山 本 芳 男

賛成者                   "                   比与森 光 俊

賛成者                   "                   小 松 紀 夫

環太平洋経済連携（T P P）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書（案）

平成 2 7 年 1 0 月 5 日、参加 1 2 カ国による環太平洋経済連携（T P P）協定交渉  
が大筋で合意に達しました。

T P P 協定交渉については、本市の基幹産業である農林業に重大な影響を及ぼすこ  
とが懸念され、農家や市民の不安が強いことから、本市議会においては、再三、衆参  
両院の農林水産委員会の決議を遵守するよう強く政府に求めてきました。

今般の合意内容においては、農林水産物の重要 5 項目への特別輸入枠の設定や、段

階的な関税削減・撤廃など、衆参農林水産委員会における国会決議からの逸脱が懸念される合意内容となっており、農家・関係団体等を初め多くの市民から、T P P協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかとの不安と懸念の聲が高まっています。

国におかれては、平成27年11月25日に「総合的なT P P関連政策大綱」を決定し、今後の対応方向を示してはいますが、T P P協定の地方経済・社会に与える多大な影響と地方の悲痛な声を十分に踏まえ、特に次の事項につき、誠実に対応するよう強く要望します。

## 記

1. 合意内容の詳細について、政府の責任として、十分な情報提供と説明を行うとともに、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5項目の確保を最優先とした衆参両院の農林水産委員会の決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。
2. 生産現場の不安を払拭するため、T P P対策の内容を丁寧に説明するとともに、内容に基づく中長期的な対応方針を速やかに策定し、持続可能な農業の将来へとつなぐ息の長い政策を具体化していくこと。
3. 政策の具体化に当たっては、小規模な家族経営農家が日本の農業を支えていることを踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	森山裕殿
経済産業大臣	林幹雄殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	石原伸晃殿

高知県香美市議会議長 石川 彰 宏

意見書案第 2 号

介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 18 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者           "           大 岸 眞 弓

賛成者           "           織 田 秀 幸

介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書（案）

我が国では急速な高齢化の進行等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し、介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保と資質の向上が不可欠となっています。

こうした中、介護福祉士を目指し介護福祉士養成施設に修学する者の修学資金にかかわる経済的負担を軽減する「介護福祉士等修学資金貸付制度」は、介護福祉人材確保に大きな役割を果たしています。

また、求職者を対象として介護福祉士を養成する「離職者訓練制度」は受講生の社会的経験が豊富で学習意欲も高く、訓練を受講した者の多くを介護福祉士として輩出しています。

本年2月、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が取りまとめた報告書では「2025年に向け、介護人材を量・質ともに安定的に確保するための道筋を示すことが喫緊の課題」とするとともに、その後6月には国から2025年度の介護人材の需給ギャップが37.7万人にもなるとの推計が公表されました。

よって、国におかれては、このような現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

#### 記

1. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を図ること。
2. 介護福祉士養成に係る「離職者訓練制度」を継続して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

## 意見書案第3号

### 政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める 意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年3月18日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 // 山崎龍太郎

賛成者 // 森田雄介

#### 政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

前経済産業相が大臣室等での現金の授受を認め、大臣を辞任しましたが前大臣や、その公設秘書らの行為は「あっせん利得処罰法」に違反する疑いがもたれています。国会で徹底した審議を行い、疑惑の解明を行うと共に、今こそ、政治の腐敗につながる企業・団体献金の全面禁止を強く要望します。

また、安倍内閣は2014年5月に閣議決定した「国務大臣、副大臣および大臣政務官規範」の中で「政治資金パーティーで国民の疑惑を招きかねないような大規模なものの開催は自粛する」と定めていますが、首相をはじめとする副大臣や、外務大臣などの平成13年、14年の政治資金パーティー収入は187億円という巨額に上ることが明らかになっています。自らが閣議決定した自粛も守られておらず、国民の常識とかけ離れたものになっています。

かつて、リクルート事件やゼネコン汚職など、企業と政治家をめぐる金権・腐敗事



件が相次いだとき、企業・団体献金をなくすという名目で1995年に政党助成金が導入されました。しかし、企業・団体献金はいまだに全面禁止されるに至っていません。このような状況は、国民の政治不信を増幅し、政治をゆがめることにつながります。

よって、政府におかれては政治資金パーティーを含む企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

## 意見書案第4号

### 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成28年3月18日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 濱田百合子

賛成者 〃 山崎晃子

### 介護保険制度の改善を求める意見書（案）

2014年6月に成立した「医療・介護総合法」により、要支援者の訪問・通所介護を介護保険から除外する「新総合事業」への移行、介護報酬の基本単価の引き下げ、補足給付の見直し、利用料2割負担の導入などが次々と実施されています。

本市では高齢化率が38%（平成27年4月現在）と年々高くなると共に、低所得の高齢者や独居高齢者も多く、介護体制の整備・充実は欠かせません。しかし、今回の「医療・介護総合法」による、要支援者の除外や補足給付の見直しなどで、高齢者やその家族には新たな負担増、また介護事業所においては職員確保や経営面で、非常に厳しい運営を余儀なくされています。

高齢期を迎えても、住み慣れた地域で安心して住み続けていくことは住民全体の願いであり、地域の活力にも影響してきます。

よって政府におかれては、介護保険制度を改善していただくよう下記の点を強く要望します。

## 記

1. 処遇改善加算は介護報酬への組み入れでなく、交付金とすること。また事務の簡素化、加算の要件を撤廃すること。
2. 利用料2割負担、補足給付を元に戻すこと。
3. 要支援者を介護保険給付の対象にもどすこと。
4. 国庫負担を増額し、基本報酬単価の引き上げ、利用者の負担軽減をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第 5 号

障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める  
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 18 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	森 田 雄 介
賛成者	〃	小 松 紀 夫
賛成者	〃	濱 田 百合子

障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書（案）

近年、障害者総合支援法で規定された介護保険優先原則がもたらす弊害が明らかになり、一部の自治体では審査請求や訴訟にまで発展しました。そこで、厚生労働省は、2014年に2つの制度の適評関係について自治体運用に関する調査を行い、2015年にはその調査結果を踏まえて、障がい者の個々の実態に則したものにしよう「事務連絡」を発しました。また、2010年1月には、国と障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団との間で「介護保険優先原則を廃止し、障がいの特性を配慮した選択制等の導入をはかること」との「基本合意」が締結されていますが、現実には、障がい者の特性に配慮された状況にはなっていません。

よって国におかれては、障がい者が65歳になっても64歳までと同じように安心して生活できるよう、障害者総合支援法における介護保険優先原則を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月18日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

平成28年3月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
承認 第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案承認	28. 3. 18
議案 第1号	平成28年度香美市一般会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第2号	平成28年度香美市簡易水道事業特別会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第3号	平成28年度香美市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第4号	平成28年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第5号	平成28年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第6号	平成28年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第7号	平成28年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第8号	平成28年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第9号	平成28年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第10号	平成28年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第11号	平成28年度香美市水道事業会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第12号	平成28年度香美市工業用水道事業会計予算	原案可決	28. 3. 18
議案 第13号	平成27年度香美市一般会計補正予算（第7号）	原案可決	28. 3. 2
議案 第14号	平成27年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	28. 3. 18
議案 第15号	平成27年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算 （第3号）	原案可決	28. 3. 18
議案 第16号	平成27年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	28. 3. 18
議案 第17号	香美市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 18 号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 19 号	香美市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 20 号	香美市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 21 号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 22 号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 23 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 2
議案 第 24 号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 25 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	撤 回	28. 3. 2
議案 第 26 号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 27 号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 28 号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 29 号	香美市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 2
議案 第 30 号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 31 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 32 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 33 号	香美市行政不服審査会条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 34 号	香美市職員の退職管理に関する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 35 号	開発センター物部の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 36 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	28. 3. 18

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 37 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 38 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 39 号	香美市過疎地域自立促進計画の策定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 40 号	市道の路線の認定について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 41 号	市道の路線の廃止について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 42 号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について	原案可決	28. 3. 18
議案 第 43 号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更に伴う財産処分について	原案可決	28. 3. 18
同意 第 1 号	教育委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 2 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 3 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 4 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 5 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 6 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 7 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 8 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 9 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 10 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 11 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 12 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 13 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2



事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
同意 第 14 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 15 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 16 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 17 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 18 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 19 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
同意 第 20 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	28. 3. 2
発議 第 1 号	香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 2
発議 第 2 号	香美市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	原案可決	28. 3. 2
発議 第 3 号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
発議 第 4 号	香美市産業振興条例の制定について	原案可決	28. 3. 18
意見書案 第 1 号	環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書の提出について	原案可決	28. 3. 18
意見書案 第 2 号	介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	28. 3. 18
意見書案 第 3 号	政治資金パーティーを含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書の提出について	原案否決	28. 3. 18
意見書案 第 4 号	介護保険制度の改善を求める意見書の提出について	原案否決	28. 3. 18
意見書案 第 5 号	障害者総合支援法における介護保険優先原則の廃止を求める意見書の提出について	原案否決	28. 3. 18

## 2. 請 願 関 係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
請願 第 1 号	香美市に小児科（小児アレルギー対応等を含む）を誘致していただくこと	原案採択	28. 3. 2